

令和4年1月28日 資料No.3-4
総務常任委員会

風水害編

第1部 総則	1
第1章 総論	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の目標	1
第4節 計画の修正	1
第5節 他の計画との関係	2
第6節 計画の推進	2
第2章 港区の現状と被害想定	5
第1節 港区の概況	5
第2節 気象の概況	13
第3節 洪水予報河川の概況	15
第4節 計画の前提とする被害想定	17
第3章 各地区の街づくりの現状と課題	21
第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）	22
第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）	23
第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）	23
第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）	24
第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）	24
第4章 区、区民、事業者の基本的責務と区、防災関係機関等の役割	26
第1節 区、区民、事業者の基本的責務	26
第2節 区及び防災関係機関等の役割	27
第5章 港区防災会議	32
第1節 港区防災会議の設置	32

第2部 風水害予防計画	37
第1章 風水害予防対策	37
第1節 洪水対策	38
第2節 高潮対策	39
第3節 内水排除対策	40
第4節 都市型水害対策	40
第5節 積乱雲に伴う予測困難な気象災害対策	46
第6節 土砂災害対策	46
第2章 都市施設の安全化	50
第1節 ライフライン施設の安全化	50
第2節 道路及び交通施設の安全化	56
第3節 区有施設の安全化	62
第3章 帰宅困難者対策	63
第1節 帰宅困難者対策の推進	64
第4章 区民等の防災行動力の向上	69
第1節 防災知識普及計画	69
第2節 防災住民組織の育成	74
第3節 地域防災訓練の充実	76
第4節 事業所の水防対策	77
第5節 区民等の自主救護能力の向上	78
第6節 ボランティアの受入れ、連携	79
第5章 要配慮者の安全確保	82
第1節 避難行動要支援者名簿の作成	83
第2節 避難行動要支援者名簿の活用	83
第3節 実効性のある支援策の構築	85
第4節 外国人支援対策	87
第6章 防災関係機関の訓練計画	88
第1節 水防訓練	88
第2節 職員の防災教育及び訓練	89
第7章 情報連絡体制の整備	96
第1節 情報収集・伝達体制の整備	97
第2節 防災行政無線の整備	100
第3節 下水道施設における降雨情報システム	101

第8章 避難者対策	102
第1節 避難体制の整備	102
第2節 避難施設の整備	103
第9章 救援・医療救護体制の整備	111
第1節 給水体制の整備	112
第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備	113
第3節 医療救護体制の整備	116
第4節 防疫体制の整備	117
第5節 遺体の取扱い	118

第3部 風水害応急対策計画	119
第1章 災害応急対策の活動態勢	119
第1節 港区の活動態勢	125
第2節 港区災害対策本部	125
第3節 港区の水防態勢	131
第4節 港区の除雪態勢	136
第5節 防災関係機関の活動態勢	140
第6節 水防本部から災害対策本部への移行	146
第2章 災害救助法の適用	147
第1節 救助の実施機関	147
第2節 港区における適用基準	147
第3節 被災世帯の算定基準	148
第4節 救助の種類	149
第5節 救助の実施方法等	149
第3章 公用負担	151
第1節 区長に権限のある公用負担の種類	151
第2節 公用負担の権限の行使	152
第3節 公用負担命令票	152
第4章 相互協力・派遣要請	153
第1節 港区内の防災関係機関との相互協力	154
第2節 東京都との相互協力	154
第3節 他区市町村等との相互協力	156
第4節 自衛隊災害派遣	157
第5節 民間協力団体の協力	158
第6節 ボランティアとの連携	159
第5章 情報連絡活動計画	161
第1節 荒川洪水予・警報等の伝達	164
第2節 渋谷川・古川洪水予・警報等の伝達	166
第3節 竜巻注意情報の伝達	169
第4節 その他気象等に関する通報	169
第5節 情報連絡体制	171
第6節 被害状況等の調査報告	179
第7節 広報及び広聴	182
第6章 水防活動計画	185

第1節 水防活動	186
第2節 水防報告	190
第7章 消防・危険物等対策	191
第1節 風水害時消防活動計画	191
第2節 危険物等の応急対策	192
第3節 流出油・流木の応急対策	194
第8章 警備・交通規制計画	199
第1節 風水害時警備・警戒計画	199
第2節 交通規制	200
第9章 避難に関する計画	201
第1節 風水害の発生状況と避難の関係	202
第2節 避難情報の発令	203
第3節 避難・誘導	210
第4節 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所	211
第5節 避難者の他地区への移送	218
第6節 災害発生後の防犯対策	219
第7節 警戒区域	219
第10章 要配慮者の支援態勢	221
第1節 災害時の対応	221
第11章 救助・救急計画	223
第1節 防災関係機関の救助・救急態勢等	223
第12章 医療救護等の計画	226
第1節 医療救護等活動計画	227
第2節 保健相談等活動計画	234
第3節 防疫及び生活衛生活動計画	235
第13章 飲料水・食料・生活必需品等の救援計画	238
第1節 応急給水計画	238
第2節 食料・生活必需品等供給計画	240
第14章 輸送計画	243
第1節 緊急道路障害物除去	243
第2節 輸送車両等の調達及び配車計画	244
第3節 人員及び物資の輸送	247
第4節 水上輸送計画	247

第5節	海上緊急輸送	248
第6節	災害時臨時離着陸場候補地の選定	248
第15章	障害物除去・ごみ・し尿・がれき処理計画	250
第1節	障害物除去計画	250
第2節	ごみ処理計画	252
第3節	し尿処理計画	254
第4節	がれき処理計画	257
第5節	土石・竹木等の除去計画	262
第16章	遺体の取扱い	264
第1節	遺体の取扱い	264
第2節	遺体の捜索、遺体収容所の設置、検視・検案・身元確認等	265
第3節	火葬等	268
第17章	応急住宅対策計画	272
第1節	応急仮設住宅の供給	272
第2節	被災住宅の応急修理	273
第3節	建築資材等の調達	274
第18章	労務供給計画	275
第1節	港区内業者からの雇上計画	275
第2節	東京労働局に対する要請	275
第19章	応急教育計画	276
第1節	応急教育の実施方法	276
第2節	学用品等の調達及び支給計画	278
第20章	ライフライン施設の応急・復旧対策	279
第1節	水道施設	280
第2節	下水道施設	282
第3節	電気施設	283
第4節	ガス施設	283
第5節	通信施設	285
第21章	公共施設等の応急・復旧対策	288
第1節	道路・橋りょう及び河川・海岸・港湾等施設	288
第2節	交通施設	289
第3節	公共施設等	291
第4節	土砂災害への対応	292

第22章	帰宅困難者対策	293
第1節	駅周辺での混乱防止	293
第2節	一時滞在施設の開設・滞留者の受入れ	294
第3節	徒歩帰宅者の代替輸送	295
第4節	徒歩帰宅者の支援	296
第23章	外国人支援対策	297
第1節	災害・防災情報提供の充実	297
第2節	防災ネットワークづくり	297
第3節	外国人相談窓口の設置	297
第4節	港区国際防災ボランティアの活用	298
第24章	複合災害対策	299
第1節	複合災害発生時の対応	299

第4部 風水害復旧計画.....	301
第1章 生活の安定.....	301
第1節 生活相談.....	301
第2節 義援金配付計画.....	301
第3節 職業のあっ旋計画.....	303
第4節 租税等の徴収猶予及び減免.....	303
第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付.....	306
第2章 被災証明の発行.....	313
第1節 被災証明の発行要領.....	313
第3章 激甚災害の指定に関する計画.....	315
第1節 激甚災害に関する調査.....	316
第2節 激甚災害の指定の促進.....	316
第3節 特別財政援助額の申請手続.....	316

第 1 部 總 則

第1部 総則

第1章 総論

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、港区防災会議が作成するものです。

区の地域に係る災害（災害対策基本法第2条第1号の災害をいう。以下同じ。）に関し、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 計画の位置付け

第1 この計画は、災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包含する包括的かつ総合的な計画です。

第2 この計画は、区や東京都、防災関係機関の責任の明確化とともに、各施策を有機的に結合した計画です。

第3 この計画は、災害対策の恒久的な計画です。

第4 この計画は、港区業務継続計画（平成31年1月改定）、港区災害対応マニュアル（平成25年6月改定）及び港区震災復興マニュアル（平成25年7月改定）の内容の根幹となる計画で、「港区防災街づくり整備指針」及び「港区地域強靱化計画」と連携するものです。

第3節 計画の目標

この計画においては、発生が危惧されている大規模自然災害に的確に対応できる実効性の高いものとしていきます。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します。防災関係機関は関係のある事項について、計画修正案を港区防災会議に提出するものとします。

第5節 他の計画との関係

この計画は、「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」等と整合性を図ります。

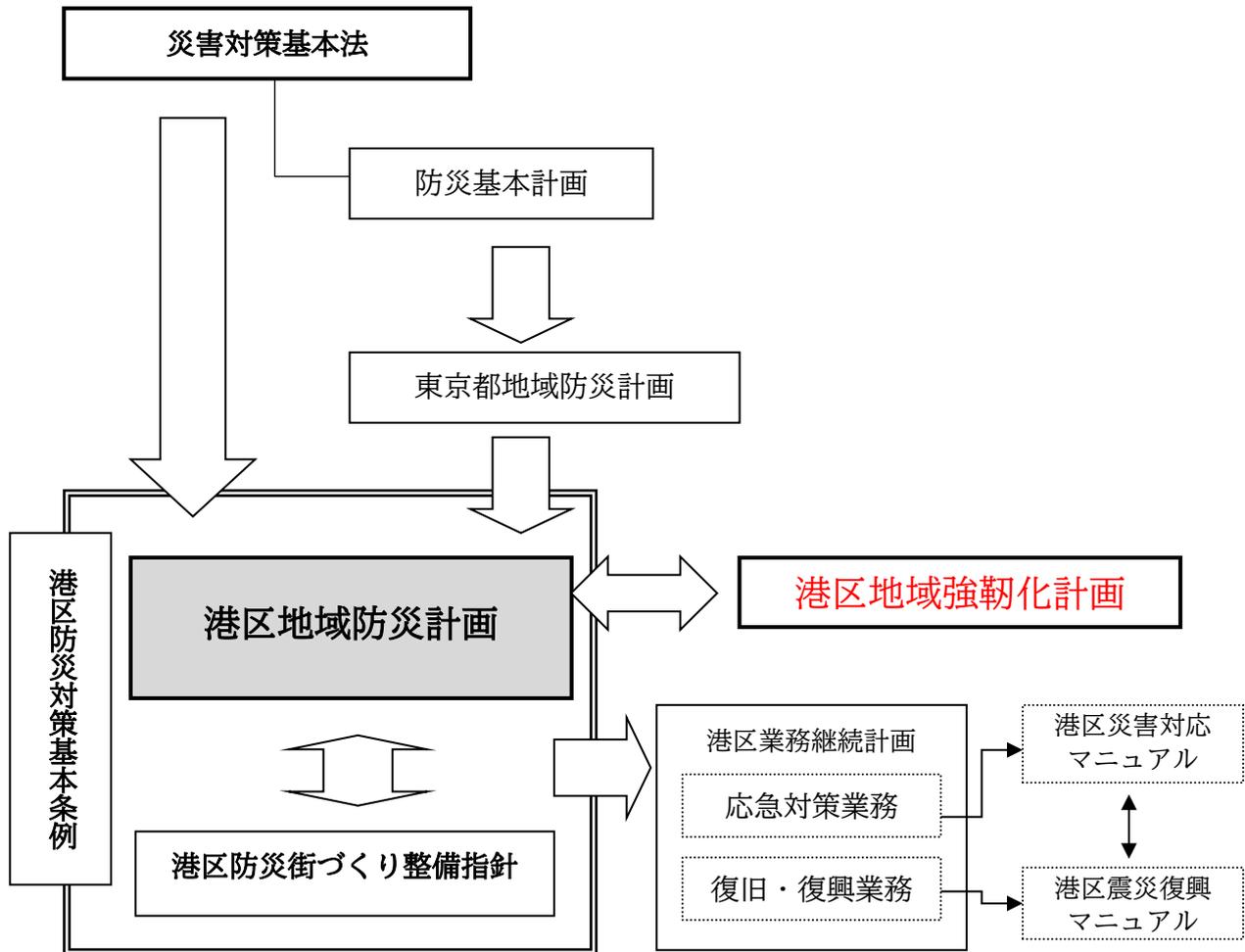


図1-1-1 「港区地域防災計画」とその他の計画等との関係

第6節 計画の推進

区及び地域における各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要があります。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などをおして本計画を習熟し、風水害への対応力を高めます。

第8節 「港区地域防災計画（令和4年3月修正）」のポイント

第1 令和4年3月修正の基本的考え方

令和4年3月修正に当たっては、令和3年5月の災害対策基本法の改正や国の防災基本計画を受けて、災害対応業務のデジタル化の推進、福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する避難体制の充実などといった災害対策に加え、東京都による浸水想定区域の見直しなどを踏まえた区有施設の浸水対策や、令和3年10月7日の千葉県北西部地震を踏まえた帰宅困難者対策の見直しなどについて修正します。

第2 「港区地域防災計画（令和4年3月修正）」のポイント

1 「災害対応業務のデジタル化の推進」に関わる事項

(1) ICT技術やAIのシステムによる災害対策本部機能の強化

・ AIによる災害時の情報収集体制の強化

災害時に、AIによるSNS上の投稿情報を情報解析システムから収集し、区民や関係機関から提供される情報との照合等により事態の状況把握を明確化するとともに、災害対策本部での迅速かつ的確な判断・対応に繋がります。

・ 避難行動支援に向けたICT技術の検討

災害時において的確に避難情報を発信し、区民の避難行動を支援するため、ICT技術を活用した避難情報の発令判断支援や、港区防災行政無線・港区防災ラジオ・防災情報メール等区民への情報発信機能と連携するシステムの構築を、国や東京都のデジタル化の取組と連携しながら検討します。

2 「区有施設の浸水対策の充実」に関わる事項

(1) 区有施設の浸水対策工事等の実施

・ 区有施設における浸水対策の実施

東京都の城南地区河川流域の浸水想定見直し、高潮氾濫危険水位の運用開始や隅田川及び新河岸川流域の浸水想定の見直しを受け、浸水想定区域内にある区有施設に対し、浸水規模を踏まえた対策を実施していきます。

電気配管や排水への工事、止水板等の設置、浸水対策資器材の配備を浸水想定区域内にある区有施設に実施し、区有施設の災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保します。

3 「福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保」に関わる事項

(1) 福祉避難所における避難行動要支援者の受入れ体制

・ 福祉避難所における避難行動要支援者の受入把握

福祉避難所における避難行動要支援者の受入れに当たり、事前に福祉避難所の実情や要介護高齢者の介護度、障害特性、医療的ケアなど、当該施設を利用している避難行動要支援者の状況を踏まえた福祉避難所ごとの受入対象者を把握します。

(2) 災害時における避難行動要支援者の支援体制

・ 災害時における避難行動要支援者の安否確認体制の構築

災害時協力協定に基づき、区内の介護事業者や障害福祉関係事業者が災害時避難行動要支援者名簿を活用して、要支援者の安否確認を行います。

区内の介護事業者や障害福祉関係事業者と、災害時協力協定の締結をさらに進め、災害時の避難行動要支援者の安否確認や区民避難所等で必要な支援を迅速に行う体制を強化します。

・福祉避難所への応援体制

障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます。

4 「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する避難体制の充実」に関わる事項

(1) 自宅療養者に対する避難行動の促進

・ハザードマップの周知

平時から自宅療養者等に向けて、区のホームページ上で各ハザードマップを周知し、警戒区域や災害の発生に備えた避難行動の確認等を促します。

・自宅療養者専用連絡先の設置

避難情報の発令により区民避難所が開設する場合、自宅療養者専用電話を開設し、ハザードマップ上の警戒区域等にいる避難が必要な自宅療養者や、自宅で過ごすことに不安を感じ、避難を希望する自宅療養者に対し、適切な避難行動を促します。

5 その他施策の進展等を踏まえた修正事項

(1) 令和3年10月7日の千葉県北西部地震を踏まえた帰宅困難者対策の充実

夜間休日における対応について関係事業者と協議を進めるとともに、鉄道事業者とも受入れ手順の確認や連絡訓練を実施し、帰宅困難者対策を充実します。

(2) 災害対策本部への消防署の参画の推進

大規模災害時において区の地域における被害を最小限に抑えるため、区内各消防署長に対し職員の災害対策本部への派遣を求め、区と消防署の更なる連携の強化を図ります。

第2章 港区の現状と被害想定

第1節 港区の概況

第1 地勢の概況

1 位置

港区は、東京都のほぼ南東部に位置し、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。

港区の東端は、台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。

南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。

2 地勢

(1) 地形

区内の地形は、北西一帯の高台地と南東の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地からなっています。

麻布、赤坂、高輪地区の高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)¹があります。

一方、芝、芝浦港南地区は東京湾に面した低地・埋立地からなっています。区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。

最高地は赤坂台地の北青山三丁目 3 番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近で海拔 0.08m です。

(2) 地質地盤

港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手河谷低地に主として分布しています。

（震災資料編 震 1-2-1 地形分類図 参照）

（震災資料編 震 1-2-2 地層断面図 参照）

¹ 土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される、土砂災害警戒区域(土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域。傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の斜面(急傾斜地)で、急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域及び下端から急傾斜地の高さの 2 倍(50m を超える場合は 50m)以内の区域)及び、土砂災害特別警戒区域(土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域。)

² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

港区の総面積は 20.37 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.43 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.37 km ²
芝浦港南地区	4.77 km ²



2 人口

(1) 人口・世帯

令和3年4月1日現在、港区全体の人口¹は、258,821人で、人口密度は、12,706.0人/km²、世帯数は146,833世帯です。その内、日本人の人口は、男112,373人、女128,157人、計240,530人となっています。外国人の人口は、男9,558人、女8,733人、計18,291人となっています。

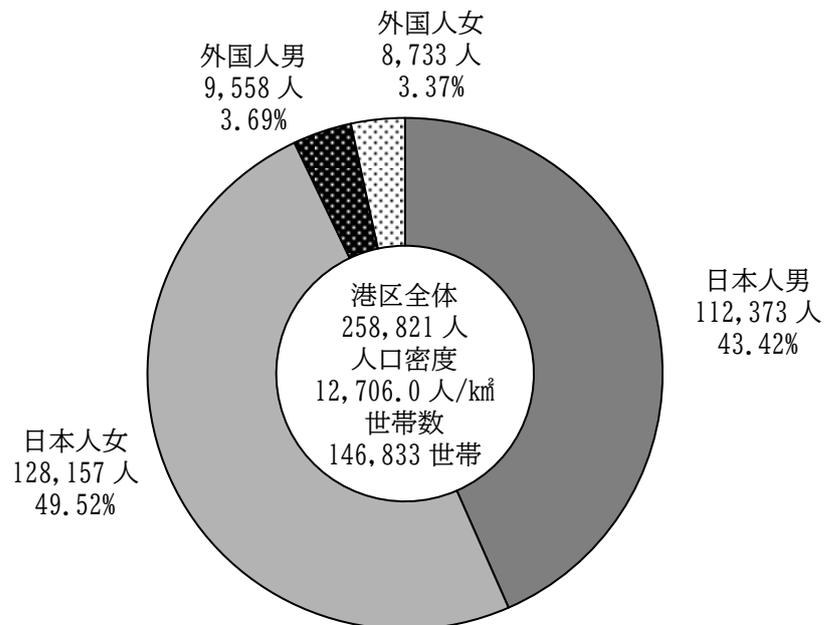


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

(2) 年齢別人口

令和3年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口¹は、年少（0～14歳）35,662人、生産年齢（15～64歳）178,969人、老年（65歳～）44,190人となり、65歳以上の人口が全体の17.07%を占めます。

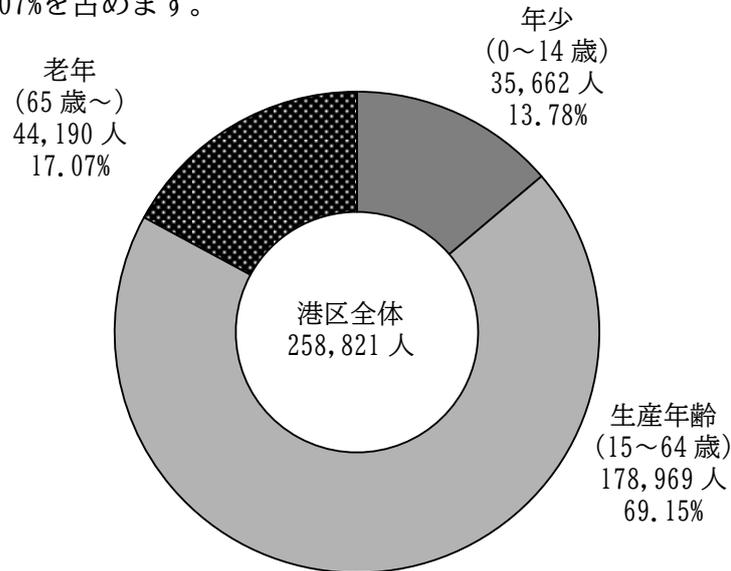


図1-2-2 港区の年齢人口

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

(3) 外国人

令和3年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人¹は、18,291人となり、日本人は、240,530人となっており、港区に在住する外国人は、全体の7.07%を占めます。

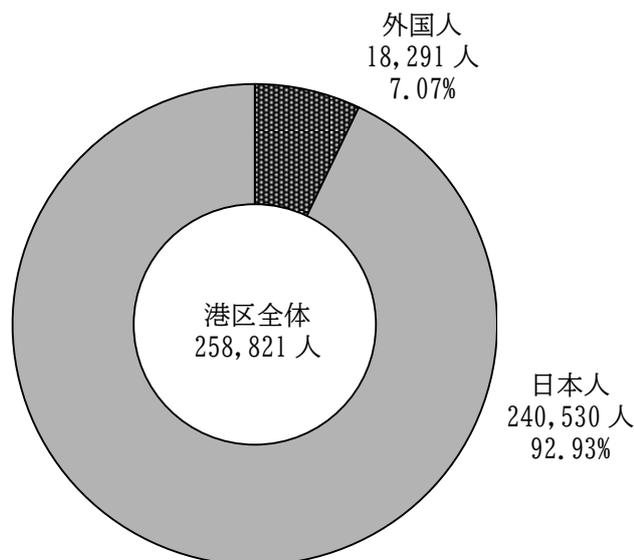


図1-2-3 港区の外国人の数

¹ 区内在住外国人：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査¹による港区の昼間人口は 940,785 人で、平成 27 年国勢調査の夜間人口 243,283 人と比較すると 3.87 倍もの人口になっています。

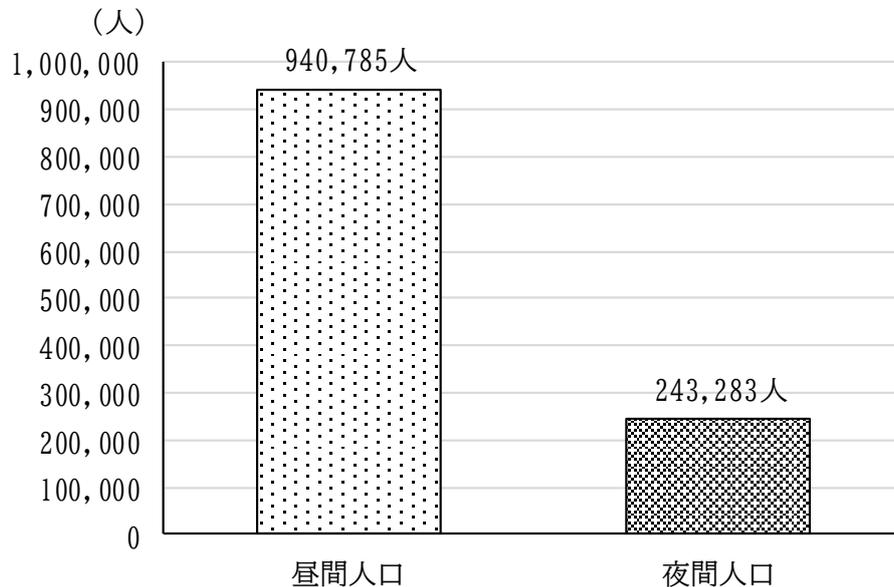


図 1 - 2 - 4 港区の昼間人口・夜間人口

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口は、高輪地区が最も多く、61,492 人です。次いで、麻布地区で 61,003 人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、17,670.1 人/km²、次いで麻布地区で 16,095.8 人/km²となっています。

表 1 - 2 - 1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人 (人)			外国人 (人)			人口 密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	41,631	38,998	18,456	20,542	2,633	1,433	1,200	9,355.3
麻布	61,003	54,156	25,239	28,917	6,847	3,632	3,215	16,095.8
赤坂	37,491	34,706	16,155	18,551	2,785	1,448	1,337	9,349.4
高輪	61,492	58,877	26,270	32,607	2,615	1,307	1,308	17,670.1
芝浦港南	57,204	53,793	26,253	27,540	3,411	1,738	1,673	12,328.4
合計	258,821	240,530	112,373	128,157	18,291	9,558	8,733	12,706.0

¹ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。
基準日は、毎年10月1日現在です。

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、9,611人です。次いで、麻布地区で8,439人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、43,041人です。次いで、高輪地区で40,962人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、12,182人です。次いで、麻布地区で9,523人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産 年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)	地区の人口に おける老年 (65歳～) の割合(%)
芝	4,526	29,805	7,300	41,631	17.54
麻布	8,439	43,041	9,523	61,003	15.61
赤坂	4,738	25,067	7,686	37,491	20.50
高輪	8,348	40,962	12,182	61,492	19.81
芝浦港南	9,611	40,094	7,499	57,204	13.11
合計	35,662	178,969	44,190	258,821	17.07

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、6,847人です。次いで、芝浦港南地区で3,411人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、11.22%、次いで赤坂地区で7.43%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計(人)	地区の人口における 外国人の割合(%)
芝	2,633	38,998	41,631	6.32
麻布	6,847	54,156	61,003	11.22
赤坂	2,785	34,706	37,491	7.43
高輪	2,615	58,877	61,492	4.25
芝浦港南	3,411	53,793	57,204	5.96
合計	18,291	240,530	258,821	7.07

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、370,891 人です。次いで、赤坂地区で 190,730 人となっています。地区別の夜間人口では、高輪地区が最も多く 59,416 人、次いで麻布地区で 56,294 人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く 9.35 倍、次いで赤坂地区で 5.34 倍となっています。

表 1 - 2 - 4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間/夜間 (倍)
芝	370,891	39,655	9.35
麻布	111,998	56,294	1.99
赤坂	190,730	35,697	5.34
高輪	86,738	59,416	1.46
芝浦港南	180,414	52,221	3.45
合計	940,771	243,283	3.87

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数 (65 歳以上)¹

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	4,553	5,224	9,777
70～74歳	5,268	6,549	11,817
75～79歳	3,399	4,793	8,192
80～84歳	2,477	4,029	6,506
85～89歳	1,563	3,150	4,713
90～94歳	624	1,647	2,271
95～99歳	141	649	790
100歳以上	21	103	124
合計	18,046	26,144	44,190

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,049	4,251	7,300
麻布	3,906	5,617	9,523
赤坂	3,045	4,641	7,686
高輪	4,893	7,289	12,182
芝浦港南	3,153	4,346	7,499
合計	18,046	26,144	44,190

¹ 高齢者数：住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日）によります。

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査 (令和3年2月1日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	428	671	1,099
70～74歳	697	1,361	2,058
75～79歳	477	1,324	1,801
80～84歳	295	1,318	1,613
85～89歳	210	1,064	1,274
90歳以上	103	635	738
合計	2,210	6,373	8,583

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	414	1,063	1,477
麻布	403	1,191	1,594
赤坂	351	1,155	1,506
高輪	542	1,767	2,309
芝浦港南	500	1,197	1,697
合計	2,210	6,373	8,583

(3) 要介護認定数 (令和2年3月31日現在)

区分	人数 (人)
要支援1	1,624
要支援2	1,009
要介護1	1,725
要介護2	1,574
要介護3	1,265
要介護4	1,107
要介護5	960
合計	9,264

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (令和3年3月31日現在)

種類	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)
視覚障害	79	125	23	18	71	15	331
聴覚障害等	0	106	46	111	4	120	387
言語障害等	0	0	40	19	0	0	59
肢体不自由	249	528	631	628	224	145	2,405
内部障害	1,157	72	208	413	0	0	1,850
合計	1,485	831	948	1,189	299	280	5,032

(2) 愛の手帳所持者 (知的障害者) 数 (令和3年3月31日現在)

1度 (最重度) (人)	2度 (重度) (人)	3度 (中度) (人)	4度 (軽度) (人)	計 (人)
41	278	224	366	909

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (令和3年3月31日現在)

1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
115	853	782	1,750

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数 (令和2年3月31日現在)

3,193人

7 町会・自治会の状況 (令和2年4月1日現在)

地区	団体数(団体)	会員数(人)
芝	74	13,177
麻布	42	11,894
赤坂	35	7,029
高輪	47	16,398
芝浦港南	30	16,625
合計	228	65,123

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

港区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの進展などにより、土地利用が大きく変化しています。今後はこのような現状や、人口の急激な増加や広域交通ネットワークの強化とともに、自然災害の激甚化や新しい生活様式などの社会状況の変化に対応し、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、環境と都市機能のバランスのとれた持続可能なまちづくりを推進します。

(震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照)

2 土地利用に関する主な取組の方向性

平成29年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

①地域特性の維持・保全・更新

②土地利用転換の適切な誘導

【土地利用の誘導方針】

ア まとまった良好な住宅市街地

イ 住宅と商業・業務などが共存する市街地

ウ 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

エ 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地

オ 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

(2) 市街地整備の展開

- ①街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進
 - ②ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進
 - ③道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進
 - ④水辺に開かれたまちづくりの推進
 - ⑤公有地の有効活用
- (3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上
- ①開発事業等の計画的な誘導
 - ②開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

第2節 気象の概況

東京地方の降水量には、年間に2つのピークがあります。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現します。また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがあります。

第1 春（3月～5月）の気象

- 1 移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い
- 2 3～4月に頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある
- 3 春から夏にかけて南よりの風が卓越する

第2 夏（6月～8月）の気象

- 1 関東地方の平均的な梅雨の期間は6月8日頃から7月21日頃で、この期間は天気がぐずつく日が多い
- 2 その後は、太平洋高気圧に覆われて南よりの風が卓越し、高温・多湿の日が多い
- 3 台風の影響により天気が荒れることもある
- 4 この期間に接近する台風の平均数は、おおむね6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個となっている

第3 秋（9月～11月）の気象

- 1 夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続く、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い
- 2 その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる
- 3 冬に向かい、北よりの風が卓越するようになる
- 4 この期間に接近する台風の平均数はおおむね9月に1.1個、10月に0.6個である

第4 冬（12月～2月）の気象

- 1 乾燥した北よりの風が吹く晴れの日が多い

- 2 1月から3月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測されることもある

第3節 洪水予報河川の概況

港区内で浸水が想定される河川として、荒川、渋谷川・古川の2河川があります。

第1 荒川

平成16年9月に水防法（第10条第2項）に基づき荒川が洪水予報河川に指定されました。大雨等で荒川が氾濫のおそれがある場合には、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が合同で「荒川洪水予報¹」を発表します。

（風水害資料編 水1-1 水防法 参照）



出典：国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所ホームページ

図1-2-5 荒川洪水予報実施区間と基準地点

¹ 荒川洪水予報：基準地点の水位が定められた基準値を超えた場合に、5段階に分かれて予警報が発表されません。

第2 渋谷川・古川

平成 24 年 6 月に水防法（第 11 条第 1 項）に基づき渋谷川・古川が洪水予報河川に指定されました。大雨等で渋谷川・古川が氾濫のおそれがある場合には、東京都と気象庁予報部が合同で「渋谷川・古川洪水予報」¹を發表します。

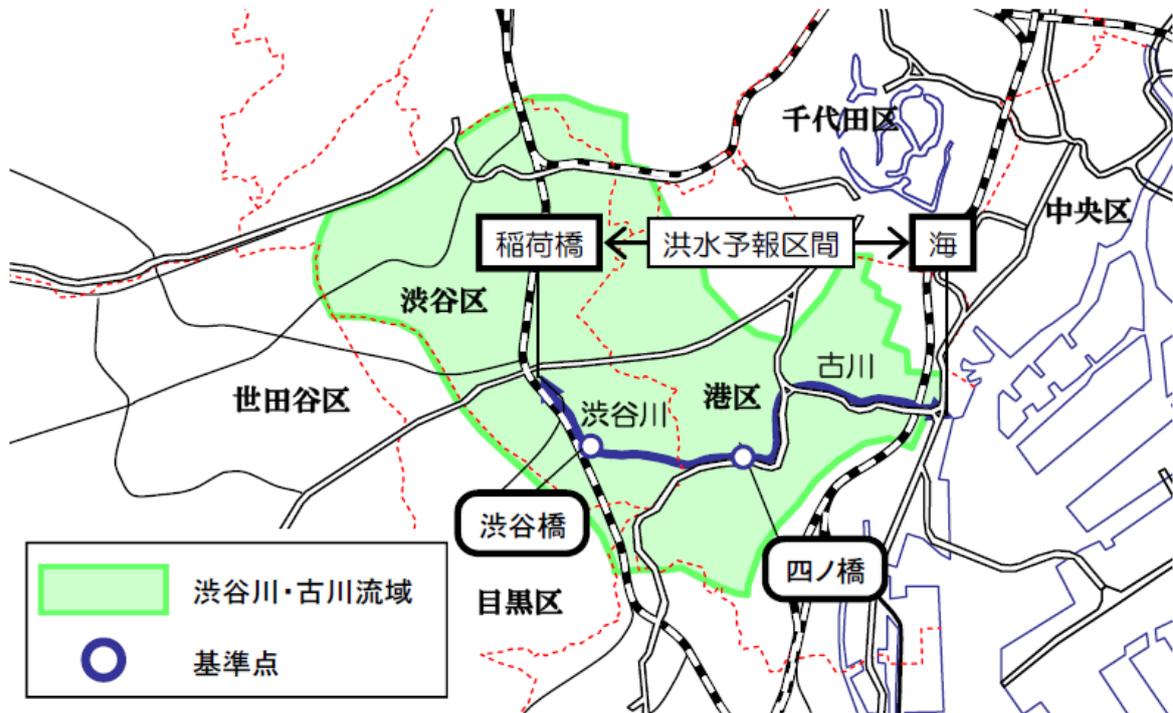


図 1 - 2 - 6 渋谷川・古川洪水予報実施区間と基準点

¹ 渋谷川・古川洪水予報：基準点のいずれか 1 地点の水位が、おおむね 1 時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に發表されます。

第4節 計画の前提とする被害想定

第1 対象とする風水害

1 洪水による浸水（荒川）

荒川流域で、想定される最大規模の雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）が降り、荒川の堤防が決壊した場合には、区内の一部地域に浸水が想定されています。

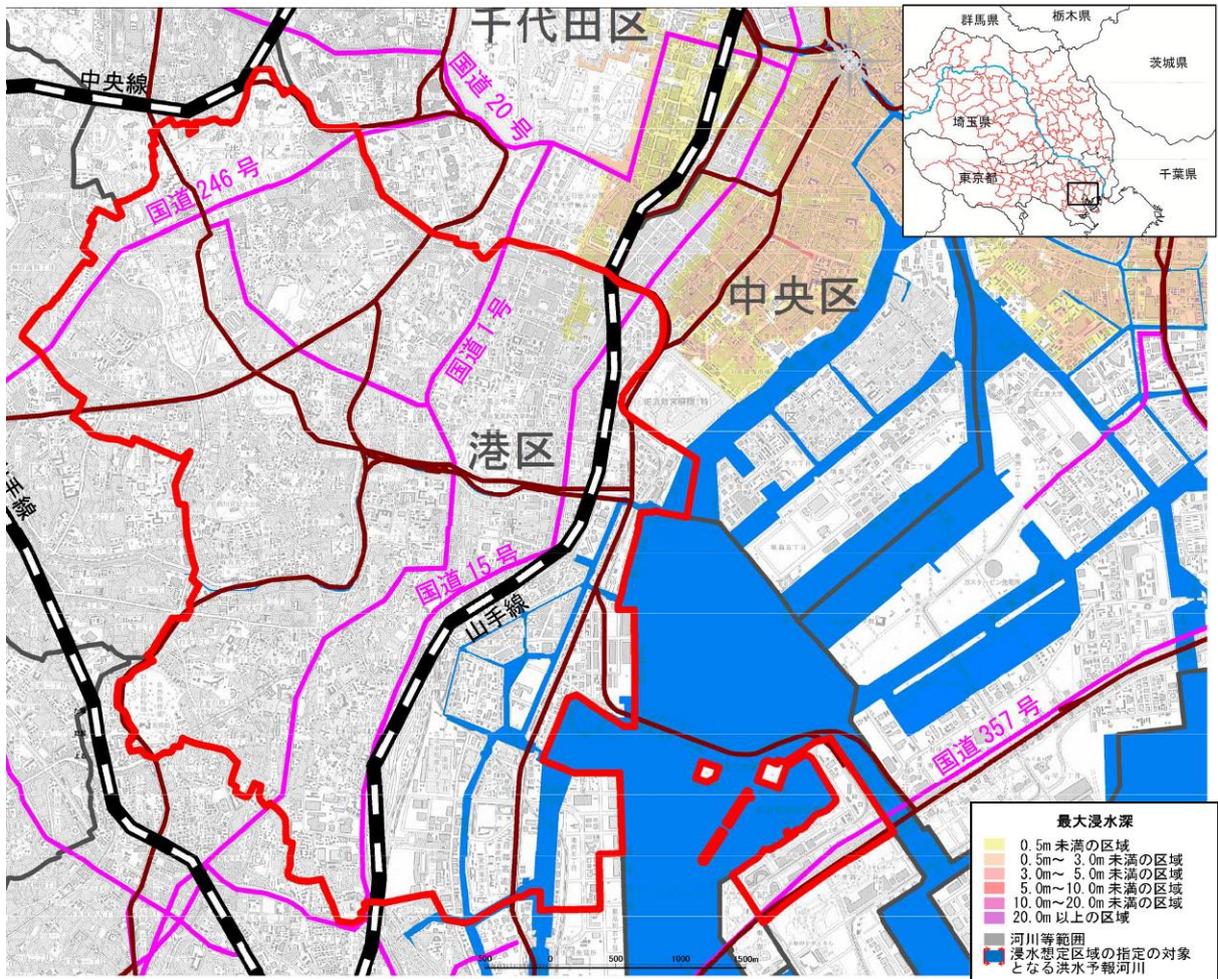
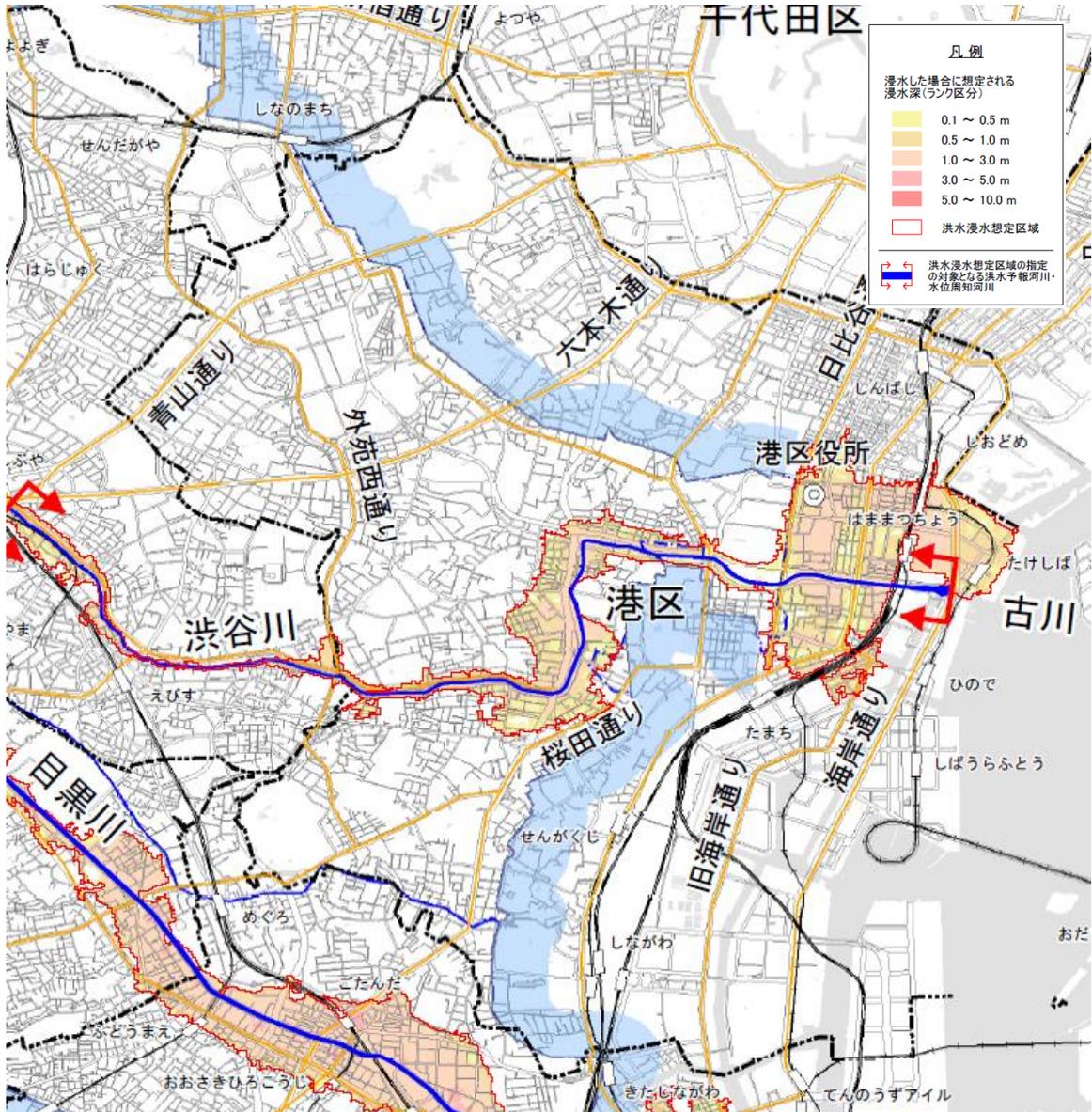


図1-2-7 荒川浸水想定図

2 洪水による浸水（古川）

古川における想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）による浸水想定がされています。



「古川水系渋谷川・古川、目黒川水系目黒川、呑川水系呑川」の一部（令和元年）

図1-2-8 古川浸水想定区域図

3 大雨による浸水

古川と隅田川及び新河岸川流域については想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mmと同じ条件の雨）による浸水想定がされています。また、荒川については想定される最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）による浸水想定がされています。

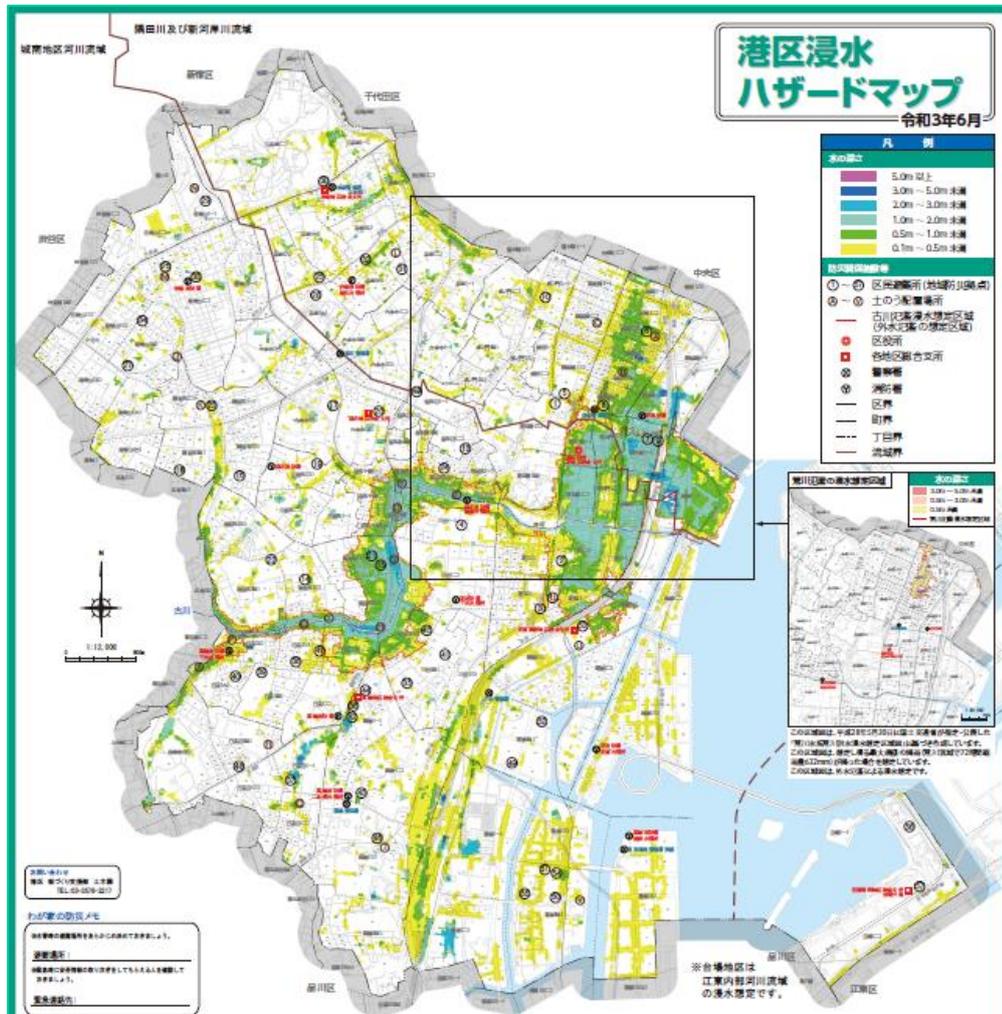


図1-2-9 港区内の浸水予想区域図

(風水害資料編 水1-2 港区浸水ハザードマップ 参照)

4 高潮による浸水

室戸台風級の台風による高潮¹を想定しています。東京湾沿いや古川沿いなどでは、高潮による浸水のおそれがあります。



「港区高潮浸水ハザードマップ」(令和2年)

図1-2-10 高潮浸水想定区域図

5 その他

風水害による洪水、大雨(内水氾濫)、土砂災害、高潮以外に竜巻による災害を想定しています。

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

第3章 各地区の街づくりの現状と課題

各地区の街づくりの現状と課題を整理するに当たり、「まちづくりマスタープラン」による5地区分類をさらに地域特性を踏まえて、10地区区分とします。

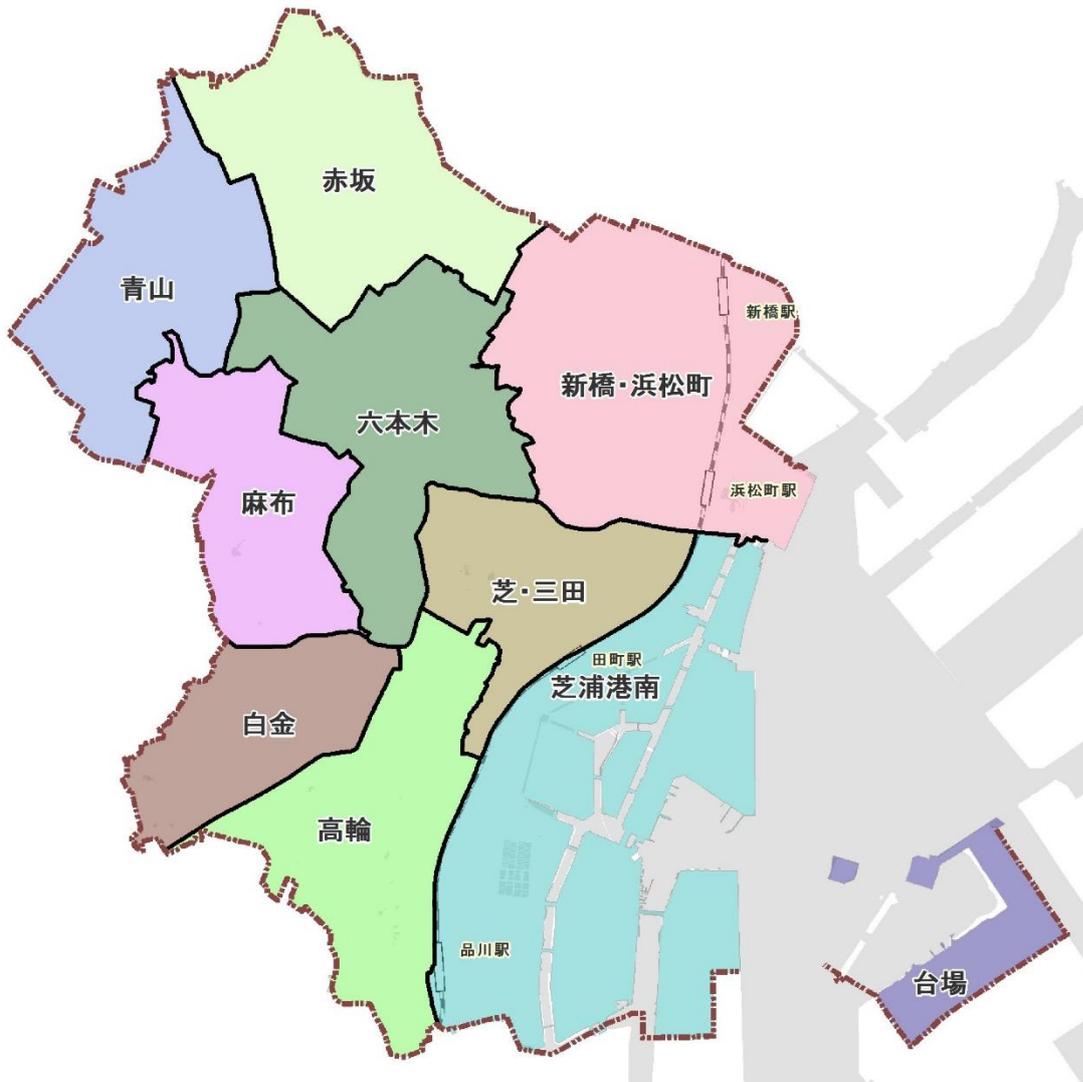


図1-3-1 周辺地区分類

第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）

第1 芝地区全体の現況

- 1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地は JR 浜松町駅付近で海拔 10.08m です。
- 2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成 24 年 6 月に古川は洪水予報河川に指定されています。
- 3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。
- 4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成 16 年 9 月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。
- 5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約 9 倍になり、5 地区の中で最も多くなっています。

第2 芝地区内における地域別の課題

1 芝・三田周辺地区

- (1) 想定しうる最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、芝一、二丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス²等では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。
- (3) 日比谷通りより東側の地域や古川沿いの地域においては、高潮により浸水する可能性があります。

2 新橋・浜松町周辺地区

- (1) 想定しうる最大規模の降雨の場合や荒川が氾濫した場合に、床上浸水が想定される地域が、新橋一～五丁目、東新橋二丁目、浜松町一丁目、海岸一丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス等では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。
- (3) 日比谷通りより東側の地域や、古川沿いの地域においては高潮により浸水する可能性があります。

¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

² アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道のことをいい、雨水等が集中し冠水しやすい構造となっています。

第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）

第1 麻布地区全体の現況

- 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。
- 2 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。
- 3 芝地区及び高輪地区の境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。

第2 麻布地区内における地域別の課題

1 麻布周辺地区

- (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、古川沿いの低地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。

2 六本木周辺地区

- (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、古川沿いの低地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。

第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）

第1 赤坂地区全体の現況

- 1 昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。
- 2 地区内の高齢者の割合が5地区の中で最も高くなっています。

第2 赤坂地区内における地域別の課題

1 赤坂周辺地区

想定し得る最大規模の降雨の場合、床上浸水が想定される地域が、外堀通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。

2 青山周辺地区

想定し得る最大規模の降雨の場合、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。

第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）

第1 高輪地区全体の現況

- 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。
- 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。
- 3 地区内の高齢者の割合が赤坂地区の次に高くなっています。
- 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。

第2 高輪地区内における地域別の課題

1 白金周辺地区

- (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、白金一丁目や外苑西通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。

2 高輪周辺地区

- (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。
- (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。

第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）

第1 芝浦港南地区の現況

【芝浦港南周辺地区】

- 1 地区の大部分が低地であり、海に面した土地の殆どが埋め立てにより作られた土地です。
- 2 芝浦港南周辺地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。

【台場地区】

- 1 埋立地であり、陸路では、レインボーブリッジのみにより芝浦・港南地区とつながっています。江東区と接する南側以外は海に接しています。
- 2 住宅の多くが高層マンションです。
- 3 台場地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。

第2 芝浦港南地区内における課題

1 芝浦港南周辺地区

- (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、港南二丁目を中心にあり、地階を有する建築物やアンダーパスでは、浸水の流入による被害が発生する可能性があります。
- (2) 国道15号より東側の地域においては、高潮により浸水被害が発生する可能性が

あります。

2 台場地区

- (1) 海岸線沿いや東京湾岸道沿いなどにおいては、高潮による浸水の可能性が高くなっています。

第4章 区、区民、事業者の基本的責務と区、防災関係機関等の役割

区、区民、事業者の基本的責務と区及び地域における防災関係機関が防災に関して処理する事務または業務の役割については以下のとおりです。

第1節 区、区民、事業者の基本的責務

第1 区、区民、事業者の基本的責務（「港区防災対策基本条例」の規定）

区分	内容
区の責務	<p>(区長の基本的責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備すること。 2 防災対策を行うにあたり、国・東京都及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めること。 <p>(地域防災計画の実施)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区長は、災害対策基本法第四十二条第一項の規定により作成された港区地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。 <p>(区の職員の責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めること。
区民の責務	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努めること。 2 区民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上 (2) 家具の転倒・落下・移動防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水、食料等生活必需品の備蓄 (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認 (7) 防災に関する知識及び技術の習得 3 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めること。
事業者の責務	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めること。 2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域におけ

区分	内容
事業者の責務	<p>る自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めること。</p> <p>3 事業者は、災害時において、従業員の一齐帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めること。</p>

第2節 区及び防災関係機関等の役割

第1 区の役割

	事務または業務
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港区防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難の勧告等及び誘導に関すること。 6 水防に関すること。 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 8 外出者の支援に関すること。 9 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 12 公共施設の応急復旧に関すること。 13 災害復興に関すること。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 15 防災住民組織の育成に関すること。 16 事業所防災に関すること。 17 防災教育及び防災訓練に関すること。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2 防災関係機関の役割

機関	事務または業務
警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関すること。 2 警報等の通報伝達に関すること。 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 7 死体の見分及び検視に関すること。 8 公共の安全と秩序の維持に関すること。 9 危険物の保安に関すること。 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関すること。

機関	事務または業務
東京消防庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
建設局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関すること（東部公園緑地事務所）。
港湾局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関すること。 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。
水道局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
下水道局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。
交通局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区 門前仲町駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。

第3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機関		事務または業務
指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震、津波情報等の伝達に関する事。 2 震災に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関する事。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事。 8 その他、震災応急対策に必要な事。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関する事。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあつては港区防災会議、発災時にあつては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びにNTT東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
	東京ガス株式会社 東京中支店	1 ガス施設の安全確保に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
	首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
	日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公共機関	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

機関		事務または業務
公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関すること。 2 防疫活動への協力に関すること。
	公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関すること。
	公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	
	一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関すること。 2 調剤・服薬指導に関すること。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関すること。 4 薬事相談に関すること。

第5章 港区防災会議

第1節 港区防災会議の設置

第1 設置の目的

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。

第2 委員の構成

1 港区防災会議

区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。

2 港区防災会議幹事会

幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。

3 部会

区長は、必要に応じて部会を設置することができます。

(震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照)

(震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照)

港区防災会議（令和3年4月1日現在）

NO	役名	委員名称
	会長	港区長
1	委員	港区議会議長
2	委員	港区議会副議長
3	委員	港区副区長
4	委員	港区副区長
5	委員	港区教育委員会教育長
6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）
7	委員	港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）
8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）
9	委員	港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）
11	委員	港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）
12	委員	港区みなと保健所長
13	委員	港区企画経営部長
14	委員	港区用地・施設活用担当部長
15	委員	港区防災危機管理室長
16	委員	港区総務部長

NO	役名	委員名称
17	委員	港区教育委員会事務局教育推進部長
18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
49	委員	東京ガス株式会社東京中支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団 委員長

N0	役名	委員名称
56	委員	愛宕一之部防災会 会長
57	委員	麻布小地区防災協議会 会長
58	委員	青山地区防災協議会 会長
59	委員	御田小地区防災協議会 会長
60	委員	港南防災ネットワーク 副会長
61	委員	お台場地区防災協議会 会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所 理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	東京海洋大学 名誉教授
65	委員	港区民生・児童委員協議会会長
66	委員	港区老人クラブ連合会 常任理事
67	委員	港区心身障害児・者団体連合会 副会長
68	委員	港区国際交流協会 常任理事・事務局長
69	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（令和3年4月1日現在）

N0	役名	委員名称
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長（港区総務部人権・男女平等参画担当課長兼務）
17	幹事	港区教育委員会事務局教育推進部教育室長
18	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事

N0	役名	委員名称
19	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会総務理事
20	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
21	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
22	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
23	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区指導担当区長
24	幹事	東京都水道局港営業所長
25	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
26	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官
27	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
28	幹事	警視庁三田警察署警備課長
29	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
30	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
31	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
32	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
33	幹事	東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
34	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
35	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
38	幹事	東京海上保安部警備救難課長
39	幹事	東京国道事務所防災情報課長
40	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
41	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長代理
42	幹事	株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部東京南支店設備部長
43	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社地域渉外担当
44	幹事	首都高速道路株式会社東京西局総務・経理渉外担当課長
45	幹事	東京ガス株式会社東京中支店地域広報担当課長
46	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
47	幹事	東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区永田町地域首席助役
48	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
49	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
50	幹事	株式会社ゆりかもめ 総務部総務課長
51	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

第2部 風水害予防計画

第2部 風水害予防計画

第1章 風水害予防対策

港区は、過去には、集中豪雨や台風により、浸水被害が起こっています。また、近年は、土地利用の進展に伴い、アスファルト舗装やコンクリート舗装等の施設が増加し、地表面の不透水性が進み、雨水の浸透機能が低下しているため、豪雨時に大量の雨水が一気に河川や下水道に流れ込み、河川が氾濫したり、排水能力を超えた下水管から雨水が路上に噴き出すなど、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになりました。加えて、強い台風が東京湾を直撃した場合、最悪の条件が重なると伊勢湾台風のような高潮による被害のおそれもあります。さらに、港区には急傾斜地が多数あり、土砂災害のリスクも潜在しています。

本章では、風水害の予防対策、防止計画等についてそれぞれの施策を明らかにします。

【現況】

- 1 雨水流出抑制施設の設置
- 2 がけ・擁壁改修工事に対する助成を実施
- 3 東京都の水害対策事業として、護岸整備、調節池整備、防潮堤¹整備を実施
- 4 内水排除施設の設置
- 5 洪水予報²河川（荒川、古川）の浸水ハザードマップの作成・公表の実施
- 6 区の避難情報の発令基準の運用

【課題】

- 1 区民等の風水害に対する意識を向上させることによる、浸水被害の軽減
- 2 地下街や地下鉄事業者等の各地下施設管理者の連携
- 3 土砂災害のソフト・ハード対策
- 4 予測することが困難な気象現象への対応

【対策の方向性・到達目標】

- 1 区民が災害発生のおそれがある場合に率先して避難できるよう、ハザードマップ等による各地域の災害リスクの周知徹底
- 2 地下街等が連携した浸水対策協議会への支援
- 3 地下街等及び要配慮者利用施設への水害情報伝達体制の構築
- 4 気象情報や避難情報の意味、伝達方法等について、区民に周知徹底
- 5 平常時から、積乱雲に伴う予測困難な気象現象から身を守る方法を区民に周知徹底
- 6 土砂災害のおそれがある区域への情報伝達体制の構築及び改修工事等の促進

¹ 防潮堤：台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防をいいます。

² 洪水予報：洪水から地域を守る水防活動や、住民が自らを守るために必要な重要な情報です。降雨量や水位の現況や予想などが発表されます。

- 7 災害の種別に応じた避難訓練の強化
- 8 土砂災害や河川の氾濫などが同時に発生した場合の避難計画の策定

第1節 洪水対策

第1 総合的な治水対策

都内では、水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ、調節池等の設置や下水道の建設及び整備拡充等の対応策を防災関係機関と進めるとともに流域全体として河川への雨水の流出を抑えていく方策が展開されています。

総合的な治水対策については、平成5年2月に発足した東京都及び島しょ地域を除く区市町村からなる「東京都総合治水対策協議会」が、当面の目標である1時間50mm程度の治水安全度を確保するため、種々の施策を策定し、その推進に努めています。

なお、平成27年度末から、古川地下調節池の取排水が開始されました。

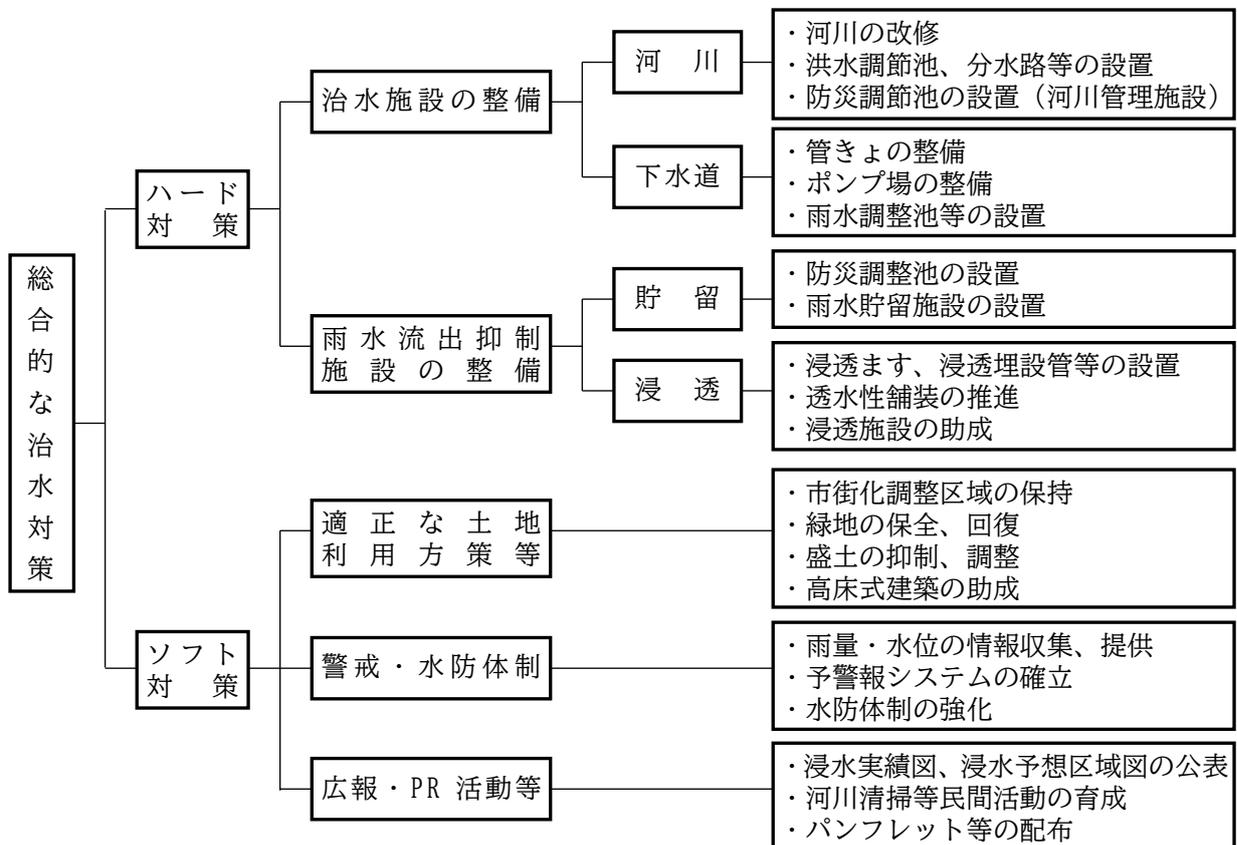


図2-1-1 ハード・ソフト対策による総合的な治水対策の推進

区では、「東京都総合治水対策協議会」で平成21年3月に策定された「渋谷川・古川流域豪雨対策計画」に基づき、流域対策として、建築物の新設等を行う事業者に対し、雨水流出抑制施設を設置するよう指導しています。

第2 荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会

荒川流域では、河川管理者、東京都、区等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設置されています。当該協議会では、平成28年から5年間で達成すべき目標として、荒川下流域の地形・社会特性を踏まえ、荒川水系（東京都）で発生し得る大規模水害に対し、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないこと」を目指す、としています。

また、上記の目標を達成するための主な取組として、

- 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
 - 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組
- を、実施していくこととしています。

第2節 高潮対策

東京湾に臨む港区のほとんどの地帯は、A.P.¹+4m以下の地帯で、海岸及び河川の高潮対策事業は、都建設局と都港湾局で防潮堤建設を計画し整備が行われています。

旧築地市場から目黒川に至る区域には、水門7門、排水機場2か所が整備されています。

この内、区内には古川水門、日の出水門、高浜水門、天王洲水門及び芝浦排水機場が設置されています。

なお、昭和56年度から東京都では港地区内各運河の内部護岸の整備を実施しており、今後も継続して整備していく予定です。

¹ A.P.：荒川水系における水準を表す言葉で Arakawa Peil の略です。中央区新川にある「霊岸島水位観測所」で A.P. ±0 が定められて、現在全国の高さの基準である T.P.（東京湾中等潮位＝海拔）は、A.P. +1.134m です。

第3節 内水排除対策

区は、坂が多く起伏の著しい地形であるとともに、都市化の進展に伴い、地表面の不浸透化が進み、低地帯において、豪雨の際に一時的に排水不能となり、浸水被害が発生しています。

これらを防止するため、河川改修、下水道幹線整備、雨水流出抑制など総合的な治水対策を防災関係機関とともに進めています。

第1 区

区内1か所に排水場を設け、低地内水排除に努めています。

第2 都港湾局（東京港建設事務所）

芝浦に排水機場を設け、低地内水排除に努めています。

表2-1-2 内水排除施設の現況

区 都 別	排水機場	所在地	ポンプ		放流先	備 考 (ポンプ規格)
			口径mm	出力ps		
区	車町	芝浦4-3-30	150	5.5	高浜 運河	2.3m ³ /min*8.6m
			150	5.5		2.3m ³ /min*8.6m
都	東京港 建設事務所 芝浦	港南3-9-63 地先	2,300	1,100	東京港	44.0m ³ /sec (3台)
			2,300	1,100		
			2,300	1,100		

第3 都下水道局

自然流下で雨水を公共用水域に排除することが困難な区部低地帯では、下水道ポンプ所で雨水を排除することとし、1時間50mmの降雨に対処しうるよう、計画を実施しています。

このためのポンプ所の施設計画は2か所で、平成23年度末において汐留第二・芝浦の2か所のポンプ所が稼働しています。

また、自然排水が困難になった地域を、ポンプ排水区域へ編入するため、主要管渠及びポンプ所等基幹施設の能力増強を行っています。

さらに、豪雨時における雨水流入量の急増に対応するため、先行待機型ポンプの導入を進めています。

第4節 都市型水害対策

急激な都市化の進展は、都市から雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させています。また、最近では、ヒートアイランド現象が原因と思われる局地的な集中豪雨が増加しています。

その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになりました。

対策としては、下水道施設の整備、雨水流出抑制施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、荒川洪水予報河川、渋谷川・古川洪水予報河川¹の指定による情報提供、雨量等の情報提供、浸水ハザードマップの作成・公表を行っています。

¹渋谷川・古川洪水予報：基準点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。

第1 ハード対策

1 下水道施設の整備

下水道は、都市型の浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急を実施することにより、災害から区民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っています。

(1) 防止計画

区内の下水道の排除方式は、大部分が汚水と雨水の合流式ですが、芝浦処理区の一部は分流式です。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下です。

しかし、自然流下による雨水排除が困難である地域のため、ポンプ吸揚により雨水を強制排除することを目的に、汐留第二ポンプ所を建設するとともに、幹線等の整備を行っています。

表2-1-3 都下水道局のポンプ所及び水再生センターの揚水能力一覧表

施設名	計画排水量			現有排水能力	内訳		備考
	晴天時汚水 m ³ /日	雨天時汚水 m ³ /日	雨水量 m ³ /秒		汚水ポンプ m ³ /分	雨水ポンプ m ³ /分	
汐留第二ポンプ所	14,500	314,200	31,567	2,280	—	2,280	GTG (10000KVA) 2台
芝浦ポンプ所	897,700	2,728,166	26.158	4,110	2,090	2,020	GTG (17000KVA) 2台
芝浦水再生センター	850,000	5,356,000		2,520	2,520		GTG (18000KVA) 2台
台場その1ポンプ所	11,840	11,840		1,080	1,080		DG (250KVA) 1台
台場その2ポンプ所	21,950	21,950		1,080	1,080		DG (300KVA) 1台

DG：ディーゼル発電機 DP：ディーゼルポンプ GTG：ガスタービン発電機

2 雨水流出抑制施設の整備

区では、都市型水害の防止を図るとともに、快適な都市環境を確保するため、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透雨水ますの設置等を実施しており、公園や学校等の区施設においても雨水流出抑制施設の設置を進めています。また、平成6年1月から、区内で住宅・業務ビル等の新築や増改築、駐車場を設置・拡張する事業者等に対し、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づく指導を行っています。

(1) 雨水流出抑制の方法及び種類

(方法)

貯留：地下貯留槽、広場貯留域等を設けて、雨水を一時的に貯留して、流出の抑制を図る施設

浸透：浸透トレンチ、ます及び透水性舗装など雨水を地中に浸透させることにより、流出の抑制を図る施設

(種類)

貯留：地下貯留槽、広場貯留、公園貯留、運動場貯留等

浸透：浸透トレンチ・浸透ます、浸透U型溝、透水性舗装、浸透池等

第2 ソフト対策

1 荒川

(1) 荒川洪水予報の伝達

国土交通省関東地方整備局では大雨等による荒川の氾濫に備え、気象庁との合同により、平成16年9月に荒川を洪水予報河川に指定しています。荒川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 荒川浸水想定区域

平成13年7月に「水防法」の一部が改正され、国土交通大臣等により浸水想定区域の指定・公表等が義務づけられ、荒川においても浸水想定区域が指定・公表され、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」が公開されています。また、平成27年5月に水防法の一部が改正され、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を河川管理者より指定・公表することとなりました。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の荒川の浸水想定区域を示しています。

2 渋谷川・古川

(1) 渋谷川・古川洪水予報の伝達

東京都では大雨等による河川の溢水に備え、気象庁との合同により渋谷川・古川を洪水予報河川に指定しています。渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 渋谷川・古川浸水想定区域

東京都都市型水害対策検討会において、「城南地区河川流域浸水予想区域図」「隅田川及び新河岸川流域」が公表されるとともに、関連区はこの予想区域図を踏まえて洪水ハザードマップを作成・公表することとされ、「渋谷川・古川流域浸水予想区域図」が公表されています。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の古川の浸水想定区域を示しています。

3 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

荒川、渋谷川・古川の浸水想定区域においては、洪水予報等や避難情報の伝達方法等について、区民等に対する周知徹底を推進するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、区は浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達します。

(1) 地下街等における洪水予報等の伝達体制と浸水防止・避難確保計画の作成

①地下街等の範囲

「水防法」第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）は下記のとおりです。

表2-1-4 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（荒川）

種類		名称	住所
地下施設	鉄道駅	都営三田線内幸町駅	港区西新橋1-2
	地下駐車場	ニュー新橋ビル	港区新橋2-16-1

表2-1-5 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（古川）

種類		名称	住所
地下施設	鉄道駅	都営三田線芝公園駅	港区芝公園4-8-14
		都営大江戸線赤羽橋駅	港区東麻布1-28-13
		都営大江戸線麻布十番駅	港区麻布十番1-4-6
		東京地下鉄南北線麻布十番駅	港区麻布十番4-4-9

②浸水防止・避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、「水防法」第15条の二に基づき、単独でまたは共同して、当該地

下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、区長に報告するとともに、自ら公表します。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と地下街等は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

(2) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

①要配慮者利用施設の範囲

「水防法」第15条に基づき、浸水想定区域内において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に避難行動に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設は下記のとおりです。

表2-1-6 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（古川）

施設名称	所在地
芝公園保育園	芝公園 2-7-3
アスク芝公園保育園	芝 2-12-16
ゆらりん東麻布保育園	東麻布 1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2F
飯倉保育園	東麻布 1-21-2
飯倉学童クラブ	東麻布 1-21-2
さわやか保育園・麻布十番	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 2階
まなびの森保育園麻布	南麻布 1-8-11 東町小学校内
あい保育園南麻布	南麻布 2-11-10 OJビル 3階
南麻布学童クラブ	南麻布 2-11-10 OJビル 4階
太陽の子三田五丁目保育園	三田 5-4-3 三田プラザビル 3階
志田町保育室	白金 1-11-16
アイ インターナショナルスクール	三田 5-4-4 3階
PEEK A B00	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 905

施設名称	所在地
Tokyo International Kindercare 麻布校	東麻布 1-26-2 セラフ 10 3F
ベビー&キッズルーム パオ	東麻布 1-17-11TN ビル 3F
クランテテ三田	三田 1-3-31FORECAST 三田 3 階
Star Kids インターナショナルプレスクール	芝公園 2-8-2 小貝ビル 2F
放課 G0→クラブひがしまち	南麻布 1-8-11 東町小学校内
西原病院	白金 1-3-2
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1

※平成 28 年 7 月現在、荒川の浸水想定区域内に要配慮者利用施設は立地していません。

②避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、「水防法」第 15 条の三に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に努めなければなりません。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と要配慮者利用施設は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ **高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保**
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

4 浸水想定区域内の区民等への情報伝達

区では、港区役所等の区内 9 か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の 2 か所で古川の水位を 3 分ごとに計測しています。区は、古川の水位や渋谷川・古川洪水予報、荒川洪水予報、気象情報等を、防災行政無線、港区防災情報メール等により区民等に情報伝達します。

5 緊急避難場所の指定及び避難訓練の実施

区は、河川の浸水から逃れるための緊急避難場所を指定し、「港区浸水ハザードマップ」等でこれを区民に周知するとともに、避難のための訓練を実施します。

6 地下街等浸水対策協議会への支援

新橋駅東口では、地下街や地下鉄事業者、接続ビル管理者等が連携した地下街等浸

水対策協議会²が設置されています。区は、地下施設の浸水防止対策及び避難誘導が迅速に行われるよう、浸水対策協議会への気象情報等の伝達体制を構築するとともに、浸水防止のためのハード対策への支援を進めます。

浸水対策協議会は、各施設管理者が連携して浸水防止・避難確保計画を作成し、訓練を実施します。

²地下街等浸水対策協議会：大規模地下街等の管理者が連携して行う豪雨時の浸水対策を促進するため、各施設管理者と行政が協働して計画等を作成するため、平成27年10月に設置されました。

第5節 積乱雲に伴う予測困難な気象災害対策

第1 積乱雲に伴う気象現象

積乱雲に伴う気象現象として、局地的な集中豪雨、竜巻、雷があります。これらは最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月 内閣府(防災担当)）において、避難情報の発令の対象とされていません。

第2 気象注意報等の伝達

竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「雷注意報」、「竜巻注意情報」が発表されます。区は、これらの注意報等を速やかに区民に伝達します。

なお、「竜巻注意情報」は、府県予報区単位で発表され、区市町村単位では発表されません。

第3 個人対策の啓発・普及

区は、原則として、局地的な集中豪雨、竜巻、雷には避難情報が発令されないことを周知し、これらの気象現象からの身の守り方を、防災訓練時等防災イベントの際に、内閣府・気象庁のパンフレット等により啓発・普及します。

第6節 土砂災害対策

第1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。

改正土砂災害防止法（平成27年1月28日施行）では、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒区域等の指定があった場合の区市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置が講じられました。

第2 土砂災害の恐れがある箇所の周知

1 土砂災害警戒区域等の周知

東京都が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、ハザードマップを作成・配布して区民に周知しています。

2 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

第3 情報伝達体制の構築

1 気象注意報・警報等の伝達

気象庁から発表される気象注意報・警報等を港区防災情報メールや港区防災アプリにより区民に伝達します。

2 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <p>土砂災害の発生が確認された場合</p>
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂、斜面からの湧き水、地鳴り等)が発見された場合
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合(夕刻時点で発令)

3 土砂災害に関する避難指示等の発令対象地域

区内にある急傾斜地崩壊危険箇所のうち、区が目視調査で安定度が低いとされているがけ地に隣接する地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」）第7条の規定により指定される土砂災害警戒区域を含む地域、及び同法第9条の規定により指定される土砂災害特別警戒区域を含む地域（ただし、同法第4条の規定により、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定予定とされた区域は、指定区域と同様に取り扱うこととする。）とします。

浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等を用い、災害時の避難場所・避難所の確認や対象地域の区民等へ避難方法や避難の時期を周知するための訓練を推進します。

第4 訓練等の実施

浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等を用い、災害時の避難場所・避難所の確認や対象地域の区民等へ避難方法や避難の時期を周知するための訓練を推進します。

第5 がけ・擁壁の注意喚起・改修工事への支援

区は、崩れそうな斜面や亀裂の入った擁壁などの注意喚起を行うとともに、高さ2mを超えるがけ又は擁壁の所有者に対して、がけ・擁壁改修工事等を支援するためにアドバイザーを派遣しています。また、擁壁の新築工事又は築造替え工事をする際には、工事費用の一部を助成し、土砂災害に対するハード対策を進めます。

第2章 都市施設の安全化

風水害による被害の軽減・防止を図るためには、都市機能を支える電気、ガス、水道、通信等のライフライン、道路、鉄道、河川港湾等各種都市施設の安全化をすすめることが必要です。

本章では、風水害被害の軽減・防止のために防災関係機関が行う都市施設の安全化について定めます。

【現況】

- 1 下水道施設の更新、機能向上等による安全化対策の実施
- 2 電気施設（送電、変電、配電）の防水装置、建物入り口のかさ上げなどの実施
- 3 ガス施設の緊急遮断弁、防波堤の設置などによる二次災害防止の実施
- 4 電気通信設備の耐水構造化の実施
- 5 区道、公園等の透水性舗装の実施、雨水樹の整備
- 6 交通施設の安全化（止水板、防水扉などの設置）の実施

【課題】

- 1 経年化等により老朽化した下水道施設の更新
- 2 電気通信システムの多重性の確保
- 3 区道、公園等の透水性向上、雨水樹の整備
- 4 交通施設の停電対策

【対策の方向性・到達目標】

- 1 下水道施設の更新、機能向上等による安全化対策の推進
- 2 ガス施設の定期検査の推進
- 3 通信網の整備（伝送路の多ルート構成、通信ケーブルの地中化など）の推進
- 4 交通施設の防水対策、停電対策の推進**及び強化**
- 5 老朽化の著しい管渠の計画的な更新
- 6 通信に関する災害対策用機械、車両などの配備の強化

第1節 ライフライン施設の安全化

第1 区の役割

- 1 災害用トイレを確保します。
- 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。
- 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。
- 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。

第2 水道施設（都水道局）

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を行います。

なお、水道施設築造は、関係する法令や施設基準等により設計しています。

(震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照)

第3 下水道施設（都下水道局）

1 施設の現況

(1) 水再生センターとポンプ所

区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、830千 m^3 /日）と芝浦水再生センターへ送水する汐留第二ポンプ所及び芝浦ポンプ所、有明水再生センター（江東区）へ送水する台場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所の4か所があります。

① 汐留第二ポンプ所 [港区海岸1-19-66]

ポンプの大きさと台数

1,650mm (380 m^3 /分) 6台

ガスタービン発電機 (10,000KVA) 2基

② 芝浦ポンプ所 [港区芝浦4-20-48]

ポンプの大きさと台数

1,350mm (260 m^3 /分) 2台

800mm (80 m^3 /分) 1台

1,500mm (325 m^3 /分) 2台

1,650mm (365 m^3 /分) 1台

1,650mm (370 m^3 /分) 2台

1,650mm (320 m^3 /分) 4台

600mm (39 m^3 /分) 3台

300mm (14 m^3 /分) 2台

ガスタービン発電機 (17,000KVA) 2基

③ 芝浦水再生センター [港区港南1-2-28]

処理能力 830千 m^3 /日

ガスタービン発電機 (18,000KVA) 2基

④ 台場その1ポンプ所 [港区台場1-8-2]

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m^3 /分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (250KVA) 1基

⑤ 台場その2ポンプ所 [港区台場2-3-5]

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m^3 /分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (300KVA) 1基

(注) 停電の場合、汐留第二ポンプ所、芝浦ポンプ所、芝浦水再生センター、台

場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所は、非常用発電機で排水及び下水処理の機能を保持しています。

(2) 管渠

区内の下水道管渠は、四ッ谷・赤坂・溜池・高段幹線他27の幹線があり、令和元年度末の管理延長として56,733mあります。

また、枝線は409,591mであり、合計466,324mの維持管理をしています。

2 安全化対策

(1) 水再生センターとポンプ所の施設の対策

経年化等により安全性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進めています。震災対策については阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震性向上を図り、安全性の確保に努めます。

(2) 管渠の対策

管渠のうち経年化等により安全性の低下した管渠については更新を行っています。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に更新をすすめるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保を図ります。

- ①機能調査、精密点検調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行います。
- ②現行の耐震基準に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進します。なお、国等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行います。
- ③各施設間耐震性向上のために、ループ化や多重化等機能をバックアップする施設の整備を図ります。

第4 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

2 施設の防災対策

次表のとおりです。

表2-2-1 施設の防災対策

災害種別	施設名	施設の現況
洪水高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施しています。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行いますが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施しています。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施しています。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処しています。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行います。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計としています。
	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っています。
	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っています。
(地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としています。		

第5 ガス施設（東京ガス株式会社）

1 施設の現況

(1) 製造施設

ガスの製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4か所にあり、各 LNG 基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保しています。

また、「ガス事業法」等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防波堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っています。

(2) 供給施設

表2-2-2 施設の現況

施設名	施設の現況
ガスホルダー	「ガス事業法」に基づき、安全装置・遮断装置・離陸距離等を考慮して設計しています。
整圧器	地下整圧器に対しては防水を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えています。
ガス導管	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス導管は、「ガス事業法」、「道路法」等の諸法規に準拠して設計、施工しています。 2 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はPE管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用しています。 なお、地盤沈下等の著しい特殊な箇所の埋設導管については、鋼管及びPE管としています。 3 鋼管のうち本管の継手はアーク溶接とし、支管等の小口径導管は、機械的接合としています。 4 ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置しています。設置箇所は、LNG基地及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等となっています。 5 橋りょうに添架する導管は、全て鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮しています。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっています。 6 ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等防災関係機関への連絡体制を整えています。
需要家施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めています。 2 洪水対策としては、出水のおそれのある地域においては、メーター部分の位置を嵩上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしています。

2 ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、「ガス事業法」の規定に基づいた定期検査を実施しますが、特に、導管の維持管理については、次によります。

(1) 道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあつては埋設の日以後1年に1回以上、その他のものにあつては埋設の日以後4年に1回以上、告示で定める方法により検査を行います。

(2) 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後の4年に1回以上、告示で定める方法により検査を行います。

ただし、その導管、ガスメーターコック、ガスメーターまたはガス栓が設置されている場所に立ち入るにつき、その所有者または占有者の承諾を得ることができない場合は、その限りではありません。

第6 通信施設（東日本電信電話株式会社）

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施します。

(1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。

(2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行います。

(3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

(1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。

(2) 主要な中継交換機を分散設置します。

(3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築します。

(4) 通信ケーブルの地中化を推進します。

(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。

(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。

5 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

6 災害対策用機器及び車両等の配備

- (1) 災害発生時において通信を確保し、または災害から迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。
 - ①非常用衛星通信装置
 - ②非常用無線装置
 - ③非常用交換装置
 - ④非常用伝送装置
 - ⑤非常用電源装置
 - ⑥応急ケーブル
 - ⑦その他の応急復旧用諸装置

7 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

第2節 道路及び交通施設の安全化

道路及び橋りょうは、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っています。

(震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)

第1 道路施設

1 区道の整備

透水性舗装の実施、雨水枡の整備等により路上に雨水等が滞留することを極力防止し、道路交通確保に努めています。

橋りょうについては、常に良好な状態で通行を確保できるよう、さらには災害時において落橋や流橋を防止するため、5年サイクルで定期点検を実施し、その結果を踏まえ、架け替えや補強、そして補修工事及び日常の維持管理を実施しています。

2 都道の整備（第一建設事務所）

全橋りょうについて5年サイクルで定期点検を実施し、その点検結果を活用して、補修事業及び日常の維持管理を実施しています。

また、併せて、橋りょうの整備について、新設や架替えを実施しています。

3 国道の整備（東京国道事務所）

区内の国道は整備済です。

4 首都高速道路（首都高速道路株式会社）の整備

（1）防災施設等

首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できます。

（震災資料編 震2-2-5 首都高速道路の現況 参照）

（2）予防対策

①供用中の高速道路及び付属施設

排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い安全を確保します。

②供用中の自動車駐車場

お客様及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行います。

③工事中の道路及び付属施設

常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保します。

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

（1）防災設備等

都市型の集中豪雨による駅構内への浸水を防ぐため、ハザードマップ上で**浸水想定区域**にある22か所全ての駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けています。

なお、換気口を路面に設けている場合は、浸水防止機、防水用鉄ぶた等を取り付けて、浸水防止に万全を期しています。

(2) 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及び道内が長時間停電することはありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

(1) 施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数 1日平均 約 707 万人 平成 27 年度

表 2-2-3 施設の現況

路線名	港区内の駅名（17駅）
銀座線	<u>表参道</u> ・外苑前・ <u>青山一丁目</u> ・ <u>赤坂見附</u> ・虎ノ門・新橋・ <u>溜池山王</u>
丸ノ内線	<u>赤坂見附</u>
日比谷線	虎ノ門ヒルズ・神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・ <u>表参道</u>
半蔵門線	<u>表参道</u> ・ <u>青山一丁目</u>
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・ <u>溜池山王</u>
下線は複数経路線駅	

(2) 防災設備等

① 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口の浸水対策は、駅出入口の嵩上げ、止水板及び防潮扉を整備しています。さらに必要な駅には、土のうを配備しています。

② 換気口の浸水防止設備

換気口天端の標高が海拔¹3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口は、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止しています。ただし、地上2～5m立ちあがっている浸水のおそれのない場所（換気塔）には設備していません。

¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

③ トンネル坑口の浸水防止

トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止しています。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高い海拔5.3mとしています。さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けています。

④トンネル内浸水拡大防止設備

河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを東西線荒川、有楽町線新富町、半蔵門線大手町に設置して、都心への被害が拡大するのを防止しています。今後は大河川の氾濫等も考慮し、全路線について浸水拡大防止を検討します。

⑤トンネル内排水設備

トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎分1立方メートルの排水量のポンプを3台設置して、トンネル内の排水を行っています。

(3) 予防対策

新路線建設時には、豪雨、洪水、高潮及び津波等を考慮してトンネル構造物及び設備を設計しています。また、既設線路においては、浸水防止機、防水ゲート、防潮扉、排水ポンプ等を設置しており、定期点検整備により機能を維持します。これらの設備改善は、計画的に実施します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

(1) 施設の概況

区内の JR 各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約4.4kmです。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上3階、地下5階の構造になっており、地下線のホームは、地下5階、29mの深層部に設けられています。

(2) 予防対策

風水害による事故防止のため、線路環境に応じた重点的な防災強化工事を実施しているとともに、全社的な防災管理システムによって災害予測、検知、情報連絡が可能になっています。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

(1) 施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

表2-2-4 施設の現況

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上5階、地下2階
浜松町変電所	鉄骨造	1階建
路線		営業キロ3k800m (浜松町～天王洲アイル駅間)

(2) 災害予防計画

①風害対策

当社では強風に備え、昭和島構内及び多摩川変電所に風速計を設置しています。また線路設備及びその他の構造物については経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修を細密に行います。

②水害対策

当社では大雨等に備え、昭和島構内に雨量計を設置しています。また浸水防止のため、地下駅には、土のうを備えており、トンネル入り口部には防潮堤を設置しています。トンネル内の雨水等の侵入対策として排水用ポンプを設置しており、定期的に点検等を実施しています。

③電気設備

電力、変電、信号、通信の各電気施設については各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止のため常に緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規定の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行います。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

エ 浜松町駅ビルの自家発電装置については、定期的に試験等を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線電話で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線電話が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦事故発生時の運転取扱

事故発生時の運転取扱については、**社内の基準により、速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、安全点検後の早期復旧に努めます。**

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 路線の概要

(1) 路線の概要

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は87.0kmであるが、港区内については約1,560m（トンネル部分約800m）です。

(2) 予防計画

台風、異常気象等に備え、風速計を全線16か所（都内は品川駅構内、京急蒲田駅構内、六郷川橋りょう）、雨量計を全線10か所（都内は品川駅構内）に設置しています。

(3) 各施設の点検整備

①避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

②通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

③浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

④乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車両及び更新車両については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

（1）施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km で、そのうちの約 54.4%にあたる 8.0km が港区内を走行しています。駅数は7駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、全線高架構造になっています。

（2）災害予防計画

台風、異常気象に備え、風速計を港区内に1か所設置し、常時監視しています。また、レインボーブリッジ区間については、飛散物による列車支障を防止するため、延長約 2,430m のフェンス（屋根付き 2,168m）を設置しています。

第3節 区有施設の安全化

第1 区有施設の浸水対策の実施

1 洪水・高潮による浸水対策の実施

大型台風や集中豪雨等による浸水被害に備え、浸水想定区域にある区有施設について、城南地区河川流域(古川)・隅田川及び新河岸川流域の浸水想定と、高潮による浸水想定をもとに、浸水規模を踏まえた対策を実施します。

（1）電気配管対策

外構部電気配管からの浸水を防ぐため、67施設の照明やエレベーター等に使用される強電の配管と、通信等に使用される弱電の配管に止水材を設置します。

（2）排水対策

61施設に排水口からの逆流による内水氾濫を防止する装置を設置します。

（3）止水板等の設置

施設への浸水を防ぎ、区民サービスに影響が生じないようにするとともに、災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保するため、69施設に浸水が想定される出入口等に止水板や止水シートを設置します。

第3章 帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、道路、避難所で大きな混乱が生じました。

区は、この教訓を踏まえ、平成23年10月に制定した「港区防災対策基本条例」において、帰宅困難者対策として、事業者に従業員の一斉帰宅抑制や食料の備蓄を求めるとともに、帰宅困難者の一時滞在施設や支援物資の提供等の協力を求めています。

区内は、浸水が想定される河川として、荒川、渋谷川・古川の2河川があり、豪雨等により地下駅及び施設の浸水被害が生じる可能性があります。よって、帰宅困難者対策は、地震災害のみならず風水害においても必要となっています。

区では、地域特性を踏まえながら区内の主要な駅を中心に、事業者が主体となった帰宅困難者対策を推進する組織の活動支援とともに、帰宅困難者の一時滞在施設や必要な物資の確保を進めます。

【現況】

1 東京都

- (1) 平成23年9月に国とともに「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置
- (2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成23年11月に個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定
- (3) 平成24年11月に「東京都帰宅困難者実施計画」を策定
- (4) 平成25年1月に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で策定されたガイドラインの更新等、各機関における帰宅困難者対策に係る調整や情報交換を行うため、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置
- (5) 平成25年4月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」を施行（平成24年3月制定）
- (6) 平成25年4月に都立施設等200施設を一時滞在施設（約7万人分）に指定（令和3年9月現在、港区内は11施設）
- (7) 令和3年に、東日本大震災の発生から10年が経過した状況を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性と取組内容について検討するため、「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置

2 区

- (1) 東日本大震災を契機とし、平成23年10月に防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき基本的事項を定めた「港区防災対策基本条例」を制定し、この中で、帰宅困難者対策の実施に関する考え方や、従業員の一斉帰宅の抑制、来所者等の抱え込みを事業者の責務として明文化
- (2) 「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者等と一時滞在施設や物資等の提

供に関する災害時の協力協定を締結。（令和3年9月1日現在、65社と締結）

- (3) 区、警察、消防、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅周辺滞留者対策推進協議会を平成20年度に品川、平成23年度に田町、平成24年度に新橋、浜松町、平成25年度に白金高輪、平成26年度に赤坂青山、台場、平成27年度は六本木、平成29年度には虎ノ門に設立し、帰宅困難者対策を推進する事業者団体への支援を実施

（震災資料編 震2-4-1 東京都帰宅困難者対策条例 参照）

【課題】

- 1 ターミナル駅周辺での帰宅困難者の大量発生に伴う混乱防止
- 2 事業所への一斉帰宅抑制の意義の周知・啓発
- 3 一時滞在施設の確保
- 4 情報伝達体制の確保
- 5 混乱収拾後の帰宅方法

【対策の方向性・到達目標】

1 東京都

- (1) 「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した従業員の一斉帰宅抑制や3日分の備蓄確保等の取組を都民・事業者等に周知啓発
- (2) 国、東京都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備
- (3) 一時滞在施設の確保、量的拡大に向けて、東京都及び東京都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対して確保の要請
- (4) 徒歩帰宅者への円滑な帰宅のための代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションの更なる充実、地域での取組の推進。また、徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するためのバスや船舶等の代替輸送手段の確保

2 区

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会の活動を支援することにより、共助による帰宅困難者支援体制づくりを推進
- (2) 「港区防災対策基本条例」、「東京都帰宅困難者対策条例」の内容を踏まえた事業所向けのセミナー等を行い、各事業所に対し一斉帰宅の抑制、一時滞在施設確保に対する重要性を深め、各事業所内での周知徹底により自助・共助を推進
- (3) 一時滞在施設として区有施設の指定及び協定締結による民間施設の確保
- (4) 帰宅困難者への情報通信体制の整備
- (5) 園児・児童・生徒の安全保護のための体制整備
- (6) 徒歩帰宅支援体制の整備と代替輸送手段の検討

第1節 帰宅困難者対策の推進

第1 駅周辺滞留者対策推進協議会の設置及び支援

1 東京都

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、東京都及び区市町村が連携し、あらかじめ駅ごとに、東京都、区市町村、所管の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策推進協議会等の設置をします。

2 区

- (1) 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめターミナル駅等に、東京都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、共助体制を確立します。また、各協議会の連携を図り、区全体での共助体制を確立します。
- (2) 災害発生時に駅周辺滞留者対策推進協議会が実効性のある活動を円滑に実施できるよう、災害時のルールづくりを支援します。また、活動時に必要な資器材の支援を行います。

第2 広報

1 東京都

- (1) 帰宅困難者対策に関する対策全般について、「東京都帰宅困難者対策実施計画」を都民や事業者に周知していきます。
- (2) 民間の一時滞在施設への備蓄の支援等行政の支援策を都民や事業者に周知していきます。
- (3) 共助の観点から、来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者などのために、10%程度余分に備蓄することを事業者に周知していきます。

2 区

- (1) 「港区防災対策基本条例」や「東京都帰宅困難者対策条例」をはじめ、区が実施する帰宅困難者対策等について、港区公式ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、講習会の実施により、区民・事業者へ普及啓発を図ります。
- (2) 事業者における施設内待機を促進するため次の事項を周知します。
 - ① 「事業所防災計画」や「業務継続計画（BCP）」等の防災の計画に施設内待機に係る方針をあらかじめ定めるとともに、従業員等へ周知すること。
 - ② 従業員等が施設に一定期間待機するために必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄すること。
 - ③ 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止措置等を行うこと。
 - ④ 発災時における従業員等との安否確認ルールを策定するとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知すること。

<p>【港区防災対策基本条例関係条文の概要】</p> <p>第8条 事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理する施設及び設備の安全性確保 ・従業員、来所者及び周辺地域住民の安全確保 ・一斉帰宅の抑制及び必要物資備蓄 <p>第27条 帰宅困難者の事前準備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡手段の確保 ・徒歩帰宅経路の確認 ・自己の安全確保及び地域の救助活動への協力 <p>第28条 帰宅困難者対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区による帰宅困難者対策推進団体の結成・育成支援 ・区による帰宅困難者への適切な情報提供 ・一時受け入れ場所の提供等の協力要請 ・帰宅困難者対策実施事業者等への支援 	<p>【東京都帰宅困難者対策条例の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力 ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）
--	--

第3 一時滞在施設の確保

1 東京都

- (1) 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し周知します。
- (2) 都内における国が所有・管理する施設について、区市町村の要望に基づいて一時滞在施設として協力するよう要請します。
- (3) 平成24年11月に策定した東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき、民間の一時滞在施設への備蓄や整備に関する支援対策を実施します。
- (4) 東京都は、都市開発諸制度などを活用し、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を誘導します。

2 区

- (1) 「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」やその他都市開発諸制度などを活用し、新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備や帰宅困難者に提供する物資を備蓄する倉庫の設置を誘導し、それらの設備の提供、帰宅困難者に提供する物資の整備及び災害時に受け入れた帰宅困難者の対応も含めた協定の締結を求めています。
- (2) 区が所管する施設で提供可能な施設を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、国、東京都及び事業者に対して協力を働きかけます。
- (3) 「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者との間で、帰宅困難者の一時滞在施設の提供及び食料や毛布などの備蓄等に関する協力の協定を締結するよう努めます。
- (4) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告に示された「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27年2月改定）に基づき、**それぞれ駅周辺滞留者対策推進協議会ごとの特性に応じて策定された滞留者支援ルールの運用訓練を実施し、抽出した課題の検証・改善を進めます。**

- (5) 夜間休日の対応について、駅周辺滞留者対策協議会事業者や一時滞在施設協定締結事業者との協議を進めるとともに、鉄道事業者とも受入れ手順の確認や連絡訓練を実施し、帰宅困難者対策を充実します。

3 事業者

- (1) 区や東京都との協定の締結に努め、一時滞在施設を運営します。
- (2) 一時滞在施設における備蓄物資を確保します。

第4 帰宅困難者への情報通信体制の整備

1 東京都

- (1) 帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備し、情報提供ツールの周知等の取組を進めます。
- (2) 東京都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営を行います。

2 区

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会を通じて駅周辺の帰宅困難者に情報提供をするため、駅周辺滞留者対策推進協議会との通信手段を確保します。
- (2) 公共交通機関の運行状況等の情報を広く帰宅困難者に提供するため、港区公式ホームページやツイッター、フェイスブック、**エリアメール**等の活用を図るとともに、駅周辺に設置されたデジタルサイネージ¹の積極的な活用を図ります。
- (3) 公共交通機関との情報共有を密に行うため、災害時にも連絡が取れるネットワークの構築を検討します。

第5 徒歩帰宅支援のための体制整備

1 東京都

- (1) 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知します。
- (2) 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーション²に指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保します。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討します。
- (3) 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が、円滑に行われるよう運営に関する事業者用ハンドブックを配布します。
- (4) 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置を行います。
- (5) 徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うため、九都県市と連携し、都県境を越えた「帰宅支援対象道路」の周知を図ります。

2 区

災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民・事業者に周知します。

¹ デジタルサイネージ：屋外に設置したディスプレイを用いて情報を流す媒体をいいます。

² 災害時帰宅支援ステーション：徒歩による帰宅者に水・トイレ・情報提供などの支援を行う場所です。

3 事業者

- (1) 災害時帰宅支援ステーションの意義について、普及啓発に努めます。
- (2) 区や東京都との協定の締結に努め、災害時帰宅支援ステーションを運営します。

第6 代替輸送の確保

1 東京都

- (1) バスやタクシーによる代替輸送について実働訓練を実施し、国のマニュアル策定を支援します。
- (2) 船舶の寄港に関する条件など、船舶による代替輸送を行う際の課題の整理や検証を進めていきます。

2 区

- (1) 東京都の動向を踏まえて、代替輸送手段の確保について検討します。

第7 その他

1 東京都

区市町村や事業者等と連携するため、都内の全区市町村と駅前滞留者対策協議会等が参加した東京都帰宅困難者対策フォーラムを設置します。

2 区

駅周辺滞留者対策推進協議会と帰宅困難者対策に係る訓練を実施し、災害時の対応力を強化します。また、区内駅周辺滞留者対策推進協議会合同による訓練を実施し、区内全体の防災力の向上に努めます。

第4章 区民等の防災行動力の向上

区をはじめとする防災関係機関は、防災に関する広報活動を積極的に行い、防災組織の結成促進、防災意識の普及、高揚に努め、あわせて区民等の防災意識に支えられた防災組織の育成指導、助言等を行います。

また、地域内の町会・自治会、防災住民組織、事業所等のネットワーク化を進めます。

本章では、区民等の自助・共助の考えに基づいた防災行動力の向上を図るため、防災知識の普及、防災住民組織の育成、要配慮者対策、地域防災訓練の充実、事業所の防災対策に努めます。

【現況】

- 1 「港区浸水ハザードマップ」「港区高潮浸水ハザードマップ」「港区土砂災害ハザードマップ」の公表
- 2 町会・自治会等を母体にした防災住民組織の結成（令和3年12月1日現在 223 組織）
- 3 地域防災協議会の結成（令和3年12月1日現在区内全域 22 地区）
- 4 「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」の策定（平成25年6月改定）

【課題】

- 1 防災住民組織への加入率の低下や高齢化等により低下傾向にある防災住民組織の防災行動力の向上
- 2 ボランティアの受け入れ体制の整備

【対策の方向性・到達目標】

- 1 事業所も含めた地域防災の推進
- 2 広報紙、訓練等を通じたボランティア意識の高揚の推進
- 3 事業所の防災対策や区民と事業所の連携の強化
- 4 地域の実態に即し、事業所も含めた地域防災訓練の充実
- 5 ボランティアの育成体制の強化

第1節 防災知識普及計画

第1 区の役割

1 印刷物による防災知識の普及

(1) 区広報紙「広報みなと」に毎年2回、水防に関する記事を掲載します。

(2) 「港区浸水ハザードマップ」「港区高潮浸水ハザードマップ」「港区土砂災害ハザードマップ」を公表します。

(風水害資料編 水1-2 港区浸水ハザードマップ 参照)

(3) 日刊紙等報道機関に対し、防災計画、防災訓練等防災に関する記事を随時発表します。

2 その他の防災知識の普及

- (1) 港区公式ホームページに、各ハザードマップの他、水防に関する情報を掲載していきます。
- (2) 区の防災に関するビデオを制作し、CATV 広報番組やホームページ等により放映します。
- (3) 防災 DVD の貸し出しを行います。
- (4) 防災住民組織や地域防災協議会の防災訓練等において、防災知識の普及に努めます。
- (5) 防災講演会など各種防災普及事業を主催し、防災全般の施策や要配慮者対策に係る理解を深めるため積極的に取り組みます。
- (6) 区民や事業者からの依頼に応じて、職員による防災出張講座や防災アドバイザーの派遣を行い、防災知識の普及に努めます。
- (7) 防災士資格取得者の支援や防災学校を通じて、地域の防災リーダーを育成します。

3 地域、防災関係機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 区は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育・知識の普及を図っています。
- (2) 児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進しています。
- (3) 都民防災教育センター（本所防災館、池袋防災館、立川防災館）等を拠点とし、地域の防災教育を広めます。

4 災害教訓の伝承

区は、区民等の防災意識の向上を図るため、区民の責務として、災害教訓を伝承することができるよう、民間事業者も含めた各防災関係機関において防災教育を行います。

第2 警察署

- 1 警察署が実施している座談会、講習会等の機会を利用するとともに、警察署ごとに設置されている地域版パートナーシップの活動を通じて災害並びに防災に関する知識の普及徹底を図ります。
- 2 チラシ、回覧板等を利用して、防災の事前広報を行います。

第3 消防署

1 防災広報

区民、事業所等の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、次の各種広報活動を推進します。

(1) 広報内容

- ①台風、高潮、集中豪雨等に関する一般知識

- ②家庭での風水害対策
- ③避難するときの注意
- ④地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ⑤土砂災害に対する心得
- ⑥台風時の風に対する対策
- ⑦災害情報の入手方法
- ⑧応急救護の方法
- ⑨自主防災組織の育成方法及び防災行動力の向上方法
- ⑩避難指示等に関する取り扱い（高齢者等避難を含む。）等

（2）広報活動

チラシ、小冊子等の広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、消防アプリ、SNS、「地域の防火防災功労賞制度」、「はたらく消防の写生会」等あらゆる機会や各種手段を利用し、防災知識、応急救護知識の普及及び防災行動力の向上を図ります。

2 防災教育（自助・共助）

- （1）自らの判断による防災行動力を高めるため、各学校の実態に合わせた体系的、かつ、実践的な総合防災教育を推進します。
- （2）幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育を推進します。
- （3）中学生の職場体験に合わせ、防災教育を実施します。

防火防災に関する基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域防災の担い手となるよう育成します。
- （4）避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化します。

中学校は避難所として指定されることから、区民が多数避難してきます。中学生が主体となって区民に対する指導ができるよう、消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び防災関係機関と連携した指導を実施します。
- （5）児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、町会、自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図ります。
- （6）区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図ります。
- （7）女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図ります。
- （8）事業所における風水害の軽減を図るには、管理権限者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図ります。
- （9）防災関係機関等と連携を図り、区民等の防災教育を推進します。

- ①災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供します。
- ②東京マイ・タイムラインの普及啓発を図ります。
- ③家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施します。
- ④防災に関する知識の習得や実践的な応急救護技術などを体験できる都民防災教育センターの有効活用を図ります。

第4 都水道局

1 平常時の広報

- (1) 平常時の広報は、災害時に当局が実施する、飲料水確保の活動方針の周知を図るとともに、各家庭において、当座の水の備蓄を慣習化することを主目標に行います。
- (2) 広報の主な内容は、次のとおりです。
 - ①災害発生時における、当局の対応方針
 - ②当座の水の備蓄が必要な理由
 - ③正しい水の備蓄方法
 - ④その他、災害発生後に必要な注意事項等

第5 日本郵便株式会社

- 1 防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施し、社員の意識高揚を図っています。
- 2 日本郵便株式会社東京支社防災連絡網により、東京支社管内各郵便局との協力体制を図ることとしています。
- 3 災害発生時の施設利用者の避難誘導が円滑に行われるよう配慮していきます。

第6 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

1 乗客に対する広報活動

異常時の誘導體制については駅、列車等それぞれの状態に応じた旅客の避難誘導體制を確立して関係社員に対する教育訓練を行っていますが、災害の発生時においては旅客が自己本位の行動をとることは、避難の流れを阻害し混乱を招き極めて危険なため関係社員の指示に従って避難するように平素から放送等によって周知させ理解を得るようにつとめています。

第7 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）

1 広報活動

(1) 公衆感電事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、広報活動を行います。

(2) PR の方法

公衆感電事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深めま

す。

(3) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請しています。

第8 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）

- 1 年間計画に基づき、防災訓練を行うなど意識高揚を図ります。
- 2 地域防災訓練には積極的に参加し、防災関係機関との協力体制の強化を図ります。
- 3 防災意識の高揚を図るため、パンフレット・ポスター等を作成配布します。
- 4 災害用伝言ダイヤル171の周知については、機会を促え積極的に実施します。

第9 東京ガス株式会社（東京ガス）

ガス利用者に対して、緊急時にはガス栓を閉めること及びガスの供給を停止することなどガス施設及びガス消費機器の取扱い注意事項等に関して、テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、その他掲示板などで平素から周知に努めます。特にマイコンメータの取扱いについて広報を図っています。

このほか、警察署、消防署、報道機関などと連携のうえ、ガス施設などの注意事項について、一般への周知を図ります。

第10 首都高速道路株式会社（首都高速道路）

災害発生時におけるお客様等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進するものとします。

第11 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

1 旅客に対する広報計画

災害に関する一般的知識と防災知識の普及徹底を図るため、防災関係機関と緊密な連絡をとるとともに、平素からメトロニュースの配布等により、災害時における旅客の避難誘導が円滑に行われるよう配慮しています。

第12 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

1 乗客に対する広報計画

乗客に対する広報計画は次によります。

(1) 一斉放送装置による同時放送で正確かつ迅速な情報を伝達し、乗客等の混乱防止を図ります。

(2) 災害発生時の広報は次によります。

①列車内乗客に対しては、列車無線による情報を乗務員が放送します。

②駅の乗客に対しては、一斉放送装置によるほか、ワイヤレスマイクにより放送します。電源切断時には、ハンドマイク等による乗客への広報誘導等を行います。

また、急告板や電光掲示板等も活用します。

第13 都下水道局

1 防災意識の啓発

(1) 浸水対策リーフレットの配布

都民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により都民からの意見を伺い、パートナーシップを構築します。

(2) 道路雨水枡の点検（区・町会との連携）

道路雨水枡機能を確保するため、区や町会と連携を強化します。

(3) 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組みとして、地下室への侵入水模型による避難体験、ポンプ所の見学会など都民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施します。

(4) 出前授業や見学会等の開催

小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知します。また、現場見学会（幹線工事など）を開催し、都民へ雨水対策事業を周知します。

2 関係機関との連携

(1) 区等との連携

浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を都民に周知する。周知にあたっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼します。

(2) 消防署との連携

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通し、都民に技能を習得させます。

第14 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施し、利用客に対して駅構内放送、車内放送により、防災意識の高揚を図っています。

第2節 防災住民組織の育成

第1 現況

災害による同時多発的、広域的な災害から区民等の生命、身体及び財産を守るためには、区民一人ひとりが防災に対する意識を持ち、地域で協力して活動に取り組むことが重要です。そこで、区では、昭和51年に「防災住民組織の育成に関する要綱」を定め、区民の共助の精神に基づく自発的な防災組織の育成指導に努めています。防災住民組織は、昭和49年から町会・自治会等を母体に組織づくりを進め、令和3年12月1日現在221組織が結成されています。

（震災資料編 震2-5-1 防災住民組織一覧表 参照）

近年、防災住民組織への加入率の低下や高齢化等により防災住民組織の防災行動力の低下傾向が見られています。そこで、夜間人口と比べて昼間人口が多い港区では、事業所の防災対策や区民と事業所の連携の強化は、地域の防災対策を進める上で重要です。

平成9年に「地域防災協議会の支援に関する要綱」を定め、小学校区の範囲を基本に防災住民組織と事業所、PTA 等地域団体が連携をとって防災活動をする地域防災協議会が、令和3年12月1日現在区内全域22地区において結成されています。

(震災資料編 震2-5-2 地域防災協議会一覧表 参照)

第2 区の役割

- 1 防災住民組織の育成指導を行います。
- 2 要配慮者、家族、区民等が合同で実施する避難訓練への支援を行います。
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援を行います。
- 4 各家庭における災害時の適切な行動の徹底を図るための防災教育を推進します。
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上を推進します。
- 6 区民への積極的な支援・助言による、防災住民組織の組織化を推進します。

第3 計画目標

1 区

防災住民組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術指導、実技体験訓練等に必要な資機（器）材の整備を充実・強化します。

2 消防署

各消防署は、区と連携し、災害時を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災住民組織の活性化に努めます。

第4 事業計画

1 区

区は、防災住民組織の結成促進に努めるだけでなく、個々の防災住民組織の強化育成及び事業所、地域団体等との連携の強化により主体的に活動し、行動できるよう防災住民組織を積極的に支援します。

なお、事業の実施に当たっては、警察署、消防署、消防団及び関係団体と連携をとって指導にあたります。

- (1) 新たに防災住民組織を結成した組織に対し、防災活動に必要な防災資器材を助成します。
- (2) 防災住民組織や地域防災協議会が行う防災訓練、防災講演会、防災資器材の充実等防災活動経費を助成します。
- (3) 防災学校等で、区の防災について周知するとともに区民等の意見、要望を把握します。
- (4) 地域防災協議会に対して防災関係機関と協力し積極的に支援をします。
- (5) 防災住民組織や地域防災協議会に対し、防災アドバイザーの派遣を行い、男女共同参画の視点や避難所の運営訓練など、防災意識の高揚及び効果的な防災訓練のための支援をします。

- (6) 防災士資格取得者を育成し、地域の防災リーダーとして防災住民組織や防災協議会の防災活動への参加を促し、地域の防災活動を支援します。
- (7) 防災住民組織や地域防災協議会等の活動において、男女共同参画の観点から、地域の防災リーダーとして女性が参画し、更なる自発的な防災組織を育成するため、女性の意見反映や女性の防災活動を推進します。

2 消防署

各消防署は、防災住民組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、区と連携し、訓練の技術指導、実技体験訓練等に必要な資機（器）材を整備します。さらに、区と連携し、都市型水害等を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災住民組織の活性化に努めます。

第3節 地域防災訓練の充実

第1 方針

「港区防災対策基本条例」の基本理念のうち「自らのことは自らが守る（自助）」、「地域において互いに助けあう（共助）」を基本として、災害時に区民等が混乱することなく適切な対応がとれるよう、防災訓練の充実・強化を図ります。

第2 現況

全国各地で多くの風水害が報告されており、首都圏においては、突発的な集中豪雨も頻繁に発生するなど、震災だけでなく風水害に対しても関心が高まっています。

港区では、令和元年10月12日に土砂災害に関して警戒レベル3 高齢者等避難開始、高潮に関して警戒レベル4 避難勧告(名称は当時のもの)、令和3年8月15日に土砂災害に関して警戒レベル3 高齢者等避難が発令されました。

第3 区の役割

- 1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進します。
- 2 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制を強化、促進します。
- 3 水防訓練を実施します。

第4 計画目標

1 防災住民組織等の訓練

防災住民組織では、少なくとも毎年1回以上の訓練を実施するよう呼び掛けを行います。

2 地域防災協議会の訓練

隣接する町会・防災住民組織、事業所及びPTA等が連携して、地域の実態に即した実際的な訓練を実施するよう積極的に呼びかけます。

3 事業所の訓練等

事業者が自助・共助体制を確立できるように、事業所の実態に即した訓練や対策を行うよう積極的に呼びかけます。

第5 事業計画

- 1 訓練の実施に当たっては、区は必要な助言、支援等積極的な対応を行います。
- 2 区・警察署・消防署が協力し、より実践的訓練が実施されるようにします。
 - (1) 防災住民組織等の防災訓練の実施内容
タイムライン（防災行動計画）を活用した実践的な訓練の実施や水防訓練への参加の呼びかけを推進していきます。
 - (2) 地域防災協議会の防災訓練の実施内容（上記内容に加え）
 - ①避難所開設・運営訓練
 - ②情報連絡訓練（被害情報の集約・報告訓練）
 - (3) 事業所の防災訓練の実施内容等
 - ①業務継続計画の策定
 - ②事業所防災訓練（防災住民組織訓練に準ずる）
 - ③地域の防災住民組織や地域防災協議会等と連携した訓練
- 3 災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、地域防災協議会を中心として、「避難所運営マニュアル」の整備や避難所の開設・運営訓練を実施します。
避難所運営には、男女双方の責任者を配置します。また、「避難所運営マニュアル」の整備においては、女性の参画を促進するとともに、女性、男性、子どもの意見が反映される円滑な避難所運営が行われるよう、子どもも交えた男女により訓練が実施されるようにします。
- 4 事業所の自衛消防組織が、災害時において、迅速かつ的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進します。
- 5 各種災害に対応するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、警察署、日本防災士会、事業所、区民等を対象として、様々な機会をとらえ防災関係機関との連携及び区民との協働による活動を重視した総合訓練を実施します。

第4節 事業所の水防対策

第1 現況等

- 1 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して水防対策を図るものとします。
- 2 事業所は、従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに、社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努め、消防署は助言・指導を行います。
- 3 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながります。そのため、防災計画、事業継続計画（BCP）や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限に抑えるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努めます。
- 4 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボラ

ンティアや防災住民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努めます。

第2 区の役割

- 1 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災住民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進します。
- 2 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進します。
- 3 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制を強化促進します。
- 4 合同防災訓練を実施します。

第3 訓練等の推進

- 1 消防署は、事業所と地域が連携した実践的な訓練の推進を図ります。
- 2 消防署は、事業所等を対象に救命講習を積極的に推進します。
- 3 消防署は、訓練を行う事業所の要請により消防職員を派遣し、訓練の指導を行います。
- 4 自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防隊の編成や自衛消防訓練の指導を推進します。
- 5 ヘルメット、照明器具や携帯無線機等の災害時に有効な救出器具、応急手当用具の配置を推進します。

第4 自衛消防隊の活動能力の充実強化

事業所の自衛消防隊は、水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊が活動能力の充実強化を図ります。

- 1 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所（不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所）では、「火災予防条例」第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者の配置が義務付けられ、水害時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進します。
- 2 防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進します。
- 3 防火管理者の選任を要しない事業所では「火災予防条例」第55条の4の規定により、自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練の推進に努めます。

第5節 区民等の自主救護能力の向上

第1 区の役割

- 1 防災住民組織の育成指導を行います。
- 2 要配慮者、家族、区民等が合同で実施する避難訓練への支援をします。
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援をします。
- 4 各家庭における災害時の適切な行動の徹底を図るための防災教育を推進します。

5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上を推進します。

第2 事業計画

1 区民・事業所等への指導推進

災害時には、広域的または局所的に救助・救急事故の多発が予想されることから、区民・事業所等による地域ぐるみの救出活動が必要です。

このため、消防署は防災住民組織の救出救護班員及び区民・事業所等に対し、救出活動及び応急救護活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

また、区民等に対し、救命講習を開講し、応急手当技能を取得した者に認定証を交付するなど、応急救護知識・技術の普及啓発活動を積極的に行っています。

2 消防団員の救護活動能力の向上

地域の防災リーダーである消防団員は、応急手当普及員講習を受講し応急救護能力の向上に努めています。

さらに、応急手当普及員認定証の交付を受けた団員は、区民の応急手当の指導に当たり、救護技術の向上に努めています。

第6節 ボランティアの受入れ、連携

第1 現況

1 区は、港区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」及び「大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書」を、港区国際交流協会と「災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定」を締結しています。

災害時には、区の要請に基づき、港区社会福祉協議会が港区災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ、派遣等を行います。区は、国の支援制度も活用しながら「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保するとともに、必要な資器材の調達支援や情報提供、港区災害対策本部との連絡調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。専門ボランティアの対応は、災害対応マニュアルに基づき関係各課が対応します。

東京都は、東京ボランティアセンター・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村等と連携して、ボランティアが円滑な活動が出来るよう支援します。また、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の施設の確保など、災害ボランティアが活動する上での必要な条件整備に努めます。東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの立上げ・運営支援、資器材やボランティア等の需要調整を通じて、災害ボランティアを広域的立場から支援します。

2 消防署は、災害時における消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門

的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前登録制の東京消防庁災害時支援ボランティア(芝、麻布、赤坂及び高輪の各消防ボランティア)の募集、受入体制を確立するとともに、育成指導を次のように促進しています。

[東京消防庁災害時支援ボランティア「芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティア」の育成指導]

芝・麻布・赤坂・高輪消防署では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っています。

平成18年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図りました。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティアの一層の充実強化を図ります。

また、芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティア用救助資機(器)材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図っています。

- 3 大災害時での特別区相互間の協力による応急対策及び復旧対策の円滑化を図るため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」が締結され、ボランティアの受け入れ支援に関する事項について、協力及び支援体制を整備しています。

第2 計画目標

災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、港区社会福祉協議会と連携して環境を整備し、受け入れ体制の整備に努めるとともに、関係団体との連携を図ります。

第3 区の役割

- 1 港区社会福祉協議会等との連携による港区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施します。
- 2 平常時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築します。
- 3 医療救護、通訳業務等一定の知識・経験を要する専門ボランティアは、関係各課が関係団体と連携し災害時の協力体制を構築します。

第4 事業計画

- 1 東京都・区で、広報紙などを活用し、ボランティア意識の醸成を図ります。
- 2 港区社会福祉協議会等のボランティアセンターと連携し、災害ボランティアの受け入れ体制を整備します。
- 3 国際交流協会等と連携し、外国人支援の通訳ボランティアの受け入れ、連携を図ります。
- 4 芝、麻布、赤坂及び高輪の各消防署の災害時支援ボランティアは、大規模災害発生時及び大規模自然災害発生時は消防署へ自主的に参集し、消防署の指導と助言により、消防活動の後方支援を次のとおり行います。(水防第三非常配備態勢以上が発令され

た場合・多数傷病者が発生した場合)

- (1) 情報収集
- (2) 消防署内の警戒
- (3) 簡易な水防工法の支援
- (4) 応急救護活動
- (5) その他の後方支援活動

第5 災害時支援ボランティア（芝・赤坂・麻布・高輪の各消防署）の育成及び活動

東京消防庁では、平成7年から震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を行っており、平成17年には、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図りました。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元当庁職員の登録者を積極的に活用し、一層の充実強化を図っています。

さらに、災害時支援ボランティア用救助資機（器）材を整備し、大規模自然災害等の消防隊と連携した実践的な訓練を実施し活動能力向上を図ります。

1 登録要件

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、発災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 応急救護に関する知識を有する者
- (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
- (3) 元東京消防庁職員
- (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者

2 活動内容

災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した芝・赤坂・麻布・高輪の各消防署へ自主的に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により消防署内における後方支援及び応急救護活動などの支援を行います。平常時の活動として、災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加、チームリーダー以上をめざす人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」及び「震災時消防活動支援特別講習」への参加、消防出初式等の行事への参加、その他登録消防署の要請による活動を行います。

第5章 要配慮者の安全確保

在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいます。

特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。

本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。

【現況】

- 1 避難行動要支援者名簿の作成（令和3年3月末で3,406人の登録）
- 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成
- 3 救急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進
- 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結
- 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備
- 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布
- 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備

【課題】

- 1 異動者の反映等避難行動要支援者名簿の正確性の確保
- 2 避難行動要支援者の支援体制の強化
- 3 同意のない避難行動要支援者への対応
- 4 福祉避難所機能の拡充
- 5 外国人に対する防災知識の普及・啓発等
- 6 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充
- 7 福祉避難所への避難誘導體制の構築
- 8 福祉避難所の周知

【対策の方向性・到達目標】

- 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新
- 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28年度整備）
- 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築
- 4 避難行動要支援者への個別支援計画の作成
- 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨
- 6 新たな福祉避難所の検討
- 7 支援関係者による安否確認訓練の実施
- 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実
- 9 要配慮者への周知及び啓発
- 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組）
- 11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討
- 12 福祉避難所受入避難者名簿の活用

13 区民避難所及び福祉避難所における支援体制の構築

第1節 避難行動要支援者名簿の作成

区では、要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」と定義し、「港区災害時避難行動要支援者登録名簿」を整備します。

第1 名簿の登録対象者

名簿の登録対象者は、区内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者（ただし、入院又は入所している人を除く）とします。

- (1) 介護保険の要介護認定において要介護3から5までのいずれかに認定されている者（要介護3の場合は、ひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者に限る。）
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者
- (3) 愛の手帳1・2度を所持するひとり暮らし（親族等から日常生活の援助を受けている場合を含む）又は他の世帯員全てが65歳以上である者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者
- (5) 第2号から前号までの障害者手帳を所持する者のみで構成する世帯の者
- (6) 人工呼吸器を使用している者
- (7) 前各号に準ずる者で区長が認める者

第2 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、年1回以上、転出等の情報更新を行います。

第3 支援関係者

警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会、高齢者相談センター、介護事業者等

第4 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿は、平常時においては本人の同意を得ている人の情報を支援関係者に提供できることとし、災害時には同意の有無に関わらず支援関係者に提供できるものとします。

なお、取り扱う個人情報については、漏えい防止のため厳重な管理を行うとともに、支援関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、適正に管理するよう、守秘義務等について説明、指導を行います。

万一、情報が漏えいした場合には、港区個人情報保護条例に基づき対応します。

第2節 避難行動要支援者名簿の活用

第1 区の役割

- 1 避難行動要支援者を把握します。

- 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。
- 3 避難行動要支援者のうち避難支援に必要な情報の外部提供に同意していない人や、災害時協力協定を締結していない介護事業者への対応について、関係部署と協議します。

第2 支援関係者への名簿の提供

本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。

避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有することで、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害時の円滑な避難支援体制を構築します。

第3 事業計画

1 災害時協力協定の締結

災害時に安否確認や避難所等で必要となる支援を行うため、区内の介護事業者や障害福祉関係事業者との間に、災害時協力協定を締結しています。

協力協定を締結した事業者が、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行います（令和3年12月1日現在、介護事業者86法人166事業者、障害福祉関係事業者43法人45事業者）。

災害時には、避難行動要支援者が最初に避難する区民避難所においても、サービス提供を継続できるよう支援する必要があります。

区内の介護事業者や障害福祉関係事業者と、災害時協力協定の締結をさらに進め、災害時の避難行動要支援者の安否確認や区民避難所等で必要な支援を迅速に行う体制を強化します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます（令和3年12月1日現在、9法人9事業者）。

2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認

平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。

3 個別支援計画の作成

区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別支援計画の作成を推進します。

個別支援計画の作成に当たっては、福祉専門職の研修会などに積極的に参加し、個別支援計画の調査マニュアルの説明を行うことで、福祉専門職による計画の作成を促進します。

- 4 個別支援計画の更新
個別支援計画を作成した人の計画内容の確認及び更新を行います。
- 5 要配慮者対策訓練の実施
関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。
また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。
- 6 支援関係者への研修会等の実施
町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。
- 7 備蓄物資の確保
区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。
- 8 支援体制の整備
発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者、障害福祉関連事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。
在宅の高齢者や障害者の支援のため、救急通報システム・徘徊探索支援システムの普及に努めます。
- 9 情報伝達手段の整備
災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

第3節 実効性のある支援策の構築

第1 関係者の支援協力

- 1 要配慮者のうち、避難行動要支援者は介護等を要するなど支援方法が異なるため、避難行動要支援者名簿や個別支援計画の情報を支援関係者と共有し、生活状況に応じたきめ細かな避難支援体制を構築します。
- 2 必要な介護等については、介護事業者、障害者相談支援事業者と協力して支援体制を構築します。
- 3 避難所や在宅者への対応についての相談体制を、高齢者相談センターとの連携により構築します。

- 4 障害者の避難所対応や在宅者への対応については、相談・支援を含め、指定管理者等の協力を得るものとします。

第2 災害時の医療・保健活動（災対みなと保健所）

- 1 災対みなと保健所は、妊娠中の女性、乳幼児の保護者、アレルギーのある人のほか、食生活等に特別な注意が必要な人に対して、日ごろから個々の状況に合わせた必要な備蓄を行うよう啓発します。
- 2 災対みなと保健所は、災害時の医療・保健活動を一体的に運用するため、要配慮者のうち、医療の必要な人の情報を災対保健福祉支援部と共有するとともに、災対地区本部と一体となった活動を行います。
- 3 保健師（各災対地区本部、災対保健福祉支援部、災対みなと保健所）は、災対みなと保健所の統括、調整の下で保健活動を一体的に行います。
- 4 災対みなと保健所は、要配慮者のうち、医療の必要な人に対して状況把握、入院等の必要性確認、医療機関搬送の支援などを行います。
- 5 災対みなと保健所は、区民避難所（地域防災拠点）等や在宅の要配慮者に対し、訪問相談、保健指導を行います。
- 6 災対みなと保健所は、こころのケアが必要な人に対して、中・長期的な支援を行います。

第3 福祉避難所の運営

- 1 災害時において、避難行動要支援者は自宅で介護サービス等を受けることを原則とし、支援関係者等による安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行います。

ただし、自宅が危険な状況である場合は、福祉避難所として指定する特別養護老人ホーム等に移送し、介護サービス等（医療行為を除く）を提供します。

障害者支援を行う福祉避難所として、障害保健福祉センター等を指定し、障害者施設職員の協力を得て運営します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。

- 2 福祉避難所への指示命令系統は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うこととし、避難行動要支援者のデータを活用し必要な支援を行います。
- 3 高齢者、障害者別に福祉避難所を分類し、それぞれの特性に合わせた機能及び物資等の整備を行うとともに、福祉避難所運営に関するマニュアル等を作成し、災害時に備えます。

第4 福祉避難所の拡充

区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な避難行動要支援者の受入場所として、新たに福祉避難所として指定する施設を検討するとともに、備蓄物資等を拡充します。

第5 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充

区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な妊産婦・乳幼児の受入場所として、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会と「災害時における母子救護所の提供に関する協定」を締結し、受入れに特化した施設（母子救護所）を確保しています。また、母子救護所の管理及び運営並びに妊産婦等に対する心身のケアについては公益社団法人東京都助産師会品川港地区分会と「災害時における妊産婦等支援活動に関する協定」を締結し、必要な支援を実施します。

今後は、妊産婦・乳幼児の受入場所について、施設の機能や所在地を検討し、拡充を図ります。

第4節 外国人支援対策

第1 区の役割

- 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。
- 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。
- 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。

第2 事業計画

区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。

1 防災パンフレットの作成及び配布

防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。

2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及

地域の防災訓練への参加を促進するため、英語とやさしい日本語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう支援します。地域の防災訓練は、英語版とやさしい日本語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。

3 道路標識等の整備

区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。

4 港区国際防災ボランティアの育成・確保

災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを育成しています。

第6章 防災関係機関の訓練計画

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、または最小限に食い止め得るよう、区の地域における水防活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関の協力体制並びに水防工法の習熟を図るための訓練を実施します。

本章では、防災関係機関の訓練の実施に関し必要な事項を定めます。

【現況】

- 1 区、区民及び事業所等が参加連携した港区四消防署合同総合水防訓練、方面訓練及び都総合訓練実施要綱に基づく水防訓練を毎年実施

【課題】

- 1 職員の緊急時の対応力の向上及び「港区地域防災計画」のさらなる習熟

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災関係機関の相互協力体制の緊密化を図り、災害に対処する各機関の総合力の推進
- 2 職員の意識の高揚及び「港区地域防災計画」の習熟の推進
- 3 訓練を通じ、防災関係機関の相互協力体制の緊密化、災害に対処する各機関の総合力の強化
- 4 災害時の応急対策活動の円滑な実施が可能な効率的で実践的な訓練の実施と態勢の強化

第1節 水防訓練

第1 現況

消防機関における水防訓練は、あらゆる水災事象を想定して各種水防工法等の基礎的技術を習得するため、区、区民及び事業所等が参加連携した港区四消防署合同総合水防訓練、更には、方面内の部隊を集結した方面訓練及び都総合訓練実施要綱に基づく訓練を毎年実施しています。

第2 計画目標

消防署は水防訓練を定期的実施し、各種水防工法に習熟するとともに、防災関係機関の相互共助体制の緊密化を図り、災害に対処する各機関の総合力を充実強化します。

第3 事業計画

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため消防職員、消防団員、区職員、町会・自治会等に各種教育及び訓練を実施します。

1 参加者

消防職員、消防団員、区職員、町会・自治会等

2 訓練項目

次の全部または一部を訓練統裁者が選択して実施します。

(1) 部隊編成訓練

- (2) 情報通信訓練
 - (3) 本部運営訓練
 - (4) 水防活動訓練
 - ①各種水防工法要領
 - ②救出救助要領
 - ③その他水災時の活動に必要な訓練
- 3 実施時期
- 年1回以上実施します。

第2節 職員の防災教育及び訓練

第1 区

1 現況と目標

(1) 現況

港区防災対策基本条例（平成23年10月14日条例第24号）第6条では、「区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。」と規定しています。そのため、区は、災害時における被害の未然防止と防災活動の円滑な実施を目的とし、毎年度職員防災訓練等を実施しています。

(2) 目標

- ① 職員意識の高揚及び「港区地域防災計画」の習熟を図るとともに、災害時の応急対策活動が円滑に実施できるよう、実践的な訓練の実施及び職員への防災資格取得を促進します。
- ② 各種訓練を体系化し、より効率的で実践的な訓練の実施と態勢の強化に努めます。
- ③ 河川の氾濫を想定した地下街との情報伝達訓練の強化を図ります。

第2 警備訓練（警察署）

1 方針

警視庁本部計画に基づき、風水害等の警備訓練及び所属署独自による警備教養訓練を実施するとともに、区または東京都の主催する総合防災訓練に参加し、災害時における警備態勢の万全を期します。

2 実施要領

(1) 警視庁本部の行う訓練

本部計画により実施要領を定めて実施します。

(2) 警察署の行う訓練

①訓練内容

- ア 救助活動
- イ 避難誘導
- ウ 広報活動

- エ 水防工法
- オ 交通制限
- カ 船艇操法（船外機操法を含む。）
- キ 通信訓練
- ク その他突発的な災害警備訓練

②実施時期及び規模

毎年5月～9月頃の間、所属警備職員に対し、前記項目について実施します。

第3 消防訓練（消防署）

第1節の水防訓練のとおりです。

第4 都水道局

発災後の応急対策諸活動を円滑に実施するため、研修や訓練を行い職員個々の役割等について周知徹底を図ります。

1 訓練計画

- (1) 訓練は、各部と事業所が一带となって実施する総合訓練と事業所ごとに行う個別訓練を実施します。
- (2) 総合訓練及び個別訓練は、年1回以上行うほか、職員の異動があった時及び施設の新設や運転方法に変更があった時など、必要に応じて随時行います。

2 訓練内容

- (1) 本部運営訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 情報連絡訓練
- (4) 保安点検訓練
- (5) 応急給水訓練
- (6) 復旧訓練

第5 都下水道局

危機対応力を向上するため危機管理研修を行っています。また、毎年、都防災訓練、局防災訓練の中で以下の訓練を実施しています。

1 情報連絡訓練

2 所管業務訓練

- (1) 施設の災害対応訓練
 - ①高潮防潮扉の操作訓練
 - ②管渠施設の災害対応訓練
 - ③水再生センター、ポンプ所の災害対応訓練

第6 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）

風水害時の迅速かつ的確な復旧活動に資するため、情報連絡を主体とした総合訓練を全店規模で毎年1回以上実施します。訓練内容は次のとおりです。

1 情報連絡訓練

- 2 非常呼集や参集訓練
- 3 復旧訓練

また、上記のほか、地方自治体が実施する防災訓練にも積極的に参加します。

第7 東京ガス株式会社（東京ガス）

ガス施設に対する災害予防措置、及び災害対策措置を円滑かつ迅速に行うため、本社及び導管事業部を中心として訓練を実施するとともに、国、都縣市等行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。

- 1 全社一斉総合防災知識訓練（職員の召集を含む。）
- 2 通信伝達訓練（一斉通報装置等による。）
- 3 想定被害による机上訓練
- 4 各種防災施設操作訓練
- 5 国、都縣市等行政機関主催の防災訓練への参加

第8 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）

1 社員の防災教育

防災対策を安全かつ迅速に遂行しうるよう社員に対し、次により必要な教育を実施します。

- (1) 災害関係法令、災害応急対策或いは地震防災応急対策等に関する研修会の実施、手引き書の配布等により防災上の実務に関する教育。

2 社内訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施します。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤルの運営を含む）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

3 総合防災訓練への参加

地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。

第9 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

災害時には通信、交通の途絶した最悪の状況が考えられます。したがって、現場における個々の職員の自主的判断と臨機応変の措置が人命の帰すう及び施設の安全を左右する極めて重要なものとなるため、職員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期します。

次の項目について、防災関係機関と協力して訓練を実施します。

- 1 情報収集、伝達、報告訓練
 - 2 招集、動員、連絡訓練
 - 3 避難誘導訓練
 - 4 救出、救護訓練
 - 5 応急対策訓練
 - 6 通信訓練
 - 7 総合防災訓練（防災の日）
 - 8 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）
- 第10 都交通局（都営地下鉄）
- 1 出退勤点呼時等の教育
 - （1）各駅務区長及び、助役は毎朝の出退勤点呼時等を利用し、災害発生時における係員の責務の重要性及び、災害防止に必要な知識を適宜説明し、意識の高揚及び的確な対応の徹底を図ります。
 - 2 係員に対する訓練計画
 - （1）消火、通報、旅客の避難誘導訓練

毎年、春季、秋季の火災予防運動期間中及び、随時各駅ごとに消火栓、消火器、構内電話、火災報知機用電話等を使用し、係員による消火、通報、旅客の避難誘導等の訓練を実施します。
 - （2）総合訓練（各駅及び都交通局全体）

毎年1回以上、自然災害発生を想定した総合訓練を実施しています。

また、都交通局全体としての防災総合訓練を毎年1回以上車庫構内、検車場構内等で実施し、その問題点を摘出し研究会その他で検討を加える等により効果の向上に努めます。
- 第11 日本郵便株式会社
- 1 東京支社管内情報収集及び伝達訓練の実施。
 - 2 対策本部の設置、非常参集・伝達訓練を実施し、幹部社員の意識高揚を図ります。
 - 3 社員には、局内放送による伝達訓練の実施、計画的に机上訓練を実施し、社員の心構えや防災意識の徹底を図ります。
 - 4 防災関係機関が実施する訓練には積極的に参加します。
- 第12 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の防災訓練
- 1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

災害時における救助救命と早期運転再開に向けた復旧訓練を、防災関係機関等の協力を得て実施しています。

 - （1）訓練項目
 - ①情報連絡
 - ②初期消火

- ③旅客の避難誘導
- ④負傷者の救護
- ⑤列車防護
- ⑥非常招集
- ⑦応急復旧

(2) 実施時期

- ①毎年9月1日の「防災の日」に総合防災訓練を実施しています。
- ②春・秋の火災予防週間において火災予防等に関する訓練を実施しています。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

(1) 関係社員に対して、災害復旧に必要な次の事項に掲げる内容の訓練を行うとともに、地方自治体等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の高揚を図ります。

- ①情報伝達訓練
- ②非常参集訓練
- ③列車の運転規則及び運転再開訓練
- ④復旧体制及び災害復旧訓練
- ⑤その他必要な訓練

(2) 年1回以上実施します。

(3) 一部訓練等については関係会社と共同で実施します。

第13 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

関係従業員に対し、平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置等に関し、各職場で計画的な教育・訓練を実施するほか、会社全体で実施する異常時総合訓練を毎年2回実施します。また、関係自治体等が実施する各種総合防災訓練に参加し、防災意識の高揚を図っています。

(訓練項目)

- 1 非常招集訓練
- 2 初動対応訓練
- 3 旅客避難誘導訓練
- 4 初期消火訓練
- 5 救出救護訓練
- 6 列車防護訓練
- 7 列車一旦停止訓練
- 8 異常時総合訓練

第14 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練に参加する他、各種運動期間中に各職場で訓練を実施します。その他の訓練として鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施します。

(訓練項目)

- 1 通信訓練
- 2 列車の一旦停止訓練
- 3 列車の減速運転訓練
- 4 非常招集訓練
- 5 避難誘導訓練
- 6 救助訓練
- 7 列車防護訓練
- 8 情報伝達訓練
- 9 対策本部設置訓練
- 10 安否登録訓練
- 11 鉄道事故復旧訓練
- 12 その他

第 15 株式会社ゆりかもめ (ゆりかもめ)

社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について教育し、その徹底を期するとともに必要な訓練を実施します。

- (1) 事故等の発生が予想されるときに係員の配置方及び発生時における応急処置
- (2) 事故等の発生時における運転取扱方及び復旧作業
- (3) 復旧作業に必要な用具及び資材の整備並びに係員の配置方
- (4) 死傷者の救護及び旅客の避難誘導
- (5) 列車防護及び閉そく方式の変更
- (6) 異常時総合訓練
- (7) その他の訓練

第 16 首都高速道路株式会社 (首都高速道路)

大規模事故等において災害応急対策措置等を迅速かつ的確に実施できるよう、実践的な訓練を警察・消防機関等と連携しつつ実施します。

- 1 訓練項目
 - (1) 非常参集訓練
 - (2) 初動対応訓練
 - (3) 応急対策訓練
 - (4) 避難誘導訓練
- 2 実施時期・回数
年 1 回以上

第 17 都建設局 (第一建設事務所)

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの訓練を毎年 1 回行い、水災時・震災時等における初動態勢の向上や災害対応技術の錬磨を図っています。

- (1) 水防訓練

- (2) 排水ポンプ車運用訓練
- (3) 参集訓練
- (4) 本部立ち上げ訓練
- (5) 情報連絡訓練
- (6) 現場点検訓練 等

第7章 情報連絡体制の整備

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、共有する体制が必要です。

また、区民等に迅速に災害情報を伝達できるよう、多様な情報伝達手段を整備する必要があります。

本章では、災害時の情報収集及び伝達等の連絡体制に関し必要な事項を定めます。

【現況】

1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段

区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。

- (1) 港区防災行政無線(移動系)
- (2) 港区地域災害情報システム
- (3) 東京都防災行政無線システム
- (4) 東京都地域災害情報システム (DIS)
- (5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話
- (6) 災害対策用内線電話
- (7) 衛星電話
- (8) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- (9) 緊急情報ネットワーク (Em - Net)

2 区民等への情報伝達手段の整備

区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。

- (1) 港区防災行政無線(同報系)
- (2) 防災行政無線放送確認電話
- (3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、エリアメール
- (4) 港区ホームページ、「広報みなと」かわら版、ケーブルテレビ
- (5) 青色防犯パトロール車両
- (6) LINE、ツイッター、フェイスブック
- (7) Lアラート(災害情報共有システム)
- (8) CATV回線を使用した防災行政無線放送
- (9) 港区防災アプリ
- (10) 港区防災ラジオ
- (11) デジタルサイネージ
- (12) 港区避難所開設状況システム

【課題】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴対策
- 2 防災行政無線（移動系）の設備更新及び機能強化
- 3 防災行政無線の運用面の改善
- 4 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 5 地域特性などを踏まえた新たな情報伝達手段の導入
- 6 既存の情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知

第1節 情報収集・伝達体制の整備

第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備

1 現況

災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。

（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）

有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）など、多様な手段を用いて通信連絡します。

区は、防災行政無線等定期通信訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。

また、東京都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。

（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）

2 区の役割

- （1）東京都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。
- （2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。
- （3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。
- （4）区民相互間の安否確認手段を周知します。

3 計画目標

（1）防災関係機関

災害時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じ的確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。

また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマ

マニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟に努めます。

(2) 区民等に対する情報伝達体制の整備

荒川洪水予報、渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域の区民等への伝達方法は、港区防災行政無線、**港区防災ラジオ**、報道機関、防災情報メール配信、港区ホームページ、LINE、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、**エリアメール**、**ケーブルテレビ**、**青色防犯パトロール車両等**により行います。

時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を災害伝票等を用いて的確かつ迅速に精査するために、複写式の用紙を使用した災害伝票（仮称）等を作成・使用するなどの方法を確認し、情報伝達のマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟に努めます。

災害時における的確な避難情報の発信や区民の避難行動の支援に向けて、ICT技術を活用した避難情報の発令判断支援や港区防災行政無線、港区防災ラジオ、防災情報メール等区民への情報発信機能と連携するシステムの構築を国や東京都のデジタル化と連携しながら検討します。

また、今後、浸水被害が起きやすい地域における地下街等や高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要するものが利用する施設に対し、**FAX**、**港区防災情報メール等**により以下の情報を伝達します。区と地下街等や要配慮者利用施設は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

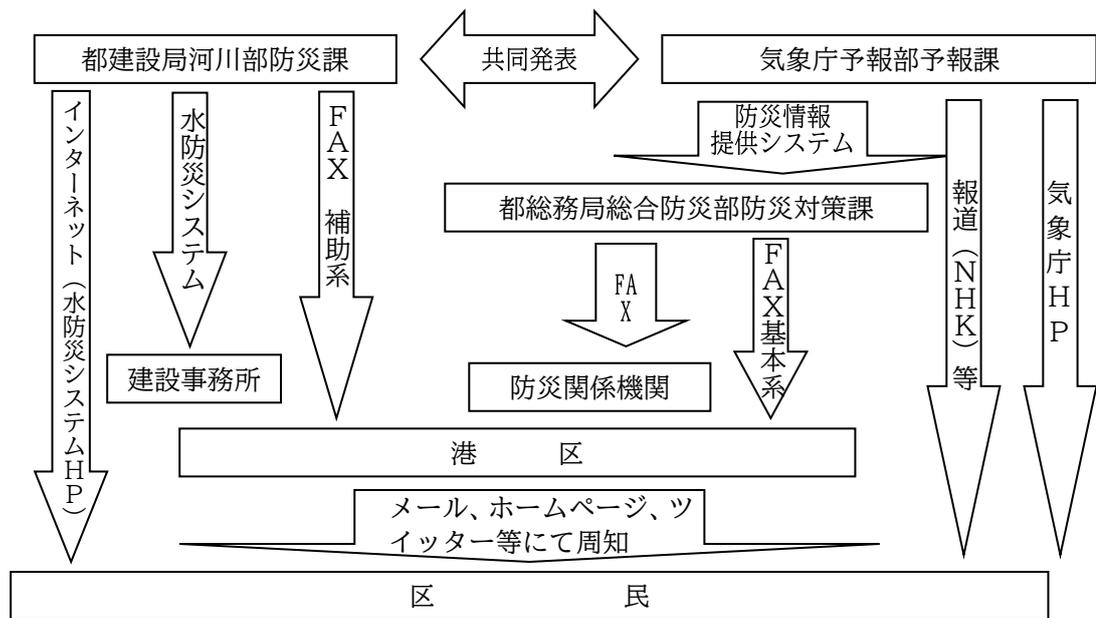


図2-7-1 古川洪水警報が発表された場合の情報伝達の流れ

(3) 古川の水位を基準とした警報

港区では区内9か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の2か所で古川の水位を3分ごとに計測しています。区内の降水量や古川の水位状況に応じて、防災無線塔から危険を知らせるアナウンスや警報が流れます。

表2-7-1 古川の水位を基準とした警報

警報段階	新広尾公園における古川の水位状況	白金公園における古川の水位状況	放送内容
1	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.58mまで上昇したとき	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.86mまで上昇したとき	放送なし
2 (注意)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.0mまで上昇したとき		「古川の水位が上昇しています。今後の気象情報に注意してください。」
3 (警戒)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から1.0mまで上昇したとき		「古川の水位が警戒値に達しました。建物や地下室の浸水に注意してください」
4	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から0.2mまで上昇したとき		サイレン(10秒)「古川があふれる危険があります。避難の準備をしてください。」

表 2-7-2 港区内の降水量を基準とした警報

警報段階	1時間降水量	放送内容
1	25 ミリメートル	(放送なし)
2 (注意)	30 ミリメートル	(放送なし)
3 (警報)	50 ミリメートル	「激しい雨が降っています。建物や地下室の浸水に嚴重に注意してください」

第2節 防災行政無線の整備

第1 現況

1 港区防災行政無線（同報系）

港区防災行政無線（同報系）とは、災害時に区民等に災害情報等を伝達するため、区有施設や民間の協力ビル等に設置してある無線設備です。災害時等には、屋外拡声子局（スピーカー）から、緊急情報をお知らせします。

昭和 57 年 4 月に開局し、運用しています。

（震災資料編 震 2-9-4 屋外拡声子局（防災行政無線同報系）設置場所 参照）

2 港区防災行政無線（移動系）

港区防災行政無線（移動系）とは、区内組織や防災関係機関との情報伝達を行うための無線設備です。

昭和 56 年 4 月に開局し、運用しています。

（震災資料編 震 2-9-3 移動系無線配備先 参照）

3 港区地域災害情報システム

港区地域災害情報システムとは、災害時に区内の被害状況等を収集・集計するシステムです。

平成 20 年 3 月に導入し、運用しています。

4 東京都防災行政無線

東京都防災行政無線とは、東京都と区市町村間で情報伝達を行うための無線設備です。

昭和 53 年 9 月に開局しました。

第2 区の役割

避難所となる区有施設や防災関係機関に、固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備します。

第3 計画目標

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴地域の改善を進めます。
- 2 ビルの建て替え等で生じた防災行政無線（同報系）の空白地帯の解消を進めます。
- 3 防災行政無線（同報系）について、音の反響による影響が少ないと見込まれる場所に高出力の新型スピーカーを導入するなど、地域に応じた整備を進めます。
- 4 防災行政無線（移動系）と港区地域災害情報システムの操作方法等について、災害

時に的確に活用できるように、各職員の操作習熟度の向上を図ります。

第3節 下水道施設における降雨情報システム

都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター及びポンプ所のポンプを適時適切に運転するため、降雨情報システムを設置しています。

降雨情報システムは、降雨観測用レーダー（2基）、電算処理装置、地上雨量計等で構成され、東京域における降雨情報をきめ細かく、しかも的確迅速に把握することができます。

現在、本システムによる降雨情報は、下水道局の下水道事務所、水再生センター及びポンプ所並びに都総務局の防災センターに配信されており、区は都防災無線を利用して、都防災センターに配信されたデータを得ることができます。

なお、東京の雨が一目でわかる降雨情報「東京アメッシュ」をインターネット（<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp>）で公開しています。

第8章 避難者対策

災害の発生状況に応じた適切な避難行動や災害の種別に応じた安全な場所への避難により、人的被害を最小限に抑える必要があります。

本章では、避難者対策として、避難所等の指定、要配慮者への配慮や感染症対策を踏まえた避難所運営など、避難体制の整備に係る取組を定めます。

【現況】

- 1 地域集合場所、区民避難所（地域防災拠点）、**補完避難場所及び福祉避難所**の指定
- 2 区民避難所 56 か所、福祉避難所 23 か所の指定（令和3年12月1日現在）

【課題】

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新たな避難所の指定
- 2 女性や性的マイノリティ、要配慮者に配慮した避難所運営
- 3 感染症対策を踏まえた避難所運営
- 4 避難所の環境改善

【対策の方向性・到達目標】

- 1 都立施設やホテル、**寺社**等の民間施設の活用による新たな避難所の確保
- 2 女性や性的マイノリティ、要配慮者等の視点に立った避難所運営体制の確立
- 3 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の確立
- 4 避難者がストレスを感じることなく過ごすための避難所の機能強化
- 5 **新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する避難行動の促進**

第1節 避難体制の整備

第1 目的

災害時に区民等が冷静に災害から身を守るため、地域の実状に沿った避難方法を確立することを目的とします。

第2 区の役割

- 1 発災時に備えた地域の実状を把握します。
- 2 災害の発生状況に応じた避難行動を周知します。
- 3 区民避難所（地域防災拠点）等を周知します。
- 4 「**避難情報**の発令基準」に基づき、**避難情報**を適時適切に発令します。

第3 計画目標

- 1 ハザードマップ等により災害の発生状況に応じた避難行動などを周知します。
- 2 避難行動要支援者の避難について、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備を進めます。
- 3 迅速な避難や円滑な避難所運営（感染症対策を含む）に向け、実効性の高い訓練を行います。

- 4 平時から自宅療養者等に向けて、区のホームページ上で各ハザードマップを周知し、警戒区域や災害の発生に備えた避難行動の確認等を促します。避難情報が発令により避難所が開設する場合、自宅療養者専用電話を開設し、ハザードマップ上の警戒区域等にいる避難が必要な自宅療養者や、自宅で過ごすことに不安を感じ、避難所に避難を希望する自宅療養者に対し、適切な避難行動を促します。

第2節 避難施設の整備

第1 計画方針

災害時において人的被害を最小限に抑えるため、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、その施設の安全化を図ります。

第2 区の役割

- 1 地域集合場所を選定します。
- 2 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。
- 3 避難所の安全性を確保します。
- 4 「避難所運営マニュアル」を整備します。
- 5 男女共同参画や性的マイノリティ、要配慮者の視点に立った避難所運営を推進します。
- 6 避難所における感染症の感染拡大防止策を徹底します。
- 7 区民避難所（地域防災拠点）となる施設に食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。
- 8 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。
- 9 災害用トイレを確保します。
- 10 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。

第3 事業計画

1 区民避難所（地域防災拠点）

災害の種別に応じ、災害の危険から避難するための指定緊急避難場所として、また、避難者が一定期間滞在する指定避難所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

（1）区民避難所（地域防災拠点）の指定

区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、56か所の区有施設を指定しています。

なお、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、暫定的に、1人当たりの避難スペースを6㎡に拡大したことに伴い、都

立施設やホテル等の民間施設の活用による新たな避難所の確保に取り組みます。

(2) 設置基準

区民避難所（地域防災拠点）は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しています。

【指定緊急避難場所の基準（災害対策基本法施行令第20条の3）】

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 2 異常な現象（洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事、その他内閣府令で定める異常な現象の種類）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

【指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6）】

- 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣

府令で定める基準に適合するものであること。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営

① 区民避難所（地域防災拠点）の運営体制

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所（地域防災拠点）に移行するなど、開設する区民避難所（地域防災拠点）が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から1人当たりの避難スペースを拡大したことに伴い、新たな避難所を確保していく中では、地域防災協議会が中心となつての対応が困難な場合が想定されることから、そうした避難所の運営体制の構築について検討します。

② 避難所運営マニュアル等の整備

区民避難所（地域防災拠点）の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を整備しています。各地域防災協議会と連携した避難所運営訓練等を実施する中で検証を行ない、より実践的な内容としていきます。また、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、避難者受入の際の検温の実施や発熱者の対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しています。

③ 区民避難所（地域防災拠点）の機能強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の環境整備

- ・暑さ対策のための冷風機及び大型扇風機、プライバシー確保のための衝立の配備をはじめ、避難所の環境改善を推進します。
- ・高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等に配慮し、簡易ベッドやマット、液体ミルクなど、備蓄物資の充実を図ります。
- ・災害時には事業者との協定に基づき、段ボールベッドを速やかに調達することとしています。
- ・急病人の発生等に備え、AED（自動体外式除細動器）を配備しています。

イ トイレの確保

必要十分な数のトイレを確保するため、仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）を配備しています。

マンホールトイレは、令和3年4月1日現在、区民避難所（地域防災拠点）や公園等に459基を設置しており、今後も区有施設の回収などに併せて増設していきます。

ウ 情報収集及び伝達機器の整備

防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器及び非常用電源を整

備しています。また、テレビ、インターネット環境、スマートフォン充電用蓄電池等、被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。特設公衆電話¹を全ての避難所に整備し、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

¹ 特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT 東日本の協力の下、事前設置を進めています。

エ 感染症対策物品の配備

区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品を配備しています。

④女性や性的マイノリティ等の視点を反映した避難所運営

ア 女性の視点からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置し、男女のニーズの違いによる男女共同参画の視点に立った運営を行います。

イ 小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は大人、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 性的マイノリティへの配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを配備するなど、生活空間を性的マイノリティに配慮した運営を行います。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、ミルク・おもちゃ等の配備、子どもが遊べる場等を確保するよう努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女

性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

⑤配慮が必要な人への支援体制の整備

ア 視覚障害者、聴覚障害者等への意思伝達支援

視覚障害者への声かけの支援や聴覚障害者に対して手話通訳等を利用するなどのコミュニケーション支援を充実させます。

イ 自閉症など音や光に過敏な人への配慮

自閉症などの人に対しては音・光の遮断が必要な場合もあり、空いている教室などを使用して対応するなど合理的配慮を行います。

⑥区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

これらの飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するためには、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。

ア 区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（トラ、ワニ、マムシ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

イ 飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

ウ 飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保でき

る施設を対象とします。

エ 飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、原則、**風雨・臭気・吠え声を防ぐことが出来る屋外**に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめにより飼育します。

⑦区民避難所（地域防災拠点）における安全・安心の確保

ア 防火、防犯の推進体制

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの責任者を配置するなど安全・安心のための対策を推進します。

イ 防犯の啓発

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

ウ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

(4) 相談やこころのケアができる体制の整備

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(5) ボランティアの受入れ

適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

2 補完避難所

区内の都立施設・ホテル・寺社等の民間施設と協定・覚書を締結し指定します。

(1) 補完避難所の開設

区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合に、区の要請に基づき開設します。

(2) 補完避難所の運営

補完避難所の運営は、施設職員のほか、避難者が協力して行います。

3 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある**高齢者施設**や**障害者施設**を指定しています。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所(地域防災拠点)での生活が困難な人のために、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、**老人保健施設**、障害者施設を指定しています。

(2) 福祉避難所における避難行動要支援者の受入把握

福祉避難所における避難行動要支援者の受入れに当たり、事前に福祉避難所の実情や要介護高齢者の介護度や医療的ケア、当該施設を利用している避難行動要配慮者の状況を踏まえた福祉避難所ごとの受入対象者を把握します。

(3) 設置基準

福祉避難所は、災害対策基本法に基づく指定避難所として指定しています。

【指定避難所の基準(災害対策基本法施行令第20条の6)】

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(以下「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(4) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。また、**障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。**

(5) 福祉避難所の機能の充実

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースを考慮する必要があることなどから、防災訓練等を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。ま

た、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設利用者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(6) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(7) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

第9章 救援・医療救護体制の整備

被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。

本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。

【現況】

- 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等）
- 2 食料・日用品・応急資器材
 - （1）3日間分の食料・保存水の備蓄
 - （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄
- 3 医療救護体制
 - （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に4か所、災害拠点連携病院に2か所が指定
 - （2）災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結
 - （3）医療救護所等での医療救護活動に関する協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部と締結
 - （4）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置

【課題】

- 1 浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については浸水対策
- 2 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保
- 3 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備
- 4 防疫体制の整備に向けた課題
 - （1）防疫用資器材の備蓄
- 5 遺体収容場所の拡充

【対策の方向性・到達目標】

- 1 浸水想定区域内に存在する備蓄倉庫内へのパレットの配備及び止水板の設置の検討
- 2 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備
- 3 医療救護体制の整備の方向性
 - （1）全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備
 - （2）災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化
- 4 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定
- 5 遺体収容所の管理全般、行方不明者の搜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時

保存等の取扱い、遺体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議

第1節 給水体制の整備

第1 基本方針

災害時における飲料水の確保は、生命維持に必要な最低必要量として、1日1人3リットルの給水を基準とし、生活用水についても必要量の確保に努めます。

第2 東京都の飲料水及び生活水の確保体制

1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

（1）応急給水槽

東京都は、災害時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1か所の給水拠点を設置しています。

区内には、都立青山公園（容量1,500 m³）とシティハイツ桂坂（容量100 m³）に設置されています。

（2）給水所

都水道局要員の参集を待たずに、区職員等が自ら応急給水活動ができる施設に整備しています。

区内には、芝公園三丁目に芝給水所（確保水量約26,600 m³）があります。

（3）輸送車両・資器材の整備

輸送車両は、都水道局保有車両及び雇上車両等により行います。

給水タンク等の応急給水用資器材を整備していくとともに、これらの資器材を収納する倉庫を整備します。

（震災資料編 震2-11-1 都水道局の応急給水用資器材 参照）

2 多様な応急給水への取組

消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、区や防災住民組織等と実施手法について協議の上、定めます。

3 生活水の確保

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努めます。

4 飲料水の確保

東京都は、都市開発諸制度などを活用して、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫⁹の整備を誘導します。

第3 区の飲料水及び生活水の確保体制

1 区の役割

（1）災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、水の確保に努めます。

⁹ 防災備蓄倉庫：食料、生活必需品等を備蓄しておくための倉庫で、救援物資配給の拠点になる避難所をいいます。

(2) 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。

2 飲料水の確保

(1) 区有施設

- ①区内の備蓄倉庫に、ペットボトルの水を備蓄します。
- ②区有施設（区役所、小・中学校等）に設置されている受水槽内の水を利用します。
- ③区営プール及び区立小・中学校プールの水を濾過・殺菌して利用します。

(2) 民間施設

災害時におけるライフラインの停止に備え、飲料水の備蓄対策を促進します。

(震災資料編 震2-11-2 区内給水拠点一覧 参照)

3 生活水の確保

(1) 港南公園に設置してある非常用受水槽（100 m³）の水を利用します。

(2) 下表の施設にある災害対策用井戸の水を利用します。

表2-9-1 災害対策用井戸

	名 称		
公園	有栖川宮記念公園 青葉公園 三田台公園	狸穴公園 南桜公園 三河台公園	筈公園 白金公園
児童遊園	西麻布二丁目児童遊園 白金一丁目児童遊園 白金志田町児童遊園	三田二丁目児童遊園 桑田記念児童遊園（再開発中）	
学校	高松中学校		

第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備

第1 基本方針

- 1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。
- 2 区では、災害の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。
- 3 区は、近年、各地で発生した豪雨や地震災害を教訓として、避難者がストレスを感じることなく、安心して避難所で生活できるよう、夏期の暑さ対策や避難者のプライバシー確保、停電時のスマートフォン充電対策など、避難所の環境改善に努め、備蓄物資の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所に感染症対策物品を配備します。
- 4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所

へ物資が搬送できるよう、運搬事業者等との災害時協定を締結し、災害時の輸送体制を強化します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。

- 5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。

第2 区の役割

- 1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。
- 2 区の備蓄物資（東京都の事前寄託分を含む。）を管理します。
- 3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。

第3 事業計画

1 食料・飲料水の確保

（1）乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄

区では発災から3日分を備蓄します。

また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定28品目アレルギー物質を使用せず、ハラール認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。

（2）乳児用ミルクの確保

都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。

区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の粉ミルクを備蓄します。

また、従来の粉ミルクに加え、液体ミルクを備蓄します。

（3）飲料水の確保

飲料水の確保については東京都の役割となっています。しかし、区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として東京都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

また、事業者との協定に基づき、災害発生時には速やかに段ボールベッドを調達します。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を備蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 避難所の環境改善のための物品の配備

避難所におけるプライバシー確保用としてパーテーションを配備します。

また、ライフラインが途絶した場合に備え、避難者がストレスを少なく過ごせるよう、夏期の暑さ対策として冷風機及び大型扇風機を配備するほか、避難者のスマートフォン充電用の蓄電池を配備します。

7 感染症対策物品の配備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非接触型体温計、マスクや消毒液等の衛生用品を配備します。また、発熱者を隔離するためのテント及びベッドを配備します。

8 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設を始めとして、他の区有施設、民間ビル及び開発事業者等の協力も得て、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

9 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、粉ミルク、飲料水など）を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

10 国・東京都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・東京都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、基本的には区内の地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業者との協定の締結についても進めます。

11 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部や運送事業者との災害時協定に基づき輸送車両等を調達します。

第3節 医療救護体制の整備

第1 基本方針

災害発生時には、家屋の流失、がけの崩壊・浸水・パニック等による負傷者が発生することが予測されます。

災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、区内病院、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏を基本とした医療救護体制を整備します。

なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。

区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。

あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点を整備します。

第2 区の役割

- 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。
- 2 区災害医療コーディネーターを設置します。
- 3 区中央部保健医療圏医療対策拠点及び区内の情報連絡体制を構築します。
- 4 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。
- 5 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。
- 6 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。
- 7 医薬品・医療資器材等を備蓄します。
- 8 超急性期経過前後から医療救護活動拠点を設置します。
- 9 災害薬事センターを設置します。

第3 事業計画

1 区災害医療コーディネーターの設置

東京都は、被災地域の状況を踏まえた的確な医療体制を確保するため、東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を発災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築します。

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区

災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展開できるよう、区中央部保健医療圏の地域災害医療コーディネーター等との情報連絡体制の一元化を図ります。

2 区と区内病院、一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和52年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成9年2月には、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて内容を見直し、新たな協定を締結しましたが、災害に関わる社会情勢の変化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、平成26年1月に新たに協定を締結しました。

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について平成9年2月に協定を締結していますが東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成26年1月に新たに協定を締結しました。

平成28年7月には公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について協定を締結したほか、令和元年には区内12病院と「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、協定に基づき発災から3日間に必要となる医薬品・医療資器材等を区内の各病院に備蓄しています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成26年4月に新たに協定を締結しました。

(震災資料編 震2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照)

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

第4節 防疫体制の整備

第1 区の役割

- 1 区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布等、防疫体制を整備します。
- 2 東京都、関係団体等と連携した動物救護体制を整備します。
- 3 飼養動物（ペット）の同行避難の体制を整備します。

第2 事業計画

1 防疫用資器材の備蓄及び調達

区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておきます。

2 動物救護活動

区は、東京都、公益社団法人東京都獣医師改中央支部等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備します。

区は、あらかじめ指定した区民避難所（地域防災拠点）に、飼養動物（ペット）の飼養場所を確保します。また、区民避難所（地域防災拠点）内に同行避難飼養動物（ペット）の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した区民避難所（地域防災拠点）等に飼養場所を確保するなど、適正な飼養動物の同行避難の体制を整備します。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。

第5節 遺体の取扱い

第1 区の役割

- 1 遺体収容所の運営等について、あらかじめ関係機関と協議します。
- 2 遺体収容所を確保します。

第2 事業計画

1 遺体収容所の運営等

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 遺体収容所の拡充
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体収容所の確保

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を確保するよう努めます。また、区有施設だけでなく、民間事業者と協力し、既存の遺体収容所に加え、新規施設の確保を進めています。

- (1) 屋内施設
- (2) 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- (3) 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮します。

第3部 風水害応急対策計画

第3部 風水害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動態勢

各機関は、港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、港区の地域並びに区民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な活動態勢を確立します。

○応急復旧活動フロー

機関名	注意報の受信		警報	発災 被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区水防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象、雨量、水位、被害状況等の情報の収集 ○水防本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との情報連絡・調整 ○配置人員及び車両の掌握・調整 ○自主避難施設の開設準備 ○高齢者等避難の発令検討 ○水防資器材の支給・貸出 				

機関名	注意報の受信		警報	発災 被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区除雪本部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象（積雪状況）及び被害状況等の情報の収集 ○除雪本部の設置 ○関係機関との情報連絡・調整 ○配置人員及び車両の掌握・調整 ○除雪資器材の支給・貸出 ○被害状況の確認・拡大防止及び 応急措置 				
区災対本部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象、雨量、水位、被害状況等の情報の収集 ○警報の受信・伝達 ○災害対策本部の設置 ○避難情報の発令 ○都知事に対する要請 ○他の自治体との相互応援 ○災害救助法の適用（検討） ○警戒区域の指定 				

機関名	注意報の受信		警報	発災 被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警察署	<p>○気象情報、被害等に関する情報収集等</p> <p>○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、または災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置</p> <p>○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施</p> <p>○交通規制の実施</p> <p>○発生後被害（拡大）防止を目的とした避難誘導を実施</p> <p>○救出救助活動</p> <p>○被害状況等により広域緊急援助</p>				
消防署	<p>○気象情報、水位情報の収集</p> <p>【必要に応じて水防態勢発令】</p> <p>【必要に応じて第一・二非常配備態勢発令】</p> <p>○第二非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集</p> <p>○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>				
都下水道局	<p>○本部の設置</p> <p>○情報収集</p> <p>○非常配備態勢の発令</p> <p>○対応職員の参集開始</p> <p>○救援活動に対応した情報収集</p>				
都港湾局	<p>○気象情報、潮位情報等の収集、伝達</p> <p>【台風第一次非常配備態勢】 【台風第二・三次非常配備態勢】</p> <p>○情報収集・連絡態勢</p> <p>○水門閉鎖</p> <p>○排水機運転</p> <p>○陸こう等閉鎖</p> <p>○被害状況の把握</p> <p>○応急復旧</p>				
東京海上保安部	<p>○気象・海象情報の収集・伝達</p>				

機関名	注意報の受信		警報	発災 被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
日本郵便株式会社	○外務社員等による 発見、認知	→	○港区役所、警察署、消防署に通報 (道路及び道路付属物の損壊・街路樹の倒木・水道の漏水等生活環境に危険な影響を及ぼすおそれのあるもの) ○東京支社、幹事支店へ連絡	○非常災害対策本部等の設置 (被害情報の収集、確認等) ○地下や1階は浸水の防止を図る ○機器類の停止 ○自動車等安全な場所へ移動 ○窓口端末機等機器類を安全な場所へ移動	○災害特別事務 取扱の実施
東京ガス株式会社	初動措置[情報活動] ○情報の収集、処理等 ・能動的な偵察・情報収集努力 ・道路状況・各施設被害状況の把握	→		初動措置 [対外広報] ○広報活動 ・漏洩の通報、マイコンメータ ー復帰等	○情報資料の処理 (記録・図化) 使用 ○緊急措置に関して ○復旧計画に関して

機関名	注意報の受信		警報	発災 被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
首都高速道路 株式会社	○警戒（警戒・緊急・非常）体制の確立 ○道路巡回により道路状況等の点検・配置				○応急復旧作業 ○災害対策本部の設置
東京電力パワー グリッド株式会社	○情報収集		○非常災害体制の構築	○災害情報把握 ○非常災害対策支部 設置	○巡視・点検 活動実施 ○応急復旧活動 作業 ○広報活動実施

第1節 港区の活動態勢

第1 責務

港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、区は、第1次的防災関係機関として法令、「東京都地域防災計画」及び「港区地域防災計画」の定めるところにより、他の区市町村、東京都及び防災関係機関並びに区内の公共的団体及び区民の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めます。

第2 活動態勢

- 1 区は、第1の責務を遂行するため必要があるときは、港区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置します。
- 2 区は、港区災害対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報します。
- 3 区は、港区災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定めます。
- 4 港区災害対策本部が設置される前または設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部設置時に準じて通常の行政組織により処理します。
- 5 区の地域に「災害救助法」が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助します。
- 6 区は、夜間休日等の勤務時間外の風水害の発生に備え、情報連絡体制を確保します。

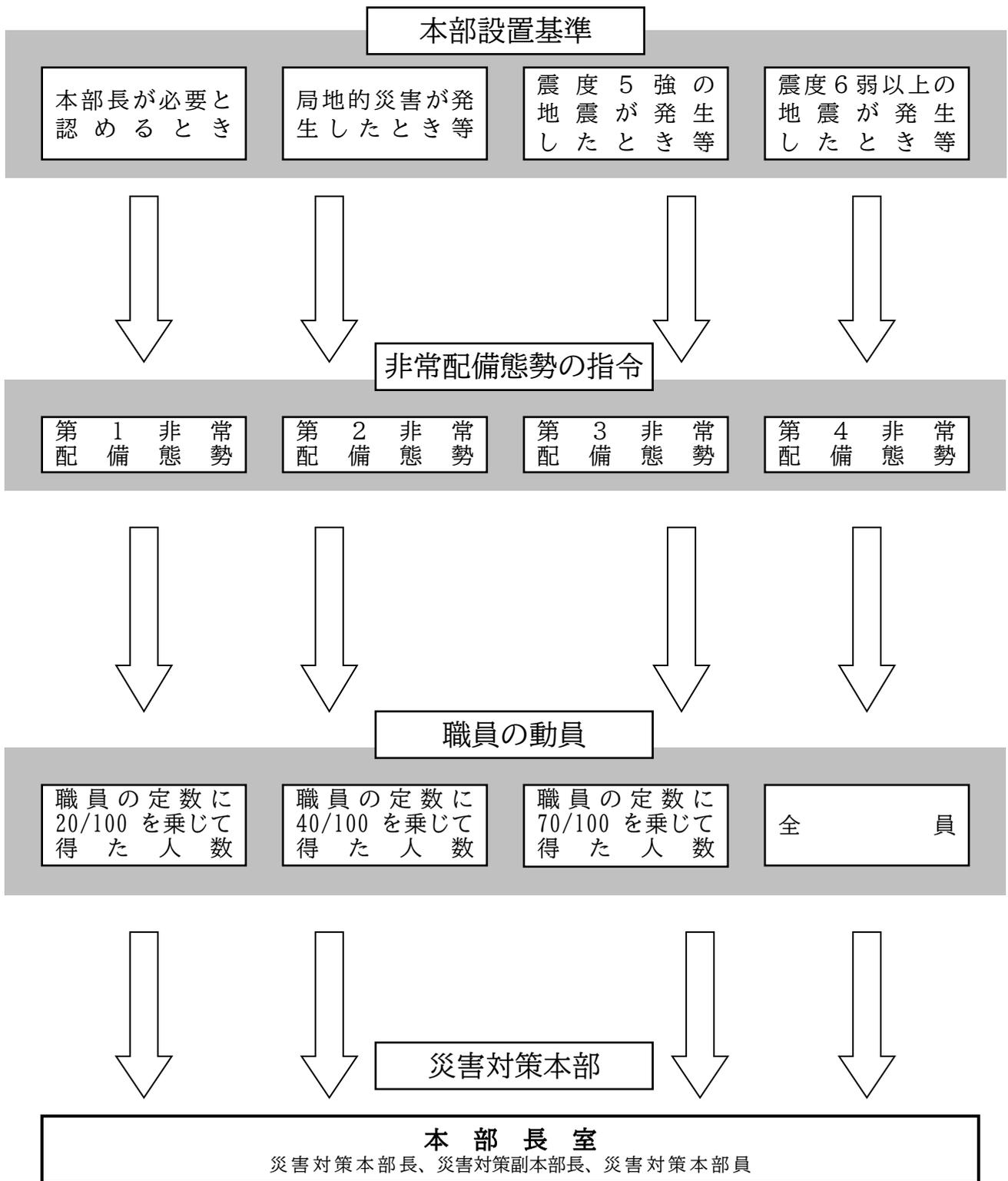
第2節 港区災害対策本部

第1 組織

本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。

(震災資料編 震3-1-1 港区災害対策本部組織図 参照)

(震災資料編 震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照)



災害対策本部態勢図(令和3年4月1日現在)

○本部長室会議
 災害対策本部長
 ・ 区 長
 災害対策副本部長
 ・ 副区長
 ・ 副区長
 ・ 教育長
 災害対策本部員
 ・ (芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南) 地区総合支所長
 ・ みなと保健所長
 ・ 児童相談所長
 ・ 保健福祉支援部長
 ・ 企画経営部長
 ・ 用地・施設活用担当部長
 ・ 防災危機管理室長
 ・ 総務部長
 ・ 会計管理者
 ・ 教育委員会事務局教育推進部長
 ・ 教育委員会事務局学校教育部長
 ・ 選挙管理委員会事務局長
 ・ 監査事務局長
 ・ 区議会事務局長
 ・ 防災課長
 上記のうち、「 」の本部員は、災害初動対応時の一定期間、本部長室会議には出席せず、それぞれの所属で災害対応に従事し、陣頭指揮に当たる。

○本部連絡員調整会議
 会長
 ・ 防災課長
 副会長
 ・ 企画課長
 本部連絡員
 ・ (芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南) 地区総合支所協働推進課地区政策担当係長
 ・ 地域振興課長
 ・ 保健福祉課長
 ・ 保健予防課長
 ・ 児童相談課長
 ・ 子ども家庭課長
 ・ 都市計画課長
 ・ 環境課長
 ・ 区長室長
 ・ 総務課長
 ・ 人事課長
 ・ 契約管財課長
 ・ 会計室長
 ・ 教育長室長
 ・ 学務課長
 ・ 区議会事務局次長

○本部派遣員
 ・ 芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各

災害対策本部	災害対策本部
芝地区本部	芝地区本部
麻布地区本部	麻布地区本部
赤坂地区本部	赤坂地区本部
高輪地区本部	高輪地区本部
芝浦港南地区本部	芝浦港南地区本部
台場地区対策室	台場地区対策室
産業・地域振興支援部	産業・地域振興支援部
保健福祉支援部	保健福祉支援部
みなと保健所	みなと保健所
子ども家庭支援部	子ども家庭支援部
児童相談所	児童相談所
街づくり支援部	街づくり支援部
環境リサイクル支援部	環境リサイクル支援部
企画経営部	企画経営部
総務部	総務部
会計室	会計室
教育委員会事務局教育推進部	教育委員会事務局教育推進部
教育委員会事務局学校教育部	教育委員会事務局学校教育部
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
監査事務局	監査事務局
区議会事務局	区議会事務局

第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから、複数の経路による職員の派遣を検討します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。

- (6) 本部長（区長）が特に必要と認めるときは、芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員が本部に派遣されます。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

(1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1非常配備態勢	1 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めたととき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めたととき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

(2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 非常配備態勢に基づく措置

(1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。

(2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 職員の動員及び服務

1 職員の動員

(1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。

(2) 部長は、上記(1)により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。

(3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。

- ①第1非常配備態勢 職員の定数に 20/100 を乗じて得た数
- ②第2非常配備態勢 職員の定数に 40/100 を乗じて得た数
- ③第3非常配備態勢 職員の定数に 70/100 を乗じて得た数
- ④第4非常配備態勢 全職員

- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。
 - ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
 - ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
 - ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
 - ②不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第5 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
- (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
- (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設（マンホールトイレやかまどベンチ等）の設置に協力することとします。
- (5) 休日夜間等の開館時間以外に風水害が発生した場合は、指定管理者は管理施設への参集義務を負うものとします。

2 災害時における指定管理者との協定締結

災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

第6 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第7 非常勤職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の非常勤職員を災害対策要員として位置付けます。

また、非常勤職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

第3節 港区の水防態勢

第1 目的

区は、「水防法」の規定により「水防管理団体」として、洪水または高潮¹等に際し、管内各河川等の水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減する（「水防法」第1～第3条）とともに、大雨による道路等の冠水等に対する警戒及び応急措置を講じ、もって区民の安全を保持しなければなりません。

この目的のために、管内各河川、道路等に対する活動が十分に行われるように、その態勢と活動を定めます。

（風水害資料編 水1-1 水防法 参照）

¹ 高潮：台風等の襲来により海水面が著しく高くなる現象をいいます。

第2 水害応急対策会議の設置及び廃止

水害応急対策会議の設置及び廃止の時期は、次のとおりとします。

1 防災危機管理室長（水防本部長）は、次の場合水害応急対策会議の設置を区長に要請します。

（1）水害が発生し、又は発生が予測され、港区水防本部のみでは対応できないと認められる場合

（2）水害発生後に避難所開設等の対応措置が必要と認められる場合

2 議長は、次の場合水防本部を廃止します。

（1）区の地域において、災害が発生するおそれがなくなったと認められたとき又は応急対策の措置が完了したと認められたとき。

（2）港区災害対策本部が設置されたとき。

第3 水害応急対策会議及び業務分担

1 水害応急対策会議の組織

（1）防災危機管理室（防災課）は、区民からの通報や要請等の収集受付、消防署や警察署等関係防災機関と連絡した情報の収集、収集・集約した被害情報等を的確、迅速に関係部所への伝達をする。

（2）街づくり支援部は、区民からの通報や要請等の収集受付し、情報等を受けた場合は、直ちに防災危機管理室長（防災課）に報告する。また、応急復旧対策のため必要と認める場合は、応急対策会議の決定に従い民間の協力機関に応援を依頼し、協力機関に応援を依頼した場合は、防災危機管理室長（防災課）に報告する。

がけ崩れ等により、区民の生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき、応急対策会議の決定により、区民に対し避難の誘導をするものとし、その結果を速やかに防災危機管理室長(防災課)と総合支所長(管理課)及び保健福祉支援部長(保健福祉課)に報告する。

土木施設等の被害状況や民有地等のがけ崩れの被害状況を調査する。

- (3) 各地区総合支所管理課は、区民からの通報や要請等の収集受付し、情報等を受けた場合は、直ちに防災危機管理室長(防災課)に報告する。避難所の開設を決定した場合は、速やかに街づくり支援部長及び防災危機管理室長(防災課)に報告する。また、浸水等の被害を受けた区民等から消毒の要望を受け、消毒の必要を認めるときは、応急対策会議の決定により、みなと保健所長(生活衛生課)に消毒の実施を依頼する。
- (4) 各地区総合支所長(協働推進課)は、街づくり支援部長から避難所開設の要請があった場合、応急対策会議の決定により、避難所を決定し、開設し、運営する。被災家屋等の被害状況を調査する。港区災害見舞金支給要綱(昭和46年4月1日決裁)に基づく各種見舞金を支給し、その結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する

- (5) 保健福祉支援部長(高齢者支援課、障害者福祉課)は、街づくり支援部長から避難所開設の要請があった場合、応急対策会議の決定により、避難所を決定し、開設し、運営する。
- (6) みなと保健所長(生活衛生課)は、総合支所長(管理課)からの依頼に基づき消毒を実施し、その結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する。
- (7) 各部長は、所管施設の被害状況を調査し、調査の結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する。

第4 態勢の発令基準

種類	発令基準
連絡態勢	気象情報により「大雨又は洪水注意報」等が発令され、かつ、港区の地域に被害の発生が予測される場合
準備態勢	地域的に床上、床下浸水やがけ崩れ等の災害が発生し、又は、発生が予想され、水防本部では対応できないと予測される場合
出動態勢	水防本部では、対応できないと認められる場合

第5 水防本部の設置及び廃止

水防本部の設置及び廃止の時期は、次のとおりとします。

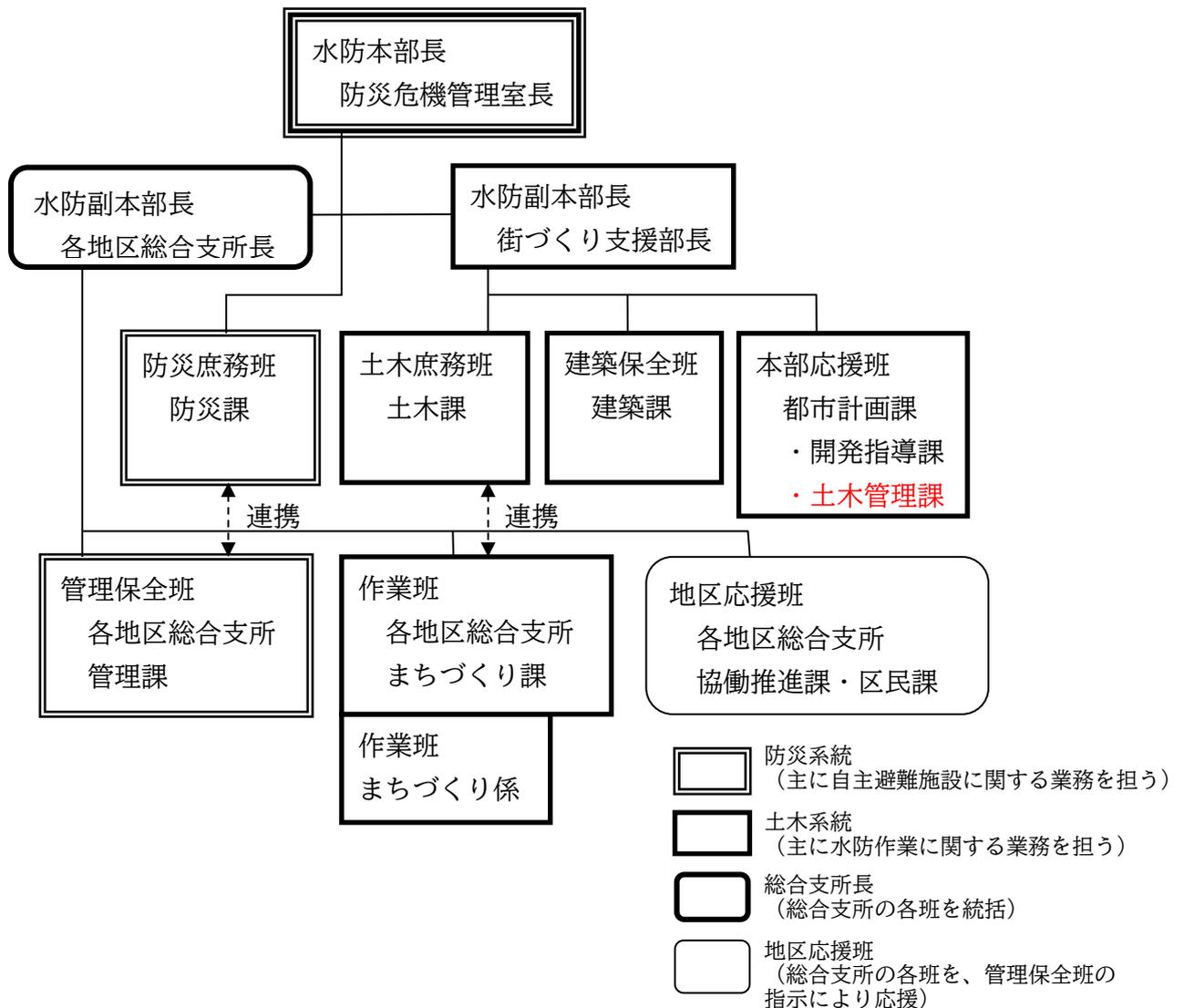
- 1 防災危機管理室長(水防本部長)は、次の場合水防本部を設置します。
 - (1) 水防警報(国土交通大臣若しくは都知事が「水防法」第16条第1項の規定に基づき、予め指定した河川・海岸等に洪水または高潮によって災害が起こるおそれがある時、水防管理団体及び水防関係機関に対して水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。)が発せられたとき。
 - (2) 大雨・洪水・高潮及び津波のいずれかの警報が発せられたとき。ただし、気象状況等により、その必要がないと認められるときは、この限りではありません。
 - (3) 台風の接近又は上陸が予想される場合、区民が自主的に避難するための「自主避難施設」を開設する必要があると認めたとき。
 - (4) 渋谷川・古川洪水予報が発せられたとき。
 - (5) 荒川洪水予報が発せられたとき。
 - (6) その他、水防本部長が出水または道路冠水等が発生するおそれがあると認めたとき。
- 2 水防本部長は、次の場合水防本部を廃止します。
 - (1) 洪水または高潮等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められるとき。
 - (2) 港区災害対策本部が設置されたとき。

第6 水防組織及び業務分担

1 水防本部の組織

- (1) 防災危機管理室（防災課）は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。
- (2) 街づくり支援部及び各地区総合支所まちづくり担当（土木係）は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- (3) 各地区総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各地区総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- (4) 各地区総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり担当（土木係）の応援を行います。

水防本部組織図



※注1：副本部長（各地区総合支所長）は、本部長を補佐し、各総合支所において直接指揮を執り

ます。

※注2：水防本部長（防災危機管理室長）が不在のときは水防副本部長（街づくり支援部長）が、
2名とも不在のときは防災庶務班長（防災課長）が指揮を執り、各地区の水防副本部長
（各地区総合支所長）が不在のときは管理保全班長（管理課長）が指揮を執ります。

図3-1-1 水防本部組織図

2 各班の業務

(1) 防災庶務班（防災課）

- ① 気象、雨量、水位及び被害状況等の情報の収集、各班への連絡並びに周知
- ② 区民等への避難情報の提供
- ③ 配置人員及び車両の掌握及び調整、指示
- ④ 関係機関（警察署、消防署、報道機関等）との情報連絡及び調整
- ⑤ 無線及び有線電話対応に関すること
- ⑥ 賃金、水防費用の予算及び決算
- ⑦ 水防記録の整理
- ⑧ 民間水防協力団体との連絡及び調整
- ⑨ 水防法に関する業務
- ⑩ その他、他班に属さないこと

(2) 土木庶務班（土木課）

- ① 各地区総合支所への人員の連絡
- ② 関係機関（国道・都道・河川及び下水道管理者等）との情報連絡及び調整
- ③ 街づくり支援部内の態勢の調整指示

(3) 建築保全班（建築課）

- ① がけ等の警戒巡視

(4) 本部応援班（都市計画課、開発指導課、土木管理課）

- ① 土木庶務班からの指示により、状況に応じて土木庶務班、建築保全班を応援。

(5) 管理保全班（各地区総合支所・管理課）

- ① 総合支所内の調整
- ② 自主避難施設の開設及び運営

(6) 作業班（各地区総合支所・まちづくり課）

- ① 水防資器材（土のう、スコップ等）の点検、購入及び輸送
- ② 水防資器材の貸出し
- ③ 危険箇所及び管内の警戒巡視
- ④ 所管排水機場の巡回、点検及び操作
- ⑤ 古川支流水門操作の指示
- ⑥ 河川及び海岸の監視
- ⑦ 道路の通行禁止及び制限（「道路法」第46条関係）

- ⑧被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置
- ⑨所管工事現場の警戒巡視及び指示
- ⑩占使用の工事に対する情報連絡及び指示
- ⑪避難誘導に関すること
- ⑫その他陳情対応
- ⑬上記項目について、所管内における関係機関との情報連絡及び対応
- ⑭上記各項目についての情報の収集並びに記録及び庶務班への報告

(8) 地区応援班（各地区総合支所・協働推進課、区民課）

- ①管理保全班からの指示により、状況に応じて作業班及び管理保全班を応援

第4 区職員の初動態勢

気象情報や関係機関及び予報業務許可事業者等の助言により、区職員（水防要員）は状況に応じた態勢をとることとします。

表3-1-2 水防態勢の基準及び内容

種 類		基 準 及 び 内 容
情 報 確 認 態 勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢。
情 報 連 絡 態 勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警 戒 配 備 態 勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。
水防本部	第1次非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢。

第4節 港区の除雪態勢

第1 目的

積雪時の交通事故、交通渋滞の発生及び転倒による負傷事故など、区民生活を守る観点から、区道上等の積雪を速やかに除去し、道路交通等の安全を確保するために必要な態勢をとります。

第2 除雪対策本部の設置、廃止

除雪対策本部の設置及び廃止、統合の時期は次のとおりとします。

1 防災危機管理室長（除雪対策本部長）は、次の場合に除雪対策本部を設置します。

(1) 大雪警報が発せられたとき。ただし、気象状況等により、その必要がないと認め

たときは、この限りではありません。

(2) 積雪が15cm程度になり、交通障害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、必要と認めたととき。

(3) その他、除雪対策本部長が交通障害等融雪による道路冠水が発生するおそれがある場合で、必要と認めたととき。

2 除雪対策本部長は、次の場合に本部を廃止するものとします。

(1) 除雪活動、気象状況等が解消され道路交通に影響がないと判断したとき。

(2) 港区災害対策本部が設置されたとき。

第3 除雪組織及び業務分担

1 除雪対策本部は防災庶務班、土木庶務班、建築除雪班、本部応援班、管理保全班、作業班、地区応援班の7班から構成されます。

2 除雪対策本部には、本部長（防災危機管理室長）、副本部長（街づくり支援部長、各地区総合支所長）、班長（各課長）、班員（各職員のうち各班長が命ずるもの）を置きます。

3 区における除雪組織は次のとおりです。

除雪対策本部組織図

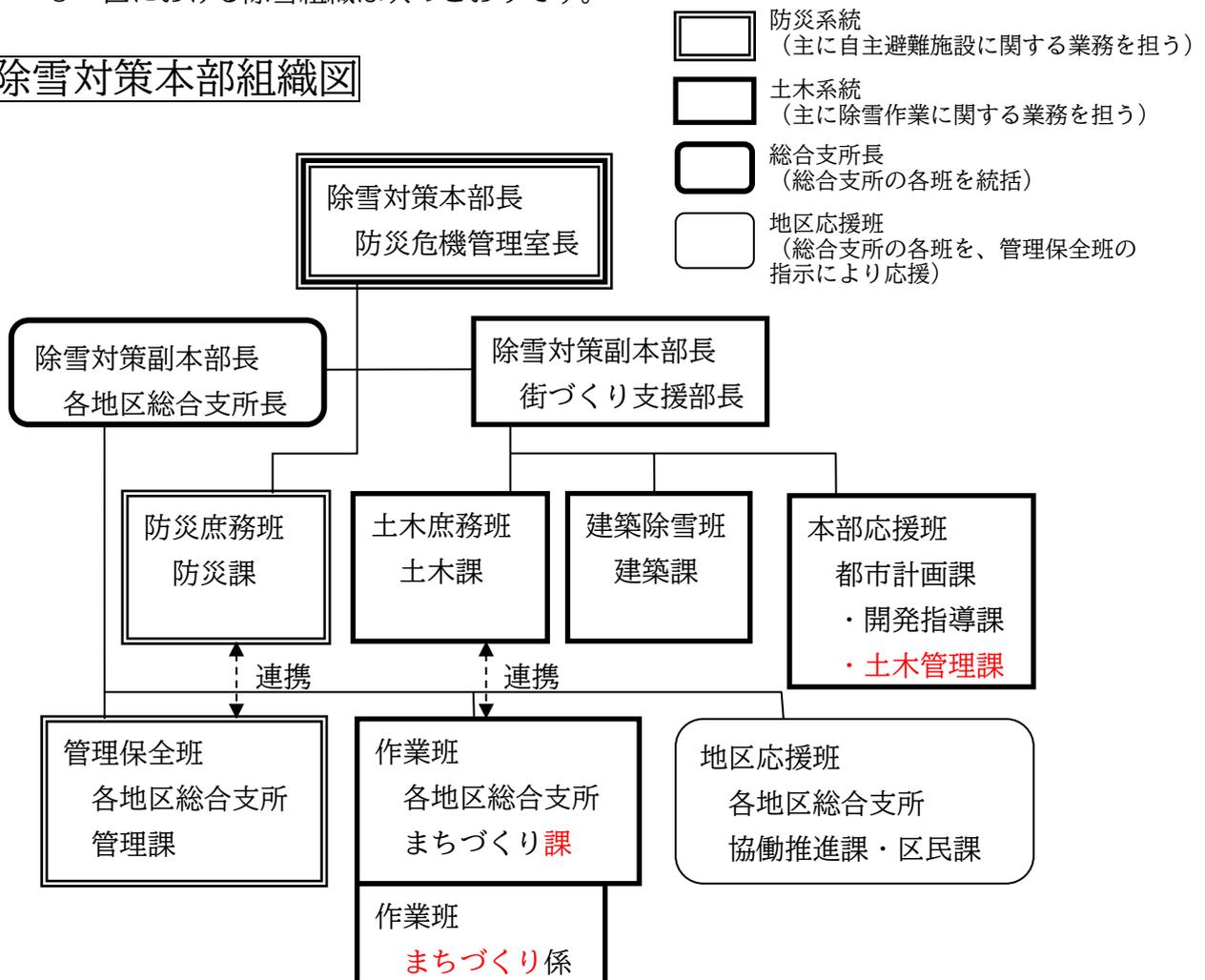


図3-1-2 除雪組織図

2 各班の業務

(1) 防災庶務班 (防災課)

- ① 気象 (積雪状況) 及び被害状況等の情報の収集、各班への連絡並びに周知
- ② 区民等への気象情報等の提供
- ③ 配置人員及び車両の掌握及び調整、指示
- ④ 関係機関 (警察署、消防署、報道機関等) との情報連絡及び調整
- ⑤ 無線及び有線電話対応に関すること
- ⑥ 賃金、除雪費用の予算及び決算
- ⑦ 除雪記録の整理

(2) 土木庶務班 (土木課)

- ① 各地区総合支所への人員の連絡
- ② 関係機関 (国道・都道・河川及び下水道管理者等) との情報連絡及び調整
- ③ 街づくり支援部内の態勢の調整指示

(3) 建築除雪班 (建築課)

- ① がけ等の警戒巡視

(4) 本部応援班 (都市計画課、開発指導課、土木管理課)

- ① 土木庶務班からの指示により、状況に応じて土木庶務班、建築除雪班を応援。

(5) 管理保全班 (各地区総合支所・管理課)

- ① 総合支所内の調整
- ② 自主避難施設の開設及び運営

(6) 作業班 (各地区総合支所・まちづくり課)

- ① 除雪資器材 (スコップ等) の点検、購入及び輸送
- ② 除雪資器材の貸出し
- ③ 危険箇所及び管内の警戒巡視
- ④ 道路の通行禁止及び制限 (「道路法」第46条関係)
- ⑤ 積雪状況の確認及び除雪作業
- ⑥ 所管工事現場の警戒巡視及び指示
- ⑦ 占使用の工事に対する情報連絡及び指示
- ⑧ 避難誘導に関すること
- ⑨ その他陳情対応
- ⑩ 上記項目について、所管内における関係機関との情報連絡及び対応
- ⑪ 上記各項目についての情報の収集並びに記録及び庶務班への報告

(7) 地区応援班 (各地区総合支所・協働推進課、区民課)

- ① 管理保全班からの指示により、状況に応じて作業班及び管理保全班を応援

第4 態勢

気象情報や関係機関及び予報業務許可事業者等の助言により、除雪対策本部は状況に応じた態勢を構築することとします。

表3-1-3 除雪態勢の基準及び内容

種類		基準及び内容
情報確認態勢		各除雪要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢。
情報連絡態勢		気象情報により、態勢の必要性を認めたととき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警戒配備態勢		気象情報が発せられ、雪害の発生が予想されるとき及び 警報 発令中であっても除雪活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒及び除雪資器材の点検等を行い、雪害の発生に対し、直ちに除雪活動が行える態勢。
除雪対策本部	第1次非常配備態勢	気象情報の 警報 が発せられ、区道等が車両及び歩行者の通行に支障をおよぼす積雪量になった時、直ちに除雪活動が行える態勢。
	第2次非常配備態勢	区道の大部分が積雪状況及び降雪強度等により著しく交通に支障をきたすおそれがある時、その除雪に直ちに対応できる態勢。
	第3次非常配備態勢	区内全域にわたり雪害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢。

第5節 防災関係機関の活動態勢

第1 警察署の活動態勢

風水害時は、第3部第8章第1節に定める警備態勢に基づき活動します。

第2 消防署の活動態勢

風水害時は、第3部第7章第1節に定める態勢に基づき活動します。

第3 東京都第一建設事務所の活動態勢

1 所の水防組織

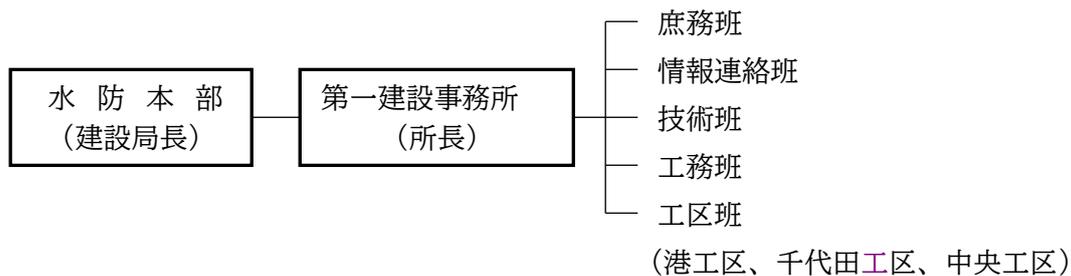


図3-1-3 水防組織態勢

(震災資料編 震3-1-3 都建設局の業務分担表 参照)

2 所の活動区域

港区、千代田区、中央区です。

3 業務班と業務内容

(1) 所長 総括指揮

(2) 庶務班

- ①各班の連絡調整に関すること
- ②水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること
- ③各班に属さないこと

(3) 情報連絡班

- ①水防管理団体及び防災関係機関との情報連絡に関すること
- ②雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること
- ③土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること
- ④気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること

(4) 技術班

- ①水防作業の技術援助及び指導に関すること
- ②水防実施状況の調査及び報告に関すること
- ③所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること
- ④公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること
- ⑤がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること
- ⑥危険箇所の警戒巡視に関すること

- ⑦雨量、水位、潮位等の観測に関する事
 - ⑧工区班応援に関する事
 - ⑨占用企業者への指示、連絡に関する事
 - ⑩排水ポンプ車の操作応援に関する事
- (5) 工務班
- ①水防資器材の受払の調整に関する事
 - ②水防資器材の配分、輸送計画に関する事
- (6) 工区班
- ①雨量、水位、潮位等の観測に関する事
 - ②所管工事現場等の警戒巡視に関する事
 - ③水防作業の技術援助及び指導に関する事
 - ④公共土木施設の被害状況調査に関する事
 - ⑤がけ崩れの被害状況調査に関する事
 - ⑥危険箇所の警戒巡視に関する事

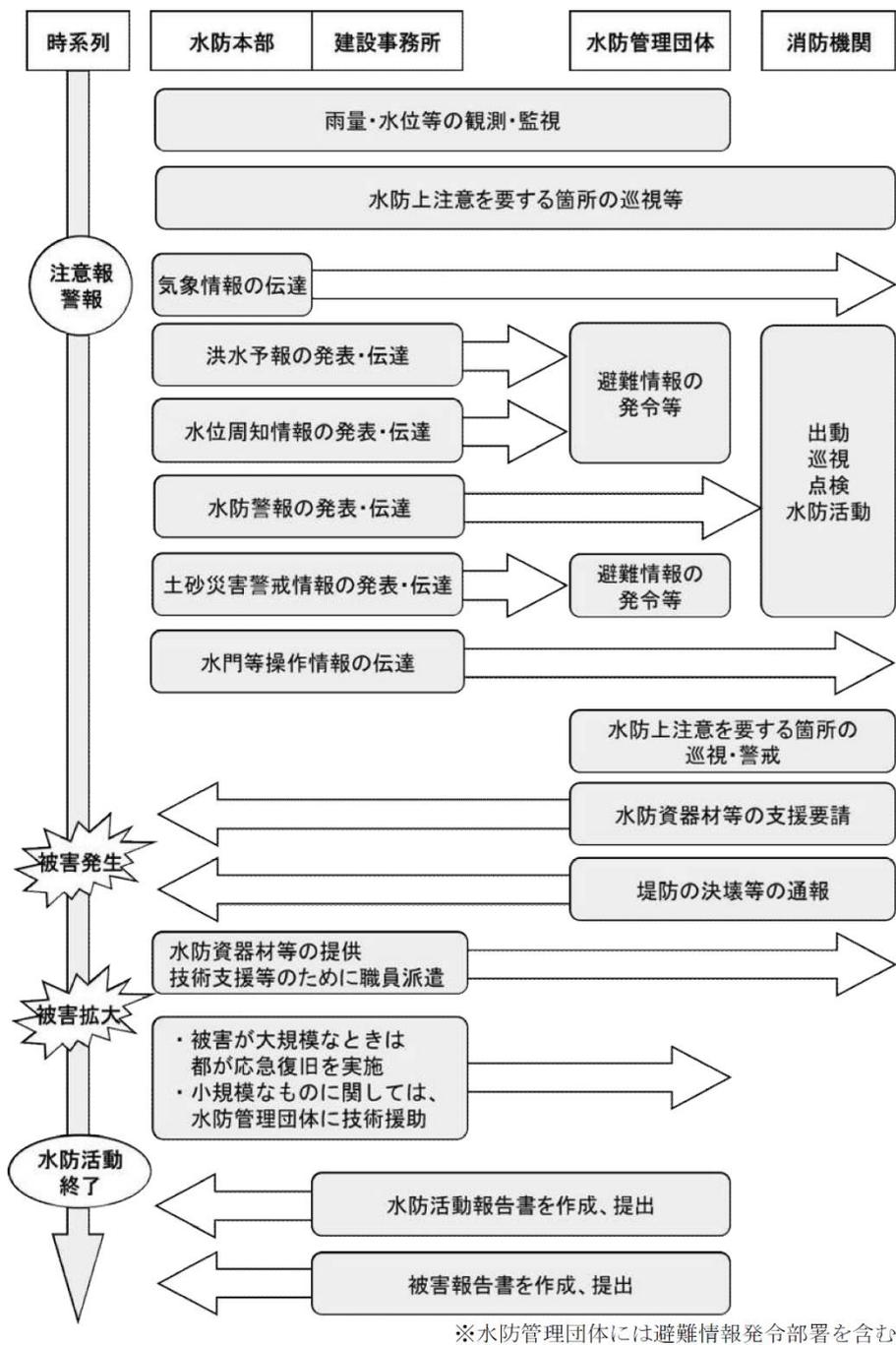


図3-1-4 第一建設事務所の水防活動

第4 都港湾局の活動態勢

- 1 都港湾局は、次の態勢により水防活動を行います。
- 2 東京港建設事務所の警戒態勢と施設の操作について（「東京港海岸保全施設操作規程」から抜粋）

第二章 警戒態勢等

第三条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする

る。

- 一 気象庁が津波または高潮のいずれかの警報を発したとき
- 二 気象庁が波浪または高潮のいずれかの注意報を発したときで所長が必要と認めるとき
- 三 国土交通大臣または知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く）
- 四 東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 六 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発したとき
- 七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき

第三章 施設の操作等

第七条 所長は警戒態勢時及び準警戒態勢時にあっては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

第5 都水道局の活動態勢

1 活動方針

都水道局中央支所は、水道施設等の復旧活動を行います。また、港区災害対策本部長より要請を受け、必要があると認められた場合、港営業所は都水道局給水対策本部の指示に基づき応急給水活動を行います。

2 活動態勢

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-3 都水道局の活動態勢 参照）

第6 都下水道局の活動態勢

下水道局中部下水道事務所・港出張所は、下水道施設の被害状況を把握するとともに、復旧活動を行います。

下水道局芝浦水再生センターは、施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、施設の巡視点検の強化及び整備を行います。

1 活動態勢

災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部の指示に基づき、風水害資料編に掲げる態勢をとります。

（風水害資料編 水3-4 都下水道局の活動態勢 参照）

第7 都交通局の活動態勢（都交通局、五反田・新橋・日比谷駅務区）

港区内各駅は、駅ごとに非常配備態勢をとり災害救助隊を編成し、防災、消火、連絡、避難誘導が確実に実施できる係員を配備します。

（風水害資料編 水3-5 都交通局の活動態勢 参照）

第8 日本郵便株式会社の活動態勢

災害発生時の活動組織は、「日本郵便株式会社防災業務計画」の定めるところにより対策本部を設置する等、被災の状況に応じて必要な措置を講じます。

第9 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の活動態勢

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

(1) 本社及び支社、その他の出先機関に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努めます。

(2) 災害現場に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請等の対応に当たります。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

線路及び電気設備等に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動するとともに、被害が発生した場合は、被害の程度により事故現場に事故復旧本部を、新幹線鉄道事業本部内に事故対策本部を設置します。

第10 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の活動態勢

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、状況に応じて次の非常態勢を組織します。

表3-1-4 非常態勢区分

区 分	情 勢
第 1 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第 2 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第 3 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある東京都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

（震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照）

第11 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の活動態勢

1 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

2 社員の動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の駆けつけ要員の確保
- (4) グループ各社間相互の応援要請方法

3 情報連絡

災害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたります。

第12 東京ガス株式会社（東京ガス）

供給区域内で風水害の発生により、供給制限を伴う場合、中低圧の大規模な面的供給支障が発生した場合

合、事業運営に大きな影響を及ぼす事態が発生または予想される場合は、対策本部及び各支部を設置します。

（震災資料編 震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制 参照）

第13 首都高速道路株式会社（首都高速道路）東京西局の活動態勢

災害または交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制または非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じます。

（震災資料編 震3-1-10 首都高速道路株式会社 現地対策本部の組織及び所掌事務分掌 参照）

第14 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の活動態勢

災害の発生またはそのおそれのある場合、事故・災害等対策規定に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置します。第1種非常体制または第2種非常体制に該当する災害が発生した場合は、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置します。

第15 東京モノレール株式会社（東京モノレール）の活動態勢

暴風時、大雨、大雪等により、列車運転の支障及び鉄道施設、車両の被害発生が予想

されるときは、被害発生の防止及び早期復旧を図るため、**各種**防災体制をとります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の活動態勢

被害が広範囲にわたり、またはその他異常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、総合司令所内、若しくは状況に応じて本社内に、対策本部または警戒本部を設置します。また、情勢に応じて、現地指揮所を設置します。

第17 東京国道事務所の活動態勢

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-6 東京国道事務所の活動態勢 参照）

第18 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の活動態勢

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続または拡大するおそれがあり輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置します。

第6節 水防本部から災害対策本部への移行

水防本部では対応できない場合、区は災害対策本部を設置して対応します。この場合、水防本部は廃止されます。

以下の場合、区は災害対策本部を設置します。

- 1 **避難情報**を発令する場合
- 2 勢力の強い、あるいは強い雨を降らせる台風が接近し、水防本部では対応できないと認められる場合
- 3 区内で大規模な水害あるいは高潮が発生し、または発生するおそれがある場合
- 4 上記の他、水防本部では対応できないと認められる場合

第2章 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものです。

法の適用については、内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事が定めるところにより現物で行います。災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されています。

第1節 救助の実施機関

第1 区の役割 (法第13条第2項)

- 1 区長は、「災害救助法（以下「法」という。）」の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。
- 2 区長は、法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告します。

第2 実施内容 (法第13条第1項)

実施権者は都知事です。区長は、知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。なお、災害の事態が急迫し、知事による法に基づく救助の実施を待つことができないとき、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けます。

区長は、法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告します。

第2節 港区における適用基準

区内で次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合は、「災害救助法」の適用となります。また、令和3年5月の災害救助法の改正により、災害が発生するおそれのある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、東京都が災害救助法を適用することが可能となっています。

第1 港区の区域内で100世帯以上の住家が滅失した場合

第2 東京都の区域内で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、港区の区域内で50世帯以上の住家が滅失した場合

第3 東京都の区域内で12,000世帯以上が滅失したことまたは当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

第4 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であっ

て、次の基準のいずれかに該当する場合

- 1 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
 - 2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- 第5 帰宅困難者の受け入れに伴い、自社従業員や顧客用に備蓄していた食料や飲料水を提供した事業者に対する補填をした場合

第3節 被災世帯の算定基準

第1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

第2 住家の滅失等の認定

1 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

2 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とします。

3 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

4 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

1から3に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの

第3 世帯及び住家の単位

- 1 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいいます。

- 2 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいいます。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱います。

第4節 救助の種類

第1 災害が発生するおそれのある段階

- 1 避難所の供与
- 2 避難行動が困難な要配慮者等の輸送

第2 災害が発生した場合

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(風水害資料編 水3-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照)

第5節 救助の実施方法等

「災害救助法」に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

表3-2-1 災害報告の種類

情報の種類	時期	内容	情報提供の方法
発生情報	災害発生直後	①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の概況 ③被害状況調(様式1) ④法適用(見込)市町村名及び年月日 ⑤すでにとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥その他必要事項	電話、ファックス、電子メール等

情報の種類	時期	内容	情報提供の方法
中間情報	当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後	①救助の種類別、実施状況 ②災害救助費概算額調（様式2） ③救助費の予算措置の概況	電話、ファックスまたは文書・電子メール
決定情報	応急救助の完了後	中間情報の内容と同様	文書

第3章 公用負担

区長は、区の地域にかかる災害が発生し、または発生しようとしている場合に、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、下記の種類の公用負担を命じることができます。なお、除去した工作物等は保管、返還等をしなければなりません。

第1節 区長に権限のある公用負担の種類

第1 「災害対策基本法」による公用負担

1 物的公用負担（「災害対策基本法」第64条）

（1）公用負担の内容

- ①他人の土地、建物及びその他工作物の一時使用
- ②土石、竹木及びその他の物件の使用若しくは収用
- ③現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置に支障となるものの除去その他必要な措置

（2）公用負担の対象者

占有者、所有者その他上記①～③の工作物等に権原を有する者

2 人的物的公用負担（「災害対策基本法」第65条）

（1）公用負担の内容

応急措置全般にかかる従事命令

（2）公用負担の対象者

- ①区域内の住民
- ②現場にある者

第2 「水防法」による公用負担（「水防法」第28条）

1 物的公用負担

（1）公用負担の内容

- ①土地の一時使用
- ②土石、竹木及びその資材の使用若しくは収用
- ③車両、その他運搬具若しくは器具の使用
- ④工作物、その他障害物の処分

（2）公用負担の対象者

占有者、所有者

2 人的物的公用負担

（1）公用負担の内容

水防にかかる従事命令

（2）公用負担の対象者

- ①区域内の住民
- ②現場にある者

第2節 公用負担の権限の行使

第1 「災害対策基本法」による公用負担の場合

- 1 公用負担の権限は、区長若しくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員等が行使します。
- 2 区長若しくは委任された区職員等が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官または海上保安官が、区長の権限を行使することができます。

第2 「水防法」による公用負担の場合

公用負担の権限は、区長（水防管理者）、または消防機関の長、若しくはその委任を受けて、これらの者の職権を行う区職員等が行使します。

第3節 公用負担命令票

「災害対策基本法」第64条及び「水防法」第28条の規定により公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準じるべき者に手渡します。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理します。

<p style="margin: 0;">公 用 負 担 命 令 票</p>				
<p style="margin: 0;">住 所</p>				
<p style="margin: 0;">氏 名</p>				
第 号	Ⓜ			
負 担 者				
物 件	数 量	負担内容（使用、収容、処分等）	期 間	摘 要
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第64条及び水防法第28条の規定により右物件を収用（使用または処分）する。</p>				
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>				
<p style="margin: 0;">命令者身分 氏 名</p>				
<p style="margin: 0;">Ⓜ</p>				

第4章 相互協力・派遣要請

災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、東京都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

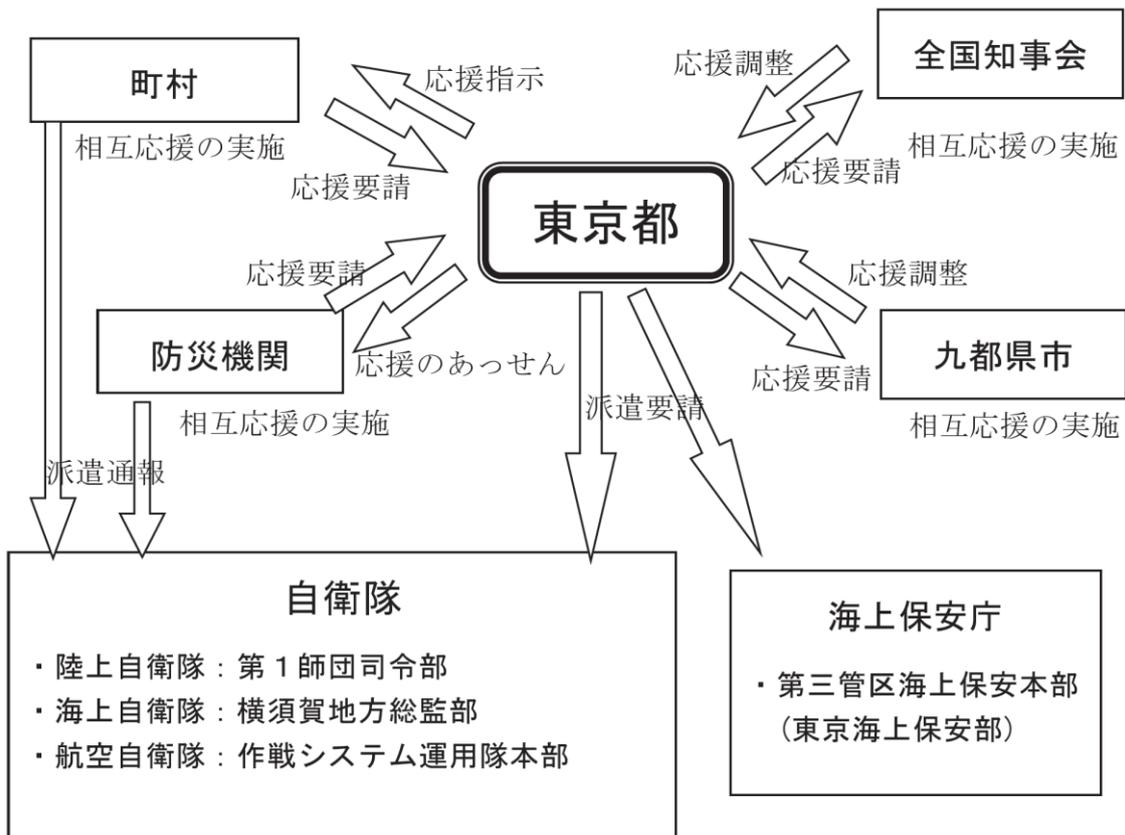


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

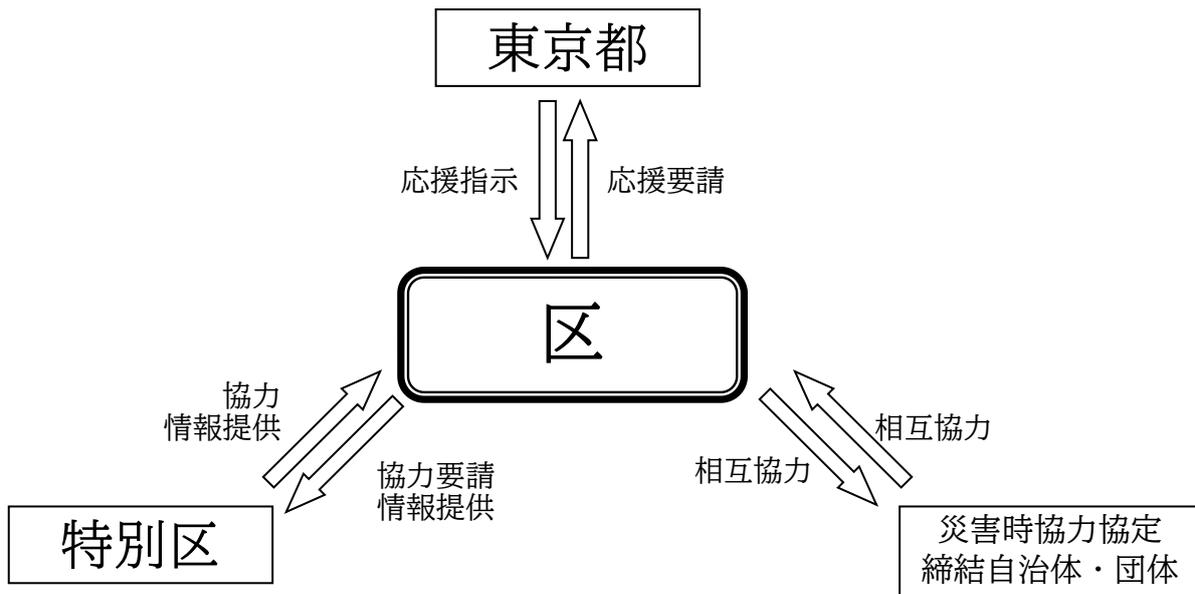


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

(震災資料編 震-参-10 防災関係機関との協定内容一覧表 参照)

第1節 港区内の防災関係機関との相互協力

第1 防災関係機関は、災害が発生し応急対策が必要な事態が生じた場合には、無線等により情報の収集、交換等連絡を密にし、必要に応じ連絡員を派遣します。また、他の機関から要請があった場合も、応急対策の実施に支障のない限りにおいて連絡員を派遣します。

第2 防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急対策に支障のない限り、協力するものとします。

第2節 東京都との相互協力

第1 活動計画

1 区は、東京都と無線等により連絡を密にし、協力して応急対策の円滑な実施を図ります。

2 区長が都知事（総務局総合防災部防災対策課）に応援または応援のあっ旋を求める場合は、次に掲げる事項についてまず口頭または無線、電話等をもって行い、後日文書によって処理します。

(1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）

(2) 応援を希望する機関名

(3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(4) 応援を必要とする場所、機関

(5) 応援を必要とする活動内容

(6) その他必要な事項

3 区は、東京都の災害応急対策に対し、積極的に協力します。

4 都知事から、他の区または指定行政機関等に協力を依頼されたときは、区の応急措置に支障のない限り協力します。

5 東京都への要請の種類及び申請事項

(1) 東京都に応急措置の実施または応援を求める場合

①「災害救助法」の適用

ア 災害発生日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概要

ウ 適用を要請する理由

エ 適用を必要とする期間

オ 適用を必要とする地域

カ 既にとった救助措置及びとろうとする措置

キ その他参考となるべき事項

②被災者の他地区への移送

ア 移送を要請する理由

イ 移送を必要とする被災者の数

ウ 希望する移送先

エ 収容を要する予定期間

オ その他必要事項

③都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請

ア 災害の状況及び応援等を要する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援等を必要とする場所

オ 応援等を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(2) 指定地方行政機関等の応援のあっ旋を都知事に求める場合

①自衛隊災害派遣要請のあっ旋を求める場合

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

②他市町村、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあっ旋を求める場合

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- オ 応援等を必要とする場所
- カ 応援等を必要とする活動内容
- キ その他必要事項

③他市町村、指定地方行政機関等または他府県の職員の派遣のあっ旋を求める場合
 (「災害対策基本法」第30条)

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要事項

6 情報連絡員(リエゾン)の受入れ態勢について

(1) 区は、東京地方に大きな勢力を保つ台風が接近する予報等が出た場合、早い段階から東京都と調整を行い必要な体制を決定します。

台風最接近の概ね3日前から当日にかけて情報連絡員(リエゾン)を受け入れ、東京都と緊密な連携体制を構築します。

(2) 原則、区は東京都から2名程度の職員を情報連絡員として受け入れ、情報連絡員を通じて区の被害状況や支援ニーズを東京都に提供するとともに、東京都の災害対策本部等の対応状況などの情報を収集します。

第3節 他区市町村等との相互協力

第1 区長は、特別区外の市町村の応援が必要であると認めるときは、「災害対策基本法」第67条の規定に基づき要請します。

第2 区長は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、特別区支援対策本部と連絡を密にし、支援が必要と認められるときは同本部に要請します。

第3 区は、他の自治体において大地震が発生し支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整え、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」、福島県いわき市及び岐阜県郡上市との「災害時相互協力協定」、23市区との「義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、支援活動を実施します。

第4 区は、災害時には、災害対策本部や避難所などの運營業務や被災者への生活再建支援業務等に、多くの人員が必要になります。また、避難者の避難所生活が長期に渡る場合には、大量の食料や水などの物資等が必要になるなど、区のみでは対応が困難な場合が想定されることから、既に災害時協力協定を締結している自治体に加え、他の分野で交流を有する自治体との協定締結を進めます。

第5 経費の負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員の身分、給与及び経費の負担については、「災害対策基本法」第 32 条、第 92 条、同施行令第 17 条、第 18 条及び第 19 条に定めるところによります。

(震災資料編 震 3 - 4 - 1 派遣職員の経費負担一覧表 参照)

第 4 節 自衛隊災害派遣

第 1 要請の時期

災害が発生し、または発生するおそれがあり、人命または財産の保護のため、港区災害対策本部長が必要と認めたときは、都知事に要請します。

第 2 要請等の方法及び連絡先

- 1 自衛隊の派遣要請は都知事からの要請が原則であり、港区災害対策本部が東京都に要請します。
- 2 通信等の途絶により東京都と連絡が不能な場合は、港区災害対策本部長が自衛隊に直接被害状況等を連絡します。
- 3 連絡先 担当部隊 陸上自衛隊第 1 師団第 1 普通科連隊（練馬）
練馬区北町 4 - 1 - 1 練馬駐屯地
電話 (3933) 1161 (代)
内線（時間内）2531（時間外）2505

第 3 自衛隊の自主派遣

- 1 防災関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めたとき
- 2 上記第 2 の 2 の場合で、自衛隊が直ちに救援の措置をとる必要があると認めたとき
- 3 部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、または近傍で発生との通報等で人命救助の措置をとる必要があると認めたとき
- 4 その他、上記に順じ、特に緊急を要し、都知事等からの要請を待つ暇がないと認めるとき

第 4 派遣時に実施する救援活動

救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なりますが、通常次のとおりです。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等
- 3 行方不明者等の搜索救助
- 4 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等水防活動
- 5 消防車、防火用具による消防活動の協力
- 6 道路または水路等交通路上の障害物の排除
- 7 応急医療、救護及び防疫

- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水の支援
- 10 救援物資の無償貸付または譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 派遣部隊の受入れ態勢

1 作業計画及び資材等の準備

自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について速やかに作業計画を樹立するとともに、必要な資器材の確保に努めます。

2 派遣部隊が到達した場合は、当該部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置をとります。

3 派遣部隊の仮泊予定地は、区内の小・中学校を予定していますがこの場合、学校教育に支障のないよう留意します。

4 ヘリコプター離発着場の確保

災害時にヘリコプターの緊急離発着が可能な用地について、東京都が選定した候補地5か所を確保します。

(震災資料編 震3-4-2 災害地臨時離着陸場候補地一覧表 参照)

第6 情報連絡員(リエゾン)の受入れ態勢

1 区は、必要に応じて情報連絡員(リエゾン)を受け入れ、自衛隊と緊密な連携体制を構築します。

2 原則、区は自衛隊から2名程度の隊員を情報連絡員として受け入れ、情報連絡員を通じて区の被害状況などの情報交換を行います。

第5節 民間協力団体の協力

第1 計画方針

区及び防災関係機関は、区内または所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間団体及び民間事業者に対し、災害時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努めます。

第2 公共的団体等の協力計画

1 公共的団体の種別

(1) 公共的団体とは、赤十字奉仕団、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会等をいいます。

(2) 防災組織とは、区民の自発的な防災住民組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいいます。

2 公共的団体との協力体制の確立

区は、各部において区内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとと

もに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢の整備を進めます。

なお、これら団体の協力業務概要及び協力方法は次のとおりです。

(1) 協力業務

- ①異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他防災関係機関に連絡すること
- ②災害に関する予・警報その他情報を区民に伝達すること
- ③災害時における広報広聴活動に協力すること
- ④災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- ⑤避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- ⑥災害時における人命検索活動に関し協力すること（災害救助犬による検索も含む）
- ⑦被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- ⑧被害状況の調査に協力すること
- ⑨被災区域内の秩序維持に協力すること
- ⑩り災証明書交付事務に協力すること
- ⑪その他の災害応急対策業務に協力すること

(2) 協力方法

発災直後の初期活動は、それぞれの組織において定めている活動態勢に基づき、自主的に各種の必要な応急対策活動に着手し、事後、区及び防災関係機関の活動態勢が確立するに従って逐次、応急対策活動を区及び防災関係機関に移行していきます。

(3) 公共的団体、民間協力団体及び民間事業者との協定

区は災害が発生した場合、医療救護活動、食料・飲料水の提供、燃料の供給等に加え、物資の区内輸送拠点での荷捌きなどの労務について、区の応急対策活動を補強・補完するため、物資及び労務の提供を優先的に受け対応できるよう協力体制の確立を図っています。

第6節 ボランティアとの連携

第1 区の役割

- 1 港区社会福祉協議会等との協働による港区災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- 2 ボランティア活動支援に当たっては、港区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援します。

第2 活動計画

1 ボランティアセンターの設置

災害時には、区の要請に基づき、港区社会福祉協議会が港区災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受け入れ、派遣等を行います。区は、国の支援制度も活

用しながら「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保するとともに、必要な資器材の調達支援や情報提供、港区災害対策本部との連絡調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。

2 活動拠点

災害の状況に応じて、ボランティアの受け入れに関する活動拠点を設置します。

3 支援体制

- (1) 東京都は、東京ボランティアセンター・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、**区市町村等**と連携して、ボランティアが円滑な活動が出来るよう支援します。また、**区市町村災害**ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の施設の確保など、災害ボランティアが活動する上での必要な条件整備に努めます。東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、**区市町村災害**ボランティアセンターの立上げ・運営支援、資器材やボランティア等の需要調整を通じて、**災害**ボランティアを広域的立場から支援します。
- (2) 大災害時での特別区相互間の協力による応急対策及び復旧対策の円滑化を図るため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」が締結され、ボランティアの受け入れ支援に関する事項について、協力及び支援体制を整備しています。

第5章 情報連絡活動計画

災害時には、防災関係機関が緊密に連携して応急対策を実施するため、気象及び被災等の状況について、的確な情報の収集及び伝達を行うとともに、併せて適切な広報活動を行うことにより、災害の発生または拡大を未然に防止する必要があります。

本章では、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報、広聴等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署、消防署との通信確保、情報共有 ○区民への情報提供 ○東京都及び関係機関との通信確保、情報共有 ○気象、雨量、水位情報の配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の伝達 ○避難に関する情報の伝達 		<ul style="list-style-type: none"> ○復旧等に関する情報伝達
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、被害状況情報の収集 				
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○関連施設の損傷状況の収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○二次災害の発生及び拡大防止への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害復旧見通し ○施設の使用制限 		

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
日本郵便株式会社	<p>○外務社員等による 発見、認知</p>		<p>○港区役所、警察署、消防署に通報 (道路及び道路付属物の損壊・街路樹の倒木・水道の漏水等生活環境に危険な影響を及ぼすおそれのあるもの)</p> <p>○東京支社、幹事支店へ連絡</p> <p>○非常災害対策本部等の設置 (被害情報の収集、確認等)</p> <p>○地下や1階は浸水の防止を図る</p> <p>○機器類の停止</p> <p>○機動車等安全な場所へ移動</p> <p>○窓口端末機等機器類を安全な場所へ移動</p>		<p>○災害特別事務 取扱の実施</p>
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電地域 ・ 停電軒数 ・ ライフラインの状況 ・ 一般公共施設(国・役所等)の状況 ・ 社員及び、お客さまからの地域情報 		<p>○必要に応じ区役所への人材派遣 (あらかじめメンバー選定済み)</p> <p>○防災無線による停電情報広報依頼</p>		

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
東京ガス株式会社	<p>初動措置[情報活動]</p> <p>○情報の収集、処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能動的な偵察・情報収集努力 ・道路状況・各施設被害状況の把握 			<p>初動措置 [対外広報]</p> <p>○広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏洩の通報、マイコンメーター復帰等 	<p>○情報資料の処理 (記録・図化) 使用</p> <p>○緊急措置に関して</p> <p>○復旧計画に関して</p>
東日本電信電話株式会社	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況 ・通信回線等の故障状況 ・通信設備被害状況情報収集 ・道路状況 ・ライフラインの状況 ・一般公共施設(国・役所)の状況 ・通信施設の監視 		<p>○警戒態勢の構築</p>	<p>○災害対策本部設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備被害状況 	<p>○復旧活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検活動 ・緊急措置の検討、実施 ・広報活動実施

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
首都 高速 道路 株式 会社	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 ○標識・情報板等により規制状況、避難方法等を広報 → ○ホームページ等での情報提供 → 				

第1節 荒川洪水予・警報等の伝達

第1 荒川の洪水予報の範囲

左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番2地先（旧川を除く）から海まで

右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番18地先（旧川を除く）から海まで

基準地点：熊谷、治水橋、岩淵水門（上）

第2 荒川洪水予報の発表基準

荒川洪水予報は、5段階に分かれており、基準地点の水位が、定められた基準値を超えた場合に、それぞれの予警報が発表されます。

表3-5-2 荒川洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報（洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫警戒情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫危険情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。
はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫が発生した後速やかに発表する。
はん濫注意情報解除（洪水注意報解除）	はん濫注意水位（警戒水位）を下回った場合に発表する。

表3-5-3 荒川洪水予報発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川	岩淵水門(上)	東京都北区志茂五丁目	+3.00m	+4.10m	+6.50m	+7.70m	+8.57m	±0m



出典：国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所ホームページ

図3-5-1 荒川洪水予報実施区間と基準地点

第3 荒川洪水予報の伝達系統

荒川洪水予報は、気象庁と国土交通省関東地方整備局とが合同で発表し、港区には、東京都を通じて通報されます。港区は、通報を受けた後、直ちに、港区防災情報メール、港区公式ホームページ等の各種手段で区民へ知らせます。

また、予め指定されている要配慮者利用施設及び地下街等に対し、FAX、港区防災情報メール等により情報を伝達します。

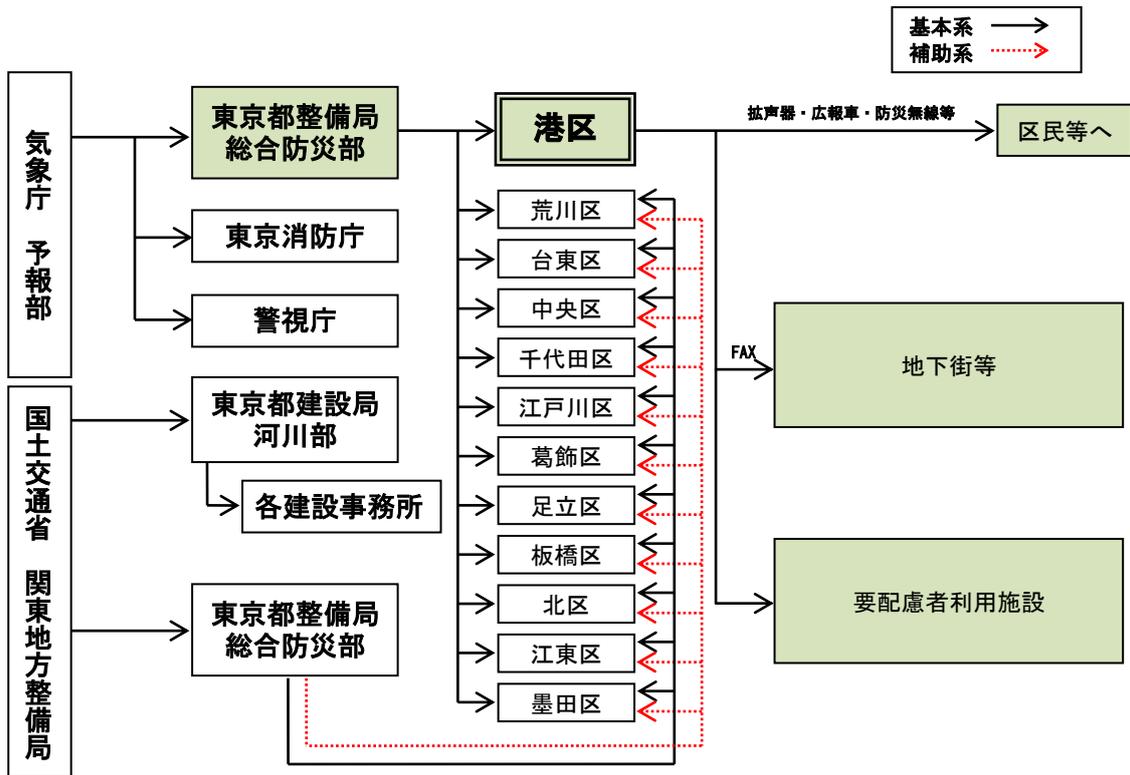


図 3 - 5 - 2 荒川洪水予報伝達系統図

第2節 渋谷川・古川¹⁰洪水予・警報等の伝達

第1 渋谷川・古川洪水予報の範囲

左岸：渋谷区渋谷三丁目 18 番地先から海まで

右岸：渋谷区渋谷三丁目 20 番地先から海まで

基準地点：渋谷橋、四ノ橋

第2 渋谷川・古川洪水予報の発表基準

渋谷川・古川洪水予報は、氾濫危険情報のみとなっており、基準地点である渋谷橋又は四ノ橋の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の情報が見込まれる場合に発表されます。

¹⁰ 古川：港区と渋谷区の区境である天現寺橋を境に、上流が渋谷川、下流が古川と呼ばれています。

表3-5-6 渋谷川・古川洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
渋谷川・ 古川	渋谷橋	渋谷区恵比寿	—	—	9.19m	11.08m
	四ノ橋	港区南麻布	—	—	4.88m	6.67m

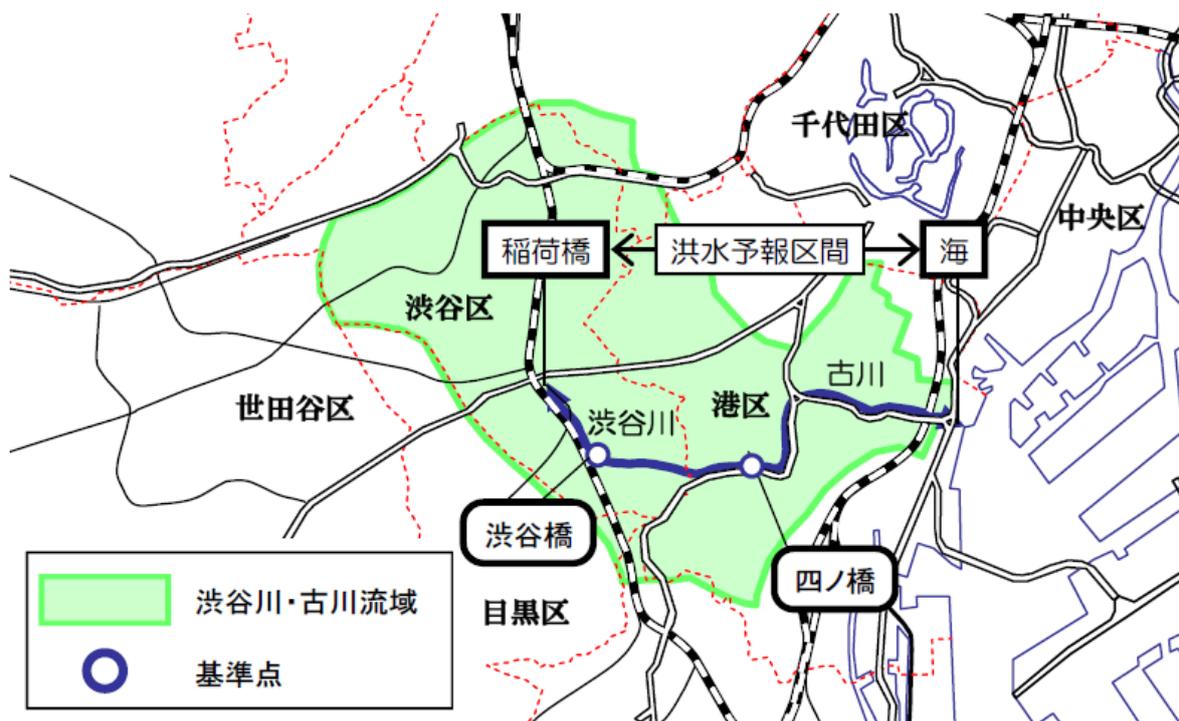
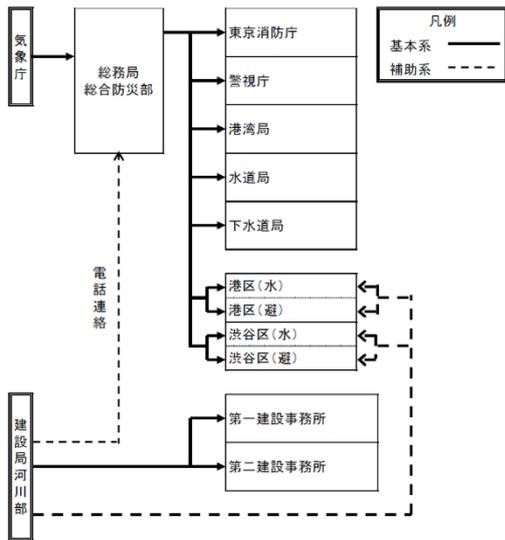


図3-5-3 渋谷川・古川洪水予報実施区間と基準地点

第3 渋谷川・古川洪水予報の伝達系統

渋谷川・古川洪水予報は、気象庁と都建設局とが合同で発表し、港区には、都総務局総合防災部を通じて通報されます。港区は、通報を受けた後、直ちに、防災情報メール、港区公式ホームページ等の各種手段で区民へ知らせます。

また、予め指定されている要配慮者利用施設及び地下街等については、**防災情報メール等**でその発表を知らせます。



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
気象庁	79671	79670	03-6758-3900 内4830	03-3434-9103
総務局総合防災部 ※1	昼 70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
港区(水)※2	—	—	03-3578-2313	03-3578-2369
港区(避)	73211	73201	03-3578-2541	03-3578-2539
港区(水・避)	73211	73201	03-3578-2546	03-3578-2534
渋谷区(水)	—	—	03-3463-2773	03-5458-4908
渋谷区(避)	74211	74201	03-3463-4475	03-5458-4923

※1 昼夜の区分はP2-10参照
 ※2 水・・・水防担当部署／避・・・避難情報発令担当部署
 ★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。
 ★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

図3-5-4 渋谷川・古川洪水予報伝達系統図

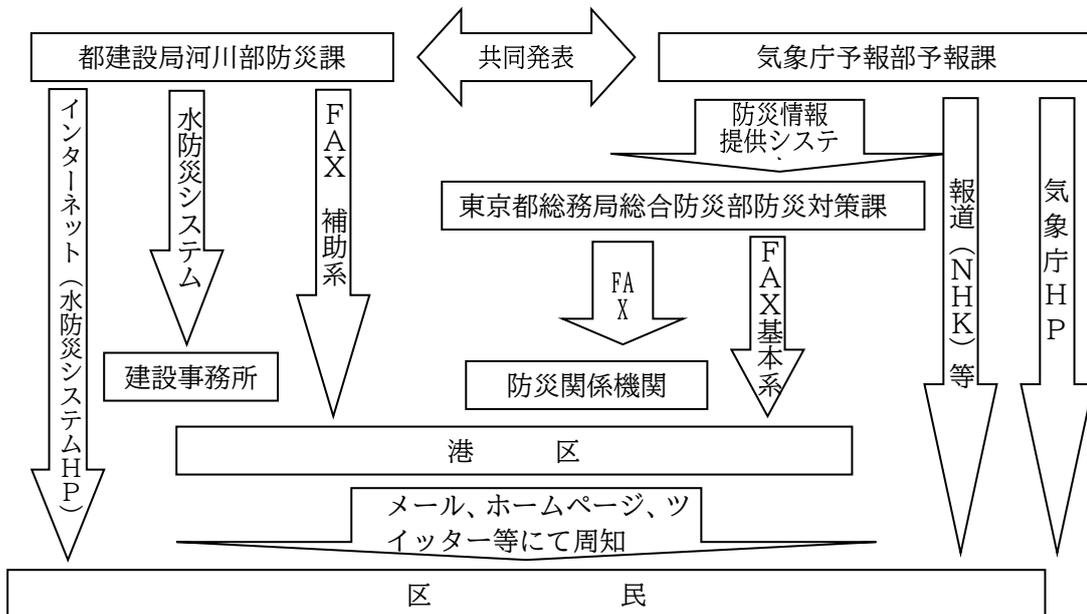


図3-5-5 洪水予報の伝達方法について

第3節 竜巻注意情報の伝達

第1 竜巻注意情報の伝達

区は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合は、防災無線、港区防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、港区公式ホームページ等を通じ、区民へ速やかな広報を実施します。

竜巻注意情報は、有効期間を発表から1時間としていますが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表します。

第2 区民への伝達内容

竜巻注意情報が発表された場合には、以下の内容呼び掛け、注意を喚起します。

- ・周囲の空の状況に注意を払ってください。
- ・空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとってください。
- ・人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけてください。

第4節 その他気象等に関する通報

第1 区

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに都総務局（総合防災部）及び気象庁に通報します。

通報すべき異常現象は、下記のとおりです。

- 1 気象に関するもの — 著しく異常な現象（竜巻、強い降ひょう等）
- 2 地象に関するもの — 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
- 3 水象に関するもの — 高潮、異常潮位、異常波浪

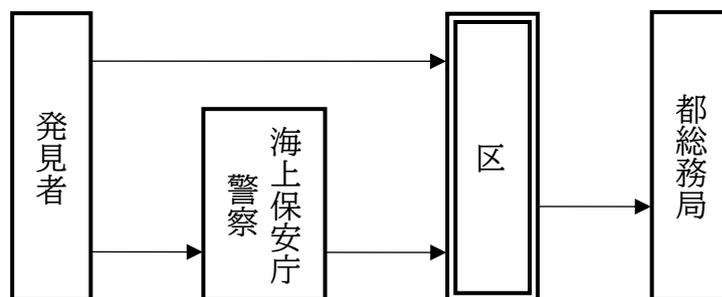


図3-5-6 通報の流れ（区）

第2 東京都

- 1 総務局は、気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、防災関係機関等から通報を受けたときまたは自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係の

ある区等に通報します。

- 2 総務局は、警報及び重要な注意報について、気象庁等から通報を受けたときまたはその発表を知ったときは、直ちに関係のある区等に通知します。

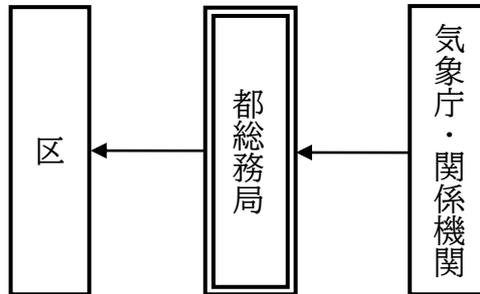


図3-5-7 通報の流れ（東京都）

第3 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）

1 警報の伝達

- (1) 「気象業務法」に基づいて、気象庁から NTT 東日本に通知された警報は、各区市町村に通報します。
- (2) 警報の伝達には、電話、電信回線を利用します。

2 警報の取扱い順位等

- (1) 警報は、全ての通信に優先して取扱います。
- (2) 警報は、30分以内に通報します。
- (3) 警報の伝達料金は、無料とします。

第4 消防署

災害予警報について、当庁警防本部、気象庁その他防災関係機関から通報を受けたときまたは自らその発表を知ったときは、直ちに区等の防災関係機関に情報提供し、連携した広報活動を行います。

第5 主たる気象等の注意報及び警報

気象庁が発表する気象等の注意報、警報の内、区の地域における風水害対策活動に必要なものは、風水害資料編に掲げるとおりです。

（風水害資料編 水3-8 主たる注意報及び警報 参照）

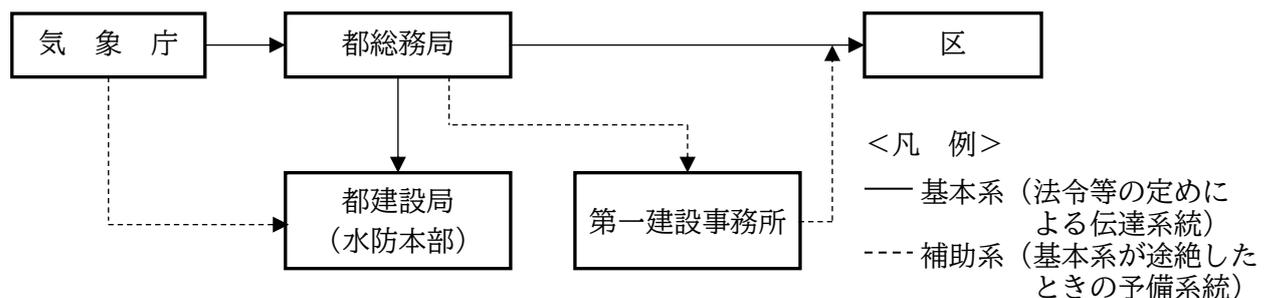


図3-5-8 気象情報伝達系統図

第5節 情報連絡体制

第1 区の通信情報計画

1 区の役割

- (1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。
- (2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。
- (3) 区民等へ避難指示等の避難に関する情報について伝達します。

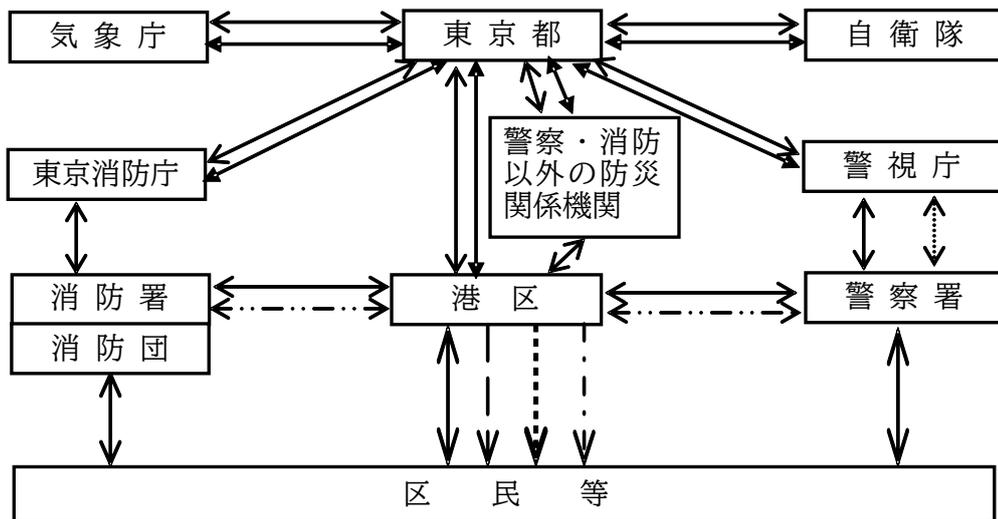
2 災害時の情報連絡系統

(1) 情報連絡系統

港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統は、次のとおりです。

また、災害時の通信情報窓口は、防災関係機関の連絡責任者に統一します。

(震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照)



※凡例

- ↔ 有線
- ↔ 都多重無線 (ファクシミリを含む)
- ↔ 機関無線
- ↔ 港区防災ラジオ
- ↔ 防災無線放送塔を通じたの放送 (区固定系無線)
- ↔ 区移動系無線
- ↔ 防災情報メール発信

図3-5-9 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図

水防関係機関の所在地並びに電話番号一覧表は風水害資料編に掲げるとおりです。

(風水害資料編 水3-9 水防関係機関の所在地並びに電話番号一覧 参照)

(2) 区通信設備

区における防災行政無線設備及び配置状況は、次に掲げるとおりです。

表3-5-1 防災行政無線設備及び配置状況

所 属	種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所
港 区	港区防災行政無線 「移動系」	基地局 「ぼうさいみなど」 「ぼうさいみなどだいに」 「ぼうさいもりたわー」 陸上移動局 「みなど 100~921」	港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 六本木ヒルズ 1局 総合支所・保健所外 188局
	港区防災行政無線 「固定系」	ぼうさいみなど ぼうさいみなどだいに	親局 港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 無線放送塔 区内 125局 戸別受信局 区内 151局
東京都	東京都防災行政無線	ぼうさいみなど	港区本庁舎

3 区の情報連絡態勢

(1) 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- ①水防態勢時及び除雪態勢時は、街づくり支援部が、区内の被害に関する情報の収集を担当し、災対防災危機管理室防災課が都総務局との通信窓口となります。

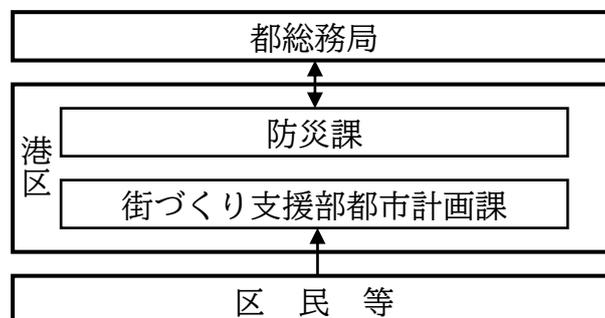


図3-5-10 情報伝達の流れ

②水害等応急対策態勢要綱による態勢及び港区災害対策本部が設置されたときは、防災課が担当します。

③夜間休日等の勤務時間外にあっては、防災警戒待機者を窓口とし、態勢が整い次第、上記（１）または（２）に移行します。

（２）情報連絡手段

①区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、東京都及び防災関係機関との情報連絡を行います。

ア 東京都とは、原則として、東京都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

イ 防災関係機関との間では、有線電話（優先電話や内線を含む）による通信を原則としますが、輻輳や断線により通信が出来ない場合は、災害時優先携帯電話等の使用可能な情報伝達手段を使用し、通信します。

ウ 「イ」による通信が出来ない場合、区防災行政無線を設置してある防災関係機関との間では、これを使用して情報連絡を行います。

エ 東京都は、災害情報提供システムにより、都民に対して被害情報や鉄道運行状況、道路情報の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援します。

②区民等に対する情報連絡

区民等への伝達は、港区防災行政無線、**港区防災ラジオ**、防災情報メール、港区ホームページ、LINE、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、港区避難所開設状況システム、デジタルサイネージ、**エリアメール**、Lアラート、ケーブルテレビ、みんなと安全・安心メール、青色防犯パトロール車両、「広報みなと」かわら版を使用します。

（３）災害情報の収集・伝達

①情報の収集

防災関係機関、各災対地区本部・災对各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに（１）の①～③情報連絡担当部署等に通報します。

災害時に、AIによるSNS上の投稿情報を情報解析システムから収集し、区民や関係機関から提供される情報との照合等により事態の状況把握を明確化するとともに、災害対策本部での迅速かつ的確な判断・対応に繋がります。

②情報の伝達

ア 区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ・港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- ・区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ・災害に関する重要な情報を得たとき

イ 区から区民等に対する情報伝達

- ・荒川洪水予報が発せられた場合

- ・ 渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合
- ・ 洪水警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- ・ 避難情報等区民等に対する重要な災害情報

(4) 災害情報の記録

- ①水防態勢、除雪態勢及び、「港区災害応急対策態勢要綱」による態勢、災害対策本部態勢にあつては、防災課が災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

(震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照)

第2 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長（または警備課長代理、警備係長）、夜間は宿直責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員は、管内の状況を把握、報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①災害の種別に関する事
- ②災害の発生日時、場所（地域）に関する事
- ③被害に関する事
- ④避難に関する事
- ⑤治安に関する事
- ⑥復旧に関する事

第3 消防署の情報活動計画

1 基本方針

消防・救急無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、警防本部、消防方面本部、消防署、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

(1) 情報収集手段

- ①各消防署監視警戒隊からの情報収集
- ②参集職員及び消防団員からの情報収集
- ③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集
- ④区民・通行人からの情報収集

- ⑤出場部隊からの情報収集
- ⑥防災関係機関からの情報収集

(2) 情報収集項目

- ①家屋等被害状況及び要救助者情報
- ②道路及び橋梁等の被害状況
- ③避難地、避難道路等の状況把握
- ④その他の災害活動上必要な事項

(3) 連絡員の派遣

- ①港区災害対策本部へ情報共有と意思決定の迅速化を図るため必要な要員を派遣し積極的な情報収集活動を実施します。
- ②必要により警察署等の防災関係機関へも要員を派遣し、情報収集活動を実施します。

第4 都建設局通信情報計画（第一建設事務所）

1 観測情報の伝達

都建設局は、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関に河川水位・雨量等水防に関する情報を、迅速・的確に提供することを目的として、水防災総合情報システムを稼動しています。

このシステムにより収集される雨量・水位等のリアルタイムの情報は、NTTの専用回線を使用した共有情報であり、第一建設事務所でも同様の情報を得られます。

これらの情報は、都庁LANを経由して総務局の「東京都災害情報システム」に送られ、このシステム端末を所有する各区市町村（水防管理団体）や防災関係機関でもリアルタイムの情報を得られます。

（震災資料編 震3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照）

2 第一建設事務所管内観測所

表3-5-7 観測所の所在地

観測所名		所在地	管理者
雨量	中 央	中央区明石町2-4（一建）	一建
	高 浜	港区港南3-9-63（高浜水門）	
水位	四ノ橋（古川）	港区南麻布3-21	一建

第5 都水道局通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、防災行政無線や業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、東京都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら災害時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合は、初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、災害状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の災害時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 東京都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

4 連絡系統

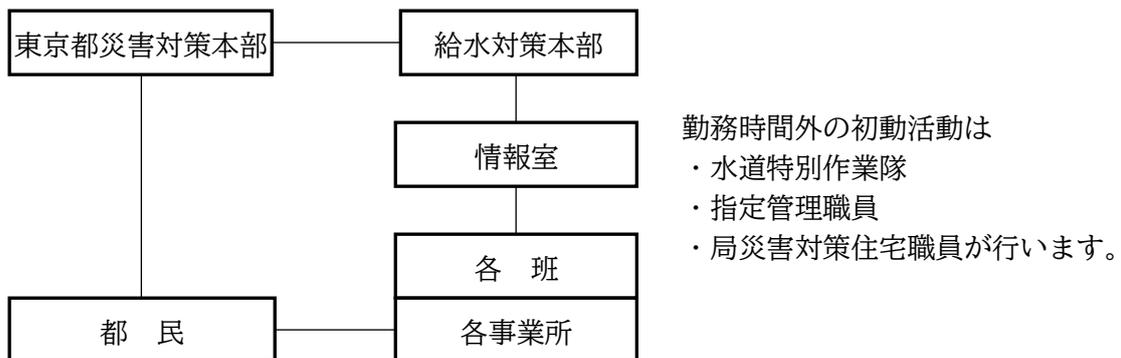


図 3 - 5 - 11 連絡系統

第 6 都下水道局通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震 3 - 5 - 3 都下水道局震災時組織体制 参照）

第 7 都交通局通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制 (都交通局) 参照)

第8 東京海上保安部

1 警戒情報等の伝達

(1) 東京海上保安部は、気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通信を受けた時は、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により直ちに伝達するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

(2) 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、必要に応じ関係事業者等に周知し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

(3) 東京海上保安部は、大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、関係事業者等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

第9 日本郵便株式会社郵便局情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

風水害資料編のとおりです。

(風水害資料編 水3-10 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照)

2 情報収集内容

(1) 災害種別、被害・応急状況

(2) 災害活動上の対策

(3) 郵便業務取扱い状況

第10 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路 参照)

第11 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）通信情報計画

1 通信情報計画

(1) 通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

(注) UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

(2) 災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照)

(3) 通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

2 情報収集内容

(1) 一般的被害情報等

① 気象等に関する情報

② 一般的被害情報

③ 停電による主な影響状況

④ 社外対応状況（国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関及びお客様への対応状況）

⑤ その他、災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報等

① 当社被害情報

② 復旧資機材及び応援隊並びに食料等の要望事項

③ 人身災害及びその他の災害発生情報

④ その他災害に関する情報

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）通信情報計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

(1) 気象状況

(2) 通信回線等の故障状況

(3) 通信設備等の被害状況

(4) 通信設備等の復旧状況

2 情報連絡員の派遣

港区災害対策本部が設置された時には、情報連絡員を派遣します。

第13 東京ガス株式会社（東京ガス）情報連絡計画

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-11 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図 参照）

第14 首都高速道路株式会社（首都高速道路）通信情報計画

1 情報連絡系統図

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第15 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

(1) 災害種別

(2) 列車及び駅における旅客の被害状況

(3) 東京メトロ施設の被害状況

(4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照）

第17 東京国道事務所通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照）

第18 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）通信情報計画

1 東京都、気象情報配信会社その他防災関係機関との連絡を密にとり、情報の収集と伝達を行います。

2 通信連絡は、指令電話、列車無線装置、NTT加入電話等を活用します。

第6節 被害状況等の調査報告

第1 区の役割

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで東京都へ報告します。

第2 活動計画

1 区本部長室に対する報告

区各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部長室に報告します。

(1) 報告の内容及び時期により、速報、中間報告、決定報告に区分します。

表3-5-8 報告の内容

		内 容	
		被害状況	措置状況
時 期	速報（発生報告）	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況把握次第直ちに報告します	災害応急対策の実施の都度報告します
	中間報告	災害発生後被害状況が確定するまで所掌事項について、翌日午前11時までに報告します	災害応急対策活動を実施している間、毎日午前11時までに前日の分を報告します
	決定報告	被害状況が確定したときは、とりあえず電話または口頭により報告し、以後2日以内に重ねて文書により報告します	災害応急活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告します

(震災資料編 震3-5-11 被害状況等の報告様式 参照)

2 東京都に対する報告

区は、災害が発生したときから第1に基づき、被害状況及び措置状況を取りまとめ、次の要領により東京都に報告します。

(1) 報告事項は、次のとおりとします。

- ①災害の種類
- ②災害が発生した地区 等

(2) 報告の種類は、提出期限、様式及び提出部数は次のとおりとします。

表3-5-9 報告の種類

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
定 確	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括

	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
	災害年報	4月20日	災害総括

(3) 報告は、被害を知ったときまたは措置をとったとき直ちに、東京都災害情報システム（東京都防災行政無線）のデータ端末装置に入力して行います。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は電話、FAX等により報告します。

(4) 必要に応じ、都内区市町村の報告をデータ端末装置より出力します。

3 被害程度の認定基準

人的被害については、震災資料編により区分します。

(震災資料編 震3-5-12 被害の認定基準 参照)

4 災害時調査要領

(1) 調査班の編成

①区長は、災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めときは調査班を編成します。

②調査班は、総務課職員により編成します。

③各機関は、区長の編成する調査班の活動に十分協力するものとします。

(2) 調査班の任務

調査班は、区長の特命により出動し、現地の状況を調査します。

(3) 調査事項

特命調査事項はおおむね次項のとおりとします。

①災害原因

②被害状況

③応急措置状況

④災害地の区民の動向及び要望事項

⑤現地活動の問題点

⑥その他必要な事項

(4) 実施要領

調査は、警察署、消防署、町会、防災組織等の協力を得て実施し、調査の結果を逐一区長に報告します。

なお、調査の際特命事項以外でも重要情報を得たときは、直ちに報告するものとします。

5 各機関の報告体制

(1) 消防署

災害発生後、消防署及び消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、

諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し情報の共有化を図ります。

主な収集事項は次のとおりです。

- ①災害発生状況及び消防活動の状況
- ②要救護情報及び医療活動情報
- ③その他災害活動上必要ある事項

第7節 広報及び広聴

第1 区災害広報計画

1 区の役割

- (1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。
- (2) 被災者のための相談所を開設します。

2 活動計画

(1) 災害情報の収集

災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。

この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。

(2) 区民等への広報

災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して緊急情報を港区ホームページ上に表示し、その情報をLINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。

流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区ホームページや「広報みなと」かわら版をはじめ、より多くの広報媒体を活用します。

①「広報みなと」かわら版

発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲出に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。

②防災情報配信システム

予めメールアドレスを登録した区民などに対し水位・雨量等の観測値が基準値以上を達した場合、観測値や予・警報等の避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区ホームページにも表示し、LINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、防災アプリにも発信します。

③多様なメディアの活用

港区ホームページ、港区避難所開設状況システム、ケーブルテレビ等により情報を提供します。

(3) 報道機関への発表

災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。

なお、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、報道担当の職員が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

さらに、要配慮者への広聴は、災対保健福祉支援部が要配慮者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

3 消防機関広報計画

(1) 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点をおいた広報活動を実施します。

- ①気象、水位の状況
- ②水災及び土砂災害に関する情報
- ③被災者の安否情報
- ④水防活動状況
- ⑤救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

(2) 広報手段

- ①テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供
- ②消防車両等の巡回
- ③デジタルサイネージ、ホームページ、消防アプリ、SNS
- ④消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

(3) 広聴活動

災害の規模に応じて、復旧期以降に消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や区民からの電子メールによる問い合わせに対応します。

4 都交通局広報計画

(1) お客様に対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客様の人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客様の不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

5 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、**ホームページ等**を最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供します。

6 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

(1) 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

(2) 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

7 東京ガス株式会社（東京ガス）広報計画

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく被害の程度に応じて供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、区民の不安除去のため、広報活動のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報します。

(1) 供給を停止した場合

- ①ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ東京ガスから連絡があるまで待つこと
- ②ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

(2) 供給再開時の広報

- ①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日の在宅に関すること
- ②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- ③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合の連絡方法に関すること
- ④ガスの使用再開後に異常を発見した場合の措置と連絡方法に関すること

第6章 水防活動計画

洪水や高潮等の浸水被害の発生または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要があります。

本章では、各防災関係機関の活動について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図ります。

なお、台風が接近・上陸が予想される場合の行動計画として、区は関係機関と連携してタイムライン（防災行動計画）を作成、運用していきます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達				
			○河川及び海岸の危険箇所及び管内施設の警戒巡視		
			○水防資器材の点検・輸送		
			○水防活動開始		
			○事前避難（高齢者等避難）		
			○避難指示		
				○災害派遣要請・広域応援要請	
			○関係機関との情報連絡及び調整		
				○被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置	
消防署	○気象情報等水位情報の収集・伝達				
	【必要に応じて水防態勢発令】		【水防態勢発令】		
	【必要に応じて第一・二非常配備態勢発令】				
	○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成				
	○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動				
				○必要に応じて現場救護所を設置	
東京地下鉄株式会社	○総合指令所から異常気象状況収集				
	○非常体制要員確保				
			○浸水防止機閉装置		
			○止水板・土嚢設置		
				○旅客公衆の避難誘導	

第1節 水防活動

区、都建設局及び消防署の各水防機関は、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次により水防活動を行うものとします。また、区はタイムライン（防災行動計画）を、関係機関と連携して作成し、台風接近・上陸までの具体的な行動について定めることとします。

第1 区

- 1 出水期前に、河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- 2 気象状況及び水位、潮位に応じて河川、海岸、道路等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに防災関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。
- 3 次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請します。
この場合は、直ちに都建設局（都水防本部）に報告します。

(1) 準備

①水防警報により、待機または準備の警告があったとき。

(2) 出動

①荒川洪水予報が伝達されたとき。

②渋谷川・古川洪水予報が伝達されたとき。

③水防警報（国土交通大臣若しくは都知事が「水防法」第16条第1項の規定に基づき、予め指定した河川・海岸等に洪水または高潮によって災害が起こるおそれがある時、水防管理団体及び水防関係機関に対して水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。）により、出動または指示の警告があったとき。

④その他水防上必要と認めたとき。

- 4 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求めます。
- 5 水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者（区市町村長等）に対し、応援を求めることができます。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者（区長）の所轄の下に行動します。
- 6 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者または現場にある者をして、作業に従事させることができます。（第3章第1節公用負担の項参照）
- 7 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに防災関係機関に通知します。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。
- 8 水防作業に必要な資器材の調達を行います。区の水防倉庫、備蓄資器材等の配置及び土取場（緊急の場合の土砂採取可能場所）は、次のとおりです。

表3-6-1 水防用備蓄資器材一覧表

令和3年4月1日現在

倉庫名 (所在地)	連絡先	倉庫面積	土のう	土のう留ぐい	トラロープ	シヨベル	ツルハシ	カケヤ	カマノコ	ナタ	ブルーシート	軽量鋼板	鉄線	ペンチ	一輪車
		m ²	袋	本	m	丁	丁	本	丁	本	枚	枚	kg	丁	台
中ノ橋 (東麻布1-30-7)	芝地区総合支所 まちづくり課 (3578) 3131	59.5	5,000	400	500	230	110	120	65	45	30	48	20	30	15
麻布 (六本木5-16-45)	麻布地区総合支所 まちづくり課 (5114) 8803	88.0	1,500	100	100	30	11	10	5	5	3	0	30	5	4
赤坂 (赤坂4-18-13)	赤坂地区総合支所 まちづくり課 (5413) 7015	7.0	1,000	50	100	30	10	10	5	5	5	0	10	5	5
高輪 (高輪1-16-25)	高輪地区総合支所 まちづくり課 (5421) 7615	42.0	1,000	50	100	40	7	7	5	5	3	0	50	5	2
芝浦港南 (芝浦1-16-1)	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課 (6400) 0032	12.0	800	40	100	30	9	10	9	5	4	0	20	5	4
合計		208.5	9,300	640	900	360	147	157	89	65	45	48	130	50	30

表3-6-2 土取一覧表(区及び東京都)

管理者	土取場所	目標	採取可能量
港区	芝4-15	本芝公園	70 m ³
	赤坂9-7	檜町公園	10 m ³
	南麻布5-6	麻布運動場	100 m ³
	芝浦3-1	芝浦公園	80 m ³
第一建設事務所	白金台5-21	目黒ロータリー植込地	250 m ³
東部公園緑地事務所	芝公園4-3	東京タワー下公園地	500 m ³

水防のため、緊急の必要があるときは、現場にて必要な土地を一時使用し、土石、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができます。この場合、水防管理者(区長)は、水防作業完了後その損失について、補償します。

- 9 洪水または高潮による被害情報の収集を行います。
- 10 洪水、高潮または津波による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示することができます。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知します。
- 11 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができます。

第2 都建設局

- 1 水防管理団体（区）の行う水防が十分に行われるように、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡します。
- 2 気象状況及び水位、潮位に応じて河川、海岸の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに防災関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講じます。
- 3 水防作業に必要な技術上の援助を行います。
- 4 水防作業に必要な資器材の援助を行います。

表3-6-3 都建設局（第一建設事務所）等水防用資器材

所管別	倉庫名	所在地	電話番号 (連絡先)	土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	籠枚	木材 ^{m³}	シート ^{m²}
第一建設事務所	明石町	中央区明石町5-21	03-3542-1292	10,790	400	1,550	110	0	0.0	3,624
警視庁	警視庁第6機動隊	品川区勝島1-3-18	03-3581-4321 内66542	700	0	130	0	0	0.0	1,500
東京消防庁	第二消防方面本部	大田区大森東1-32-8	03-3763-0119	3,300	200	160	0	0	1.0	30

所管別	鉄線	杭	縄	玉石	シヨベル	ツルハシ	掛矢	鋸	舵	番線カッター	もっこ	1輪車	倉庫面積 ^{m²}
	kg	本	m	m ³	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	m ²
第一建設事務所	25	34	17,500	0	196	15	2	8	2	4	10	2	69.6
警視庁	50	0	1,750	0	35	20	15	13	0	9	0	10	
東京消防庁	238	789	1,000	0	513	123	76	124	87	32	398	45	

表3-6-4 都港湾局（東京港建設事務所港地区）水防資器材

名 称	所 在 地	電 話	携帯用 拡声器 台	作業灯 保安灯 個	救命 胴衣 着	救命環 個
浜離宮排水機場	中央区浜離宮庭園1-1地先	3434-3709	2	3	4	2
芝浦排水機場	港区港南3-9-63地先	3471-7818	1	2	2	1

名 称	ツルハシ 丁	スコップ 丁	カケヤ 丁	ナタ 丁	鋸 丁	ロープ m	土のう 袋	砂 m ³
浜離宮排水機場	4	10	1	2	2	3,000	1,300	20
芝浦排水機場	5	10	1	2	1	4,000	1,750	0

- 5 他の水防機関との連絡、調整を行います。
- 6 水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行います。
- 7 洪水または高潮による著しい危険が切迫していると認められるとき、都知事またはその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示します。
- 8 洪水または高潮による被害情報の収集を行います。
- 9 内水による浸水被害情報を得たときは、防災関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講じます。

第3 消防機関

- 1 第3部第7章第1節に定める他、決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、直ちに各防災関係機関へ通報し、情報の共有化をして、連携した活動をするとともに、氾濫による被害を最小限に留めるよう努めます。
- 2 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたときまたは、自ら水防活動が必要と認めるときは、各防災関係機関と連携し、直ちに出勤し、水防活動を行います。
- 3 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- 4 「水防法（昭和24年法律第193号）」第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命じます。
- 5 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、氾濫による被害を最小限に留めるよう努めます。

- 6 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、「水防法」第 24 条に基づきその区域に居住する者または水防の現場にある者を水防活動に従事させます。
- 7 消防署は、水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、水防管理団体に対し、必要な要員を派遣します。

第 2 節 水防報告

第 1 水防実施状況報告

水防管理者（区長）は、水防終了後 3 日以内に、風水害資料編に掲げる所定の様式により、水防実施状況を、東京都（建設局河川部防災課）に報告します。

第 2 公共土木施設被害状況報告

公共土木施設に関する被害が生じたときは、水防管理者（区長）は、被害発生後速やかに、水害統計入力システムにより、東京都（建設局河川部防災課）に報告します。

（風水害資料編 水 3-12 水防活動報告表 参照）

第7章 消防・危険物等対策

風水害の発生に伴い、浸水及び危険物の漏えい等の災害発生が予想されます。これらの被害を軽減するため、災害時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動等について、あらかじめ定めておく必要があります。

本章では、災害時における消防体制及び危険物等の対策並びに流出油等に対する防災関係機関の応急対策について定めます。

第1節 風水害時消防活動計画

第1 活動方針

洪水、高潮または内水氾濫または集中豪雨等による大規模な水災が発生するおそれがあるとき、または発生したとき、警防本部長の命により方面隊長及び署隊長は、この計画の定めるところにより、港区災害対策本部その他防災関係機関と密接な連携のもとに、水防活動を実施し、被害の拡大防止に努めるものとします。

第2 事前措置

消防方面本部長及び消防署長は、水災防ぎよを効果的に実施するため、定期的に訓練を実施します。

第3 水防態勢等

1 水防態勢

大雨警報または、洪水警報が発表され、気象状況その他の事象により情報収集体制の強化を必要と認めたとき、水防態勢を発令して各防災関係機関と密接な連絡をとり、情報収集及び分析を行い、水防非常配備態勢の発令に備えます。

2 水防非常配備態勢

大雨等による被害の発生が予想され、または発生した場合、方面隊長は複数の署隊を指定し、また、署隊長は、署ごとに水防第一非常配備態勢または水防第二非常配備態勢を発令します。

第4 活動内容

1 監視警戒の実施等

河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めます。

2 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命じます。

3 水防活動の実施

水防管理者の要請または監視警戒その他により水防活動の必要を認めるときは、水防活動を実施します。

4 水防活動への協力要請

消防署長は、水防上やむを得ない場合は、その区域内に居住する者、または水防現場にいる者に対して、水防活動への協力を要請します。

5 部隊運用要領

部隊運用は、災害の規模に応じて署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、また他の方面からの応援を要するものについては、水災警防本部長がこれを行います。

(震災資料編 震3-6-1 港区内の消防職員及び消防団員数 参照)

6 資器材の使用、収用

水防活動の実施に当たって必要な資器材の準備及び運搬は、水防管理者側において行うものとします。なお、緊急の必要があるときは、現場において必要な資器材を使用、収用します。

第2節 危険物等の応急対策

第1 計画方針

区内には、現在、石油、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、災害時における風水、振動等により、これら危険物が爆発、漏洩、流出等を発生させる可能性が考えられます。その場合、従業員はもちろん、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

従って、法令等及びこれらに基づく災害予防計画により、防災体制の強化が図られていますが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策も、確立しておく必要があります。

本節では、各種危険物施設の応急措置について、必要な事項を定めます。

第2 区

- 1 防災関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難指示等の措置を実施します。
- 2 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示します。
- 3 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示します。
- 4 災害情報の収集、伝達を行います。
- 5 必要に応じ事業者に応急措置を指示します。
- 6 事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。
 - (1) 区民に対する避難指示等
 - (2) 区民の避難誘導
 - (3) 避難所の開設、避難者の保護
 - (4) 防災関係機関への連絡及び情報提供

第3 消防署

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

(1) 計画方針

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、(2)に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導するとともに、その措置要領についての訓練を促進します。

(2) 応急措置

- ①危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を中止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置の徹底
- ②混触発火等による火災の防止措置及びタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③危険物による災害発生時の自主防災組織の活動と活動要領の制定
- ④災害状況の把握及び状況に応じた周辺住民等に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

2 液化石油ガス消費施設の応急措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの**避難指示**を行います。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

3 火薬類保管施設の応急措置

- (1) 風水害に対しては、誘発、漏洩防止のため、浸水等を阻止する消防活動を行い、施設内及び周辺住民の避難を指示します。
- (2) 防災関係機関及び施設管理者と連絡し、緊急措置を促します。

4 高圧ガス保管施設の応急措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの**避難指示**を行います。
- (2) 風水害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関の措置連絡を行います。

5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの**避難指示**を行います。
- (2) 風水害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関との措置連絡を行います。

6 化学物質関連施設の応急措置

- (1) 有毒な化学物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの**避難指示**を行います。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

7 放射線使用施設の応急措置

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各項の活動ができるよう指導します。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための点検及び緊急措置を行います。
- (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命危険に関する応急措置を行います。
- (3) 防災関係機関との連絡を行います。

8 危険物輸送車両等の応急措置

- (1) 交通規制等について防災関係機関と密接な情報連絡を行います。
- (2) 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救急等に関する措置を行います。

9 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- (1) 区民に対する**避難指示**
- (2) 区民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難者の保護
- (4) 防災関係機関への連絡及び情報提供

10 危険動物の逸走時対策

情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行います。

11 消防活動

消防署・消防団は、上記の1～10の場合は、第1節の風水害時消防活動計画に基づき消防活動を行います。

第3節 流出油・流木の応急対策

第1 区の役割

- 1 沿岸の区民等に対する火気管理の徹底指導及び災害状況を周知します。
- 2 陸上への被害拡大防止を行います。
- 3 沿岸の区民等に対する**避難指示**をします。

第2 活動計画

1 流出油応急対策

台風接近等の異常気象により沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から大量の油が流出した場合またはこれに伴う火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸の区民等への被害防止等を図ります。

(震災資料編 震3-6-2 防除資機材等常備状況 参照)

被害発生時における防災関係機関のとりべき措置は次のとおりです。

表3-7-1 防災関係機関のとりべき措置

	東京海上保安部	消 防 署	警察署	都 (港湾局・総務局)	区
災 害 発 生 時 の 作 業 態 勢	1 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、防災関係機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立します。	消防艇・回転翼航空機により状況確認をするとともに防災関係機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立します。		災害が発生した場合は直ちに防災関係機関との通報連絡態勢を確立し、救助活動の推進を図ります。	
	2 人命救助 防災関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたります。				
	3 遭難船に対する災害の局限化措置の指導 (1) 流出箇所の閉鎖 (2) 自船保有資機材による防除活動 (3) 積荷油の空タンク等への移送				
	4 オイルフェンスの展張 防災関係機関と協力し流出油の拡散を防止するための遭難船等の付近へ展張する。			防災関係機関と協力し流出油の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張します。	
	5 流出油の回収等 流出油処理のため油回収船、油吸着剤、油処理剤等による流出処理作業を指導します。	流出油の処理、火災発生の防止のため防災関係機関等と協力し油処理剤等を散布します。		(1) 流出油の処理のため防災関係機関等と協力し油処理剤等を散布します。	
	6 沿岸漂着油の除去 東京都及び港湾等の管理者による除去作業に際して、必要な応急資機材の緊急輸送等に協力します。			東京都及び港湾、漁港、河川及び海岸の管理者は、漂着した油の除去のための措置を実施します。	

	東京海上保安部	消 防 署	警察署	都（港湾局・総務局）	区
災害発生時の作業態勢	7 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合の初期消火及び延焼防止措置を行います。				
	8 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたります。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたります。			(1) 同左 (2) 防災関係機関と協力し、現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたります。	
	9 応急資機材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送します。				
	10 遭難船の移動等 遭難船を安全海域へ移動するためひき船の手配及びえい航の指導、助言を実施します。	状況により遭難船の移動について防災関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するためひき船の手配及びえい航を行います。			
	11 タンカーバージによる残油瀬取りの指導、助言を実施します。	タンカーバージによる残油瀬取りを防災関係機関へ要請します。			
	12 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び防災関係機関に対する出動要請を行います。また、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるときは、必要に応じ防除措置の実施を命じまたは海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示します。	被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び防災関係機関に対する出動要請を行います。		人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため、必要に応じ自衛隊の出動要請を行います。	

	東京海上保安部	消 防 署	警察署	都（港湾局・総務局）	区
災害発生時の作業態勢	13 消火資材の確保 流出油等の処理、火災の発生防止、消火のため油処理剤等消火資器材を確保します。			処理剤等資材を確保します。	
	14 その他の応急処理を実施します。			その他防災関係機関に対する協力要請を実施します。	
船舶の交通規制	1 航行の制限または禁止します。 2 船内在泊船舶に対し、 避難指示 及び移動命令します。 3 その他必要な交通管制します。	防災関係機関と協力して危険水域付近に警備艇及び消防艇を配置して、海上または河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとります。			
その他	1 港内及び付近海域における火気の禁止または制限します。	海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに、防災関係機関に協力を要請します。			
		2 防災関係機関と協力し、沿岸の区民等及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行います。			防災関係機関と協力し、沿岸の区民等に対する火気管理の徹底指導及び災害状況を周知します。
		3 沿岸の区民等への被害拡大防止措置の指導を行います。			防災関係機関と協力し、陸上への被害拡大を防止します。

	東京海上保安部	消 防 署	警察署	都（港湾局・総務局）	区
その他		4 防災関係機関と協力し、沿岸の区民等に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたります。			防災関係機関と協力し、沿岸区民に対する避難指示をします。
		5 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導を行います。			
	6 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請を行います。				
		7 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行います。			
		8 その他必要な措置を行います。		その他必要な措置を行います。	

2 流木応急対策

- (1) 区の海域に流木材木が発生した場合、東京都（港湾局・総務局）は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに、貯木場利用者（関係業者）に対し、最寄りの貯木場に収容し結束するよう指示します。
- (2) 消防署は、防災関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防艇等を出場させ、監視警戒にあたります。

（震災資料編 震3-6-3 東京消防庁消防艇一覧表 参照）

第8章 警備・交通規制計画

災害時における交通の規制は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動の基礎となるため、極めて重要です。

また、各種犯罪の予防、取締りなど被災地における治安の万全を期すことも必要です。

本章では、交通の確保に必要な交通情報の収集、交通規制及び警備について定めます。

第1節 風水害時警備・警戒計画

第1 警備計画

1 警備方針

防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合には、早期に警備態勢を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力します。

2 災害発生時における警備活動

(1) 警察署

- ①河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ②災害地における災害関係の情報収集
- ③警戒区域の設定
- ④被災者の救出、救護
- ⑤避難者の誘導
- ⑥危険物の保安
- ⑦交通秩序の確保
- ⑧犯罪の予防及び取締り
- ⑨行方不明者の調査
- ⑩死体の見分（検視）

(2) 東京海上保安部

- ①沿岸水域の警戒
- ②気象状況の把握と通報（警報及び注意報の通報について、最寄りの气象台、または測候所と連絡協議を行います。）
- ③港内及び沿岸停泊船舶への警報伝達と動静の把握
- ④管区本部及び隣接部署との連絡
- ⑤船舶に対する避難の勧告または指示
- ⑥水路の安全
- ⑦被災者の救助、救出
- ⑧危険物の保安
- ⑨海上交通の秩序の維持

⑩海上における犯罪の予防及び取締り

第2 警備態勢

風水害に際し、各警察署は、気象庁が発表する内容に応じた警備態勢をとります。

第2節 交通規制

第1 広域的災害の場合には、各警察署は、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施します。

第2 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努めます。

第9章 避難に関する計画

風水害時には、河川の氾濫やがけ崩れ等の発生が考えられ、区民等の避難を要する場
 合が出現するものと予想されます。

本章では、災害時における人的被害を無くすことを目的とし、防災関係機関が一体と
 なって避難誘導にあたるための必要事項及び被災者を収容する避難所等について定めま
 す。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報の把握、状況の監視		○自主避難施設の開設 ○ 高齢者等避難 の発令 ○区民避難所（地域防災拠点）・福祉避難所の開設 ○ 避難指示 、避難誘導 ○東京都に報告 （状況・資器材、他地区への移送要請等）		○被災者の生活 支援活動 ○避難者把握・ 他地区への移送
警察署			○被害の発生が予想される危険が差し迫った場合、 ○ 避難指示 ○避難誘導		

第1節 風水害の発生状況と避難の関係

浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険がある場所における台風の接近予想から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。

なお、災害の危険がある場所以外でもまわりと比べて低い土地や崖の近くなどでは、必要に応じて避難が必要となります。

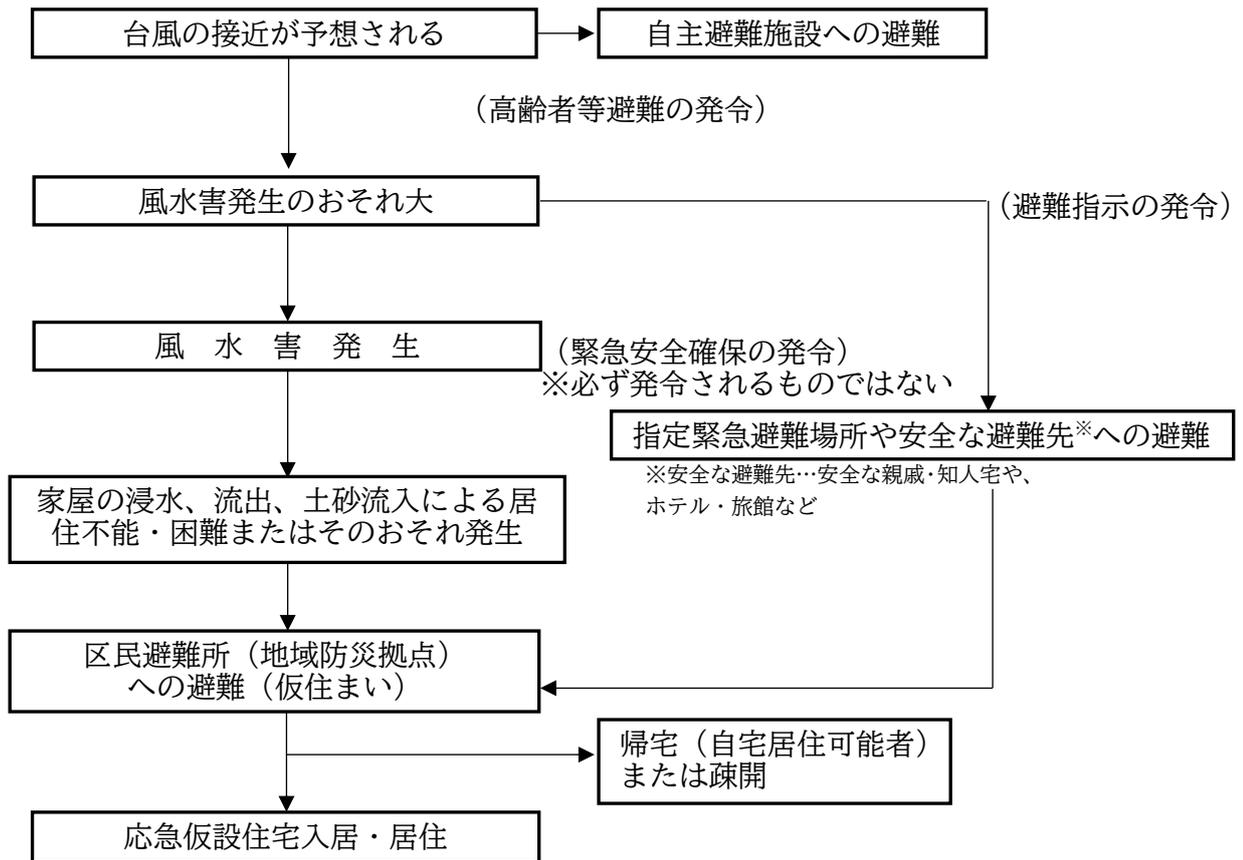


図3-9-1 避難の流れ

第2節 避難情報の発令

第1 区の役割

区は、災害が発生するおそれがある場合に、**避難情報**を発令します。

警戒レベル	避難情報	区民等に求める行動
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

第2 避難の指示等の発令権限及び水防法に基づく避難のための立退きの指示

- 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。また、避難が必要になると見込まれる場合には、区長は予め高齢者等避難を発令し、高齢者等に対しては避難行動を開始するよう呼びかけます。

- 2 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置を指示することができます。
- 3 区長は、水防管理者として、「水防法」第 29 条の規定に基づき、洪水、雨水出水、津波または高潮により著しい危険が切迫しているときと認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができます。

第3 土砂災害に関する避難情報の発令基準及び対象地域

1 土砂災害に関する避難情報の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の発生が確認された場合
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂、斜面からの湧き水、地鳴り等)が発見された場合
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ・ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる

		<p>るような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合(夕刻時点に発令)</p>
--	--	--

2 土砂災害に関する避難情報の発令対象地域

区内にある急傾斜地崩壊危険箇所のうち、区が目視調査で安定度が低いとされているがけ地に隣接する地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」）第7条の規定により指定される土砂災害警戒区域を含む地域、及び同法第9条の規定により指定される土砂災害特別警戒区域を含む地域（ただし、同法第4条の規定により、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定予定とされた区域は、指定区域と同様に取り扱うこととする。）とします。

第4 水害（古川）に関する避難情報の発令基準及び対象地域

1 水害（古川）に関する避難情報の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 （災害発生を確認）</p> <p>越水・溢水が発生した場合、水防団からの報告等により把握できた場合</p>
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、古川の四ノ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、古川の四ノ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

2 水害（古川）に関する避難指示等の発令対象地域

城南地区河川流域浸水予想図（東京都作成）において、古川の氾濫によって浸水が想定される区域（浸水ハザードマップで示す区域）を含む町丁目とします。

第5 水害（荒川）に関する避難情報の発令基準及び対象地域

1 水害（荒川）に関する避難情報の発令基準

<p>警戒 レベル 5</p>	<p>緊急安全確保</p>	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・ 荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である A.P.10.11m に到達した場合 ・ 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 (災害発生を確認) ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</p>
<p>警戒 レベル 4</p>	<p>避難指示</p>	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である A.P.7.7m に到達したと発表された場合 ・ 荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である A.P.7.7m に到達していないものの、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である A.P.10.11m に到達することが予想される場合 ・ 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>

警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)である A.P.6.5m に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ・ 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
----------------	--------	--

2 水害（荒川）に関する避難情報の発令対象地域

荒川水系荒川浸水想定区域図（想定最大規模）（国土交通省、平成28年）において、荒川の氾濫によって浸水が想定される区域を含む町丁目とします。

第6 高潮災害に関する避難情報の発令基準及び対象地域

1 高潮災害に関する避難情報の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・ 潮位が「危険潮位(T.P. 2.4m)」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸堤防等が倒壊した場合 ・ 異常な越波・越流が発生した場合 ・ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])または高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域にかかると予想されている、または台風が接近することが見込まれる場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、気象庁の記者会見等により周知された場合

2 高潮災害に関する避難情報の発令対象地域

「東京都高潮浸水想定区域図」（東京都、平成 30 年）による、浸水する区域を含む町丁目とします。

第 7 避難の指示等の発令時の区と防災関係機関の連携

- 1 区長は、避難指示等を発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。
- 2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。

第 8 避難情報の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は避難情報の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

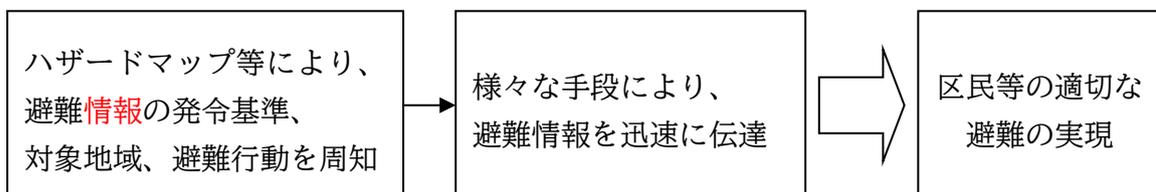
第 9 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、第 2 部第 7 章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達します。

【区民等の適切な避難につなげるための区の取組】

(平時)

(災害が発生するおそれがあるとき)



第 3 節 避難・誘導

第 1 区の役割

- 1 避難誘導
- 2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認
- 3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保
- 4 避難情報の発令

第 2 避難・誘導計画

1 事前避難

(1) 区

ハザードマップ等を通じて、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底するとともに、災害時には、積極的に自主避難するよう指導します。

(2) 警察署

情勢を判断し、早期に避難の指示を行います。この場合、高齢者・幼児・病人等は、自主的にあらかじめ指定された施設に避難するよう指導し、避難誘導の経路及び方法等を事前に調査し、災害時において的確に誘導できるようにしておきます。

2 発災時の避難・誘導

(1) 区

風水害時に、浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、区は、状況に応じて職員による誘導あるいは防災行政無線放送及び港区避難所開設状況システムの活用等により、**避難所等**へ要避難者を誘導します。

(2) 警察署

現地において、著しく危険が切迫しており、区長が避難の指示を発する暇がないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が直接区民に避難を指示します。この場合警察官は直ちに区長に通知します。

(3) 消防署

- ①津波の危険が予想される区域の消防署の活動態勢は、震災消防活動態勢を準用します。
- ②避難場所・避難道路周辺の浸水が拡大した場合、避難者の安全を確保するために、水防工法等により浸水防止を図ります。
- ③**避難指示**が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区・関係機関に通報します。
- ④**避難指示**が出された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により**避難指示**を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全に速やかな避難ができるよう、必要な措置を取ります。

3 区民避難所（地域防災拠点）の及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

第4節 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所

第1 区役所

- 1 区民避難所（地域防災拠点）を開設します。
- 2 福祉避難所を開設します。
- 3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の運営等対策を実施します。
- 4 区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合、野外等に受入施設を開設します。

- 5 食料・生活必需品等を供給します。
- 6 区民に対する健康相談を実施します。
- 7 飲料水の安全確保を実施します。
- 8 食品の安全確保を実施します。
- 9 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。
- 10 区民避難所（地域防災拠点）におけるトイレ機能を確保します。
- 11 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。
- 12 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。
- 13 区民避難所（地域防災拠点）における防火安全性を確保します。
- 14 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。
- 15 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養状況の把握及び東京都・関係団体への情報提供を行います。

第2 区民避難所（地域防災拠点）

1 区民避難所（地域防災拠点）の開設

災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所（地域防災拠点）を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。

- (1) 港区災害対策本部長は、区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合は直ちに東京都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉保健局への報告は原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行います。
- (2) 各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所（地域防災拠点）への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。
- (3) 区民避難所（地域防災拠点）は、**避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもので、速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであり、想定される災害による影響が比較的少ない場所に位置し、車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものとし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」の中から開設します。**

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮します。

- (4) 何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を

収容するため、野外に収容施設を設置します。

- (5) 区民避難所（地域防災拠点）の開設状況は、港区ホームページや港区避難所開設状況システムにより区民に周知します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区民避難所（地域防災拠点）が密な状態とならないよう、港区避難所開設状況システムにおいて収容人数と実際の避難者数を適時発信します。
- (6) 区民避難所（地域防災拠点）の収容人数が超過した場合または超過する恐れがある場合は、避難者を他の区民避難所（地域防災拠点）へ誘導します。

2 収容基準

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）の収容基準は、原則、避難スペース1人当たり1.65㎡ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、概ね1人当たり居室6㎡へ拡大しています。
- (2) 港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。
(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ①避難指示等の対象区域に居住する者
 - ②避難指示等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員
区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数
区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、区民避難所（地域防災拠点）の規模に応じて1か所あたり2～5人程度とし、新型コロナウイルス感染症対策が必要であることを踏まえ、できる限り余裕を持った配置とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所（地

域防災拠点）に移行するなど、開設する区民避難所（地域防災拠点）が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）は、区職員と地域防災協議会を中心とした区民からなる運営会議によって運営します。
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。
- (3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「港区避難所運営マニュアル」を基本とし、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者に十分に配慮するとともに、女性や性的マイノリティの視点を反映した運営とします。
- (4) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「避難所における感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底します。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容者の班編成

適当な人員（約30名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

(4) 収容

(3) によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別等も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

(5) 物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

(6) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- | | | |
|---|-------------|-------|
| ア | 避難所収容台帳 | (様式1) |
| イ | 避難所応急名簿 | (様式2) |
| ウ | 避難者名(世帯用) | (様式3) |
| エ | 収容者名簿 | (様式4) |
| オ | 物品受払簿 | (様式5) |
| カ | 収容状況調書 | (様式6) |
| キ | 救助物資等支給状況調書 | (様式7) |
| ク | 避難所日誌 | (様式8) |
| ケ | その他 | |

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(7) 報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告

②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

(1) 避難所における物資の配給方法

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

(2) 給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

(3) 情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(4) 支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地

域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

(5) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第3 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

避難方法について、個別支援計画に基づき、関係機関（医師、看護師、高齢者相談センター管理者、介護事業者等）と情報交換します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うことし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

3 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。なお、福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

4 福祉避難所における任務

(1) 福祉避難所の開設及び閉鎖

(2) 収容者の受付

(3) 収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

(4) 物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

(5) 記録

①記録事項は次のとおりです。

ア 避難所収容台帳 (様式1)

- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(6) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

報告事項は次のとおりです。

①福祉避難所の開設(閉鎖)報告

②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 感染症対策

福祉避難所の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底します。

(4) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第4 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に厚生労働大臣と協議し、開設期間を延長します。

第5節 避難者の他地区への移送

第1 区の役割

1 移送元

- (1) 移送について知事(都福祉保健局)に要請します。
- (2) 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣します。
- (3) 移送の際に添乗します。
- (4) 移送後の避難所運営を行います。

2 受入れ側

- (1) 受入態勢を整備します。
- (2) 移送後の避難所運営への協力

第2 移送計画

- 1 避難者を区内の避難所では収容できないときは、避難者の他地区への移送について東京都へ要請するとともに、災害時支援協定等にもとづき、避難者を他自治体に移送します。
- 2 移送については、東京都と区の協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、区と東京都及び防災関係機関の協力を得て実施します。
また、要配慮者の移動手段については、区で調達が困難な場合は、東京都及び防災関係機関の協力を要請します。
- 3 避難者を他地区に移送する場合は、区職員のうちから避難所管理者を定め、移送先で避難所運営が可能な体制を組んだ上で区職員を派遣するとともに、移送にあっては引率者を移送車両等に添乗させます。
- 4 東京都から被災者の受入を指示された場合や災害時協定等に基づき被災者の受入を要請された場合は、受入態勢を整備します。
移送された被災者の避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力します。

第6節 災害発生後の防犯対策

災害が発生した場合、多くの区民等が避難所に避難することにより、自宅や会社、店舗等が無人になることが多くなり、それを狙う空き巣や出店荒らし等の侵入窃盗事件等の発生が考えられます。また、避難所においても、多くの人たちが出入りすることから、金銭や物品の盗難、性犯罪等の発生が懸念されます。

さらに、東日本大震災の発生時には、震災の影響により節電対策がなされ、街路灯や防犯灯の一部消灯などが問題となりました。

災害発生地域以外の地域においても、主に高齢者を対象とする、被災地への募金を騙った振り込め詐欺や震災対策を口実とした悪質商法等の発生の可能性もありました。

第1 防犯情報等の周知・啓発活動

1 犯罪防止のための情報提供

災害発生時の犯罪防止のため、区では警察署等と情報交換を綿密に行うなど連携を強化し、ホームページ等を活用して、区民等へいち早く犯罪情報や注意事項について情報提供します。

2 防犯意識の啓発活動

災害時に犯罪被害に遭わないようにするためには、普段から、区民の皆さん一人ひとりが「自分たちのまちの安全は自分たちが守る」という意識のもと、自らの防犯意識を高めることが重要です。地域の防犯活動に区、区民、警察等が協働して取り組むなどして地域防犯力を高めます。

3 災害発生後における防犯パトロール活動

災害発生後は、地域の犯罪発生状況を速やかに把握し、警察と連携してパトロール等の防犯対策に取り組みます。

第7節 警戒区域

第1 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定

1 区

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、区長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により区長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を区長に通知する。

3 都知事による代行

都知事は、区長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により区長に代わって警戒区域の設定、立

入の制限、退去命令などを実施しなければならない。都知事は区長の事務の代行を開始し、または終了したときはその旨を公示しなければならない。

第2 水防法に基づく警戒区域の設定

1 区

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官

水防上緊急の必要がある場所においては水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

第10章 要配慮者の支援態勢

災害発生時における要配慮者の安全な避難体制の確保に向け、基本的な対応事項について示します。

第1節 災害時の対応

第1 区の役割

- 1 要配慮者や支援関係者等に対し避難**指示等**を伝達します。
- 2 避難誘導を実施します。
- 3 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。

第2 時間経過別の対応

1 避難**指示等**発令後の対応

(1) 情報の提供

事前に整備している情報伝達手段を活用し、**高齢者等避難、避難指示等**を伝達します。

(2) 支援体制の確認

各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。

2 **発災後**の対応

(1) 避難行動要支援者対策室の設置

港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

発災後、発災後、避難行動要支援者に対し予め定められた介護事業者や障害福祉関係事業者等は、避難行動要支援者名簿を活用して、災害時協定に基づき安否確認を行います。

また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、**継続的に安否確認を行います。**

(3) 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設

高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。

また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行き、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。

3 発災数日後の対応

(1) 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送

避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所

生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関への搬送を行います。

その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所、**区内福祉施設等**が連携し搬送にあたります。

(2) 福祉避難所生活の支援

福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者の食事、衛生の確保等に配慮します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に相談窓口を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

第11章 救助・救急計画

風水害時には、多数の救助・救急事象の発生が予想されるので、防災関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期することが必要です。

本章では、これら救出・救急に関し、必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警察署				○救出救助活動 ○被災者の捜索	→
消防署	【必要に応じて水防態勢発令】		【必要に応じて第一・二非常配備態勢発令】	○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成 ○必要に応じて現場救護所を設置	→

第1節 防災関係機関の救助・救急態勢等

第1 消防署の救助・救急活動

1 基本方針

風水害に伴い、多種多様な救助・救急事象が予想されることから、ポンプ隊、特別救助隊及び救急隊等が災害実態に即した救助・救急資機材を活用して、人命救助にあたります。

2 活動態勢

第3部第7章第1節の消防署の活動態勢に準じます。

3 活動の内容

(1) 救助活動

- ①救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案して、震災消防活動に準じて活動します。
- ②災害の規模、実態等に応じて、消防部隊が所定の計画に基づき、救助資機（器）材を活用して組織的な救助活動を行います。
- ③多数の傷病者が発生した場合は、東京 DMAT と連携した救護体制を早期に確保し、救助活動を行います。

(2) 救急活動

- ①傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送します。
- ②救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たり、東京DMATと連携した傷病者の救護体制を早期に確保します。
- ③傷病者の発生状況により、後方医療施設への搬送は、消防団員及び防災住民組織等に自主的な協力を求めるなど防災関係機関との協力を密にし、効果的な救護活動を行います。
- ④救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行います。
- ⑤傷病者の搬送を効率的に行うため「広域災害、救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を充実強化します。
- ⑥東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

4 救助体制

多数の傷病者の発生が予想される救助事象に対応するため、高度な知識・技術を有する救助隊員を育成し、さらに救助・救急資器材等を整備し、かつ円滑な人命救助体制の充実強化を図ります。

第2 警察署の救出・救助活動

1 活動内容

- (1) 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行います。
- (2) 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救助所や医療機関に引継ぎます。
- (3) 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助します。
- (4) 救出救助に当たっては、東京都や東京消防庁等の防災関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期します。

第3 東京海上保安部の救出・救護活動

1 救難対策

遭難船及び避難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇により対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求めます。

また、救護を必要とする者については、東京海上保安部と日本赤十字社東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に

引き渡す必要があるものについては、直ちに、その措置を講じるものとします。

2 被災者の救出対策

被災者の救出は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について東京都と協議のうえ実施します。

第4 消防団の救出・救護活動

1 消防職員との連携

消防隊及び消防団に配置されている資機（器）材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動を実施します。

2 区民との連携

消防団がリーダーとなり、区民との共助体制を構築し、初期消火・救出・救護活動を実施します。

第5 区民等の自主救出活動の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

災害時においては、広域的または局所的に救助・救急事案の多発が予想されることから、区民等による地域ぐるみの救出活動が必要となります。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災住民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

2 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するには、区民等自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要があります。

このため、区民等に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当ての指導者を養成する事により自主救護能力の向上を積極的に図ります。

第12章 医療救護等の計画

区の医療救護体制は、区内の医療資源、とりわけ病院の力を最大限有効に活用して対応する体制とします。

医療機関の災害時の役割分担をその能力と特性により見直すとともに、区内の医療状況と最新の被害想定に基づき、局面に応じた効果的・効率的な医療救護を展開します。

本章では、医療救護活動、保健相談活動、防疫活動、生活衛生活動計画について定め、被災者救護の万全を図ります。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	情報収集 【情報監視体制】 気象状況の監視		○避難所等の開設	○被災状況の把握及び応援要請 ○災害薬事センターの設置 ○医薬品等不足時の東京都への供給要請 ○医療救護所の設置 ○医師会等への要請 ○環境衛生指導班等の活動 ○防疫班等による消毒活動	
	○水道の断水、家屋の 浸水等の被害の把握	○被害状況の監視・巡視	○防疫体制の設置 1 情報収集 2 感染症発生の監視 3 防疫に関する情報提供等の活動 4 東京都への状況報告 5 区民への情報提供 6 医師会への情報提供	○防疫のための連絡・連携 1 医師会への連絡・協力要請 2 医療機関との連携 3 東京都との連携・応援要請等	○防疫のための 1 被害情報の収集 2 区民への避難要請等への従事 3 医療機関との連携活動 4 東京都との連携活動

第1節 医療救護等活動計画

災害時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおける、医療救護、保健相談、防疫、生活衛生の迅速、的確な行動を明らかにし、被災者救護の万全を図ります。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

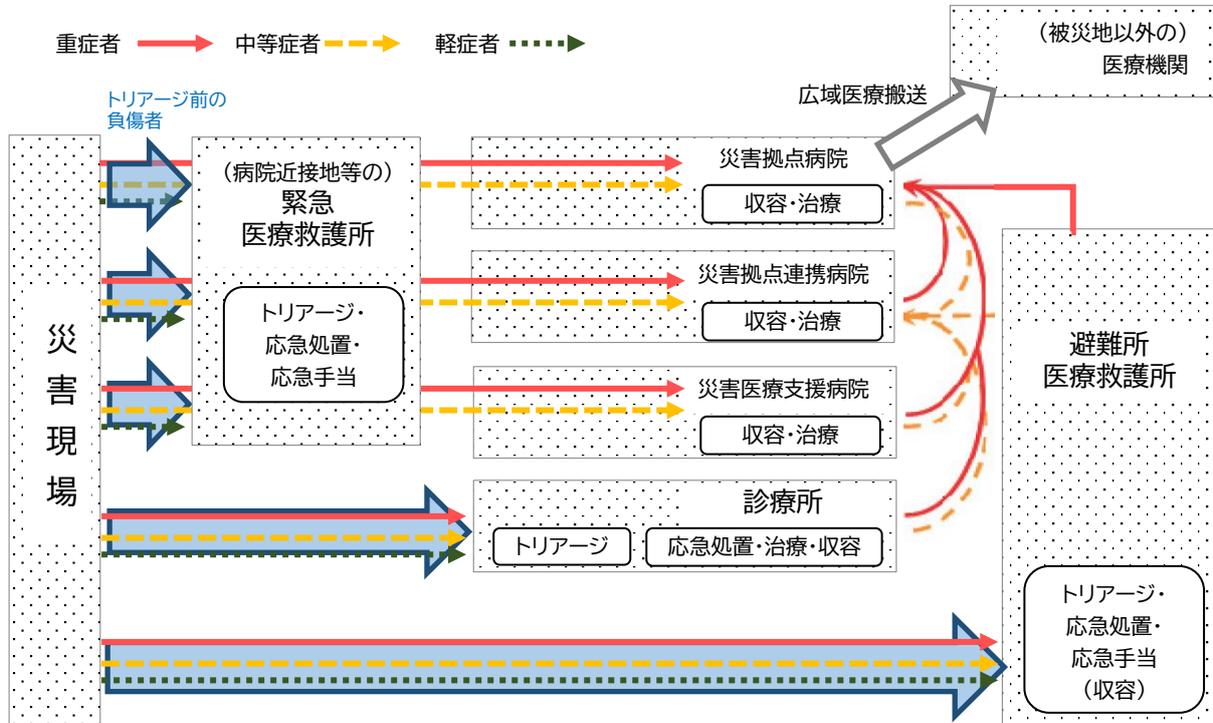


図3-12-1 災害時医療救護の流れ

※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。

港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

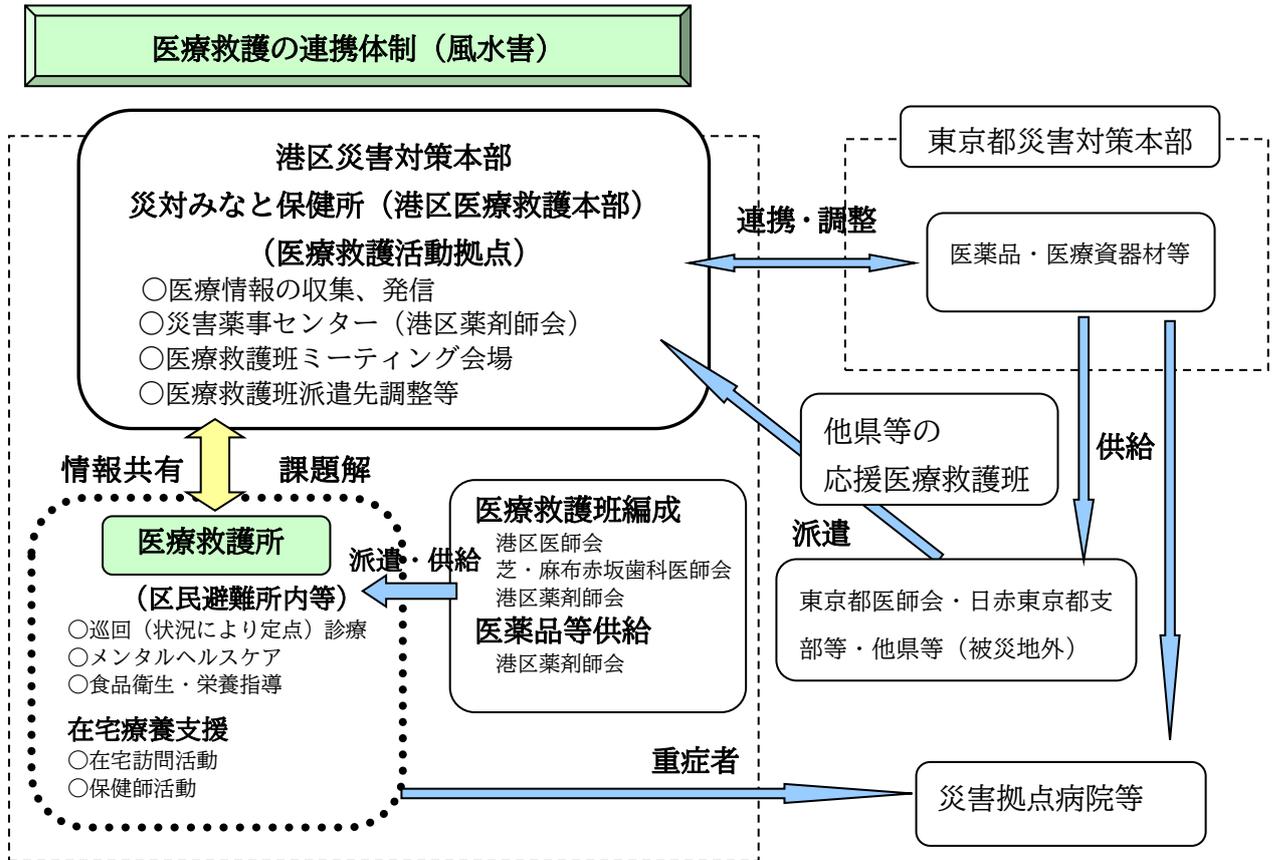


図 3-12-2 医療救護の連携体制

第1 情報連絡体制

1 区の役割

- (1) 災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・東京都・区内病院・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区の役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動を統括・調整します。

2 病院

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

表3-12-1 病院の分類

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

(震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照)

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受入れ等）を行います。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行います。

6 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を設置します。

第3 医療救護所

1 区の役割

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所を設置します。

2 医療救護所

(1) 開設

区は、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所

(地域防災拠点)等に「医療救護所」を開設します。

医療救護所での医療活動等は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療で行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①おおむね 500 人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所
- ②その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

第4 医療救護活動拠点

1 区の役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

第5 医療救護班等

1 区の役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、東京都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所への派遣を要請します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 医療救護所での活動

区民避難所（地域防災拠点）等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否の決定
- ③移送困難な患者に対する医療

④死亡の確認

⑤その他

(2) 東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 東京都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないとき、東京都へ応援要請を行うほか、災対みなど保健所長に、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区の役割

(1) 災害薬事センターを設置します。

(2) 医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要に応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

(3) 災対みなど保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都福祉保健局に東京都の備蓄の供給を要請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、東京都に支援を要請し、東京都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

(1) 設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターを必要に応じて、みなど保健所に設置します。

(2) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区の役割

(1) 各災対地区本部、災対総務部が災対みなど保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

(1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災対みなど保健所長に要請します。災対みなど保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、区災害対策本部長に搬送を要請します。

(2) 区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。

①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。

②庁有車、雇上げ車両等により、災対総務部と各災対地区本部が協力して搬送します。

③都福祉保健局にヘリコプター・船舶等による搬送を要請します。

④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなど保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

2 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結します。

3 災害救助法の適用関係

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後に関わらず、災害が発生し、災対みなど保健所長を通じ、区災害対策本部長からの要請があったときは、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなと保健所に必要に応じて設置する災害薬事センターの運営を災対みなと保健所と協力して行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなと保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前にあっても、法の定めるところに準拠して、災対みなと保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

2 区災害対策本部長は都福祉保健局長に報告します。

第14 費用の負担区分

1 医療救護所における医療費は、無料とします。

2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。

3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。

4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

第2節 保健相談等活動計画

災害時において避難所生活が長期化した場合などには、区民避難所（地域防災拠点）等での不自由な生活に対応した保健相談活動等を行うことが必要です。

第1 保健相談活動

1 区の役割

- (1) 効果的・効率的に災害時保健活動を展開できるよう、各災対地区本部、災対保健福祉支援部に配置している保健師及び災対みなど保健所に配置している保健師と栄養士（以下「保健師等」という。）は、災対みなど保健所の統括の下、被災者の状況に応じて一体的に活動します。
- (2) 必要に応じ、東京都を通じて他自治体に保健活動班の派遣を要請します。

2 活動内容

- (1) 要配慮者対策として、各災対地区本部は災对本部の応援を得て安否を確認します。災対みなど保健所は、緊急性の高い要配慮者を保護し、医療機関への搬送を支援します。
- (2) 港区災害医療コーディネーターは、緊急性の高い要配慮者を搬送する医療機関を確保します。
- (3) 避難民支援として、保健師等は、区民避難所（地域防災拠点）等を巡回訪問し、相談、保健指導のほか、介護者への助言や服薬指導・栄養指導を行います。
- (4) 災対みなど保健所は、地域の要配慮者の保護及び移送の進捗等について各災対地区本部及び災対保健福祉支援部に情報を伝え連携を図ります。
- (5) 医療救護活動拠点として、災対みなど保健所は、地域の健康課題を把握し、分析します。地域または他県等の医療資源を一元的に管理し、地域の課題解決のため積極的に活用します。スタッフミーティングを随時開催し、災対みなど保健所長、港区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、保健師等、一般社団法人東京都港区医師会医療救護団、医療救護班員、歯科医療救護班員、薬剤師班員、他県等の職員と情報交換を図ります。

第2 ところのケア

区は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置します。

被災した区民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動します。

精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努めます。

第3 在宅人工呼吸器使用者への対応

区は、在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に特に支援が必要な方として避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得られた方一人ひとりの個別支援計画を作成します。

災害発生時に支援する方（支援関係者：警察署、消防署、民生委員、町会・自治会、

訪問看護ステーション等)が支援を必要とする方の安否確認や避難行動の手助けができるよう、支援体制の整備に取り組みます。

第3節 防疫及び生活衛生活動計画

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水等の被害により、感染症発生のおそれがあります。

このため、家屋内外の消毒を実施し、また、感染症まん延防止のために、各種の検査、予防措置等を行うことが必要です。

第1 区の防疫活動

1 区の役割

- (1) 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図ります。
- (2) 「環境衛生指導班」を必要に応じて編成します。
- (3) 「食品衛生指導班」を必要に応じて編成します。
- (4) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行います。
- (5) 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施します。
- (6) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡します。
- (7) 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局または一般社団法人東京都港区医師会に協力を要請します。
- (8) 被災地や区民避難所（地域防災拠点）等における感染症発生状況を把握します。
- (9) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施します。
- (10) 「保健活動班」を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行います。
- (11) 区民避難所（地域防災拠点）等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策を実施します。
- (12) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保します。

2 防疫・消毒活動

- (1) 災対みなと保健所長は、状況に応じ所属部員による次の班を編成し、防疫、環境衛生監視、食品衛生監視の活動を行うため、災害地に派遣します。

表3-12-2 防疫活動等の班編成

班名	1 班 の 構 成 人 員					
	医 師	保 健 師	保健衛生 監視員	食品衛生 監視員	事 務	計
防 疫 班	1名	2名			2名	5名
環境衛生指導班			2名			2名
食品衛生指導班				2名		2名

- (2) 災対みなと保健所長は、災害の種類、程度に即応して消毒班を編成し、防疫活動

にあたります。なお、状況に応じて「災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定」に基づき社団法人東京都ペストコントロール協会に対して協力を求めます。

3 防疫班・消毒班等の役割

- (1) 防疫班は、区民避難所（地域防災拠点）等及び浸水した家屋に重点を置き、感染症の発生状況を考慮しながら、被災者の調査・健康診断の防疫指導を行います。また、感染症発生状況により、臨時の予防接種を実施します。
- (2) 環境衛生指導班は、飲用を目的として使用する冠水した貯水槽や井戸の簡易検査及び衛生指導を行います。また、区民避難所（地域防災拠点）等における環境衛生対策指導を行います。なお、水質検査を必要とする際には保健所が行います。
- (3) 食品衛生指導班は、区民避難所（地域防災拠点）等や食品業者の食品監視及び衛生指導を行います。
- (4) 消毒班は、防疫班長の指示を受け、区民避難所（地域防災拠点）等や浸水家屋及び下水道噴水による汚染場所の消毒を行います。また、住民が自主的に消毒活動を行うよう指導します。

4 防疫活動の連絡及び協力

- (1) 消毒等各班は、防疫活動の実施について、迅速かつ十分に連絡及び協力します。
- (2) 区災害対策本部長は、状況に応じ、防疫活動各班派遣を東京都災害対策本部長に要請します。

第2 一般社団法人東京都港区医師会等の防疫活動

- 1 一般社団法人東京都港区医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会は、災対みなどと保健所長から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力します。
- 2 防疫活動の内容については、災対みなどと保健所長と協議のうえ行います。

第3 生活衛生・飼育動物

1 区の役割

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）等の衛生的な環境を確保します。
- (2) 被災動物の保護に関し、東京都、関係団体等へ協力します。

2 活動内容

(1) 生活衛生の確保

区民避難所（地域防災拠点）等や仮設住宅での衛生的な環境確保のため、関係団体と協力し、環境衛生・食品衛生に関する指導や助言、監視活動などのパトロール活動体制を確立します。

(2) 飼養動物（ペット）の保護・管理・指導

災害時には、多くの動物が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想されます。

区は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、東京都や公益社団法人東京都獣医師会中央支部などの関係団体との協力体制を確立します。

①区民避難所（地域防災拠点）等における飼養動物（ペット）

適正飼養に関する情報提供や指導を行い、区民避難所（地域防災拠点）ごとの飼養のルールに基づき、動物愛護及び環境衛生の維持に努めます。

動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援します。

②被災地域における動物の保護

負傷飼養動物（ペット）や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、東京都や関係団体と連携をとりながら対策を講じます。

動物救護活動に関する協定を締結する公益社団法人東京都獣医師会中央支部や動物愛護ボランティア等と協力し、応急救護活動を行います。

第13章 飲料水・食料・生活必需品等の救援計画

災害時には、飲料水や食料・生活必需品等の供給が一時的にマヒ状態に陥ることが予想されます。

被災者に対し、迅速な救援を実施し、人心の安定を図ることは、行政に課せられた責務であり、なかでも被災者の生命維持を図る上で、飲料水、食料及び生活必需品等の供給が最も重要です。

本章では、被災者に対するこれらの供給活動について、必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○情報収集 ○気象状況の監視		○避難準備・高齢者等避難開始の発令 ○避難所等の開設	○東京都への要請	○避難民への物品や水の供給活動
都水道局				○応急給水	

第1節 応急給水計画

第1 基本方針

災害時、生命維持に必要な最低必要量（1日1人3リットル）の飲料水を確保するため、都水道局と協力して応急給水体制の確立を図ります。

応急給水槽等の災害時給水ステーションや避難所等での給水活動については、防災住民組織等の協力を得て実施します。

飲料水とともにトイレ、洗濯等に使用する生活用水の確保に努めます。

第2 区の役割

- 1 災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行います。
- 2 給水拠点からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所について、車両による応急給水を行います。
- 3 必要に応じて役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行い

ます。

- 4 医療施設等への応急給水を行います。
- 5 避難場所・避難所における生活用水を確保します。
- 6 飲料水の消毒を行います。

第3 飲料水給水計画

1 都水道局と区による応急給水

(1) 応急給水の方法

①災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水

応急給水槽、浄水場（所）・給水所等で応急給水を行います。

②災害時給水ステーション（車両輸送）による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2 km 以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行います。

後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区から東京都災害対策本部等を通じ緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行います。

③災害時給水ステーション（消火栓等）による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行います。

(2) 災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都・区の役割分担

①応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び区民等への応急給水を行います。

②浄水場（所）・給水所等では、東京都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区が区民等への応急給水を行います。また、分画化施設においては、都職員の参集を待たずに区により応急給水を行います。

③飲料水を車両輸送する必要がある避難場所では、東京都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行います。

(3) 区内の災害時給水ステーション（給水拠点）

①芝給水所

②都立青山公園内震災対策用応急給水槽

③シティハイツ桂坂内震災対策用応急給水槽

2 給水拠点以外における応急給水

区は、給水拠点における給水が不十分な場合や緊急かつ短期的な対応が必要な場合は、次のような応急給水を行います。

(1) 区有施設（区役所、小学校等）に設置されている受水槽内の水を給水します。

(2) 区営プール及び区立小・中学校プールの水をろ過し給水します。

(3) 民間ビルの受水槽所有者等と災害時における飲料水使用協定を締結し、この協定

受水槽の水の提供を受け給水します。

第4 生活用水の確保

災害対策用井戸や港南公園に設置してある非常用受水槽、民間非常災害用井戸の水等を生活用水として活用します。

第5 水の安全確保

1 対策内容と東京都・区の役割分担

(1) 都福祉保健局

区からの要請に応じ、消毒薬の配布を行います。状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行います。

(2) 区

区は、環境衛生指導班を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行います。ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、区民に適正に周知します。被災地の井戸が汚染された場合は、直ちに消毒を行います。それ以後は、区が直接消毒するか、または消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、環境衛生指導班が消毒の確認を行います。

第2節 食料・生活必需品等供給計画

第1 区の役割

- 1 備蓄物資を被災者へ給（貸）与します。
- 2 必要な物資の品目と数量を集約します。
- 3 物資の調達を都福祉保健局に要請します。
- 4 区の地域内輸送拠点から避難所へ物資を輸送します。

第2 調達計画

1 区備蓄物資の供給

区は、避難所での避難生活を送ることとなる避難者に対し、避難所等に備蓄している食料（乾パン・ビスケット、アルファ化米、調整粉乳等）や毛布、カーペット等の生活必需品等を供給します。

2 東京都からの調達

- (1) 主食（乾パン・ビスケット、アルファ化米）や調整粉乳及びほ乳ビンについては、4日目以降は、区長が都福祉保健局長へ要請し、同局備蓄品の放出あるいは同局の調達による支給を受けます。
- (2) 生活必需品については、被災の状況により、都福祉保健局長へ要請します。

3 各種協定による食料の確保

区では、応急用精米、麺類等の確保について各団体と協定を締結するなど、事業者団体との災害時の応急協力協定を締結しております。また、民間事業者と各事業者の職種に応じた物資の提供に係る協定の締結を進めていくことにより、積極的な流通備蓄を進めます。

第3 供給基準

1 食料供給基準

一人につき

乳児（1歳未満）調整粉乳 1日6回

乳児以外 乾パン・ビスケット、アルファ化米他 1日3食

また、「災害救助法」適用後は、東京都の給食基準が適用されます。

(給食基準)

災害救助法施行細則による主食・副食及び燃料等の経費上限
1人1日1,040円以内（災害発生の日から7日間）

2 生活必需品供給基準

原則として、「災害救助法施行細則」に定める基準により実施します。

第4 食品の配分及び炊き出しの実施

1 供給対象者

原則として、避難所に避難した区民を対象として実施します。発災から4日目以降、物流が不十分な状況下については、自宅に残留し救助を必要とする者に対しても物資を供給できるよう、物資の備蓄や供給体制の構築を図ります。

2 供給方法

(1) 区備蓄倉庫や地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）から各避難所への備蓄物資の配分については、物資輸送の担当部署が行います。

(2) 避難所内での供給については、避難した区民を可能な限り町会、自治会単位に班編成し、その班を通じて、地域防災協議会と避難所担当職員が協力して供給します。

(3) 発災から4日目以降、物流が不十分な状況下については、自宅残留で救助を必要とする者に対し、避難所等を拠点として物資の供給を実施します。自宅残留者の中で歩行等困難な方等については、町会・自治会、民生・児童委員、災害ボランティア等を通じて供給します。

3 給食の方法

原則的には、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

4 米飯の炊き出し方法

避難所備え付けの資機材や区が備蓄している資機材を使用し、赤十字奉仕団や麺類協同組合等民間団体の協力を得て、原則として避難所において実施します。

第5 物資輸送及び地域内輸送拠点

1 区民避難所（地域防災拠点）における避難者への物資の供給については、まず、避難所の備蓄倉庫から物資を供給し、次に、区が借用している民間事業所の備蓄倉庫か

- ら物資を配送し、その後、東京都や他の自治体からの救援物資を受け入れることとします。
- 2 区が民間事業所の備蓄倉庫に保有している物資は、物資輸送の担当部署が、各備蓄倉庫から避難所まで輸送します。
 - 3 東京都から供給される物資は、都福祉保健局が下記の地域内輸送拠点へ輸送し、これを物資輸送の担当部署が、避難所等に輸送します。
 - 4 国・他区市町村、民間事業者等からの応援物資、調達物資については、原則下記の地域内輸送拠点へ集積させます。状況や相手方に応じて、直接避難所等への輸送も可能とします。

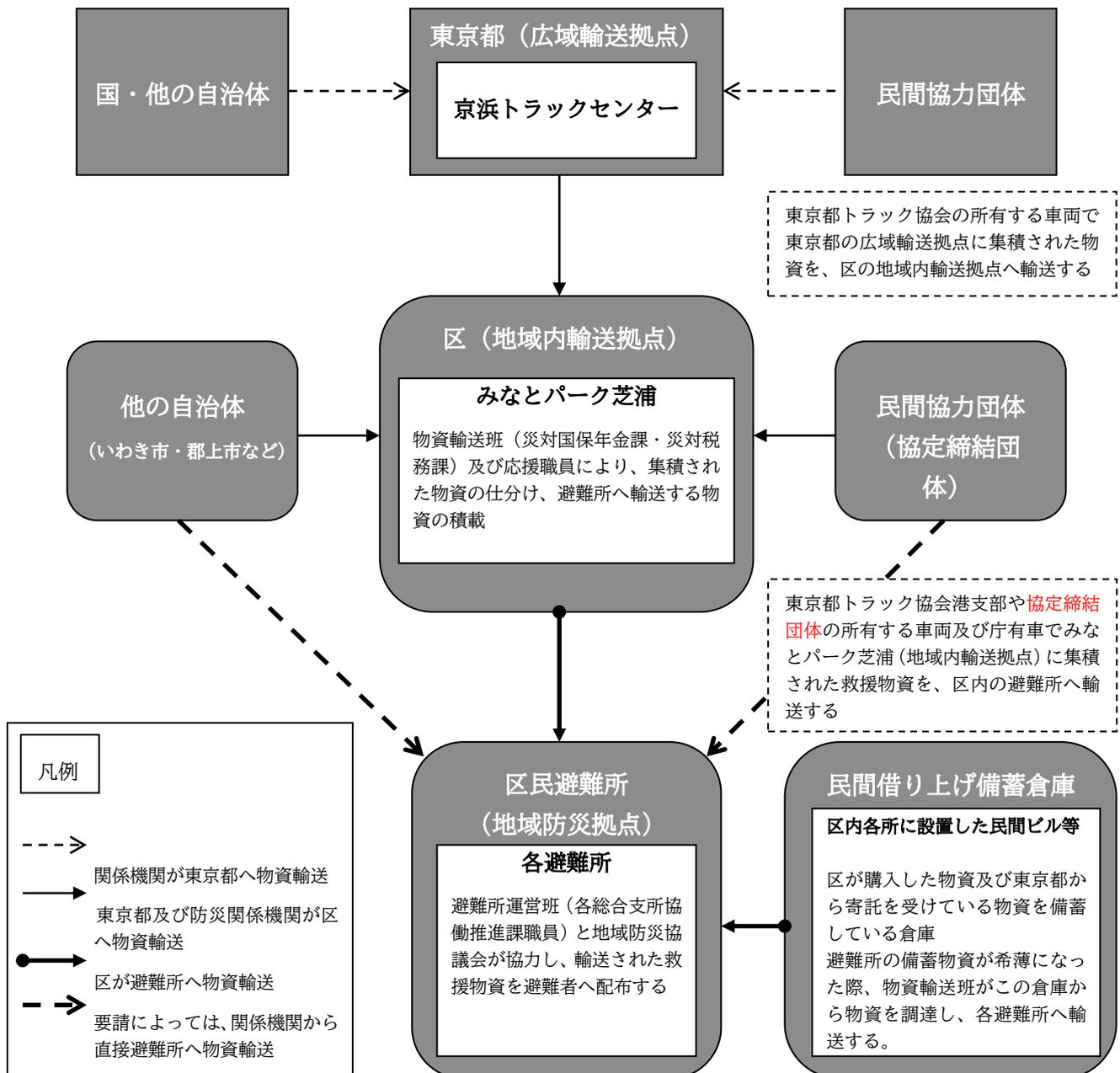


図3-13-1 災害時における物資輸送

第14章 輸送計画

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹であり、車両、船舶等は迅速かつ円滑に確保し、運用しなければなりません。

輸送は、緊急輸送路の確保、輸送手段の確保等と相まって、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

また、災害によって陸上輸送が困難な場合を想定し、その補完手段として、東京港及び河川を活用した船舶による水上輸送ルートを確認します。

本章においては、緊急輸送に必要な緊急道路障害物除去、輸送車両等の確保等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区				○応急対策活動自動車の調達・配車 ○資器材等の輸送 ○被災者の移送	

第1節 緊急道路障害物除去

災害時には、倒壊建築物、看板等の落下物、倒木あるいは避難のために乗り捨てた車両等の路上障害物により、被災者の救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。

救援活動を行うに当たり、まず必要なことは、緊急道路の障害物除去作業です。

各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び道路の亀裂等の応急補修を優先的に行います。

第1 都指定の緊急道路障害物除去路線

1 選定の基準

- (1) 緊急交通等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- (3) 広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線
- (4) 上記（1）、（2）、（3）は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

2 緊急道路障害物除去作業の内容及び分担

区内の都指定緊急道路障害物除去路線については、国道は東京国道事務所が、首都高速道路は首都高速道路株式会社が、都道及び臨港道路は都建設局及び港湾局が、緊急道路障害物除去作業を行います（国道130号は都建設局）。

作業内容は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行います。

第2 区（災対街づくり支援部）選定の緊急道路障害物除去路線

1 選定基準

第1優先：国土交通省、東京都の選定路線に連結し、主要区施設及び救急病院等を結ぶ路線

- ・主要区施設：本庁舎、みなとパーク芝浦、各地区総合支所及び保健所
- ・救急病院等：救急病院、後方医療施設

第2優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、福祉施設を結ぶ路線

第3優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、区指定避難所を結ぶ路線

第4優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、民間ビル内の防災備蓄倉庫¹を結ぶ路線

2 緊急道路障害物除去路線

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-13-1 緊急道路障害物除去対象路線 参照）

3 区の役割

- (1) 被災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。
- (2) 道路上の障害物の除去等を実施します。

4 道路障害物除去作業

道路障害物除去対象路線の作業については、区職員及び協力協定を締結した関係業界等の協力を得て行います。

作業の内容については、原則として、最低1車線の車両走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行います。

第3 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

災害対策基本法に基づき、国、東京都及び区の各道路管理者は、必要に応じ緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令するほか、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動します。

第2節 輸送車両等の調達及び配車計画

第1 区の役割

独自に調達計画を立てます。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あ

¹ 防災備蓄倉庫：食料、生活必需品等を備蓄しておくための倉庫で、救援物資配給の拠点になる避難所をはじめとして他の区有施設及び民間ビル、大規模開発時の事業者の協力も得て整備されています。

っ旋を要請します。

第2 調達計画

1 庁有車の使用

区の災害応急対策に当たっては、庁有車を優先して使用します。

港区災害対策本部が設置された場合には、全ての庁有車を応急対策活動のために使用します。

2 協力協定に基づく調達

社団法人東京都トラック協会港支部との「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき調達します。あわせて、丸新運輸株式会社と締結している「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」や、ヤマト運輸株式会社東京港主管支店や佐川急便株式会社関東支店と締結している「災害時における地域内輸送拠点等の運営及び物資輸送の協力に関する協定書」に基づき、各社へ物資輸送等の協力を要請します。

3 東京都への要請

1及び2の方法によっても所要車両が調達不能若しくは不足する場合には、都財務局へ調達のあっ旋を要請します。

第3 配車計画

災害予防及び災害復旧計画に必要な車両等は災対契約管財課において緊急計画をたて、災害応急対策用車両を転用し輸送力を確保します。

第4 配車手続方法

1 配車請求

区災対各部において車両を必要とする時は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ震災資料編に掲げる「車両舟艇調達請求書」により災対契約管財課に請求します。

(震災資料編 震3-13-2 車両舟艇調達請求書 参照)

2 災対契約管財課は供給元に請求し請求部に引渡します。

3 舟艇についても車両と同様であるが陸上輸送を必要とする時は請求部が輸送します。

第5 緊急輸送車両の確認

警戒宣言発令時及び災害時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制(第3部第7章第3節「交通規制」)により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)」第12条に基づく緊急輸送車両及び「災害対策基本法施行令」第33条の2に基づく緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させることとなります。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認は、東京都公安委員会が行います。

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出では、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行います。

2 確認対象車両

(1) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、または次のいずれかに該当する車両であること

- ①警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- ②消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ③被災者の救難・救出その他の保護に使用されるもの
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ⑤施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- ⑥清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑧緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑨警戒宣言発令時、災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
- ⑩その他災害の発生の防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(2) 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用で使用し、または警戒宣言発令時並びに災害発生時、関係の他機関・団体等から調達する車両であること

第6 車両の待機

1 災害発生のおそれがあるときは、災対契約管財課は一般社団法人東京都トラック協会港支部所属組合員に待機の依頼をします。

区災対各部から請求のあった場合は上記のうちから各災対部へ引渡し、必要によっては直ちに補充します。

2 区災対各部において待機車両を必要とするときは、災対契約管財課に請求し当該部用として待機させる事ができます。

第7 調達料金

1 貨物自動車の使用料金及び待機料金は平常時の契約料金を準用します。

2 乗用車及び船舶の雇上料金及び待機料金について、都財務局及び港湾局の定める基準と均衡を失しないよう防災関係機関と協議のうえ定めます。

第3節 人員及び物資の輸送

第1 区

災害対策地区本部から収集した情報に基づき、必要な物資の配送を以下のとおり実施します。

業務内容	担当課
物資の配送案作成及び指示	災対防災課
物資輸送車両の調達	災対契約管財課
芝、高輪、芝浦港南への物資輸送	災対国保年金課
麻布、赤坂地区への物資輸送	災対税務課

第2 都交通局

避難情報が発せられた場合、自主的避難促進のため都交通局は都バスの増発を行い緊急輸送に協力します。

第4節 水上輸送計画

災害時には、道路障害や交通渋滞等により、陸上輸送が困難な場合が想定され、その補完手段として、東京港及び河川を活用した船舶による水上輸送ルートを確認し、人員及び物資の円滑な輸送を計画します。

第1 水上輸送拠点

区は、以下の民間事業者等と協力協定を締結している一時係船施設（栈橋等）及び東京港防災船着場整備計画において指定されている防災船着場（切り下げ護岸等）を水上輸送拠点として指定します。

(1) 区と協力協定を締結している一時係船施設（栈橋等）

No	所在地	設置場所
1	港区芝浦三丁目18番地先	芝浦西運河筋、渚橋山側北側
2	港区港南四丁目6番地先	品川浦・天王洲地区運河ルネッサンス計画区域内
3	港区台場一丁目4番	都立お台場海浜公園水域内

(2) 東京港防災船着場整備計画において指定されている防災船着場（切り下げ護岸等）

No	施設名	施設の種別
1	芝浦アイランド（芝浦-西-2）	内部護岸切り下げ
2	芝浦2丁目（芝浦-西-4）	内部護岸切り下げ
3	芝浦西運河（芝浦西-西-1）	内部護岸切り下げ

4	新芝橋（新芝-東-5）	内部護岸切り下げ
5	田町（新芝-西-7）	内部護岸切り下げ
6	港南3丁目（高浜-東-2）	内部護岸切り下げ
7	品川（高浜-西-3）	内部護岸切り下げ

※東京港防災船着場整備計画（出典：都港湾局 令和2年3月修正）より抜粋

第2 輸送対象

水上輸送の対象は、災害時の応急対策活動に従事する職員等の人員と食料及び水などの救援物資とします。

傷病者の輸送は、輸送に使用する船舶の救助能力を鑑み、軽傷者のみを輸送することとします。

第3 船舶の調達

水上輸送に使用する船舶は、区と災害時協力協定を締結している民間事業者等へ要請し、調達します。

第4 活動計画

災害時の道路及び橋りょう等の被害状況を踏まえ、陸上輸送の実施状況を鑑み、水上輸送を実施します。

また、国や東京都、関係団体等と連携し、迅速かつ円滑な水上輸送の実施に努めます。

第5節 海上緊急輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じます。

第1 人員及び救援物資

東京都災害対策本部等から傷病者、医者及び避難者等または救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、防災関係機関と調整して積極的にこれを実施します。

第2 災害復旧資材の輸送

東京都災害対策本部等から岸壁、護岸及び防波堤等が損壊し、復旧作業のため必要な資機材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、その要請に応じます。

第6節 災害時臨時離着陸場候補地の選定

第1 区の役割

- 1 ヘリコプター活動拠点の確保
- 2 ヘリサインの整備

第2 活動計画

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想されます。

区及び東京都は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、災害時臨時離着陸場候補地を5か所選定しています。また、災害時に上空からの目印となるヘリサインを、主に避難所となる区有施設を中心に整備しています。

(震災資料編 震3-4-2 災害地臨時離着陸場候補地一覧表 参照)

第15章 障害物除去・ごみ・し尿・がれき処理計画

災害発生時には、道路障害等により一時的に通常の態勢によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想されます。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなります。また、倒壊した建築物等から発生するがれき（損壊家屋等の撤去等や道路啓開、救助捜索活動に伴い生ずる廃棄物でコンクリートがら、木くず、金属くず等）を速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠です。

特別区では、災害廃棄物の円滑な処理に資することを目的として、平成27年3月に特別区清掃主管部長会において「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」を取りまとめています。

本章においては、ガイドラインの内容を踏まえ、障害物の除去、ごみ処理、し尿処理、がれき処理等について必要な事項を定めます。また、災害廃棄物に係る詳細な対応、処理等については「港区災害廃棄物処理基本方針(以下「基本方針」といいます。)」で定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区					<ul style="list-style-type: none"> ○災害用トイレの設置 ○し尿の収集運搬

第1節 障害物除去計画

障害物の除去は、風水害時に発生した道路、河川、港湾、一般住宅等の障害物を除去することにより、区民等の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とします。

第1 区の役割

- 1 災害初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。
- 2 道路上の障害物の除去等を実施します。
- 3 区道上の障害物除去及び応急復旧を実施します。
- 4 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を行います。

第2 活動計画

1 道路障害物の除去

- (1) 緊急輸送路確保のために緊急道路障害物除去予定路線として選定されている道路

上の破損、倒壊物等の障害物を最優先で除去し、以後緊急度、必要度等に応じて順次障害物の除去に努めます。（第3部第14章第1節参照）

防災関係機関の役割分担は、次のとおりです。

表3-15-1 道路障害物の除去に関する防災関係機関の役割分担

区	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都災害対策本部に報告するとともに、所管する区道上の障害物を除去します。 また、防災関係機関と相互に密接な連絡をとり協力します。
都建設局	障害物の状況報告に基づき、所管する都道上の障害物を除去します。
警視庁	緊急交通路等の確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の排除にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物の除去について、道路管理者及び防災関係機関と連絡を密にし、早期復旧を促進します。
東京国道事務所	所管する国道上の障害物の状況を調査し、防災関係機関と協力のうえ除去します。

(2) 除去障害物の処理、集積場は第4節の「がれき」仮置場（**応急仮置場又は第一仮置場**）とします。

2 河川、港湾の障害物除去

河川交通及び港湾機能を確保するため、河川及び港湾における障害物を除去しゅんせつします。

3 航路障害物の除去

東京海上保安部は、海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対しこれらの除去、その他船舶交通の危険防止のための措置を講ずることを命令又は勧告します。

また、特に必要がある場合で原因者が不明な場合等は、所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京都が指定した集積所に曳航のうえ、東京港管理事務所に引継ぎます。

表3-15-2 河川、港湾、航路の障害物の除去に関する防災関係機関の役割分担

区	河川の障害物の状況を調査し、都建設局に報告するとともに、所管する河川の障害物を除去します。 古川支流の障害物の状況を調査し、区が除去します。
都建設局	舟航河川における障害物を除去しゅんせつします。 なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場

	所に集積します。
都 港 湾 局	<p>東京港港湾区域内の清掃作業を委託している事業者に船舶航行、港湾荷役等の障害になるものを優先的に除去させます。</p> <p>集積場所は、原木等の木材については最寄りの貯木場に集積し、その他のものは、その都度定める場所に集積します。</p> <p>早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して海上保安庁に連絡し、告示等の周知方法をとります。</p>
東京海上保安部	<p>船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去します。除去した漂流障害物は、東京都が指定した集積所にえい航し、東京港管理事務所に引き継ぎます。除去できないものについては、応急的な標識または危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぎます。</p>

第2節 ごみ処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

- (1) 避難所の開設状況や区内の道路の被災状況、区が所有するごみ収集車の被災状況等について情報を把握します。
- (2) **優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所（地区仮置場）等を検討し、ごみ処理実施計画を策定します。**
- (3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している**特別区災害廃棄物処理初動本部**へ職員を派遣します。
- (4) ごみに関する窓口を設けるとともに、区民及び区内事業者に対し、優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所（**地区仮置場等**）、排出できる時間帯、廃棄物処理手数料の有無等、必要な情報を提供します。
- (5) 発災から72時間以後、速やかにごみの収集を開始します。
- (6) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の廃棄物関連施設については、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備え、また耐震性能の強化等を図るよう要請します。

2 **特別区災害廃棄物処理初動本部**(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)

- (1) 管路収集施設を含め清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都が管理する最終処分場(中央防波堤埋立処分場)の被災状況を把握し、各区のごみ担当課に連絡します。
- (2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23

区間の情報の共有化と一元化を図ります。

なお、この特別区初動本部は、次の**特別区災害廃棄物処理対策本部**の設置により業務を引き継いだ後、解散します。

- (※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、または、**特別区災害廃棄物処理対策本部長**が招集した場合に東京区政会館内に設置されます。
- 3 (仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)

特別区初動本部から業務を引き継ぐとともに、災害時のごみに関する以下の業務を継続して行います。

- (1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。
 - (2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。
 - (3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。
 - (4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。
- (※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、支援対策本部未設置時もその決定方法を準用する(平成28年2月12日特別区清掃主管部長会)。

4 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

各区から報告のあった災害ごみの搬入量を集計して、清掃工場への搬入調整を行います。

各清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮し、各区の搬入先工場、搬入量を決定します。

5 東京二十三区清掃協議会の役割

特別区がごみの収集を委託している雇上業者の被災状況を把握するとともに、「災害時における雇上車両の配車マニュアル」に従って、各区への配車調整を行います。

6 東京都の役割

特別区が確保できた車両だけでは、災害ごみの収集運搬が困難なときは、東京都は特別区の求めに応じて、他の道府県等に対し、ごみ収集車両の配車等、広域支援を要請します。

第2 ごみ処理体制

区はガイドライン**及び基本方針に基づき**、特別区対策本部や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにごみの収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

(震災資料編 震3-14-4 ごみの収集処理体制 参照)

第3 ごみ処理方法

発災後は、プラスチックを可燃ごみとして収集する等の臨時的な分別区分の変更や、腐敗性のあるごみ等を優先して収集していきます。

また、ごみの排出場所についても当面の間は避難所の敷地内等、収集作業時の安全が確保できる場所を臨時のごみ集積所に指定して処理します。

ガイドライン及び基本方針に基づき、発災から概ね 72 時間後には、収集を開始できるよう各主体と連携しながら体制を確保します。

第4 災害時の廃棄物処理手数料

次の各号に該当する場合は、手数料を免除します。

- 1 「災害救助法」の適用を受けた地域に居住する者
- 2 前号以外のもので、河川、公共溝渠、又は用水路の氾濫等のため被害をうけた者
- 3 その他、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 44 条に該当する者

第5 機材等の現況

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-1 みなとりサイクル清掃事務所の機材等の現況 参照)

第3節 し尿処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

- (1) 避難所の開設状況や道路の被災状況、し尿の収集やトイレ用水の運搬等に関し区が協定を締結している民間事業者の被災状況等を把握します。
- (2) ガイドラインで定めた方法によりし尿発生量全体を推計のうえ、そのうちバキューム車での収集が必要となる量と携帯トイレ等の収集量を推計してし尿処理実施計画を策定します。
- (3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している**特別区災害廃棄物処理初動本部**へ職員を派遣します。
- (4) 携帯トイレの備蓄を区民や事業者に呼びかけるとともに、発災後は使用済みの携帯トイレの収集方法や収集場所等について周知します。なお、使用済みの携帯トイレは清掃工場で焼却しますが、他のごみとは分けて収集します。
- (5) 協定締結先等と連携して発災から 72 時間以後、速やかにし尿の収集やトイレ用水の運搬を開始します。

2 **特別区災害廃棄物処理初動本部**(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や都内の民間し尿処理施設の被災状況を把握し、各区のし尿処理担当課に報告します。
- (2) 清掃工場等の所在区より施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23 区間の情報の共有化と一元化を図ります。

- (3) 前日に各区から報告のあった携帯トイレ等の搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のし尿処理担当課へ連絡します。
- (4) 特別区より東京都に要請した広域応援体制等によるバキューム車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のし尿処理担当課へ連絡します。
なお、この特別区初動本部は、次の**特別区災害廃棄物処理対策本部**の設置により業務を引き継いだ後、解散します。
- (※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、**又は特別区初動本部長が招集**した場合に東京区政会館内に設置されます。

3 **特別区災害廃棄物処理対策本部** (※) の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)

特別区初動本部より業務を引き継ぐとともに、災害時のし尿に関する以下の業務を継続して行います。

- (1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。
- (2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。
- (3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。
- (4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。
- (※) 特別区災害対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、支援対策本部未設置時その決定方法を準用する(平成28年2月12日特別区清掃主管部長会)。

4 東京都の役割

特別区よりバキューム車の配車について支援の要請があったときは、

- ア 23区内の一般廃棄物収集運搬事業者団体(二十三区ビルピット汚泥適正処理推進協議会、東京廃棄物事業協同組合、東京環境保全協会)
- イ 多摩地区市町村
- ウ 他県(埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、栃木県)

に対し、バキューム車の広域応援を要請し、特別区に供給が可能な台数を取りまとめて、**特別区初動本部**(**又は特別区対策本部**)へ報告します。

第2 し尿処理体制

1 活動方針

区はガイドライン**及び基本方針に基づき**、特別区対策本部や東京都等、他の主体と連携しながら、発災後、速やかにし尿の収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

2 災害時のし尿処理の原則

- (1) し尿処理は特別区内の処理を原則として、23区が連携して処理を行います。

- (2) し尿処理はマンホールトイレ等、下水処理を優先した施設整備や資機材の調達を行い、バキューム車の利用の抑制に努めます。
- (3) マンホールトイレの不足等により、便槽型仮設トイレを設置したことでバキューム車を使用する場合は、下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への投入により処理します。
- (4) 携帯トイレ、簡易便器によって排出されるし尿は清掃工場で焼却処理を行います。
- (5) 住民や事業者に対する処理方法等の事前周知に積極的に取り組みます。

第3 し尿処理方法

1 避難所等における対応

(1) 避難場所（広域避難場所）

避難場所の水洗トイレが上水道の断水により使用できないときは、防災用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保します。また、下水道の破損により水洗機能が使用できないときは、携帯トイレを配布し、衛生環境を確保します。

(2) 避難所

避難所の仮設トイレについては、付近の下水道マンホールの上に仮設トイレを設置し、下水道機能の活用を図り、避難所の衛生環境を確保します。被災後、断水した場合には、学校のプール防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用します。それでもなお水洗トイレが不足する場合は想定して、下水管直結型マンホールトイレを整備します。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、防災用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。また、区があらかじめ指定した下水道マンホールの上に組立トイレを設置し、震災時用仮設マンホールトイレとして確保します。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めることや、下水道の損傷による水洗機能の不具合に備え、携帯トイレの備蓄や集積場所への出し方についても啓発します。

2 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

防災関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮します。

①設置体制等

貯留型マンホールトイレの整備を進めるとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備します。

②高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定します。

③便槽型仮設トイレの設置における留意事項

便槽型仮設トイレの設置を行う際は、協定事業者等の協力によりバキューム車による収集を開始する日から逆算して、タンク容量を超えないよう計画的に行います。

また、設置計画を策定する際は、バキューム車が進入、転回、収集するスペースをあらかじめ確保します。

(2) し尿収集・処理計画

①仮設トイレ等の設置状況の把握

便槽付仮設トイレ状況を把握し、収集体制を整備します。

②携帯トイレの収集車両の確保

区は、清掃工場で焼却する携帯トイレの収集について、周囲への飛散の恐れがあることから、**運搬に使用する車両については、プレス車及びパッカー車は使用せず、平ボディ車及びダンプ車の活用**に向けて、委託事業者との連携を進めます。

③し尿の収集処理体制

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制 参照)

第4節 がれき処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

- (1) 区内の道路の被害状況や障害物等についての情報を把握します。
- (2) 災害がれき(以下「がれき」といいます。)の一次仮置場を確保します。
- (3) 東京区政会館内に設置を予定している**特別区災害廃棄物処理初動本部**へ職員を派遣します。
- (4) ガイドラインで定めた方法によりがれきの発生量を推計して、**災害廃棄物処理実施方針及び災害廃棄物処理実行計画**を策定します。
- (5) 発災から72時間後以降、速やかに**道路障害物の除去に伴うがれき**の収集と処理を開始します。**損壊した建物の解体・撤去に伴うがれきについても、可能な限り、早期に開始します。**
- (6) がれきの処分方法や一次仮置場等への直接搬入の禁止等について、区民や事業者等に周知を行います。

2 **特別区災害廃棄物処理初動本部** (※) の役割(以下この節において「特別区初動対策本部」といいます。)

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設、東京都の最終処分場、民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握して、各区のがれき担当課に連絡します。

- (2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。
 - (3) 前日に各区から報告のあったがれきの搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のがれき担当課へ連絡します。
 - (4) 特別区から東京都に要請した広域応援体制等による収集車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のがれき担当課へ連絡します。
なお、この**特別区初動本部**は、次の**特別区災害廃棄物処理対策本部**の設置により業務を引き継いだ後、解散します。
 - (※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、又は**特別区災害廃棄物処理初動本部長が招集**した場合に東京区政会館内に設置されます。
- 3 **特別区災害廃棄物処理対策本部** (※) の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)
- (1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。
 - (2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。
 - (3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。
 - (4) 二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整を行います。
 - (5) 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営を行います。
 - (6) その他特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。
- (※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、支援対策本部未設置時その決定方法を準用する(平成28年2月12日特別区清掃主管部長会)。

4 東京都の役割

- (1) **東京都産業資源循環協会**加盟事業者等から、事業者施設における災害がれきの受入可能量について情報収集を行うとともに、搬入可能な施設について特別区対策本部(又は**特別区初動本部**)に連絡します。
- (2) 区のみでは一次仮置場に必要な土地の確保が困難な場合は、所有地の貸与について検討します。
- (3) 各区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両等を確保できない場合は、し尿処理におけるバキューム車に準じ、多摩地区及び他県への支援要請を行い、その結果を特別区対策本部(又は特別区初動本部)に連絡します。

第2 がれき処理体制

1 活動方針

区はガイドライン**及び基本方針に基づき**、他区や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにがれきの処理を開始し、速やかな都市機能の回復を目指します。

また、がれきについては可能な限り再利用、再生利用が図られるよう適正に処理します。

2 災害時のがれき処理の原則

(1) 区による処理

災害がれき（原則として、事業所の損壊によるがれきを除きます。）は一般廃棄物であり、区が一義的に責任を持って処理します。

(2) 共同処理

特別区は互いに連携し、一体となつてがれき処理を行います。

(3) 関係者間の連携

がれき処理にあたっては、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定事業者等が緊密な連携を図りながら処理を行います。

(4) 速やかな処理

①速やかな復興を図るため可能な限り短期間での処理を目指します。

②短期間での処理を実現するため、がれき処理にあたっては特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討します。

第3 港区におけるがれき発生量の推計

ガイドラインによる東京湾北部地震（M7.3、冬の夕方 18 時）が発生した場合の港区におけるがれきの推計量は次のとおりです。

建物種類	被害区分	棟数 (棟)	がれき 発生量 (t)	がれきの組成				
				コンクリート がら	木くず	金属く ず	その他 可燃	その他 不燃
木造	全壊	1,527	90,233	42,860	18,407	1,263	3,429	24,273
	半壊	2,608	77,066	36,606	15,722	1,079	2,929	20,731
	焼失	275	6,240	3,672	318	106	62	2,082
非木造	全壊	623	387,796	330,344	1,941	27,173	3,494	24,844
	半壊	1,780	554,038	471,959	2,773	38,822	4,991	35,494
合計		6,812	1,115,373	885,442	39,161	68,443	14,905	107,423

※推計計算の過程での端数調整の影響により、個々の内訳の計と合計は一致しない場合があります。

第4 がれき処理計画

1 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの処理

他のがれきに先駆けて、救援活動等を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去

作業により**応急仮置場**に収集した**がれき**を一次仮置場に搬入して、ガイドライン及び**災害廃棄物処理基本方針**に従って、可燃物、木くず、コンクリートくず等に分別し、特別区対策本部(特別区初動対策本部)が設置する二次仮置場に搬出します。

(震災資料編 震3-14-3 がれき処理の基本的な流れ 参照)

2 **がれき発生量の推計と災害廃棄物処理実施方針等の策定**

発災後、実際の建物の被害状況(全壊及び半壊建物数)を確認した上で、ガイドラインに従って「がれき」発生量を推計し、**災害廃棄物処理実施方針及び災害廃棄物処理実行計画**を策定します。

$$\text{がれき発生量} = \Sigma \left[\text{がれきの組成毎に(全壊棟数} + \frac{\text{半壊棟数}}{2} + \text{焼失棟数)} \times 1 \text{棟あたりのがれき発生量} \times (\text{がれき種類組成}) \right]$$

【1棟あたりのがれき発生量】(単位:トン/棟)

区分	廃棄物量
木造	59.1
非木造	623.1
焼失	22.7

【解体工事実施率】(単位:%)

区分	割合
全壊	100
半壊	50
焼失	100

【1棟あたりのがれき種類組成】(単位:%)

区分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

3 損壊した家屋等の解体・撤去

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、区の判断で撤去等を行う場合があります。損壊した建物等の解体・撤去に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿などをはじめとした有害物質の飛散防止策を徹底します。

なお、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等(以下「損壊家屋等」という。)については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。緊急的必要性から所有者自ら撤去等を行った場合については、一定額以内で費用の全額償還を区が行います。

また、事業者が所有する店舗・事務所等(損壊家屋等に該当するものを除く。また、賃貸マンションを含む。)については、事業者の責任において撤去等を行うものとします。

「**がれき処理担当（災対みなとりサイクル清掃事務所処理班）**」を設置して、次の業務を迅速に行い、早期の復興を目指します。

(1) 受付事務

がれき処理担当は、建物所有者からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置します。申請を受け付けた後、その家屋等の危険度の判定区分や所有権等の権利関係等を確認し、区が解体・撤去を実施する決定を行います。

(2) 民間事業者との契約事務

区が解体・撤去すると決定した家屋等について、**がれき処理担当**は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間事業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

(3) 適正処理の指導事務

区が解体・撤去を行った家屋等については、区が指定した分別区分に分けて一次仮置場に搬出し、また、**石綿**等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

4 がれきの仮置場の設置

(1) **応急仮置場又は**一次仮置場

区内から発生した**がれき**は区が**応急仮置場及び**一次仮置場を設置して、下記の区分に分別して、特別区初動本部**(又は特別区対策本部)**が設置する二次仮置場へ搬出します。なお、緊急道路障害物等除去作業により収集した**がれき**から処理を行い、その後家屋等の解体等により発生した**がれき**の積替えに使用します。区内では一次仮置場について、まとまった敷地面積を確保することが困難と考えられることから、ガイドライン**及び基本方針に基づき**、を基準に以下の分別区分に分けて、二次仮置場に直接搬入します。

- ①可燃物(量は自然発火する可能性あるため他の可燃物とは分けて適正に管理する)
- ②木くず
- ③不燃物
- ④金属くず
- ⑤コンクリートくず
- ⑥アスファルトくず
- ⑦家電、自転車
- ⑧危険物、有害廃棄物(種類ごとに分別)
- ⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

(2) 二次仮置場

二次仮置場は各区が分別した**がれき**を民間の再資源化施設や最終処分場**(又は広域処理)**へ効率的に搬出するため、23区内に複数か所、特別区対策本部**(又は特別区初動本部)**が設置します。

表3-14-4 仮置場の区分

分類	説明
応急仮置場	・道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去された道路上障害物等の一時的な置場のこと。
地区仮置場	・区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場で、住民が片付けごみ等を直接持ち込むための仮置場のこと。
一次仮置場	・地区仮置場から区が収集した片付けごみ及び応急仮置場に集積された道路上障害物等を集積し、分別後処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するための区が設置する仮置場のこと。
二次仮置場	・各区の一次仮置場の災害廃棄物（広域な地域の災害廃棄物）を集積し、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する公有地などに設置する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

第5 がれき処理に必要な協力体制について

がれきの処理に当たっては、民間業者に次の業務について資機材の提供等を含めた協力を要請し、効率的に実施します。

- 1 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱(又は発生した災害の特別措置法等)に基づき区が実施する倒壊建物の解体・がれきの撤去
- 2 一次仮置場等の設置支援業務
 - (1) 鉄板や仮囲いの設置等、一次仮置場等の開設準備業務
 - (2) 仮置場の維持管理業務
 - (3) 一次仮置場でのがれきの分別と二次仮置場への搬出業務

第5節 土石・竹木等の除去計画

第1 除去対象

- 1 住家に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては「災害救助法」に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施します。
 - (1) 障害物のため当面の日常生活が営めない状態にあるもの
 - (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
 - (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
 - (4) 住宅が半壊または、床上浸水したもの
 - (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの
- 2 実施対象は半壊、床上浸水世帯数の15%以内を対象として選定し、災害発生の日から10日以内に実施します。

第2 実施方法

- (1) 「災害救助法」適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施します。
- (2) 「災害救助法」適用後は上記第1の1に基づき、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し、実施します。
- (3) 障害物の集積場所は、第4節の「がれきの仮置場の設置」（一次仮置場）とします。

第16章 遺体の取扱い

災害により、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、東京都及び防災関係機関と連携して取組む体制を整備します。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区				○捜索・遺体収容 ○遺体収容所の設置 ○火葬の実施調整	→
警察署				○遺体収容と検視・検案 ○行方不明者の調査 ○遺体の身元調査・ 引渡し	→

第1節 遺体の取扱い

機関名	対策内容
区	<p>○遺体収容所の設置・運営等について、あらかじめ防災関係機関等と協議を行い、条件整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関すること ・行方不明者の捜索、遺体搬送に関すること ・遺体収容所の拡充 ・検死、検案が未実施の遺体について、一時保存等の取扱いに関すること ・遺体収容所の設置等に必要な資機材の調達・確保、保管等及び整備に関すること <p>○遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視、検案、身元確認等が実施できるような施設に設置します。</p> <p>○遺体収容所の設置予定場所 「増上寺」（港区芝公園4-7-35）</p>
都福祉保健局	<p>○区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理に関する運営等を指導します。</p> <p>○公益社団法人東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図ります。</p> <p>○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築します。</p>

第2節 遺体の搜索、遺体収容所の設置、検視・検案・身元確認等

第1 遺体の搜索、遺体収容所の設置等

1 遺体の搜索

機 関 名	活 動 内 容
区	○区は東京都及び防災関係機関と連携して遺体の搜索及び発見した遺体の収容を行います。 状況に応じて作業員の雇用やボランティアの協力を得る等の方法を考慮します。
都 総 務 局	○ 関係機関 との連絡調整にあたります。
警 視 庁 (所轄警察署)	○救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱います。 ○区が実施する遺体の搜索・収容に協力します。 ○各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期するとともに情報の入手に努め、調査を実施します。 ○身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努めます。
東 京 海 上 保 安 部	○東京港内及び周辺に行方不明者が発生した場合は、所属巡視艇により搜索を実施します。 ○海上保安業務に付随して海上漂流死体を発見した場合は、検視(見分)後、東京都及び警察署等防災関係機関と協議して、区に処理を引き継ぎます。

2 遺体収容所への遺体の搬送

機 関 名	活 動 内 容
区	○遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送します。 ○状況に応じて、東京都及び防災関係機関、 協定締結団体 への協力依頼等を行います。 ○遺体の搬送に当たっては、遺体発見者・発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を可能な限り確認し、遺体収容所における遺体の受付けに支障のないようにします。 ○身元が明らかな遺体を搬送する場合は、遺族が付き添うことを原則とします。
都 総 務 局	○区及び 関係機関 等との連絡調整を行います。 ○状況に応じて陸上自衛隊に対して行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力を要請します。

3 遺体収容所の設置及び活動

機 関 名	活 動 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生後速やかに必要な機材を確保・調達し遺体収容所を設置します。 ○遺体収容所に管理責任者を配置し、東京都及び防災関係機関等との連絡調整にあたります。 ○遺体収容所の設置状況を東京都及び警視庁に報告するとともに、区民に周知します。 ○状況に応じて、遺体収容所の開設・運営等に関し、東京都及び防災関係機関に応援を要請します。 ○遺体の正確な識別及び衛生上の観点から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。 東京都と協議のうえ、状況に応じて作業員を雇用して実施します。 ○遺体の腐敗防止対策を行い一時保存します。 ○遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等、関係法令等に基づく手続き及び遺体の一時保存や引渡しを一括的に処理します。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○区から遺体収容所の開設状況の情報を収集します。 ○区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援します。

第2 検視・検案・身元確認等

1 検視・検案に関する活動

機 関 名	活 動 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所における検視・検案を含めた遺体収容所の運営について準備します。 ○検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分及び体制整備等を決定します。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講じます。 ○検案態勢が東京都の対応能力のみで不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、公益社団法人東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じます。 ○検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請します。
監察医務院	<ul style="list-style-type: none"> ○警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣

機 関 名	活 動 内 容
	<p>○検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施します。</p> <p>○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。</p> <p>○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。</p>
警視庁	<p>○検視班等を編成し、遺体収容所に派遣します。</p> <p>○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、東京都に検案を要請します。</p> <p>○検視班は、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じます。</p>

2 遺体の身元確認

機 関 名	活 動 内 容
区	<p>○身元不明者の周知及び身元不明遺体の保管について周知します。</p> <p>○警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体については適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬します。</p>
警視庁	<p>○身元確認班は、適切な方法により効率的な証拠採取に努め、身元確認業務を実施します。</p> <p>○身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに遺体引渡班に引き継ぎます。</p> <p>○おおむね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区に引き継ぎます。</p>
一般社団法人 東京都港区 警察歯科医会	<p>○身元確認班等を編成し、遺体収容所に派遣します。</p> <p>○身元不明遺体の歯科情報を採取します。</p>

3 遺体の遺族への引渡し

機 関 名	活 動 内 容
区	○警視庁や防災関係機関と連携し、警視庁（遺体引渡班）の指示に従い遺体を遺族へ引渡します。
警視庁	○区及び防災関係機関と連携し、遺体を遺族へ引渡します。

第3 死亡者に関する情報の提供

機 関 名	活 動 内 容
区	○東京都、警視庁（所轄警察署）及び防災関係機関等と連携し、災害に伴う死亡者に関する情報を提供するとともに、問い合わせ窓口を開設します。
都 総 務 局	○大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、区、警視庁及び防災関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を速やかに提供します。

第3節 火葬等

第1 死亡届の受理・火葬許可証の発行等

機 関 名	活 動 内 容
区	○検視・検案を終え遺族等に引き渡された遺体について、死亡届を受理し速やかに火葬許可証を発行します。 ○遺体収容所における死亡届の受理と火葬許可証の発行を迅速・適切に実施するための条件整備に努めます。 ○緊急時の対応として火葬許可の特例措置が認められた場合は、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行します。
都 総 務 局	○区に対して、必要な支援措置を講じます。

第2 火葬場への遺体の搬送及び火葬

機 関 名	活 動 内 容
区	○遺族等による搬送・火葬が困難な遺体、または遺族のいない遺体について、火葬実施が可能と確認された火葬場に搬送し火葬に付します。 ○火葬は、棺、ドライアイスまたは骨つぼ等火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬または納骨等に係る役務の提供とします。 ○遺族がいない場合は、区が火葬に付します。 ○遺体搬送に必要な車両を確保します。 ○交通規制が行われている場合は、緊急通行車両の標章の交付を受け火葬場まで遺体を搬送します。

第3 広域火葬の実施

機 関 名	活 動 内 容
区	○平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて東京都に広域火葬の応援・協力を要請します。

機 関 名	活 動 内 容
	<p>○広域火葬が実施される場合は、東京都と調整を図り広域火葬体制の円滑な実施に努めます。</p> <p>○区民に対し広域火葬体制について周知します。</p>
都福祉保健局	<p>○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備します。</p> <p>○区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知します。</p> <p>○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求めます。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請します。</p> <p>○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼します。</p> <p>○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請します。</p> <p>○遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請します。</p>
都建設局	<p>○管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都営納骨堂での受入れを実施します。</p> <p>○火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行います。</p>

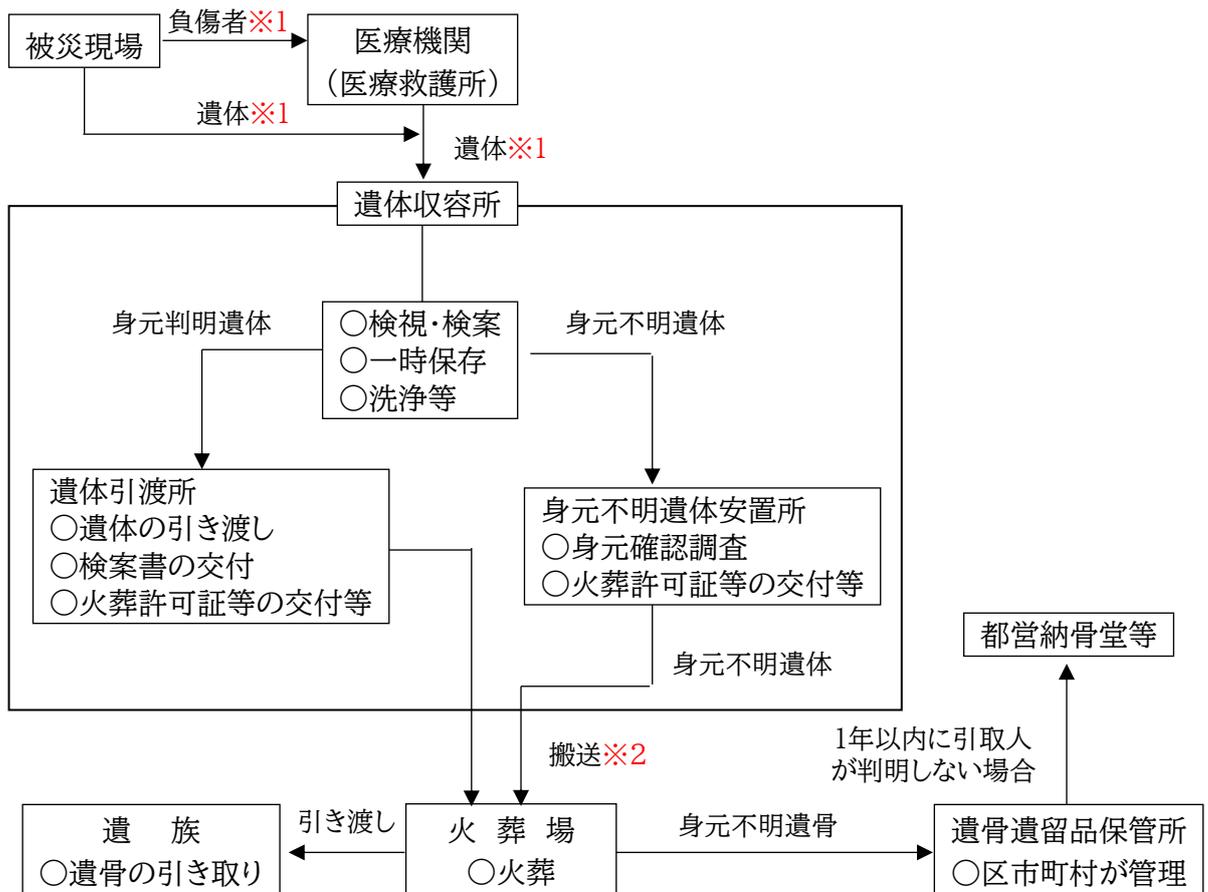
第4 身元不明の遺骨の取扱い

機 関 名	活 動 内 容
区	<p>○身元不明の遺骨については、火葬場から引取り遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管します。</p> <p>○1年を経過しても遺骨の引取り人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂等に移管します。</p> <p>○警視庁(所轄警察署)と協力して身元不明の遺骨の引取り人を調査します。</p>

「災害救助法」の基準

死体の搜索、死体の処理、埋葬については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により、国庫負担の対象、内容、期間等が定められています。

	対象	内容	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う搜索	・搜索のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	・災害発生後3日を経過した者は死亡したものと推定 ・特別基準による期間延長は期間内(10日以内)に都知事に申請する。 ・輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行うものであること。(埋葬を除く。)	(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案	災害発生の日から10日以内	・検案は原則として救護班 ・一時保存にドライアイスが必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 ・特別基準による期間延長は期間内(10日以内)に都知事に申請する。 ・輸送費、人件費は別途計上
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行うものであること。	・原則として、棺または棺材の現物をもって次の範囲内において行うこと。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬または火葬(賃金職員等や雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内	・災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 ・特別基準による期間延長は期間内(10日以内)に都知事に申請する。



- ※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力
自衛隊は、東京都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

図3-16-1 遺体取扱いの流れ

第17章 応急住宅対策計画

災害により住家が滅失または破損した被災者のため、被災住宅の応急修理、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の設置を行います。

本章では、応急仮設住宅の供給、被災住宅の応急処理などについて必要な事項を定めます。

第1節 応急仮設住宅の供給

第1 設置主体

応急仮設住宅の設置は、「災害救助法」適用後は東京都が実施し、区はこれに協力します。

ただし、「災害救助法」が適用されない場合など、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置します。

第2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地として現在予定しているのは、港区立公園等です。

建設地の選定に当たっては、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況等を考慮の上、設置可能戸数を確認します。

また、区内の仮設住宅のみでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて他自治体での確保に努めます。

第3 応急仮設住宅の建設

1 「災害救助法」適用後

区本部長は必要があると認めた場合、直ちに都本部長に要請します。

2 東京都の設置基準

(1) 設置戸数

厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで都知事が決定します。

(2) 規模及び費用

「東京都災害救助法施行細則」の定めにより、1戸当たりの床面積は29.7平方メートルとします。供給に当たっては、可能な範囲で、世帯人数に応じてユニット数を割り当てるなどの方法により適切な規模の仮設住宅の供給に努めます。

なお、1戸当たりの設置費用については、前記細則の定めによるものとします。

(3) 着工

災害発生の日から20日以内に着工します。

(4) 供与期間

完成の日から「建築基準法」第85条第3項または第4項に規定する期限内とします。

(5) 建物形式

ユニット式のプレハブを基本とし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とします。

3 「災害救助法」適用前

「災害救助法」適用前等、区が実施する場合は、災対街づくり支援部において次により必要戸数を建設します。

- (1) 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定めます。
- (2) 建物の型式は、原則として、ユニット式のプレハブとします。
- (3) 設置規模は、東京都の設置基準によります。世帯員数の多い世帯に対しては、人数等に応じてユニット数を追加するなどして対応することを検討します。

第4 入居者の選定

1 入居資格

入居の対象となるものは、災害により住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保することができない者のほか知事が必要と認める者としてします。

2 入居者の募集・選定

- (1) 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区に住宅を割り当てます。割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとしますが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村相互間で融通します。

住宅の割り当てを受けた際は、区が募集を行います。

- (2) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき区が高齢者等に配慮して入居者の選定を行います。

3 「災害救助法」適用前ないし東京都が実施しない場合

- (1) 入居者の募集計画は東日本大震災時に実施した募集計画を踏まえ実施します。
- (2) 入居者の選定基準についても、同様に、東日本大震災時の選定基準を踏まえて、区が入居者の選定を行います。

第5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として東京都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区が行います。そのため、区では必要な帳票を整備します。

第6 建設によらない応急仮設住宅の供給

東日本大震災時に採用された、建設によらず、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給についても検討を進めます。

第7 その他

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居させる際はあらかじめ被災者にこの趣旨を十分徹底させるとともに、引き続き、都営住宅や UR 賃貸住宅等の公的住宅あつ旋を積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を他の住宅に転居させるよう措置します。

第2節 被災住宅の応急修理

災害のため住家が半焼または半壊し、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限の応急修理をします。

第1 実施主体

住宅の応急修理は、「災害救助法」が適用された場合、東京都が区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行います。東京都はこの協力をします。ただし「災害救助法」が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において実施します。

第2 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者としてします。

第3 修理の基準及び対象戸数

- 1 修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとしてします。「災害救助法」が適用された場合は、1世帯当たりの修理費は、「東京都災害救助法施行細則」の定めによるものとしてします。
- 2 修理対象戸数は、東京都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で知事が決定します。応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完成するものとしてします。

第4 修理の方法

- 1 「災害救助法」適用後は、区長は必要があると認めた場合、直に都知事に実施を要請します。
- 2 「災害救助法」適用前その他、区が実施する場合は、災対街づくり支援部において現物をもって行います。

第5 修理住宅の選定

- 1 修理住宅の選定は、東京都が定める要綱及び選定基準により区が募集し、被災者の資力その他生活条件等の調査をして、選定を行います。
- 2 区が実施する場合は、災対街づくり支援部職員をもって調査班を編成し、被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行います。

第3節 建築資材等の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理についての資材は、港区内建設業者等を通じて調達します。ただし、「災害救助法」が適用された場合、建築資材等の調達は、東京都が、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人東京都建設業協会との協定に基づき行います。

第18章 労務供給計画

災害時においては、応急対策活動に要する人員が、区職員だけでは不十分な場合も予想されます。

道路上障害物の除去等各種活動に伴う労働力の不足を補い、円滑な応急復旧活動を期するため、労働者の確保に努める必要があります。

本章では、労働力の確保について必要な事項を定めます。

第1節 港区内業者からの雇上計画

災害時に、道路復旧及び建設物応急処置、応急仮設住宅の設営等労力を必要とする場合、**協定締結団体**など区内の土木建築請負業者等に連絡し待機及び作業を要請します。

なお、これら協力要請については、関係業界と協力協定を締結しました。

第2節 東京労働局に対する要請

第1 区は災害地において、区職員及び土木建築業者の労力のみでは、必ずしも十分に対応しえない場合は、所要人員を一括して東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに対し労務供給を要請します。

第2 労務者の引渡しは、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において行います。

第3 賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払います。

第19章 応急教育計画

災害発生時において、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、教育環境の一部が機能しない状況の中で、子どもたちの学力や健康の維持のため教育活動の早期の再開に努め、教育目的を達成することを方針とします。

区立幼稚園及び小・中学校の災害対策の災害対応力の強化、並びに被災した幼児・児童・生徒の心のケア及び被災により教育環境の一部が機能しない状況下にあっても創意・工夫を凝らし、早期に再開することを目標とします。

第1節 応急教育の実施方法

第1 区の役割

- 1 被災した児童及び生徒の応急教育に関することを行います。

第2 時系列の対応

1 事前対応

- (1) 園長・校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。
- (2) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。
 - ①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関する事
 - ②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関する事（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）
 - ③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関する事
 - ④災害発生時の教職員の参集方法に関する事
 - ⑤総務省で新たに構築された「全国避難者情報システム」の活用に関する事

2 災害発生時の対応

- (1) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。
- (2) 園長・校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。
- (3) 園長・校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、気象・地震警報等発令時の区立幼稚園、小中学校の対応方針に沿って、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。

安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。

- (4) 園長・校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休業、分散登校、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。
- (5) 園長・校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。
- (6) 園長・校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地域防災拠点）としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各災対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。
- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事

務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

第2節 学用品等の調達及び支給計画

学用品等の調達及び支給は東京都の計画に基づき、おおむね次のとおり行われます。

第1 支給の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、またはき損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対し、区が被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給します。ただし、「災害救助法」適用後は、東京都がこれを行い、区は協力するものとします。

第2 支給の期間

教科書については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とします。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長します。

第3 支給の方法

学用品は原則として東京都が一括調達し、被災児童・生徒に対しての支給は区が実施します。なお、学用品の支給を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区が学校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行います。

第4 費用の限度

1 教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費（「災害救助法」が適用された場合教科書は無償）

2 文房具及び通学用品

「東京都災害救助法施行細則」で定める額
(震災資料編 震3-18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照)

第20章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっています。

災害時に、ライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり、区民生活に及ぼす影響は極めて大きくなります。

このため、ライフライン防災関係機関においては、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する必要があります。

本章では、ライフライン施設の応急対策について必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都水道局	○気象情報の収集			○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都下水道局	○施設状況の情報収集		○応急復旧対応	○復旧状況情報伝達	
東京電力パワーグリッド株式会社	○情報収集		○非常災害体制の構築	○災害情報把握 ○非常災害対策支部 設置	○巡視・点検 活動実施 ○応急復旧活動 作業 ○広報活動実施

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
東京ガス株式会社	初動措置[情報活動] ○情報の収集、処理等 ・能動的な偵察・情報収集努力 ・道路状況・各施設被害状況の把握			初動措置 [対外広報] ○広報活動 ・漏洩の通報、マイコンメーター 復帰等	○情報資料の処理 (記録・図化) 使用 ○緊急措置に関 して ○復旧計画に関 して

第1節 水道施設

第1 活動方針

1 給水対策本部の設置

災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合などは、局内に「給水対策本部」を設置し、応急対策活動を組織的に進めます。

2 情報連絡活動

復旧活動、応急給水活動等を適時・適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達します。

情報収集手段は、一般加入電話の外、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行います。

- ①水道局水運用専用電話
- ②水道局業務用無線
- ③衛星携帯電話
- ④東京都防災行政無線

3 応急対策活動

(1) 給水所等の水道施設の被害調査、水道工事現場の点検を行い、被害状況を把握し

ます。

- (2) 水管橋や添架管に河川の増水や暴風等で被害が発生した場合や地滑り等により管路被害が発生した場合には、二次災害防止のため、速やかに断水作業を実施します。
- (3) 首都中枢機関等の重要施設への供給に影響が出た場合、速やかに供給ルートを確認します。
- (4) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進めます。

4 復旧活動

- (1) 取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については速やかに復旧活動を実施します。
- (2) 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進めます。

5 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、東京都と区の役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施します。

第2 活動態勢

1 職員の活動態勢

- (1) 職員は、所属部署のあらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて必要な職員を確保します。
- (2) 休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合には、局の災害対策住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員等により初動態勢を構成します。
- (3) 都水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊、他の地方公共団体等に応援を求めます。

2 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に必要な人員は、関係団体との協定、工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力体制を確保します。

第3 復旧対策

1 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧活動を行います。

2 浄水施設の復旧活動

施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行います。

3 管路の復旧活動

- (1) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定められた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所的重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順

次、復旧活動を行います。

- (2) メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事事業者に依頼するよう説明します。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行います。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施します。

第2節 下水道施設

第1 応急対策

- 1 下水道のポンプ所・水再生センターは、24時間体制で業務を遂行しています。また、管渠の故障及び被害についても、24時間体制をとり万全の対応をしています。

2 災害復旧用資器材の整備

下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を実施するため、発動発電機、空気圧縮機、潜水ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材を芝浦水再生センターに備蓄しています。

3 応急措置

- (1) ポンプ所・水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処します。
- (2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所・程度に応じて応急措置を実施します。
- (3) 工事施工中の箇所においては、**受注者**に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせます。

第2 復旧対策

1 管渠施設

管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じます。可搬式の排水ポンプ（電動）、土工器材、作業用具及び夜間照明（発電機等）の資機材を整備するとともに、その員数について常に把握し準備します。また、資材、労力の運搬等に要する自動車は、その必要台数の確保に努めます。

2 ポンプ所・水再生センター施設

ポンプ所・水再生センターは、風水害に対し十分な対策を施しており、主要な機能に与える影響は少ないものと予想されます。

停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機によるポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処します。

なお、建物その他の施設には、風水害に備え、特に防護の必要のあるものに対しての所要の資機材を備蓄します。

3 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から暫時復旧を図ります。復旧順序については水再生センター、ポンプ所、幹線、管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、榘・取付管の復旧を行います。

第3節 電気施設

第1 基本方針

電力は、社会秩序の維持と復旧活動の推進に不可欠なものであることから、原則として供給を継続します。

ただし、建物倒壊等のため電力の供給を継続することが危険であり、また事故を誘発するおそれがある場合、若しくは電力供給設備が運転不能となることが予測される場合に限り電力の供給を中止することがあります。

第2 復旧活動

1 復旧計画

災害発生時、速やかに被害状況を把握し、復旧計画を策定します。

2 復旧順位

復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行います。

第4節 ガス施設

第1 活動体制

1 風水害等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

2 災害時の体制

体制	内容
第一次非常事態対策体制	供給停止するまたは予想される期間が24時間以内の場合
第二次非常事態対策体制	供給停止するまたは予想される期間が24時間以上の場合

第2 応急対策

1 災害時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) LNG 基地、整圧所における送出入量の調整
- (4) その他、状況に応じた措置

2 応急措置

- (1) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応

急措置にあたります。

- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理します。
- (3) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努めます。
- (4) その他現場の状況により適切な措置を行います。

3 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保します。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通

4 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にあります。

第3 復旧対策

1 ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進めます。

施設	再供給手順	
製造所	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開します。	
整圧所	ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開します。	
高・中圧導管	1 区間遮断 2 気密試験（漏えい箇所の発見）	3 漏えい箇所の修理
低圧導管 需要家設備	1 閉栓確認作業 2 被災地域の復旧ブロック化 3 復旧ブロック内巡回点検作業 4 復旧ブロック内の漏えい検査 5 本支管・供内管漏えい箇所の修理	6 本支管混入空気除去 7 内管検査及び内管の修理 8 点火・燃焼試験 9 開栓

2 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いです。この操作を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次のとおりの手順をもって慎重に行います。

施設	再供給手順
製造施設	ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開します。
供給施設	ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行います。
需要家施設	各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開します。

第5節 通信施設

第1 応急対策

1 通報、連絡

NTTグループ各社は、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

- (1) 気象情報、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被災状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況

- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

3 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、「電気通信事業法」第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱うこと
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること

4 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

5 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供します。

第2 復旧対策

1 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施します。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施します。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行います。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努めます。

2 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計します。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力します。

3 復旧順位とサービス復旧目標

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者または、通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第3 想定復旧日数

本計画の前提条件としている、平成 24 年 4 月に東京都防災会議が発表した被害想定によると、港区の地域における通信施設の想定復旧日数は、14 日です。

第21章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋梁、河川、下水道、港湾、及び鉄道等の公共施設は、道路交通や海上輸送など都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これらが災害より損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことになります。

このことから、これら公共施設が被災した場合、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要があります。

本章では、これらの応急・復旧対策について必要な事項を定めます。

第1節 道路・橋りょう及び河川・海岸・港湾等施設

第1 道路・橋りょう

風水害により生じた道路の冠水、橋りょうの落下等に対して、次のとおり速やかに応急措置を施し、応急復旧に努めます。

(1) 災害直後の応急措置

- ①区は、区内の道路状況を調査し、亀裂、陥没等の被害状況を東京都に報告するとともに、区の優先路線について、障害物除去及び交通確保に必要な復旧作業を行います。
- ②各建設事務所は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通の確保に努めます。
- ③東京都国道事務所は、所管する国道についてパトロールカー等により巡回し、被害状況等を調査し、障害物除去及び交通確保に必要な復旧作業を行います。
- ④首都高速道路株式会社は、災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、以下を実施します。
 - ア 災害が発生したときは、会社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報します。
 - イ お客様の被災状況を緊急に把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。

(2) 応急復旧

各機関は、(1)の応急措置をとった後、次に、二次災害の生ずるおそれのある箇所での応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行います。

第2 河川・海岸・港湾等施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川・海岸等保全施設が被害を受けた場合、施設の応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くします。

(1) 区

区内の河川、排水場等の施設、特に工事中の箇所等を重点的に巡回し、被害箇所については、直ちに必要措置を実施するとともに、東京都に報告します。

(2) 東京都

港湾局

東京港の港湾施設については、防災関係機関及び関係民間団体の協力を得て、必要な措置を行います。

特に災害発生の場合には、緊急物資等の広域輸送基地（ふ頭）を確保します。

第2節 交通施設

第1 区

- 1 災害初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。
- 2 道路上の障害物の除去等を実施します。
- 3 区道上の障害物除去及び応急復旧を実施します。

第2 都営地下鉄

1 災害時の復旧計画

(1) 動員体制

別に定める緊急時の動員体制により、災害の規模に応じて職員を動員します。また、必要に応じて協力会社に応援を依頼します。

(2) 資機材の確保

風水害対策用資機材は、庁舎、駅、ずい道内にて保管しています。

(3) 復旧・連絡体制

台風、豪雨等により被害が発生した場合、被害の程度に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部等を設置し、お客様の安全及び運輸の確保に努めます。

関係事業所は別に定める連絡システムにより相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策の実施等協力して処置にあたります。

第3 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

- 1 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定します。
- 2 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動の計画を策定します。
- 3 応急工事が完了した場合は、直ちに本復旧工事計画を策定し、迅速かつ適切に実施します。
- 4 本復旧工事の実施は、再び被害を受けることのないよう防災対策の強化を図ります。
- 5 復旧工事に関わる現業長は、日頃から緊急用自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立します。

第4 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

(1) 応急対策

降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとと

もに、早期復旧に努めます。

(2) 復旧対策

輸送の重要度の高い線区から重点的に復旧作業を行うものとし、事故復旧作業計画に基づき、これに必要な次の対策を実施します。

- ①復旧に必要な社員及び関係社社員の確保を図ります。
- ②復旧に必要な資機材等の確保を図ります。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

(1) 応急対策

集中豪雨、強風等に対して、予め定める運転規制基準により、直ちに列車の徐行または停止の手配をとり、輸送の安全を図ります。

なお、雨水が集中して線路敷内に浸水するおそれのある箇所については、防災関係機関と十分事前対策について打合せを行い輸送の安全を図ります。

(2) 復旧対策

施設及び電気設備の被害に対しては、早急に復旧作業を行うものとし、災害警備計画及び応急・復旧計画に基づき、これに必要な次の対策を実施します。

- ①社員の招集
- ②応急作業の業務分担
- ③応急工事用の労務の調達
- ④応急工事用の機器の運用及び調達
- ⑤応急工事用の材料の準備及び調達

第5 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

1 災害時の体制

災害時における活動組織の編成は、当社の社内規程等の定めるところによります。

2 初動措置計画

(1) 応急対策

- ①運転指令者は、気象通報または風速計により、風速が毎秒 25m 以上になると予測したときは、その状況を判断して列車の運転を一時中止します。また集中豪雨の場合は、その状況に応じて列車の運転を一時中止します。
- ②運転士は、運転指令者へ状況を報告するほか連絡を密にし、風速の激しい箇所ではなるべく列車の速度を変化しないよう努めます。また、危険と認めたときは直ちに安全な場所に停止します。
- ③駅係員は、浸水の危険があるときは駅出入口を土のう等により浸水防止を図ります。
- ④施設区長は、暴風雨においては、沿線の部外、部内の工事用仮設物の倒壊、飛散、落下に注意し、トンネル、ピット内の異常浸水及び建築物の浸水状況を点検します。

(2) 復旧対策

復旧作業を円滑に遂行するため、必要な社員の非常招集を行います。また、必要がある場合には、協力会社等の外部機関へも応援を依頼します。

第6 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 応急対策

本線品川駅～泉岳寺間の地下鉄通風口には防水自動シャッターを備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は排水ポンプにより排水します。

大鳥居駅および天空橋駅地上入口には防水シャッター等を備え、大鳥居駅前後のトンネル入口部、穴守稲荷第1踏切道部、空港線羽田トンネルには浸水防止扉を備え、浸水による被害を最小限にとどめるとともに、浸水した場合は排水ポンプにより排水します。

(2) 復旧対策

復旧作業を円滑に遂行するため、必要な係員の非常招集を行います。また、必要がある場合には、予め協力要請をしてある外部機関へ応援を依頼します。

第7 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

災害が発生した場合は、鉄道事故災害対策要綱等に基づいて係員を動員するとともに、必要に応じて協力業者の応援を求めます。

防災関係機関と密接な連絡をとり、早期復旧に努めます。

第3節 公共施設等

第1 区の役割

- 1 区の公共建築物が被災した場合、速やかに被害状況を確認します（必要に応じて被災宅地危険度判定を実施します）。
- 2 被災宅地危険度判定士が不足する場合、他団体への協力要請を行います。
- 3 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施します。

第2 活動計画

1 区庁舎等の保全措置及び応急修理

庁舎、区施設等の保全措置（危険箇所の判断、安全確保措置等）及び応急修理は、災対施設課の指示助言により各施設管理者が行います。また区立小・中学校は避難所として指定しているので、被災したときは直ちに保全措置及び応急修理を行うものとします。

2 社会福祉施設等公共施設の応急対策

- (1) 各施設の責任者は、避難について要配慮者避難確保計画など特に綿密な計画を策定して万全を期します。
- (2) 各施設の責任者は、自衛防災組織を編成してそれぞれ分担に基づいて行動します。

(3) 緊急時には、防災関係機関へ通報して臨機の措置を講じます。

3 文化財施設の応急対策・復旧対策

(1) 応急対策

①文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告し、被害の拡大防止に努めます。

②防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。

(2) 復旧対策

被災した文化財の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会や文化庁等と文化財管理者等において修復等について協議を行います。

第4節 土砂災害への対応

第1 区の役割

1 発生状況等を情報収集し、関係機関と連携して対応します。

2 避難情報を発令します。

第2 活動計画

1 情報収集と関係機関との連携

区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、消防や警察などの関係機関と連携するとともに、都建設局へ被害状況を報告します。また、必要に応じて避難情報を発令します。

2 二次災害の防止

区は、大雨、台風等による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、近隣の区民等に避難所への避難を呼びかけ、または指示します。

第22章 帰宅困難者対策

風水害等により公共交通機関が運行停止した際には、ターミナル駅やその周辺では多くの人が滞留し混乱等が生じることが想定されます。一方で、区等の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等と連携して、混乱防止を図るための方針を示します。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○一斉帰宅の抑制の周知	○外出者への交通情報等の提供	○駅周辺滞留者対策推進協議会の立ち上げ ○滞留者の一時滞在施設への誘導 ○水・食料等の調達・提供	○徒歩帰宅者の支援

第1節 駅周辺での混乱防止

第1 災害時の応急体制

1 港区災害対策本部

- (1) 発災時には、港区災害対策本部から各災対地区本部に、管内駅周辺滞留者対策推進協議会及び帰宅困難者対策への協力協定を締結している事業者への連絡を指示します。
- (2) 港区災害対策本部は、各災対地区本部からの情報を基に港区全体の帰宅困難者の状況を把握し港区全体の調整を行うとともに、他区や防災関係機関との連携を行います。

2 各災対地区本部

- (1) 各災対地区本部は、管内駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、管内の帰宅困難者対策を行います。
- (2) 各災対地区本部は、港区災害対策本部に管内の情報を提供するとともに管内だけで解決できない状況の場合は、港区災害対策本部の指示に基づき他の各災対地区本部と連携し対応にあたります。

3 駅周辺滞留者対策推進協議会

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、各災対地区本部と連携し地区の帰宅困難者対策を行います。
- (2) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、帰宅困難者対策への協力協定を締結している事

業者等と連携し、地区の帰宅困難者対策を行います。

第2 活動計画

地震等の災害の発生により公共交通機関が運行停止した際には、ターミナル駅やその周辺では多くの人々が滞留し混乱等が生じることが想定されますが、区等の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る必要があります。

1 一斉帰宅抑制の周知

区は、港区公式ホームページやツイッター、フェイスブック、**エリアメール**等を活用するとともに、駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、一斉帰宅抑制の周知を図ります。

2 外出者への交通情報等の提供

(1) 区は、港区公式ホームページやデジタルサイネージ、ツイッター、フェイスブック、防災情報メール、**エリアメール**等を活用し、交通情報等を提供します。

(2) 区は、駅周辺滞留者対策推進協議会を通じて、駅周辺の滞留者に情報提供します。

3 駅周辺滞留者対策推進協議会

(1) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に定めたルールに基づいて行動し、現地本部等を立ち上げます。

(2) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、駅周辺の滞留者の状況を把握し、区と情報の共有化を図ります。

(3) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に策定した対応ルールに基づく帰宅困難者対策を実施するに当たり、滞留者の中から協力者を募ります。

(4) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に把握している情報を基に、一時滞在施設の状況を確認し、協力者と協力し帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導します。

(5) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に把握している情報を基に、区と連携し必要な物資の確保に努めます。

第2節 一時滞在施設の開設・滞留者の受入れ

第1 区役割

1 区民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、留意事項について普及啓発します。

2 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる「災害救助法」の適用可能性や費用負担の考え方について整理します。

3 民間施設の協力を得るために、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化します。

4 滞留者への情報提供、駅周辺の滞留者の受入れ先を確保します。

第2 活動計画

1 一時滞在施設の開設

- (1) 区と協定を締結している施設管理者は、区からの要請に基づき一時滞在施設を開設します。開設方法については、国が策定した一時滞在施設に関するガイドライン及び区で策定した民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアルによるものとします。
- (2) 区と協定を締結している施設管理者は、一時滞在施設を開設したときは、各災対地区本部に連絡します。
- (3) 区は、国・東京都が確保した一時滞在施設の開設情報を要請し、速やかに駅周辺滞留者対策推進協議会へ提供するとともに、港区公式ホームページやツイッター、フェイスブック等を活用し広報します。

2 滞留者の受入れ

- (1) 一時滞在施設の運営にあたっては、専用スペースの確保等、女性や高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者に配慮します。
- (2) 一時滞在施設の運営については、施設管理者が作成したマニュアルによります。
- (3) 施設管理者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を区や駅周辺滞留者対策推進協議会から入手し、一時滞在施設に受け入れている滞留者等に情報提供します。
- (4) 施設管理者は運営計画又は防災計画を策定する際に、他の一時滞在施設等との連携や地域における帰宅困難者対策の取組への参加等について明記するよう努めます。また、事業者は、事業所防災計画等を自らの従業員等に周知します。

第3節 徒歩帰宅者の代替輸送

第1 区の役割

- 1 東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者への情報提供や誘導などを支援します。
- 2 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導します。

第2 活動計画

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定しています。しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となります。

ここでは、帰宅困難者等が帰宅するに当たり、必要な情報提供や代替輸送手段への誘導について定めます。

1 鉄道運行情報等の提供

- (1) 区は、東京都や交通事業者などからの情報を駅周辺滞留者対策推進協議会や協定締結事業者、区内事業者等に対し情報の提供を行います。
- (2) 区は、東京都や交通事業者などからの情報を入手した場合は、速やかに港区公式

ホームページやツイッター、フェイスブック等を活用し広報します。

2 代替輸送手段への誘導

区は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

第4節 徒歩帰宅者の支援

第1 区の役割

- 1 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援します。
- 2 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築します。

第2 活動計画

1 東京都

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければなりません。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させます。

2 区

区は、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行います。

3 事業者・学校等

- (1) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始します。その際、職場近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討します。
- (2) 事業者及び学校において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援します。

第23章 外国人支援対策

港区に居住する外国人はおよそ1万8千人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には80を超える大使館等やインターナショナルスクール、外国系企業も多く立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。

第1節 災害・防災情報提供の充実

第1 区の役割

- 1 在住外国人への情報提供
- 2 外国人災害時情報センターとの情報交換

第2 活動計画

- 1 災害時に防災行政無線により地震情報や津波情報等を英語でお知らせします。
- 2 防災情報（英語版）メール配信により、地震や台風・集中豪雨による災害情報をお知らせします。
- 3 港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリにより多言語（日本語、英語、中国語、ハングル）で防災情報をお知らせします。
- 4 英字広報紙「ミナトマンスリー」に、防災に関する記事を掲載します。
- 5 多言語表記の防災パンフレット、各種ハザードマップ等の作成・配布を行います。

第2節 防災ネットワークづくり

町会・自治会、自主防災組織、大使館、インターナショナルスクール及びその他関係団体等と情報収集等の体制を整備し、発災時に命を守るためのより具体的な知識を外国人に伝えていくことや、防災訓練への外国人参加の促進など、平常時から防災の啓発活動を展開します。また、発災時は迅速に安否確認情報等を収集し、被災情報が確認できるような体制を整備します。

第3節 外国人相談窓口の設置

第1 災害時の被災外国人への対応として、都生活文化局は、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を行います。

- 1 外国人が必要とする情報の収集
- 2 区が行う外国人への情報提供に対する支援
- 3 東京都防災（語学）ボランティアの派遣
- 4 語学能力のある都職員（語学登録職員）による外国人からの問い合わせ対応
- 5 相談窓口（外国人相談）への支援

第2 区においては、港区災害対策本部内に港区災害時外国人支援室を開設し次の業務を行い、各地区に設置される外国人相談窓口と避難所等との連携を図ります。

- 1 外国人が必要とする情報の収集及び多言語での情報提供
- 2 語学ボランティアを活用した翻訳・通訳業務
- 3 避難所等の巡回及び外国人被災者のニーズ把握、分析
- 4 外国人相談窓口の支援
- 5 発災時に都庁で設置される外国人災害時情報センターとの連絡窓口
- 6 東京都防災（語学）ボランティアの受け入れ

港区国際防災ボランティアの参集状況により、東京都の外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアを受け入れます。

第3 各災対地区本部及び災対台場地区対策室に外国人相談窓口を設置し、多言語での情報提供や港区国際防災ボランティアを活用した通訳業務を行います。

第4節 港区国際防災ボランティアの活用

「港区国際防災ボランティア」は、震災等の大規模な災害が発生した場合、外国人区民等への災害情報の提供及び円滑な支援の体制を整備するため、語学能力等を活用したボランティア活動を行います。

第1 災害時における活動

1 港区災害時外国人支援室の運営補助

- (1) 外国人が必要とする情報の収集及びやさしい日本語を含む多言語への翻訳
- (2) 避難所等の巡回を行い、外国人被災者のニーズを把握
- (3) 各地区に設置する外国人相談窓口での通訳、翻訳

2 港区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）及び各災対地区本部での外国人相談窓口対応

センター相談窓口及び各災対地区本部相談窓口で外国人からの相談を受け、対応または回答する職員等の通訳をします。

3 センター及び各災対地区本部での外国人電話相談対応

センター及び各災対地区本部で外国人からの電話相談を受け、対応または回答する職員等の通訳をします。

4 避難所等の巡回及び通訳

グループ（最低2名、組み合わせは一般ボランティアや職員等を含む）になり、避難所等を巡回します。区からの情報等を伝達するとともに、避難所等での被災外国人の状況把握を行うため、通訳をします。

第2 その他想定される災害時の活動及び安全の確保について

区内施設・公共施設等の巡回と外国人への通訳、緊急時の要請による通訳、警察・消防等からの依頼による通訳等を行います。いずれの場合もボランティアの安全を確保し、活動に従事できるよう配慮します。

第24章 複合災害対策

複合災害対策について、区として実施すべき措置事項を示します。

第1節 複合災害発生時の対応

東日本大震災では巨大地震、大津波、原子力発電所事故が重なる、複合的な災害が発生しました。このように、さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されます。

このため、区及び防災関係機関は、地震及び風水害等による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、区民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害の軽減を目指します。

複合災害発生時は、「地域災害防災計画(震災編)」とともに、災害対応を行っていくこととします。

第4部 風水害復旧計画

第4部 風水害復旧計画

第1章 生活の安定

災害により被害を受けた区民等が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等を行うものとします。

本章では、被災者の生活確保について必要な事項を定めます。

第1節 生活相談

第1 区の役割

- 被災者のための相談窓口を設置します。

第2 活動計画

防災関係機関の行う区民相談は、次のとおりとします。

機 関 名	相 談 の 内 容
区	被災者のための相談窓口（住宅、生活再建、事業再開等）を各地区総合支所に設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請します。
警 察 署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談を受けます。
消 防 署	被災後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署（所）は、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、次のような指導及び相談にあたります。 また、火災によるり災証明の発行については、区の行うり災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努めます。 1 被害建物、仮設建物、仮設建物及び避難所等における災害予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施 4 その他、都民からの電子メールによる問い合わせ

第2節 義援金配付計画

第1 区の役割

- 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。
- 義援金の募集・受付に関して、東京都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。
- 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。

第2 活動内容

1 義援金募集の検討

東京都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。

2 東京都義援金配分委員会

(1) 都福祉保健局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。

- ①被災者への義援金の配分計画の策定
- ②義援金の受付・配分に係る広報活動
- ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。

- ①東京都
- ②区市町村
- ③日本赤十字社 **東京都支部**
- ④その他関係機関

(4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。

3 義援金の受付・募集

義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。

区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。

機 関 名	計 画 内 容
区	<p>1 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。</p> <p>2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p>
都福祉保健局 都総務局	<p>1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。</p> <p>2 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。</p> <p>3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</p> <p>4 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</p>

機 関 名	計 画 内 容
日本赤十字社 東京都支部	<p>1 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付けます。</p> <p>また、災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。</p> <p>2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p>

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	<p>1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。</p> <p>2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。</p> <p>3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。</p>
都福祉保健局 都総務局	都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管します。

第3節 職業のあつ旋計画

第1 区の役割

- 被災者の職業のあつ旋について、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。

第2 活動内容

区は、被災者の職業のあつ旋について、必要により、都産業労働局へ要請します。東京労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区の被災状況等を勘案のうえ、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じて速やかにそのあつ旋に努め、雇用の安定を促進します。

また、被災者の基礎的情報や統計情報を的確に把握し、雇用の確保に活用します。

第4節 租税等の徴収猶予及び減免

第1 区の役割

- 1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。

第2 区の租税等緩和措置

被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、「地方税法」または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。

1 特別区税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。

- ①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。
- ②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。

(4) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。

①特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。

②軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。

2 国民健康保険事業

(1) 国民健康保険料の減免等

①減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。

②徴収猶予

災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと

認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

③滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と区長が認めたときは、認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

3 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（以下「被保険者」という。）、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき、日本年金機構が内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社社長または郵便局長は、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災者救護のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
- 5 為替貯金業務の非常取扱い
- 6 簡易保険業務の非常取扱い
- 7 その他

被災者あて郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び東京都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付

第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課）

1 区の役割

- (1) 災害弔慰金等の支給
- (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進
- (3) 被災者生活再建支援金の支給

2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「同法施行規則」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害 弔 慰 金	1 区市町村内 において住居 が5世帯以上 滅失した災害 (該当区市町 村内) 2 都道府県内 において住居 が5世帯以上 滅失した区市 町村が3以上 ある場合の災 害(該当区市 町村がある都 道府県内)	1 根拠法令 「災害弔 慰金の支給 等に関する 法律」 2 実施主体 区(「港区 災害弔慰金 の支給等に 関する条 例」によ る)	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも 存在しない場合 は、死亡者と同 居、または生計 を同じくしてい た兄弟姉妹	死亡者が生計 維持者の場合 500万円 それ以外の場 合 250万円	1 当該死亡者の 死亡がその者の 故意または重大 な過失により生 じたものである 場合 2 法律施行令 (昭和48年政令 第374号)第2 条に規定する内 閣総理大臣が定 める支給金が支 給された場合
災害 障 害 見 舞 金	3 都道府県内 において災害 救助法が適用 された区市町 村が1以上あ る場合の災害 (該当区市町 村がある都道 府県内) 4 災害救助法 が適用された 区市町村をそ の区域内に含 む都道府県が 2以上ある場 合の災害(全 都道府県)	3 経費負担 国1/2 都1/4 区1/4	法別表に掲げる 程度の障害があ る者	生計維持者の 場合 250万円 それ以外の場 合 125万円	3 災害に際し、 区長の避難の指 示に従わなかつ たこと等区長が 不相当と認めた 場合

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めます。

(1) 根拠法令 「被災者生活再建支援法」

(2) 実施主体 東京都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

(3) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮¹、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

① 「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

(4) 対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(5) 支援金の支給額

被災世帯区分	支給額（単身世帯は3/4の額）			
	基礎支援金 （被害程度）	加算支援金 （再建方法）	合計	
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

(1) 災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」（国の制度）、
「東京都災害援護資金貸付事業実施要綱」に基づき制定した「港区災害援護資金貸付
要綱」（東京都の制度）により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付	
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額 ※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都内で「災害救助法」が適用された区市町村が1以上ある災害	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 【国の制度による貸付】 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円 【東京都の制度による貸付】 一律150万円 ※国の制度の限度額で不足する場合に、さらに貸付を受けることができます。	

種別	災害援護資金の貸付
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の場合5年）
	2 償還期間 据置期間経過後7年
	3 償還方法 年賦、半年賦もしくは月賦
	4 貸付利率 年1%（据置期間及び保証人を立てる場合は無利子）元利均等償還
	5 延滞利息 年5%
	6 保証人 無しでも可（ただし有利子） ※東日本大震災は特例有

3 港区緊急支援融資（災対産業振興課）

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所（法人は本店登記）を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税（法人は事業税及び都民税法人分）を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者（小規模企業者に限る）。
資格	2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 *利子については変動する場合があります。

第3 東京都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立することができる世帯	【一時的な困窮の場合】 1 緊急小口資金 1世帯10万円以内	1 据置期間 2か月 2 償還期間 据置期間経過後1年以内 3 利率 無利子 4 連帯保証人 無 5 償還方法 月賦償還 6 相談窓口 港区社会福祉協議会
	2 災害援護資金 1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月～1年以内 2 償還期間

	<p>3 住宅資金 1世帯150万円以内(母子・女性世帯は、母子福祉資金または女性福祉資金が優先となります。)</p> <p>4 その他 生業費、福祉資金等</p>	<p>据置期間経過後5年～7年以内</p> <p>3 利 率 年3%</p> <p>4 連帯保証人 1人</p> <p>5 償 還方法 元金利子均等の月賦償還</p> <p>6 相 談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会</p>
--	--	---

※「緊急小口資金」とその他の生活福祉資金(災害援護資金等)の併用はできません。
(根拠)

「生活福祉資金貸付制度要綱(平成5年6月16日 5福福地第189号)」及び
「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資(都産業労働局金融部金融課)
災害復旧資金融資(災)

融資対象	<p>都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの</p> <p>次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの</p> <p>(1)「災害救助法」の適用があった災害</p> <p>(2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの</p>
限度額	8,000万円
融資条件	<p>1 使 途 運転資金、設備資金</p> <p>2 貸付期間 運転資金、設備資金 10年以内</p> <p>3 利 率 年1.7%(平成24年10月1日現在)</p> <p>4 保証人及び担保</p> <p>(1)保 証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事</p> <p>(2)担 保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。</p> <p>(3)信 用 保 証 東京信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>(4)信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が全額補助する。</p> <p>(5)返 済方法 分割返済(元金据置期間は1年以内)</p>

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

第2章 罹災証明書の交付

罹災証明書とは、災害救助の一環として、応急的または一時的な救済を目的に現地調査で確認できる程度の被害について区長が証明するもので、被災者の生活再建を支援する重要な証明書です。ここでは、各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる手続きについて示すものです。

第1節 罹災証明書の交付要領

第1 区の役割

- 1 「災害対策基本法」第2条第1号に規定する災害において、罹災証明書の交付手続を実施します。
- 2 東京都が策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、被災者生活再建支援システムを活用し、罹災証明書を交付します。
- 3 被災者生活再建支援システムによる調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施します。
- 4 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書の交付手続を実施します。
- 5 罹災証明書の交付記録をもとに被災者台帳を作成します。

第2 活動計画

1 発行所管

区内全域に甚大な被害が発生した場合、専管組織を設置します。ただし、専管組織を設置する必要がないと判断した場合の発行所管は各総合支所とします。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 港区災害対策本部開設時 | 各災対地区本部 |
| (2) 港区災害対策本部廃止後 | 各総合支所管理課 |

2 発行窓口設置場所

各総合支所管理課

3 発行手続

各所管課は、被災者の申請を受け付け、建物被害認定調査の結果、都主税局の固定資産台帳、区の保有する住民基本台帳を元に、罹災証明書を交付します。

なお、区は罹災証明書交付窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について消防署と連携を図り円滑に罹災証明書を交付できる体制を構築します。

4 情報の共有

建物の倒壊、焼失等の罹災者や罹災建物を特定し、被災者台帳システムの効果的な運用を図るため、区が保有する住民基本台帳等の情報（住所、氏名及び世帯人員等に関する情報）、都税事務所の保有する固定資産税台帳等の情報（建物の罹災前の階層、構築、面積及び所有者等に関する情報）と消防署が実施した火災の被害状況調査結果等の情報を相互に共有、連携して被災者生活再建支援システムを活用した円滑な罹災証明書の交付を推進します。

5 住家被害認定調査

- (1) 調査員の確保 調査員の育成・登録（職員及びボランティア）
- (2) 災害時協力協定を締結している他の自治体職員及び民間事業者等からの調査員の受入れ
- (3) 被害認定調査態勢の確立

6 証明の範囲

「災害対策基本法」第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明します。

(1) 住家

- ①全壊
- ②大規模半壊
- ③中規模半壊
- ④半壊
- ⑤準半壊
- ⑥準半壊に至らない（一部損壊）

※非住家については、**罹災証明書**の交付を行わず、申請者の自己申告に基づく「被災届出」を受理する形で、「被災届出受理証明書」を発行することについて検討します。

(2) 人

- ①死者
- ②行方不明
- ③負傷

7 証明書交付の判断基準

内閣府指針及び東京都が策定した「**災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン**」を判断基準として加えて、区の具体的な手順を定めた「（仮称）港区**罹災証明書交付ガイドライン**」を策定します。

8 証明書手数料

手数料は免除します。

9 証明書の様式

証明書の様式は、震災資料編に掲げる「**罹災証明書**」とします。

（震災資料編 震4-4-1 **罹災証明書** 参照）

また、消防署長が発行する火災による**罹災証明書**の様式は東京消防庁が定めます。

10 被災者の生活再建を支援する**罹災証明書交付**システムの整備

罹災証明書交付の業務を迅速化かつ的確に交付するための被災者生活再建支援システム（**罹災証明書交付システム**）を導入します。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手續及び指定を受けた場合の手續等について定めるものとします。

国は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聞いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしています。

激甚災害に指定されると、区を行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業

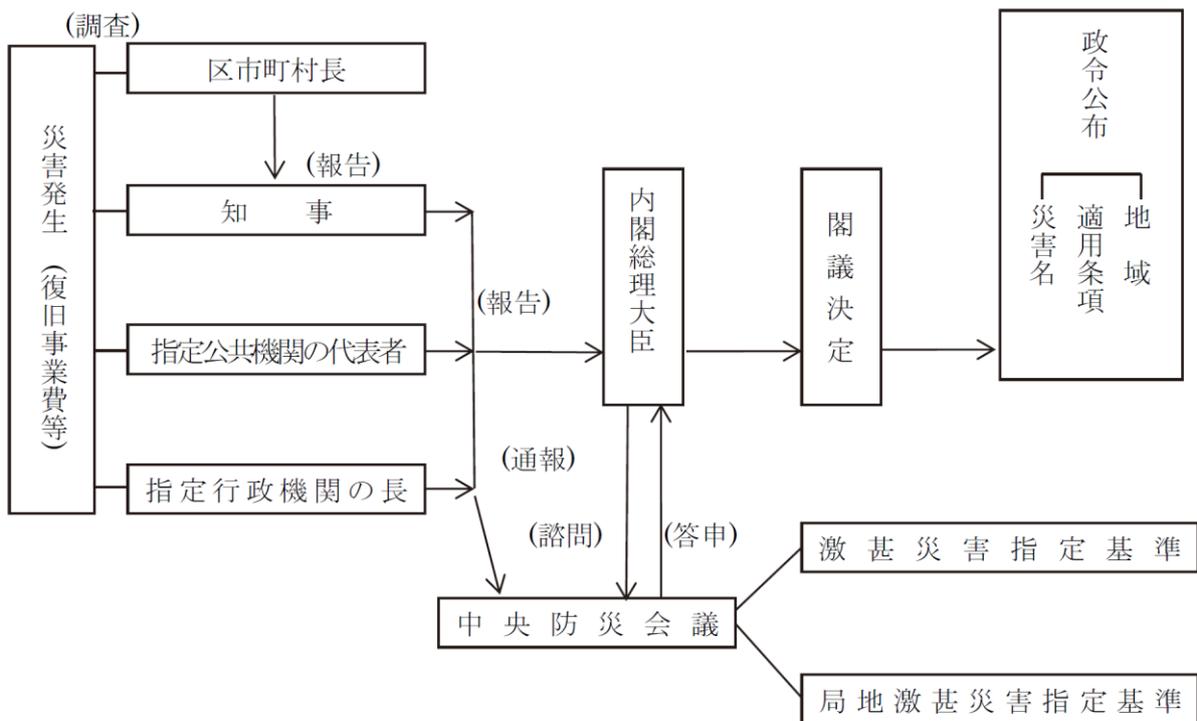


図4-3 激甚災害指定の流れ

第1節 激甚災害に関する調査

第1 区の役割

- 1 区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告します。区は、激甚災害指定手続き等に関して、迅速に対応できる体制を整備します。
- 2 区長は、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準」、または区市町村単位での災害指定を行う「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告します。

第2節 激甚災害の指定の促進

区長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、都知事に対して指定を要請し、区は事業ごとに東京都と連絡のうえ、指定の促進を図るものとします。

第3節 特別財政援助額の申請手続

第1 区

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都に提出します。

第2 活動計画

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び算定の基礎となる法令に基づき関係調書等を作成し、東京都に提出します。

風水害資料編

第1部 総則

水1-1 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：令和三年五月一〇日同第三一号

第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 水防組織（第三条―第八条）
 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(昭三三法八・全改)

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(昭三三法八・追加)

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(平一七法三七・追加)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都

府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

(平一一法八七・平二五法四四・一部改正)

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(平二三法一二四・一部改正)

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正)

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下)

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合におい

て、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三線下・一部改正）

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加）

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十

一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正、令三法三〇・一部改正)

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)
(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。
(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)
(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められ

るもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理

由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（平二九法三一・追加）

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（平二九法三一・追加）

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二九法三一・追加)

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(平二九法三一・追加)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平二九法三一・追加)

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(平二九法三一・追加)

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(平二九法三一・追加)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係るのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四線下、平一七法三七・旧第十条の六線下、平二三法一二四・一部改正)

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五線下、平一七法三七・旧第十条の七線下・一部改正)

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(平一七法三七・旧第十一条線下・一部改正)

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第十二条線下・一部改正、平二九法三一・一部改正)

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一七法三七・旧第十三条線下)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条線下・一部改正)

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条線下)

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じ

なければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(平一七法三七・旧第十七条繰下)

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正)

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正)

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下)

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一七法三七・旧第二十三条繰下)

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下)

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(平二三法一二四・追加)

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(平二三法一二四・追加)

第四章 指定水防管理団体

(平二三法一二四・改称)

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三三法八・平一七法三七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正)

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下)

第五章 水防協力団体

(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正)

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正)

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(平一七法三七・追加)

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ず

ることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加)

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(平一七法三七・追加)

第六章 費用の負担及び補助

(昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下)

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(平一七法三七・旧第三十二条繰下)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正)

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下)

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(平二三法一二四・追加)

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平一七法三七・旧第六章繰下)

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障

害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正)

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下)

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下)

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)

第八章 罰則

(平一七法三七・旧第七章繰下)

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下)

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規

定する行為をした者

(平二九法三一・追加)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下)

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

(平一七法三七・全改)

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

(平一七法三七・全改)

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

(平一七法三七・全改)

附 則 (昭和二七年七月三十一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

(警察法の施行の日=昭和二九年七月一日)

附 則 (昭和三〇年七月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(昭和三二年政令第二五三号で昭和三二年八月一〇日から施行)

附 則 (昭和三三年三月一五日法律第八号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三三年政令第九五号で昭和三三年五月一日から施行)

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、

第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第百二十二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川

又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第九号で平成二三年五月一日から施行)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一月二四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二三年一月二七日)

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第二一三号で平成二五年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」

という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「/第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)/第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)/」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日=平成二五年七月一日)

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五号で平成二七年一月一八日から施行)

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二七二号で平成二七年七月一九日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。)」と、「同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

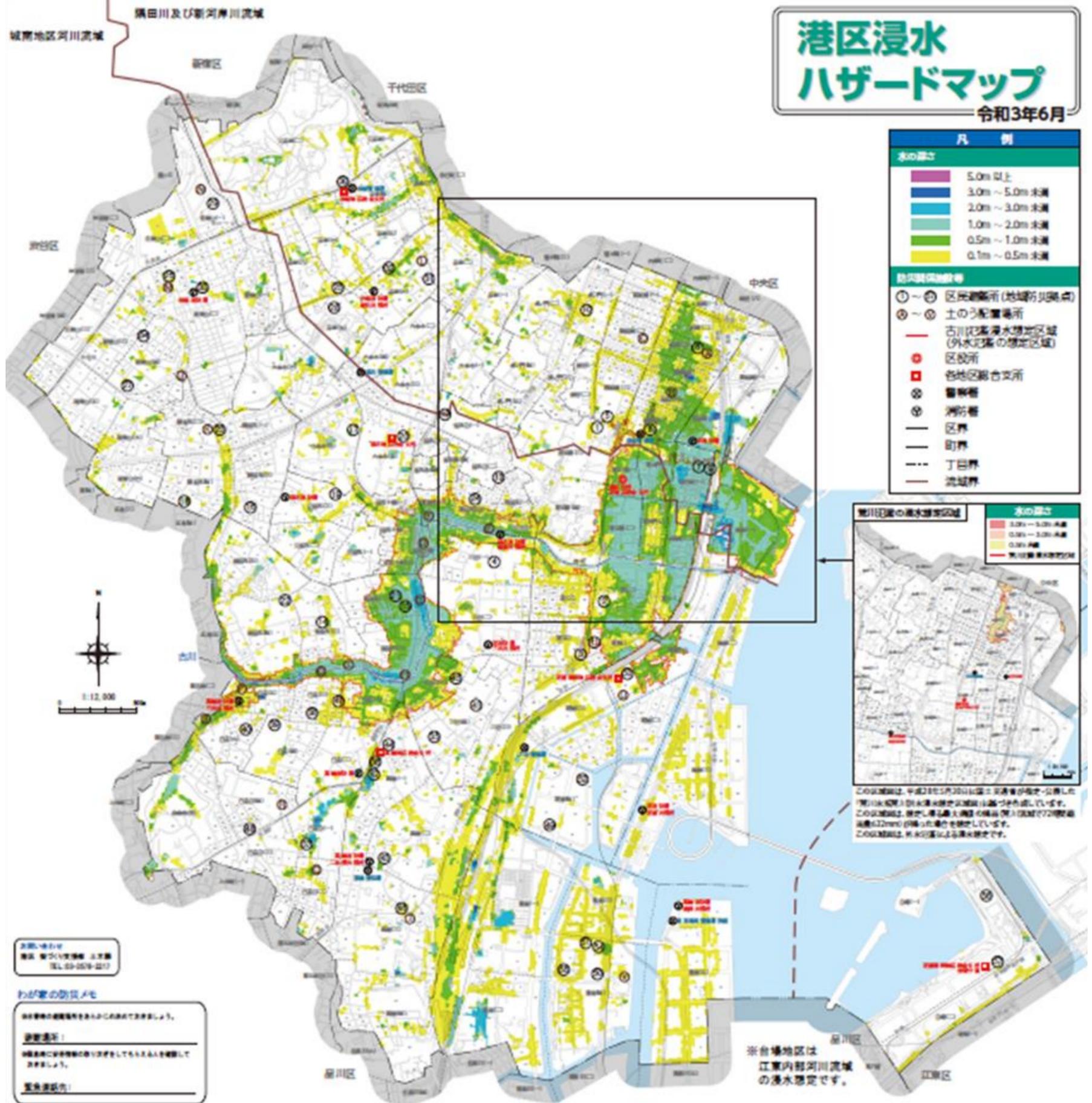
二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行）

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

水1-2 港区浸水ハザードマップ



第3部 風水害応急対策計画

水3-1 港区災害対策本部組織図

港区災害対策本部組織図

本部長室

本部長室は以下に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 3 避難情報に関する事。
- 4 災害に関し、都知事に対する要請に関する事。
- 5 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関する事。
- 6 公用令書による公用負担に関する事。
- 7 部長に対する事務の委任に関する事。
- 8 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- 9 その他重要な災害対策に関する事。

災害対策本部態勢図(令和3年4月1日現在)

○本部長室会議
 災害対策本部長
 ・区長
 災害対策副本部長
 ・副区長
 ・副区長
 ・教育長
 災害対策本部員
 ・(芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南)地区総合支所長
 ・みなと保健所長
 ・児童相談所長
 ・保健福祉支援部長
 ・企画経営部長
 ・用地・施設活用担当部長
 ・防災危機管理室長
 ・総務部長
 ・会計管理者
 ・教育委員会事務局教育推進部長
 ・教育委員会事務局学校教育部長
 ・選挙管理委員会事務局局長
 ・監査事務局長
 ・区議会事務局長
 ・防災課長
 上記のうち、「 」の本部員は、災害初動対応時の一定期間、本部長室会議には出席せず、それぞれの所属で災害対応に従事し、陣頭指揮に当たる。

○本部連絡員調整会議
 会長
 ・防災課長
 副会長
 ・企画課長
 本部連絡員
 ・(芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南)地区総合支所協働推進課地区政策担当係長
 ・地域振興課長
 ・保健福祉課長
 ・保健予防課長
 ・児童相談課長
 ・子ども家庭課長
 ・都市計画課長
 ・環境課長
 ・区長室長
 ・総務課長
 ・人事課長
 ・契約管財課長
 ・会計室長
 ・教育長室長
 ・学務課長
 ・区議会事務局次長

○本部派遣員
 ・芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員

災害対策本部	防災危機管理室	防災防災課
芝地区本部	芝地区本部	芝地区管理課 芝地区協働推進課 芝地区まちづくり課 芝地区区民課
麻布地区本部	麻布地区本部	麻布地区管理課 麻布地区協働推進課 麻布地区まちづくり課 麻布地区区民課
赤坂地区本部	赤坂地区本部	赤坂地区管理課 赤坂地区協働推進課 赤坂地区まちづくり課 赤坂地区区民課
高輪地区本部	高輪地区本部	高輪地区管理課 高輪地区協働推進課 高輪地区まちづくり課 高輪地区区民課
芝浦港南地区本部	芝浦港南地区本部	芝浦港南地区管理課 芝浦港南地区協働推進課 芝浦港南地区まちづくり課 芝浦港南地区区民課
台場地区対策室	台場地区対策室	
産業・地域振興支援部	産業・地域振興支援部	産業・地域振興課 産業振興課 税務課
保健福祉支援部	保健福祉支援部	保健福祉課 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課 生活福祉調整課 国保年金課
みなと保健所	みなと保健所	生活衛生課 保健予防課 健康推進課
子ども家庭支援部	子ども家庭支援部	子ども家庭課 保育政策課 保育課 子ども家庭支援センター
児童相談所	児童相談所	児童相談課
街づくり支援部	街づくり支援部	都市計画課 住宅課 建築課 土木管理課 開発指導課 土木課 地域交通課
環境リサイクル支援部	環境リサイクル支援部	環境課 みなとリサイクル清掃事務所
企画経営部	企画経営部	企画課 区長室 財政課 施設課
総務部	総務部	総務課 情報政策課 人事課 契約管財課
会計室	会計室	
教育委員会事務局教育推進部	教育委員会事務局教育推進部	教育長室 生涯学習スポーツ振興課 図書文化財課
教育委員会事務局学校教育部	教育委員会事務局学校教育部	学務課 教育人事企画課 区立幼稚園、小・中学校
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
監査事務局	監査事務局	
区議会事務局	区議会事務局	

水3-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌

(平成28年4月1日)

災対地区本部（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）	
課名	事務分掌
災対管理課 課長：副総合支所長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 管内の災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 管内のり災証明書の交付 七 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括 八 地区本部内及び他部との連絡調整 九 その他本部長の特命による事項
災対協働推進課 課長：協働推進課長 補佐：まちづくり担当課長	一 管内の被害状況の調査 二 管内の広域避難場所の状況確認及び避難誘導（災対芝浦港南地区本部は除く） 三 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 四 管内の区民避難所（地域防災拠点）等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 五 管内避難所での救援物資の配給 六 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関する事 七 管内の遺体の収容及び搬送 八 管内の道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害状況調査 九 管内の道路の障害物除去等の災害復旧 十 管内の危険箇所の警戒巡視 十一 その他本部長の特命による事項
災対区民課 課長：区民課長	一 管内の災害時要配慮者の保護及び支援に関する事 二 外国人相談に関する事 三 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">四 管内の被災者生活再建支援金の申請受付及び認定に関すること五 管内の生活困窮者に対する保護及び支援六 避難所運営ほか本部長の特命による事項 |
|--|--|

災対台場地区対策室	
課名	事務分掌
災対台場地区対策室 課長：芝浦港南地区 総合支所 まちづくり担当課 長	一 本部長室との連絡 二 管内の災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 三 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 管内のり災証明書の交付 六 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括 七 管内の被害状況の調査 八 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 九 管内の区民避難所（地域防災拠点）等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 十 管内避難所での救援物資の配給 十一 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関する事 十二 管内の遺体の収容及び搬送 十三 管内の道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び災害復旧 十四 管内の障害物の除去 十五 管内の危険箇所の警戒巡視 十六 管内の災害時要配慮者の保護及び支援に関する事 十七 台場地区管内の帰宅困難者への物資の支給等に関する事 十八 外国人相談に関する事 十九 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付 二十 管内の被災者生活再建支援金の申請受付及び認定に関する事 二十一 管内の生活困窮者に対する保護及び支援 二十二 その他本部長の特命による事項

災対産業・地域振興支援部	
課名	事務分掌
災対地域振興課 課長：地域振興課長 補佐：国際化・文化芸術担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 港区国際交流協会への通訳ボランティアの協力要請に関すること 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対産業振興課 課長：産業振興課長 補佐：観光政策担当課長	一 区内の商工業者の被害状況の調査 二 中小企業の災害時融資、相談等に関すること 三 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対税務課 課長：税務課長	一 麻布及び赤坂地区本部管内の救助物資等の輸送に関すること 二 麻布及び赤坂地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力 三 物資集積所の管理に関すること 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対保健福祉支援部	
課名	事務分掌
災対保健福祉課 課長：保健福祉課長 補佐：地域包括ケ ア・ 福祉施設整備担当課 長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 災害ボランティアの活用に係る社会福祉協議会との連携及び支援に関すること 七 東京都からの義援金受領と配分に関すること 八 社会福祉団体との連携及び協力に関すること 九 災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付の総括 十 被災者生活再建支援金の申請受付及び認定の総括 十一 社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置の要請に関すること 十二 所管する災害時要配慮者に対する支援の調整に関すること 十三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対高齢者支援課 課長：高齢者支援課 長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 福祉避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対介護保険課 課長：介護保険課長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 福祉避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対障害者福祉課 課長：障害者福祉課 長	一 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 二 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 三 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 四 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 五 福祉避難所（障害者施設）の開設及び管理運営

	六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災对生活福祉調整課 課長：生活福祉調整課長	一 遺体収容に関する計画づくりと遺体収容所の開設及び管理運営 二 生活困窮者に対する保護及び支援の総括 三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対国保年金課 課長：国保年金課長	一 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救助物資等の輸送に関すること 二 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力 三 物資集積所の管理に関すること 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対みなと保健所	
課名	事務分掌
災对生活衛生課 課長：生活衛生課長	一 本部長室との連絡 二 所内及び他部との連絡調整 三 保健所所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 保健所所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 医療機関の被害状況等の調査及び総括 七 緊急医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送の補助 八 医療救護所等の開設・管理運営の補助 九 医療等の救護活動及び防疫等活動状況の記録の総括 十 港区医師会等医療防疫機関との連絡調整 十一 医療救護班等の派遣要請及び調整 十二 防疫班の編成（災対保健予防課との協力） 十三 検水、食品検査 十四 防疫等活動状況の記録 十五 災害地の感染症予防（災対保健予防課との協力） 十六 災害地の消毒

	<ul style="list-style-type: none"> 十七 消毒に必要な薬剤及び資器材の確保 十八 環境衛生、食品衛生の監視及び指導 十九 動物の保護等に関すること 二十 その他本部長の特命による事項
<p>災対保健予防課</p> <p>課長：保健予防課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関の被害状況等の調査 二 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査 三 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 四 災害医療コーディネーターに関すること 五 緊急医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送 六 台場地区における医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送の補助 七 医療救護所等の開設及び管理運営 八 医療救護班等の編成 九 各医療救護班等との連絡調整及び連携に関すること 十 医療救護、乳幼児救護、保健指導及び栄養指導 十一 医療救護等に必要な医薬品及び資器材の確保 十二 医療等の救護活動状況の記録 十三 防疫班等の編成 十四 防疫等活動状況の記録 十五 災害地の感染症予防 十六 その他本部長の特命による事項
<p>災対健康推進課</p> <p>課長：健康推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 災対保健予防課の補佐 二 所管施設の保全管理並びに被害状況調査等の調査 三 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 四 災害時保健活動に係る災対地区本部との調整に関すること 五 災害時における保健師業務の調整に関すること 六 その他本部長の特命による事項

災対子ども家庭支援部	
課名	事務分掌
災対子ども家庭課 課長：子ども家庭課長 補佐：保育担当課長 補佐：保育・児童施設 計画担当課長 補佐：子ども家庭支援 センター所長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 所管する災害時要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握 七 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対街づくり支援部	
課名	事務分掌
災対都市計画課 課長：都市計画課長 補佐：住宅担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 芝地区本部管内の広域避難場所への応援 七 がれき処理の支援に関すること 八 応急仮設住宅に関する建築資材と労力の確保及び調整 九 応急仮設住宅用地の選定及び同住宅の設営 十 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定 十一 応急仮設住宅の管理 十二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対開発指導課 課長：開発指導課長 補佐：再開発担当課長 補佐：品川駅周辺街づくり担当課長	一 麻布地区本部管内の広域避難場所への応援 二 災対建築課の事務分掌「二」～「八」の補佐 三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対建築課 課長：建築課長 補佐：開発指導課長 補佐：再開発担当課長 補佐：品川駅周辺街づくり担当課長	一 赤坂地区本部管内の広域避難場所への応援 二 被災宅地応急危険度判定に関すること 三 被災建築物応急危険度判定に関すること 四 被災住家の被害調査に関すること 五 応急住宅措置及び応急復旧の技術的指導 六 建築物の被災予防及び補強工事の指導 七 建築物、工作物、がけ等の災害予防及び応急復旧の技術的指導 八 応急復旧現場の危害防止に関すること 九 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対土木課 課長：土木課長 補佐：土木計画担当	一 高輪地区本部管内の広域避難場所への応援 二 道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害情報の集約及び道路等の障害物の除去等の計画づくり 三 各地区所管施設等の被害状況の調査及び復旧の応援 四 各地区所管施設の保全管理の応援

課長 補佐：交通対策担当 課長 補佐：土木施設管理 課長	五 各地区所管内の障害物の除去の応援 六 各地区所管内の危険箇所の警戒巡視の応援 七 土木に関する資機材及び労力の確保 八 各地区所管内の遺体の収容及び搬送の応援 九 水防活動に必要な気象情報の収集 十 水防団体及び水防機関との連絡 十一 応急給水槽（芝・青山・桂坂）の飲料水機器の運転操作の応援 十二 大規模井戸の管理及び機器の運転操作の応援 十三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対土木施設管理課 課長：土木施設管理 課長	一 災対土木課の事務分掌「一」～「十二」の補佐 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対環境リサイクル支援部	
課名	事務分掌
災対環境課 課長：環境課長 補佐：地球温暖化対策担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 六 高輪地区本部管内の広域避難場所への応援 七 環境対策に関すること 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対みなとりサイクル清掃事務所 課長：みなとりサイクル清掃事務所長	一 がれき処理の計画づくり 二 道路障害物及びがれきの収集・運搬 三 ごみ及びし尿の処理 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対企画経営部	
課名	事務分掌
災対企画課 課長：企画課長 補佐：用地・施設活用担当課長 補佐：自治体間連携推進担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 災対防災危機管理室防災課の補佐
災対区長室 課長：区長室長 補佐：区役所改革担当課長	一 報道機関との連絡に関する事 二 広報に関する事 三 広聴に関する事 四 渉外事務に関する事 五 その他本部長の特命による事項
災対財政課 課長：財政課長	一 災害対策予算に関する事 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対施設課 課長：施設課長	一 区施設の応急危険度判定 二 庁舎等公共施設の応急復旧及び修繕 三 本庁舎及び議会棟の保全及び管理 四 避難所等（応急仮設住宅を除く。）の応急整備 五 応急仮設住宅の建設業者の確保に当たっての災対都市計画課への協力 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対防災危機管理室	
課名	事務分掌
災対防災課 課長：防災課長 補佐：危機管 理・生活安全担 当課長 補佐：企画課長 補佐：用地・施 設活用担当課長	一 本部長室の庶務に関すること 二 本部情報及び災害情報の総括 三 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡 四 各部の情報、連絡の調整及び災害対策の指示 五 本部連絡員調整会議に関すること 六 その他本部長の特命による事項

災対総務部	
課名	事務分掌
災対総務課 課長：総務課長 補佐：人権・男女平等参画担当課長	一 本部長室との連絡 二 部内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 その他渉外事務に関すること 六 本庁舎及び議会棟の被害状況等の総括 七 区への義援金の受領及び配分 八 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対情報政策課 課長：情報政策課長	一 電子計算機のシステム維持の管理及び保全 二 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対人事課 課長：人事課長 補佐：人材育成推進担当課長	一 国又は他の地方公共団体からの災害派遣職員に関すること 二 本部職員の動員、服務及び給与等に関すること 三 本部職員の給食に関すること 四 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対契約管財課 課長：契約管財課長	一 災害対策に必要な物資及び資材の調達 二 救援物資の輸送等の指揮・統括 三 災害対策に必要な車両、舟艇等の調達及び配車 四 災害対策のために調達する物資等の検査 五 庁有車の管理及び本部職員の輸送 六 本庁舎及び議会棟の被害状況等の調査 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対会計室	
課名	事務分掌
災対会計室 課長：会計室長	一 本部長室との連絡 二 室内及び他部との連絡調整 三 災害対策に必要な現金及び有価証券の出納保管 四 災害対策に必要な収支命令の審査、執行及び現金の支払いに関すること 五 災害対策に必要な用品及び物品の出納保管 六 部内及び他部に対する応援 七 避難所運営ほか本部長の特命による事項

災対教育委員会事務局	
課名	事務分掌
災対庶務課 課長：庶務課長 補佐：教育政策 担当課長	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 四 所管施設の保安全管理と被害状況等の収集及び報告の総括 五 東京都並びに区教育委員会及び区教育機関との連絡調整 六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対学務課 課長：学務課長 補佐：学校施設 担当課長 補佐：学校整備 担当課長	一 応急教育実施場所の選定及び確保 二 被災児童・生徒の学用品の支給 三 被災学校の保健衛生及び給食実施の調整 四 学校施設の応急補修等 五 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対生涯学習推 進課 課長：生涯学習 推進課長	一 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 二 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 三 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対図書・文化 財課 課長：図書・文 化財課長	一 所管施設の保安全管理並びに被害状況等の調査 二 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護 三 文化財の被害状況等の調査 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対指導室 課長：指導室長	一 応急教育実施の指導 二 児童・生徒の被災状況の把握の総括 三 被災幼児及び児童・生徒の生活指導の統括 四 学校の教育経営に関する支援 五 教職員の動員、服務管理等の統括

	六 避難所運営ほか本部長の特命による事項
災対区立幼稚園、小・中学校 園長、校長	一 応急教育の実施 二 幼児及び児童生徒の保護・誘導と応急救護並びに保護者との連絡 三 被災幼児及び児童・生徒の生活指導 四 施設・設備の被害状況の調査・報告 五 学校教育の早期再開の実施 六 避難所の開設及び管理運営に対する協力 七 その他本部長の特命による事項
災対選挙管理委員会事務局	
課名	事務分掌
災対選挙管理委員会事務局 課長：選挙管理委員会事務局長	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 災対高輪地区本部協働推進課の補佐

災対監査事務局	
課名	事務分掌
災対監査事務局 課長：副参事（監査担当）	一 本部長室との連絡 二 局内及び他部との連絡調整 三 災対芝浦港南地区本部協働推進課の補佐

災対区議会事務局	
課名	事務分掌
災対区議会事務局	一 本部長室との連絡

課長：区議会事務局長	二 局内及び他部との連絡調整 三 区議会との連絡調整 四 避難所運営ほか本部長の特命による事項
------------	---

※いずれの課も事務を遂行中であっても、急を要する区民等の人命救助が必要な場合はそれを優先することとします。

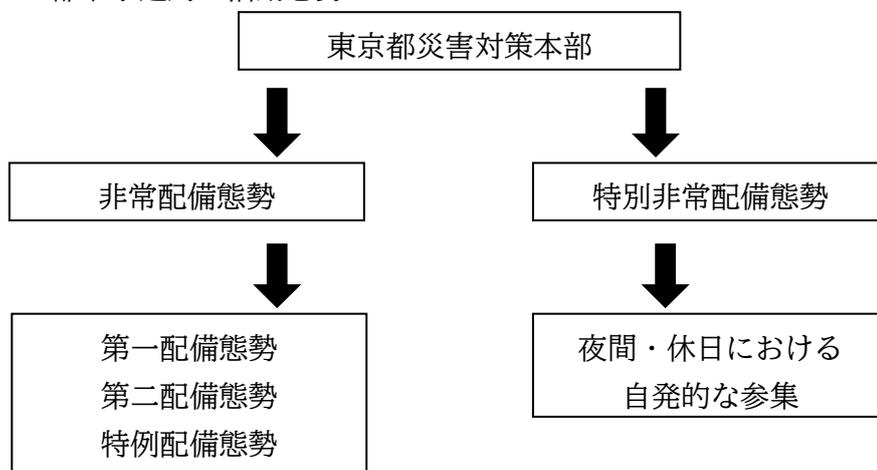
水3-3 都水道局の活動態勢

平成28年4月現在

事業所 態勢	中央支所	港営業所
第1 非常配備態勢	75 名	7 名
第2 非常配備態勢	74	7
第3 非常配備態勢	84	7

(注) 中央支所については、千代田区、中央区、港区、豊島区、文京区、台東区の6区を所管
港営業所数値は、中央支所のうち数

水3-4 都下水道局の活動態勢



2 中部下水道事務所非常配備態勢動員表

	第一配備態勢 居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職	第二配備態勢 居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	特例配備態勢 居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員
管 理 職	7	—	—
お客さまサービス課	7	9	16
芝浦水再生センター	33	13	13
庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課	37	34	36
小 計	84	56	65

※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する

※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う

水3-5 都交通局の活動態勢

(都営浅草線災害救助隊編成表)

平成28年4月1

日現在

		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
高輪台	日 中	当務助役 1		鉄道営業 1	鉄道営業 1		3
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3
泉岳寺	日 中	// 1	助役 1	// 3	// 2	鉄道営業 1	8
	早朝夜間	// 1	// 1	// 2	// 2	// 1	7
三 田	日 中	// 1		// 2	// 2	// 1	6
	早朝夜間	// 1		// 1	// 2	// 1	5
大 門	日 中	// 1		// 2	// 2	// 1	7
	早朝夜間	// 1		// 1	// 2	// 1	5
新 橋	日 中	// 1	助役 1	// 2	// 1	// 1	6
	早朝夜間	// 1	// 1	// 2	// 1	// 1	6

(都営三田線災害救助隊編成表)

平成28年4月1

日現在

		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
三 田	日 中	当務助役 1	助役 1	鉄道営業 1	鉄道営業 1	鉄道営業 1	5
	早朝夜間	// 1	// 1	// 1	// 1	// 1	5
芝公園	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4
御成門	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	当務助役 1		// 1	// 1	// 1	4
内幸町	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4

(都営大江戸線災害救助隊編成表)

平成28年4月1

日現在

		指揮	連絡	消火・防火	誘導救護	非常持出	計
青山一丁目	日 中	当務助役 1	助役 1	鉄道営業 3	鉄道営業 2	鉄道営業 1	8
	早朝夜間	// 1	// 1	// 3	// 2	// 1	8
六本木	日 中	// 1	// 1	// 3	// 3	// 1	9
	早朝夜間	// 1	// 1	// 3	// 3	// 1	9
麻 布 十 番	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3
赤羽橋	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1		3

大 門	日 中	// 1	助役 1	// 1	// 1	鉄道営業 1	5
	早朝夜間	// 1	// 1	// 1	// 1	// 1	5
汐 留	日 中	// 1		// 1	// 1	// 1	4
	早朝夜間	// 1		// 1	// 1	// 1	4

水3-6 東京国道事務所の活動態勢

(1) 災害対策支部の設置及び体制表

項目 区分	体制基準	支部の設置
震災対策支部	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置 (通常勤務)
	警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
風水害対策支部	待機(連絡体制) ① 台風の接近において、道路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置準備
	注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予報)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑤ 局地的になる場合 ⑥ 記録的短時間大雨情報及び土砂災害警戒情報等の発表により避難勧告等が発生する恐れがある場合 ⑦ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害(被害)の発生が予想される ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合	支部設置

(2) 災害対策支部 各班の所掌事務一覧

班名	掛名	
統括班	総合体制掛	・支部体制の発表及び解除 ・支部長指令の管理、本部長指令の受信、周知 ・道路監視施設(ITV)の操作等 ・災害対策室内活動状況の記録
総務班	総務厚生掛	・職員の人事管理に関する事 ・食料、仮眠施設の設営及び庶務一般 ・救急医療業務に関する事 ・職員及び家族の安全・宿舍等の損傷の有無に関する事
	調整掛	・他事務所、防災エキスパート、ボランティア等の受入れに関する事 ・被災者、家族及び関係機関への対応、支援等 ・用地の確保
資材班	経理掛	・経理事務一般
	資材掛	・燃料の安定供給に関する協定に伴う調整、手続き、供給車両票の発行及び障害物除去に関する協定に伴う手続き ・物資の確保、調達、整備、配給等
広報班	広報担当掛	・記者発表の準備、本局・関係機関・支所への発表資料の送付、ホームページ ・東国ツイッターへの投稿等
	広報調整掛	・TV、ラジオ等の情報入手及び被災情報等の入手 ・発表用資料の作成及び内容調整
情報班	情報連絡掛	・本部、支部、関係機関との連絡、報告等 ・道路施設等の安全管理、管理施設の操作に関する指令
	情報管理掛	・情報伝達機器(情報板)の操作体制の起案等 ・道路施設等の情報把握 ・道路管理施設の操作に関する起案等
管理班	占用掛	・占用企業関係の復旧計画、規制状況等の把握 ・占用関係一般に関する事
	交通規制掛	・迂回路の検討、指示、これに伴う渉外に関する事 ・交通規制の検討及び実施等に関する事
対策班①②	被害調査掛	・施設点検及び被害の状況把握、調査に関する事
	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保 ・被害概算額の算出 ・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関する事
施設対策班	被害調査掛	・庁舎、宿舍等の詳細点検、被害状況の把握、調査等に関する事
	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保 ・被害概算額の算出 ・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関する事
電気通信班	電気通信掛	・電源の確保、電送機記の保守、管理に関する事 ・通信回線の確保及び情報機器の保守、管理に関する事
機械班	機械管理掛	・人員、機材の輸送等に関する事 ・機械設備の状況把握 ・運転の確保、調達及び施設操作の対応に関する事 ・障害物除去等に関する協定の調整
支所	総務掛	・庶務、厚生、経理、資材一般、配車等に関する事
	管理掛	・指令、情報等の受理報告 ・支部及び関係機関との連絡、予警報等の通報等 ・点検巡視、被害調査、観測の手配及び実施等 ・迂回路の検討、交通規制の実施等 ・占用関係一般 ・復旧用資機材の事前調査、災害対策の立案、指導、実施、監督等 ・電源、通信回線の確保、管理施設の操作等

水3-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発身後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

水3-8 主たる注意報及び警報

令和3年6月8日現在
発表官署 気象庁

港区	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	23区西部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	27	
		土壌雨量指数基準	180	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	渋谷川・古川[渋谷橋・四ノ橋]	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	2.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	127	
	洪水	流域雨量指数基準	古川流域=7.5	
		複合基準*1	古川流域=(11, 6.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	13m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%			
なだれ				
低温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下			
霜	4月10日~5月15日 最低気温2℃以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

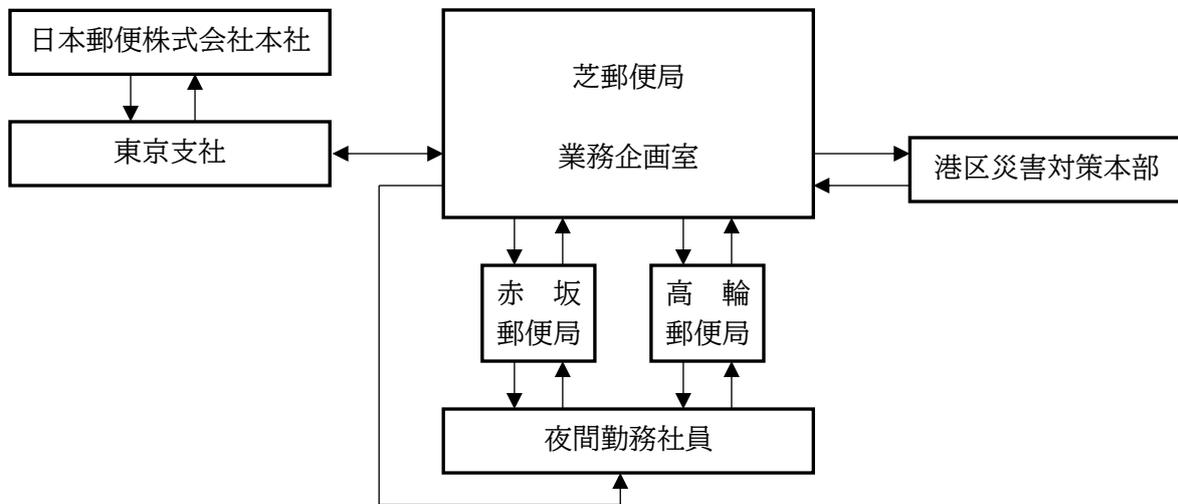
*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

水3-9 水防関係機関の所在地並びに電話番号一覧

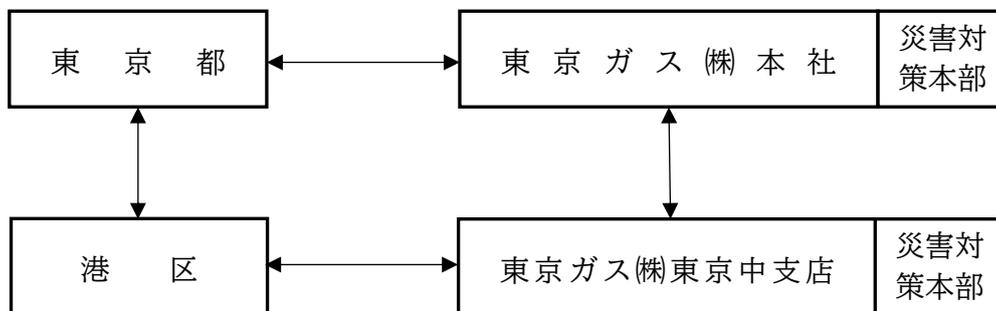
	名称	電話番号	所在地	
国	国土交通省関東地方整備局 水災害予報センター	048-600-1947	さいたま市中央区新都心2-1	
	国土交通省東京国道事務所	3512-9090 (代表)	千代田区九段南1-2-1	
	東京国道事務所代々木出張所	3374-9451	渋谷区代々木4-30-8	
	東京国道事務所品川出張所	3799-6315	品川区八潮1-1-3	
都	東京都建設局河川部防災課	5320-5431	新宿区西新宿2-8-1	
	東京都第一建設事務所	3542-1292	中央区明石町2-4	
	東京都第一建設事務所港工区	3452-1464	港区三田1-2-13	
	東京都東京港建設事務所高潮対策センター	3521-3013	江東区辰巳1-1-33	
	東京都東京港建設事務所第二高潮対策センター	3471-7818	港区港南3-9-56	
警察	愛宕警察署	3437-0110	港区新橋6-18-12	
	三田警察署	3454-0110	港区芝浦4-2-12	
	高輪警察署	3440-0110	港区高輪3-15-20	
	麻布警察署	3479-0110	港区六本木6-2-37	
	赤坂警察署	3475-0110	港区赤坂4-18-19	
	東京湾岸警察署	3570-0110	江東区青海2-7-1	
消防	芝消防署	3431-0119	港区東新橋2-13-7	
	麻布消防署	3470-0119	港区元麻布3-4-42	
	赤坂消防署	3478-0119	港区南青山2-16-9	
	高輪消防署	3446-0119	港区白金2-4-12	
区	港区街づくり支援部土木課道路橋りょう係	3578-2111 (代表) 3578-2320 (直通)	港区芝公園1-5-25	
	港区芝地区総合支所協働推進課土木係	3578-3111 (代表) 3578-3131 (直通)	港区芝公園1-5-25	
	港区麻布地区総合支所協働推進課土木係	3583-4151 (代表) 5114-8803 (直通)	港区六本木5-16-45	
	港区赤坂地区総合支所協働推進課土木係	5413-7011 (代表) 5413-7015 (直通)	港区赤坂4-18-13	
	港区高輪地区総合支所協働推進課土木係	5421-7611 (代表) 5421-7615 (直通)	港区高輪1-16-25	
	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課土木係	3456-4151 (代表) 6400-0032 (直通)	港区芝浦1-16-1	
	電気	東京電力パワーグリッド(株)銀座支社	03-6374-3914	港区芝公園2-2-4

ガス	東京ガス(株)中央支店 お客さまセンター	5722-2602 3344-9100 (時間 外)	目黒区目黒3-1-3
水道	都水道局中央支所 都水道局港営業所	3256-6186 5444-2091	千代田区内神田2-1-12 港区三田1-3-27
下水道	都下水道局中部下水道事務所 都下水道局中部下水道事務所港出張所 都下水道局東部第一下水道事務所江東出張所	3270-8317 3798-5243 3645-9273	千代田区大手町2-6-2 港区三田2-20-14 江東区東陽7-1-14
通信	NTTエムイーサービス東京事業部銀座立会センター NTTエムイーサービス東京事業部雪ヶ谷立会センター	3575-1321 5499-9181	中央区銀座8-2-7 大田区石川町2-1-7

水3-10 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図



水3-11 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図



通信情報連絡系統図

水3-12 水防活動報告表

<速報版>

水防活動報告表

都様式-2

水防管理団体・ 建設事務所名				平成 年 月 日 時現在	
担当部所連絡先		部	課 係	TEL FAX	報告者
水防活動実施箇所		左 川 岸 右 地先			
地名・住所		区市 町村			
活動日時		自 月 日 時 ~ 至 月 日 時			
出勤人員		職 員		消防団	
		人		人	
水防活動の概況およ び工法		工 法			
		延 長		m	
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の状況	
				水防関係者の 死 傷 状 況	
通 信 欄					

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設局河川部防災課にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

建設局河川部防災課 TEL 03-5320-5431

FAX 03-5388-1534

水3-13 被害報告表

<速報版>

被害報告表

都様式一

1

建設事務所・市区町村 名		第 報	報告者名		平成 年 月 日 時現在	
担当部所・連絡先	TEL		災害発生年月日		自平成 年 月 日： 月 日	
工 種	建設事務所		区市町村		備 考	
	箇所数	金額（千 円）	箇所数	金額（千 円）		
河 川						
海岸（港湾に係るもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道 路						
橋 梁						
港 湾						
下水道						
公 園						
計						
主 な 施 設 被 害						
道 路 ・ 橋 梁 を 除 く	区分 河川・海岸名等	被災位置 (区市町村地名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	被害の状況等(原因、状況等)

主 な 施 設 被 害								
主 な 道 路 ・ 橋 梁 施 設 被 害	区分路線名	被災位置 (区市町村地名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	迂 回 路 の 有 無	交通規制 月 日 全面・一 部	被 害 状 況 等 (原因、状況、バス路 線・孤立集落の有 無)

異常気象等で公共土木施設に被害が発生し、災害復旧を申請したい場合はFAXで建設局河川部防災課に報告すること

被災直後や被災状況を確認中の場合には、その項目を「調査中」として報告してもよい。

第1報は、被災後すみやかに提出すること。その後、被災状況を確認次第、情報を更新し報告すること。

その他不明な点は、建設局河川部防災課に問合せ下さい。

〔問合せ先〕

建設局河川部防災課 TEL 03-5320-5431

FAX 03-5388-1534